

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年3月26日

**【計算期間】** 第17期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

**【発行者名】** 日本リート投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 杉田 俊夫

**【本店の所在の場所】** 東京都港区新橋一丁目18番1号

**【事務連絡者氏名】** 双日リートアドバイザーズ株式会社  
財務企画本部 業務企画部長 石井 崇弘

**【連絡場所】** 東京都港区新橋一丁目18番1号

**【電話番号】** 03-5501-0080

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【投資法人の概況】

##### (1)【主要な経営指標等の推移】

###### ①主要な経営指標等の推移

期別		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2016年6月	2016年12月	2017年6月	2017年12月	2018年6月
営業収益	百万円	6,607	6,836	6,947	7,553	7,225
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(6,600)	(6,804)	(6,906)	(7,142)	(7,177)
営業費用	百万円	3,319	3,309	3,250	3,438	3,389
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(2,631)	(2,606)	(2,530)	(2,679)	(2,664)
営業利益	百万円	3,287	3,527	3,696	4,115	3,835
経常利益	百万円	2,944	3,055	3,218	3,608	3,329
当期純利益	百万円	2,944	3,054	3,218	3,607	3,329
総資産額	(a) 百万円	225,842	226,398	226,434	230,417	230,689
純資産額	(b) 百万円	112,263	112,389	112,540	112,924	112,639
出資総額	百万円	109,285	109,285	109,285	109,285	109,285
発行済投資口の総口数	(c) 口	391,760	391,760	391,760	391,760	391,760
1口当たり純資産額	(b)/(c) 円	286,562	286,883	287,268	288,248	287,522
分配総額	(d) 百万円	2,945	3,055	3,219	3,608	3,329
1口当たり当期純利益	円	7,515	7,797	8,215	9,209	8,498
1口当たり分配金額	(d)/(c) 円	7,519	7,800	8,217	9,211	8,500
(うち1口当たり利益分配金)	円	(7,519)	(7,800)	(8,217)	(9,211)	(8,500)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
総資産経常利益率	(注4) %	1.3	1.4	1.4	1.6	1.4
(年換算)	(注4) %	(2.6)	(2.7)	(2.9)	(3.1)	(2.9)
自己資本利益率	(注4) %	2.6	2.7	2.9	3.2	3.0
(年換算)	(注4) %	(5.3)	(5.4)	(5.8)	(6.3)	(6.0)
自己資本比率	(b)/(a) %	49.7	49.6	49.7	49.0	48.8
配当性向	(注4) %	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
[その他参考情報]						
期末投資物件数	件	65	65	65	66	66
期末総賃貸可能面積	m <sup>2</sup>	255,396.84	255,393.62	255,398.17	255,783.88	255,531.31
期末テナント数	(注5) 件	946	966	978	1,242	1,239
期末稼働率	%	95.9	98.8	99.8	99.8	99.5
当期減価償却費	百万円	743	753	734	751	776
当期資本的支出額	百万円	326	466	396	1,086	893
賃貸NOI (Net Operating Income)	百万円	4,713	4,952	5,111	5,215	5,292
(注4)						
1口当たりFFO						
(Funds from Operations)	円	9,414	9,726	10,091	10,170	10,489
(注4)						
有利子負債額	(e) 百万円	103,570	103,570	103,570	106,170	106,170
期末総資産有利子負債比率	(e)/(a) %	45.9	45.7	45.7	46.1	46.0
当期運用日数	日	182	184	181	184	181

期別		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2018年12月	2019年6月	2019年12月	2020年6月	2020年12月
営業収益	百万円	8,458	8,982	8,634	8,658	10,127
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(8,458)	(8,488)	(8,628)	(8,651)	(8,804)
営業費用	百万円	3,818	4,027	3,992	3,884	4,038
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(3,039)	(3,168)	(3,165)	(3,050)	(3,159)
営業利益	百万円	4,640	4,955	4,642	4,774	6,088
経常利益	百万円	3,840	4,326	4,000	4,151	5,444
当期純利益	百万円	3,839	4,326	4,000	4,151	5,443
総資産額	(a) 百万円	269,146	270,269	270,279	270,060	277,192
純資産額	(b) 百万円	130,378	130,863	130,536	130,687	131,978
出資総額	百万円	126,515	126,515	126,515	126,515	126,515
発行済投資口の総口数	(c) 口	449,930	449,930	449,930	449,930	449,930
1口当たり純資産額 (b)/(c)	円	289,774	290,853	290,126	290,461	293,331
分配総額	(d) 百万円	3,840	4,326	4,000	4,151	5,444
1口当たり当期純利益	円	8,546	9,615	8,890	9,226	12,098
1口当たり分配金額 (d)/(c)	円	8,536	9,617	8,892	9,228	12,100
(うち1口当たり利益分配金)	円	(8,536)	(9,617)	(8,892)	(9,228)	(12,100)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
総資産経常利益率 (注4)	%	1.5	1.6	1.5	1.5	2.0
(年換算)	(注4) %	(3.0)	(3.2)	(2.9)	(3.1)	(3.9)
自己資本利益率 (注4)	%	3.2	3.3	3.1	3.2	4.1
(年換算)	(注4) %	(6.3)	(6.7)	(6.1)	(6.4)	(8.2)
自己資本比率 (b)/(a)	%	48.4	48.4	48.3	48.4	47.6
配当性向 (注4)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
[その他参考情報]						
期末投資物件数	件	87	90	90	90	100
期末総賃貸可能面積	m <sup>2</sup>	306,621.28	310,783.33	310,766.26	310,770.64	316,713.84
期末テナント数 (注5)	件	1,878	2,023	2,028	2,008	2,396
期末稼働率	%	99.1	99.1	99.4	98.6	97.6
当期減価償却費	百万円	907	947	965	992	1,016
当期資本的支出額	百万円	1,420	519	1,044	415	398
賃貸NOI (Net Operating Income) (注4)	百万円	6,335	6,267	6,431	6,593	6,664
1口当たりFFO (Funds from Operations) (注4)	円	10,573	10,628	11,049	11,438	11,439
有利子負債額 (e) 百万円	百万円	126,170	126,870	126,870	126,870	132,620
期末総資産有利子負債比率 (e)/(a)	%	46.9	46.9	46.9	47.0	47.8
当期運用日数	日	184	181	184	182	184

(注1) 日本リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の計算期間は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各6か月間です。

(注2) 記載未満の端数について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

(注3) 営業収益等には消費税等は含まれていません。

(注4) 記載した指標は以下の方法により算定しています。なお、年換算は、各営業期間の日数によりそれぞれ年換算した数値を記載しています。

総資産経常利益率	経常利益 ÷ 平均総資産額 × 100
	平均総資産額 = (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2
自己資本利益率	当期純利益 ÷ 平均純資産額 × 100
	平均純資産額 = (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2
配当性向	1口当たり分配金 (利益超過分配金は含みません) ÷ 1口当たり当期純利益 × 100 なお、第13期は新投資口の発行を行っていることから次の算式により算出しています。 分配金総額 (利益超過分配金は含みません) ÷ 当期純利益 × 100
賃貸NOI (Net Operating Income)	当期不動産賃貸事業損益 (賃貸事業収益 - 賃貸事業費用) + 減価償却費 + 固定資産除却損
1口当たりFFO (Funds from Operations)	(当期純利益 + 減価償却費 + 固定資産除却損 + 繰延資産償却費 - 不動産等売却損益) ÷ 発行済投資口の総口数 なお、第11期に発生した不動産等交換差益は不動産等売却損益として算出しています。

(注5) 各期末時点における取得済資産に係る各賃貸借契約に表示された各建物毎の賃貸借契約上のテナント数 (倉庫、看板、駐車場等は含みません。) の合計を記載しています。なお、当該資産につきパス・スルー型のマスターリース契約が締結されている場合には、テナント数 (倉庫、看板、駐車場等は含みません。) はエンドテナントの総数を用いて算出しています。

## ② 事業の状況

### (イ) 業績等の概要

#### a. 投資法人の主な推移

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。) (以下「投信法」といいます。) に基づき、ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 (現 双日リートアドバイザーズ株式会社 (以下「本資産運用会社」といいます。)) を設立企画人として、2010年9月8日に設立され、2010年10月26日関東財務局への登録が完了されました (登録番号関東財務局長第72号)。

本投資法人は、2014年4月23日に公募による新投資口の発行 (144,200口) を行い、翌24日付で株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 不動産投資信託証券市場に上場しました (銘柄コード3296)。

その後、本投資法人は、2015年2月に第1回公募増資、2015年3月に第三者割当増資、2015年7月に第2回公募増資及び第三者割当増資、2018年7月に第3回公募増資及び第三者割当増資を実施しており、当期末 (2020年12月31日) 現在の発行済投資口の総口数は449,930口となっています。

#### b. 運用実績

##### i. 投資環境

当期 (2020年12月期) の日本経済は、2020年第2四半期 (7月～9月) の実質GDP成長率 (2次速報値) が前期比実質5.3% (年率22.9%) と3期振りのプラス成長となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、非製造業を中心として、業況判断に慎重さが見られるとともに、雇用情勢も弱含むことで、個人消費の持ち直しの動きに足踏みがみられる等、依然として厳しい状況にあります。直近では、製造業受注が持ち直し輸出が増加することで、国内企業物価が穏やかに上昇している等の景況感の持ち直しの動きも見られます。日本経済の先行きについては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策が講じられる中で、各種政策の効果や海外経済動向の改善もあって、景況感の持ち直しの動きが続くことが期待されます。但し、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分留意し、金融資本市場の変動等の影響にも注視していく必要があります。

オフィスの賃貸市場については、三鬼商事株式会社が公表した都心5区 (千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区) の2020年12月末時点の空室率は4.49%であり、前年同月比2.94%上昇しました。また、同地区の2020年12月末時点の坪当たり平均賃料は21,999円と前年同月比0.9%の下落となり、2020年7月以来下落傾向が続いており、今後の動向についても注視していく必要があります。

住宅の賃貸市場については、稼働率・賃料水準とも概ね安定した状況が継続していますが、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としてテレワークやリモート授業への移行が進み、オフィスワーカーや学生の転居が延期される等の影響により、東京都心部の人口移動がそれまでの転入超過から転出超過へと転換したこと等から、賃貸住宅の需給環境についても注視していく必要があります。

商業施設の賃貸市場については、新型コロナウイルス感染拡大防止策としての経済活動の制限を背景とし

て、引き続き弱含んでいます。経済産業省公表の2020年12月の商業動態統計（速報値）によると、小売業販売額が前年同月比0.3%の減少となりました。スーパー（既存店）の販売額が前年同月比1.6%増加する一方で、百貨店（既存店）の販売額は前年同月比13.0%の減少となり、いずれにおいても衣料品や身の回り品の販売額が大幅に減少しました。

今後については、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークなどの働き方改革や生活スタイルの変化が、不動産賃貸市場に与える影響の範囲や程度について注視する必要があります。

また、不動産売買市場については、世界的な低金利環境下での資産運用ニーズが高いことや日本での不動産賃貸市場の相対的底堅さなどを背景に、上場REITや私募REIT、不動産会社等の国内投資家並びに海外投資家の物件取得意欲は依然として旺盛であり、優良物件の期待利回りは低水準で推移し、取引価格の高止まりの状態が続いています。

#### ii. 外部成長

本投資法人は前期末（2020年6月30日）時点で、合計90物件の運用資産（取得価格合計249,243百万円）を保有していました。

当期（2020年12月期）においては、2020年10月から11月にかけて物件の入換えを実施し、以下のとおり、運用資産3物件の譲渡（譲渡価格合計9,324百万円）及び13物件の取得（取得価格合計13,796百万円）を行いました。

取引	物件番号	物件名称	譲渡価格又は取得価格 (百万円) (注)	譲渡日又は取得日
取得	A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	1,311	2020年10月30日
取得	A-69	リードシー目黒不動前	1,220	2020年10月30日
取得	A-70	ザ・スクエア	1,080	2020年10月30日
取得	B-25	ラルテ中津	565	2020年10月30日
取得	B-26	シティヒルズ安堂寺	1,750	2020年10月30日
取得	B-27	エルミタージュ新栄	1,150	2020年10月30日
取得	B-28	サン・名駅南ビル	950	2020年10月30日
取得	B-29	天神東レジデンス	913	2020年10月30日
譲渡	A-34	目白NTビル	3,920	2020年11月17日
譲渡	A-36	三井ウッディビル	3,246	2020年11月17日
譲渡	C-2	光明池アクト	2,158	2020年11月17日
取得	A-71	築地フロント	825	2020年11月20日
取得	A-72	八丁堀リバーゲート	835	2020年11月20日
取得	B-30	DeLCCS KASAI	1,320	2020年11月20日
取得	B-31	セレニテ新大阪	1,148	2020年11月20日
取得	B-32	マリオン城西	729	2020年11月20日

(注) 「譲渡価格又は取得価格」は、売買契約書に記載された各不動産信託受益権の売買代金額を記載しています。なお、売買代金額には、消費税及び地方消費税並びに譲渡又は取得に要した諸費用又は要する諸費用は含まれておらず、百万円未満を切捨てて記載しています。

その結果、当期末現在のポートフォリオは、オフィス（注1）67物件（取得価格合計191,937百万円）、住宅（注2）31物件（取得価格合計55,349百万円）、商業施設（注3）2物件（取得価格合計8,120百万円）の合計100物件（取得価格合計255,406百万円）及び匿名組合出資持分2件（出資額合計120百万円、出資先運用資産数合計10物件）となっており、本投資法人が保有する合計100物件の総賃貸面積は309,182.27㎡、稼働率は

97.6%となっています。

(注1) 「オフィス」とは、主たる用途が事務所であるオフィスビルをいいます。以下同じです。

(注2) 「住宅」とは、主たる用途が住居である賃貸住宅（運営者がその全部又は重要な部分を一括賃借する寮、社宅及びサービスアパートメントを含みます。）をいいます。以下同じです。

(注3) 「商業施設」とは、主たるテナントが商業テナント（物販・飲食・サービス業、アミューズメント施設等）からなる不動産をいいます。以下同じです。

なお、本投資法人は、スポンサーである双日株式会社から2020年1月31日付で優先交渉権の付与を受けた6物件（優先交渉価格4,330百万円）について、優先交渉権を再付与されました（注）。

(注) 優先交渉権を再付与された6物件のうち2物件（マイスターハウス川崎、リエス鶴舞）については、2021年2月18日付で、不動産信託受益権を取得することを決定し、2021年2月26日に取得が完了しました。詳細は、後記「(ハ) 決算後に生じた重要な事実 a. 資産の取得」をご参照ください。

### iii. 内部成長

本投資法人は、ポートフォリオの資産価値を維持・向上する運営管理を重視し、新規及び既存テナントに対する積極的な営業活動を展開するとともに、既存テナントとのリレーション強化によりテナントニーズや物件毎の特性を踏まえた物件競争力の向上に繋がる施策を実施しました。こうした取組みにより、当期末現在のポートフォリオの稼働率は97.6%と高水準を維持しています。

## c. 資金の調達

### i. 借入れ及び返済

2020年7月21日に返済期限の到来した借入金11,000百万円のリファイナンスにあたり、同日付で11,000百万円の借入れを行いました。

新規物件の取得資金及びその関連費用の支払の一部に充当するため、2020年10月30日付で8,450百万円の借入れを行いました。また、2020年11月17日付の物件の譲渡代金を原資として、2020年12月2日付で2,700百万円の借入金の期限前返済を行いました。

その結果、2020年12月31日現在の有利子負債残高は132,620百万円となり、総資産に占める有利子負債の割合（LTV）は47.8%となりました。

### ii. 格付

2020年12月31日現在の本投資法人の格付の取得状況は以下のとおりです。

信用格付業者	格付内容	格付の方向性
株式会社日本格付研究所	長期発行体格付：A	ポジティブ

## d. 業績及び分配

上記の運用の結果、当期の業績は、営業収益10,127百万円、営業利益6,088百万円、経常利益5,444百万円、当期純利益5,443百万円となりました。

分配金については、投資法人に係る課税の特例規定（租税特別措置法第67条の15）が適用されるように、また、当期末処分利益を超えず、かつ法人税等の発生による投資主負担を最小限に抑えられる範囲で、発行済投資口の総口数449,930口の整数倍となる5,444,153,000円を利益分配金として分配することとし、投資口1口当たりの分配金を12,100円としました。

(ロ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

a. 基本方針

本投資法人は、「投資主との利害一致の徹底的な追求」を企業理念として、総合型リートの特性を活かし、収益の成長性及び安定性を重視し、投資主目線でマーケット環境に応じた機動的かつタイムリーな投資を行い、投資主価値の最大化を図るため、以下の施策に取り組む方針です。

b. 外部成長戦略

本投資法人は、今後の日本経済及び不動産市況の動向を勘案し、より多くの適切な投資機会を確保しつつ、異なる収益特性を有する資産の組合せによるリスク分散のため、「日本の社会に深く根付いた3つの投資対象（オフィス・住宅・商業施設）」、特に需給バランスと分散に着眼した都心中規模オフィス（注）を主な投資対象とし、住宅及び商業施設にも投資する総合型のポートフォリオの構築を図ります。

また、本投資法人は、本資産運用会社独自の物件取得ネットワークを基盤とし、メインスポンサーである双日株式会社（以下「双日」といいます。）、サブスポンサーであるクッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社（以下「クッシュマン」といいます。）及びアジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下「アジリティー」といいます。）といったスポンサー各社の不動産投資におけるネットワークも活用し、第三者からの相対取引を中心とした物件取得を通じて資産規模を拡大し、外部成長を図っていきます。

さらに、本投資法人は、第三者からの物件取得に際して、メインスポンサーである双日によるウエアハウジングを通じた物件の一時的保有及び治癒機能、並びにスポンサー各社が組成に関与するブリッジファンドによる物件の一時的保有機能の提供を受けることを検討し、かかる機能の提供を受けることで物件取得機会の逸失を回避し、成長機会の最大化を目指します。

(注)「都心中規模オフィス」とは、都心6区（後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (イ) ポートフォリオ構築方針の基本的考え方（成長性及び安定性を重視したポートフォリオの構築）」において定義します。）に所在する中規模オフィスをいいます。「中規模オフィス」とは、延床面積が7,000坪未満のオフィスをいいます。

c. 内部成長戦略

本投資法人は、本資産運用会社の役職員がスポンサー各社での業務で培った独自のネットワークと知見に基づき、ポートフォリオ及び個別物件の特性に応じた競争力の維持・向上のための資産運用を行います。また、主としてメインスポンサーの双日の子会社である双日総合管理株式会社（以下「双日総合管理」といいます。なお、2021年1月1日付で双日ライフワン株式会社に社名を変更しています。以下同じです。）に対して、運用資産のプロパティ・マネジメント業務（以下「PM業務」といいます。）及びビル・マネジメント業務（以下「BM業務」といいます。）を委託することで、同社の実績に基づく知見の活用及び規模の経済を通じたコスト削減効果により、稼働率の維持及び収益力の向上を図っていきます。

また、日常の管理運営業務に加えて、リノベーションや計画的修繕に関しても、適切なプロセスを前提に主として双日総合管理を委託先として活用し、同社の大規模修繕コンサルティング等により培われた知見に基づく、建物診断から修繕設計、施工業者選定、工事管理までの一貫したサポートとともに、費用対効果を十分に考慮の上、工事の優先順位やコストの適正化に配慮した効率的かつ計画的な修繕を行うことで、運用資産の価値の維持・向上を図っていきます。

さらに、オフィスのリーシング計画については、サブスポンサーのクッシュマンから提供される各種データ等を参考に、新規募集賃料及び既存テナントの更改賃料を設定し、また新規テナント候補への営業方針を定めることで機動的なリーシング活動を行っていきます。

d. 財務戦略

本投資法人は、中長期的に安定した財務基盤を構築するため、分散され、バランスのとれた資金調達を行うことを財務戦略の基本方針としています。

有利子負債については、LTVの上限について60%を目途としていますが、当期末現在における本投資法人のLTVは47.8%であり、45%から55%の間の水準で推移させることを当面のLTV水準に関する方針としています。

また、借入先については、当期末現在のシンジケートローン団を中心とした強固なバンクフォーメーションを維持していきます。

(ハ) 決算後に生じた重要な事実

a. 資産の取得

本投資法人は、以下のとおり、6物件の不動産信託受益権を取得しました。

物件名称	所在地	取得日	取得価格 (百万円) (注1)	取得先
天翔新橋5丁目ビル	東京都港区	2021年2月25日	1,200	合同会社NRTグロース14
メゾン・ディーノ	東京都墨田区	2021年2月26日	700	非開示(注2)
マイスターハウス川崎	神奈川県川崎市	2021年2月26日	709	双日株式会社
リエス鶴舞	愛知県名古屋	2021年2月26日	1,082	双日株式会社
小松原山元マンション	鹿児島県鹿児島市	2021年2月26日	670	非開示(注2)
ベレーサ金山	愛知県名古屋	2021年3月1日	702	非開示(注2)
合計			5,063	—

(注1) 「取得価格」は、売買契約書に記載された各不動産信託受益権の売買代金額を記載しています。なお、売買代金額には、消費税及び地方消費税並びに取得に要した又は要する諸費用は含まず、いずれも百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 取得先より承諾が得られていないことから非開示としています。

b. 資産の譲渡

本投資法人は、以下のとおり、2021年2月18日付で、4物件の不動産信託受益権を譲渡することを決定し、売買契約書を締結しました。そのうち、東池袋センタービル、FORECAST内神田及び丸の内三丁目ビルの3物件について、2021年2月25日付で譲渡が完了しました。

物件名称	所在地	譲渡(予定)日	譲渡(予定)価格 (百万円) (注1)	帳簿価額 (百万円) (注2)	譲渡先
東池袋センタービル	東京都豊島区	2021年2月25日	非開示(注3)	2,649	非開示(注3)
FORECAST内神田	東京都千代田区	2021年2月25日	非開示(注3)	1,277	非開示(注3)
丸の内三丁目ビル	愛知県名古屋	2021年2月25日	非開示(注3)	1,643	非開示(注3)
東信東池袋ビル	東京都豊島区	2021年7月1日から 2021年12月31日 までの間で別途合意 する日(注4)	非開示(注3)	990	非開示(注3)
合計			8,056	6,560	—

(注1) 「譲渡(予定)価格」は、売買契約書に記載された各不動産信託受益権の売買代金額を記載しています。なお、売買代金額には、消費税及び地方消費税並びに譲渡に要した又は要する諸費用は含まず、いずれも百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 2020年12月31日時点の帳簿価額を記載しています。なお、百万円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 譲渡先より承諾が得られていないことから非開示としています。

(注4) 本書の日付現在未確定です。なお、本物件に関する売買契約書は、金融庁の定める「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定されるフォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているもの、その他これに類する契約をいいます。以下同じです。)に該当します。当該売買契約書においては、相手方による故意又は過失による重大な当該売買契約書上の義務の違反があったときは、当該義務の違反により契約の目的を達成できない場合に限り、催告の上、解除することができることとされており、その場合、解除した者は、相手方に対し、違約金として譲渡予定価格の20%相当額の違約金を請求できる旨が定められています。また、当該売買契約書においては、買主及び売主の双方が、当該売買契約書締結日以降譲渡実行日までの間、理由の如何にかかわらず、相手方に対する書面による通知(当該通知は解約日の1か月前の日までに相手方に到達することを要することとされています。)により、違約金等を発生させることなく、当該売買契約書を解約できるものとされています。



## (2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

### ① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、投信法に基づき設立された投資法人であり、不動産等（後記「2 投資方針 (2) 投資対象

① 投資対象とする資産の種類 (イ)」に列挙される資産をいいます。以下同じです。)を主たる投資対象とし、中長期にわたる運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うものとします(本投資法人の規約(以下「規約」といいます。))第31条、別紙1)。

### ② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、本投資法人の資産を主として特定資産のうち、不動産等資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行規則」といいます。))に定めるものをいいます。)に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法上の金融商品取引業者である本資産運用会社にその全てを委託してこれを行います。

(注1) 投資法人に関する法的枠組みは、大要以下のとおりです。

投資法人は、金融商品取引法上の金融商品取引業者などの一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の設立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、一定の重要事項につき投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。

投資法人には、その機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。執行役員及び監督役員は役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等(金銭の分配に係る計算書を含みます。)の承認等、投資法人の一定の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4) 投資法人の機構 ① 投資法人の統治に関する事項」をご参照ください。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者を募集することもできます。また、投資法人は一定の要件を充足した場合に、短期投資法人債を発行することができます。

投資法人は、投資口及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じです。)の発行による手取金及び借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります(以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。)。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針」及び「(2) 投資対象」をご参照ください。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 (3) 分配方針」をご参照ください。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社(内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者(投資運用業を行うものに限り、信託会社を除きます。))にその資産の運用に係る業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「(3) 投資法人の仕組み」をご参照ください。

(注2) 本投資法人の投資口は、振替投資口(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。))

(以下「振替法」といいます。)第226条第1項に定める意味を有します。以下同じです。)です(振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。)。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります(振替法第226条第1項、第227条第1項)。なお、以下、本投資法人が発行する投資証券を「本投資証券」ということとしますが、同時に本投資証券には、別途明記する場合を除き、本振替投資口を含むものとします。

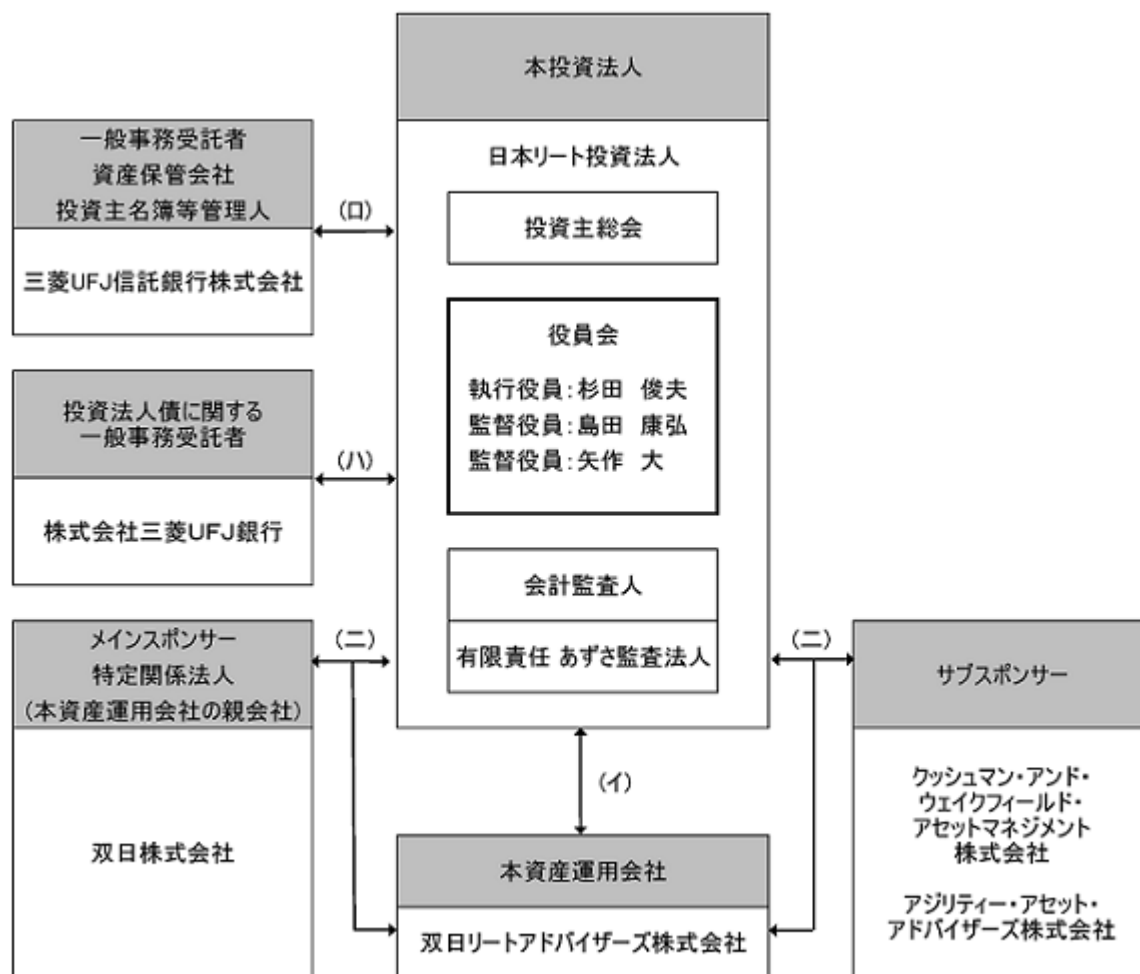
また、本投資法人が発行する投資法人債は、振替投資法人債(振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資法人債である本投資法人の投資法人債を、以下「本振替投資法人債」といいます。)です。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資法人債券(以下「本投資法人債券」といいます。)についての記載は、本振替投資法人債を含むものとします。

③ 投資ビークルへの投資を通じた資産の運用

本投資法人は、不動産又は不動産を主な信託財産とする信託の受益権を運用資産とする匿名組合出資持分、及び不動産又は不動産を主な信託財産とする信託の受益権を特定資産とする特定目的会社の優先出資証券に投資することがあります。

(3) 【投資法人の仕組み】

① 本投資法人の仕組み図



(イ) 資産運用委託契約

(ロ) 一般事務委託契約／資産保管業務委託契約／投資口事務代行委託契約

(ハ) 財務代理契約

(ニ) スポンサーサポート契約

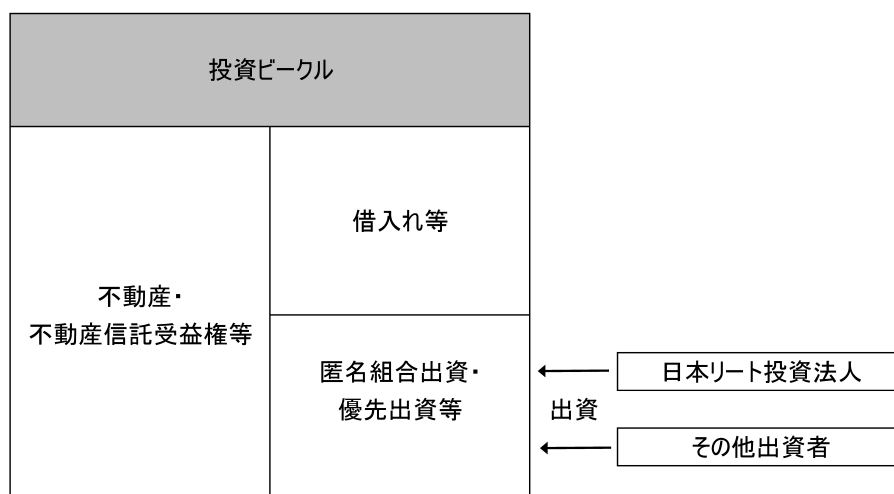
② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の運営上の役割、名称及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	日本リート投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等に投資することにより運用を行います。
資産運用会社	双日リートアドバイザーズ株式会社	<p>本投資法人との間で2010年9月8日付の資産運用委託契約（その後の変更を含みます。）を締結しています。</p> <p>投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います（投信法第198条第1項）。</p> <p>本資産運用会社に委託された業務の内容は、（イ）本投資法人の資産の運用に係る業務、（ロ）本投資法人の資金調達に係る業務、（ハ）本投資法人への報告業務、及び（ニ）その他本投資法人が随時委託する上記（イ）から（ハ）に関連し又は付随する業務（本投資法人の役員会に出席して報告を行うことを含みます。）です。</p>
一般事務受託者 資産保管会社 投資主名簿等管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社	<p>本投資法人との間で2010年9月8日付の一般事務委託契約、資産保管業務委託契約及び投資口事務代行委託契約をそれぞれ締結しています。</p> <p>投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号、第5号及び第6号）として、一般事務委託契約に基づき、（イ）機関の運営に関する事務、（ロ）計算に関する事務、（ハ）会計帳簿の作成に関する事務、及び（ニ）納税に関する事務を行います。</p> <p>また、投信法上の資産保管会社（投信法第208条第1項）として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務等を行います。</p> <p>更に、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号）として、投資口事務代行委託契約に基づき、（イ）投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、（ロ）投資証券の発行に関する事務、（ハ）投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、（ニ）投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務、及び（ホ）納税に関する事務等を行います。</p>
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社 三菱UFJ銀行	<p>本投資法人との間で2018年4月18日付の日本リート投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約及び日本リート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約、2018年11月22日付の日本リート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約、並びに2019年4月12日付の日本リート投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約をそれぞれ締結しています。</p> <p>投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、（イ）投資法人債原簿に関する事務、（ロ）投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務等を行います。</p>
メインスポンサー 特定関係法人 (資産運用会社の親会社)	双日株式会社	<p>a. 本投資法人及び本資産運用会社との間で、2014年3月3日付で、スポンサーサポート契約（その後の変更を含み、以下「スポンサーサポート契約（双日）」といいます。）を締結しています。</p> <p>スポンサーサポート契約（双日）に基づき、スポンサーとしての役務を提供します。スポンサーの役割の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ⑤ スポンサーサポート」をご参照ください。</p> <p>b. 本資産運用会社に67.0%出資する会社（親会社）であるため、特定関係法人に該当します。</p> <p>c. 本投資法人の保有資産の一部の前信託受益者です。</p>

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者

役割	名称	役務の内容
サブスポンサー	クッシュマン・アンド・ウェイ クフィールド・アセットマネジメント株式会社	本投資法人及び本資産運用会社との間で、2014年2月28日付で、スポンサーサポート契約（その後の変更を含み、以下「スポンサーサポート契約（クッシュマン）」といいます。）を締結しています。 スポンサーサポート契約（クッシュマン）に基づき、スポンサーとしての役務を提供します。スポンサーの役割の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ⑤ スポンサーサポート」をご参照ください。
サブスポンサー	アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社	本投資法人及び本資産運用会社との間で、2014年2月28日付で、スポンサーサポート契約（その後の変更を含み、以下「スポンサーサポート契約（アジリティー）」といいます。）を締結しています。 スポンサーサポート契約（アジリティー）に基づき、スポンサーとしての役務を提供します。スポンサーの役割の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ⑤ スポンサーサポート」をご参照ください。

④ 投資ビークルの仕組図



#### (4) 【投資法人の機構】

##### ① 投資法人の統治に関する事項

###### (イ) 機関の内容

本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第19条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

###### a. 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第11条）が、規約の変更（投信法第140条）等、投信法第93条の2第2項に定める決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われます（特別決議）（投信法第93条の2第2項）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第15条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第6章「資産運用の対象及び方針」）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、2017年9月1日及び同日以後、遅滞なく招集され、以後、隔年毎の9月1日及び同日以後、遅滞なく招集されます。また、必要あるときは随時招集されます。（規約第9条第1項）。

また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員は、かかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を受けることが必要となります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

###### b. 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しています（投信法第109条第1項、同第5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。ただし、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を受けなければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることのできる執行役員及び監督役員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行います（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第24条）。

投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員又は監督役員の数に算入しないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠ったときには、本投資法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第115条の6第1項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第115条の6第7項）により、規約をもって、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって前記賠償責任を免除することができます（規約第22条）。

c. 会計監査人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う（投信法第115条の2第1項）とともに、その職務を行うに際して執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の3第1項等）。

会計監査人は、その任務を怠ったときには、本投資法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第115条の6第1項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第115条の6第7項）により、規約をもって、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって前記賠償責任を免除することができます（規約第30条）。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人の役員会は、執行役員1名及び執行役員の職務の執行を監督する監督役員2名で構成されています。2名の監督役員は、それぞれ本投資法人及び本資産運用会社と利害関係のない弁護士及び税理士で構成されています。

役員は、投資主総会の決議によって選任され、任期は、選任後2年とされています。ただし、法令に定める限度において、投資主総会の決議によってその期間を短縮又は延長することを妨げません。さらに、補欠又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とされています（規約第20条第2項）。

役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされています（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第24条）。

本投資法人は、役員会において上記のような監督役員による監督の組織等を構成することにより厳格な内部管理体制を構築しています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携

本投資法人の役員会は、執行役員と監督役員により構成され、原則として各月に一度以上開催されるものと定められています。役員会においては、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者等の業務執行状況等に関する報告が行われ、役員は、本資産運用会社の役職員より資産運用状況等の報告を受けます。

一方で、会計監査人は、決算期（毎年6月末日及び12月末日）毎に本投資法人の計算書類等の監査を行い、これらの承認を付議する役員会に先立ち監査報告会を開催し、監査内容を監督役員に報告します。また、会計監査人は、その職務を遂行するに際して執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを監督役員に報告しなければなりません。

(二) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

a. 本資産運用会社に対する管理体制

役員会には、原則として本資産運用会社の代表取締役の出席を確保し、かかる代表取締役より本資産運用会社の業務執行状況について報告をさせなければならないとされています。また、本資産運用会社の投資運用本部長を役員会に出席させ、資産の運用状況について報告をさせなければならないとされています。更に、本資産運用会社が、本投資法人の運用資産に係る運用ガイドラインの策定・変更及び利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規程」に記載する「利害関係者」をいいます。以下同じです。）との取引を行う場合には、事前に本投資法人の役員会の承認を受けなければなりません。加えて、監督役員は、本資産運用会社における重要な意思決定並びに使用人の業務の執行状況を確認するために、必要に応じて本資産運用会社の決裁書・その他業務執行に関する重要な決裁文書等を閲覧します。

b. 本資産運用会社以外の他の法人に対する管理体制

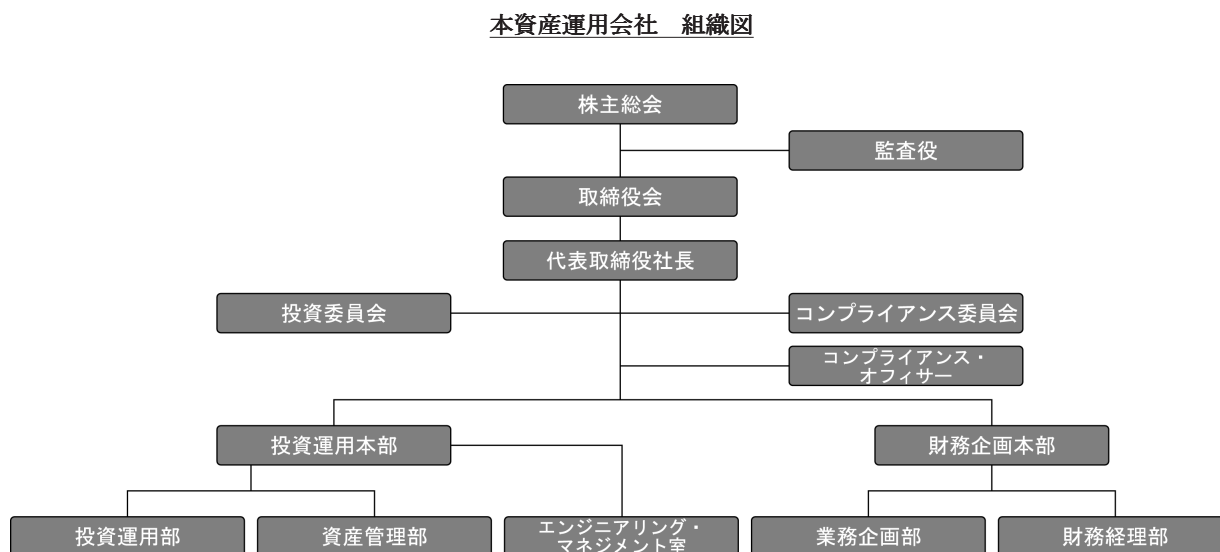
執行役員又は監督役員は、役員会の決議又は報告を行うにあたり必要と認めるときは、議題に関係ある業務を担当する者、その他相当と認める者を役員会に同席させ、意見の陳述等を行わせることができます。

② 投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人は資産の運用を本資産運用会社に委託して行います。

(イ) 業務運営の組織体制

本資産運用会社の業務運営の組織体制は、以下のとおりです。



本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務を行います。各種業務は、投資運用本部投資運用部、資産管理部及びエンジニアリング・マネジメント室、財務企画本部業務企画部及び財務経理部並びにコンプライアンス・オフィサーの各部署に分掌され、投資運用本部及び財務企画本部については、担当の本部長が統括します。

また、コンプライアンスに関する審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を、投資判断に関する審議を行う機関として投資委員会を設置しています。



- (ロ) 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制  
各組織の業務分掌体制は、以下のとおりです。

部署名	分掌業務
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本資産運用会社の経営に係る重要事項の審議及び決議</li> <li>・ 本投資法人の資産運用に関する重要事項についての審議及び決議</li> <li>・ その他付随する業務</li> </ul>
投資運用本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 投資運用部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用ガイドラインの策定及び変更に関する業務</li> <li>・ 資産管理計画書の策定及び変更に関する業務</li> <li>・ 経済全般の動向、不動産マーケットに関する調査・分析に関する業務</li> <li>・ 運用資産の取得及び売却に関する業務</li> <li>・ その他上記各業務に付随する業務</li> </ul> </li> <li>b. 資産管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用資産の賃貸管理に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の物件別事業計画（収支予算、リーシング計画、修繕計画等）の策定及び変更に関する業務</li> <li>・ 運用資産の管理状況の把握及びパフォーマンスの確認に関する業務</li> <li>・ 不動産管理会社（PM会社、BM会社等）への指示・監督に関する業務</li> <li>・ その他上記各業務に付随する業務</li> </ul> </li> <li>c. エンジニアリング・マネジメント室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用資産に関する保守点検に関する業務</li> <li>・ 運用資産に関する修繕計画及び修繕工事費の精査に関する業務</li> <li>・ 中長期的な資産価値の維持向上のための運用資産に関する設備投資計画の策定及び実施に関する業務</li> <li>・ 取得対象不動産を含む運用資産の不動産状況調査及び環境調査に関する業務</li> <li>・ その他上記各業務に付随する業務</li> </ul> </li> </ul>
財務企画本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 業務企画部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本投資法人の経営計画の策定及び変更に関する業務</li> <li>・ 本投資法人のIR及びディスクロージャー全般に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の資金調達に関する事項のうち、投資口及び新投資口予約権の発行に関する業務</li> <li>・ 自己の投資口又は新投資口予約権の取得、処分又は消却に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の機関運営の立案に関する業務</li> <li>・ 株主総会、取締役会、コンプライアンス委員会、投資委員会事務局としての業務</li> <li>・ コンプライアンス・オフィサーの業務サポート</li> <li>・ 監督官庁及び業界諸団体への対応に関する業務</li> <li>・ 法定提出書類及び法定帳簿に係る作成・提出・管理業務</li> <li>・ 本資産運用会社の経営企画全般の立案に関する業務</li> <li>・ 本資産運用会社の人事・総務・法務に関する業務</li> <li>・ 社内諸規程等の策定・改廃に関する業務</li> <li>・ 投資主その他の問い合わせ、苦情・クレームの受付に関する業務</li> <li>・ 特定個人情報の取扱いに関する業務</li> <li>・ その他上記各業務に付随する業務</li> </ul> </li> <li>b. 財務経理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本投資法人の財務戦略に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の決算に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の資金調達に関する事項のうち、借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の発行に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の経理・税務の統括に関する業務</li> <li>・ 本投資法人の余資の運用に関する業務</li> <li>・ 本資産運用会社の財務・経理に関する業務</li> <li>・ その他上記各業務に付随する業務</li> </ul> </li> </ul>

部署名	分掌業務
コンプライアンス・オフィサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルの策定及び変更に関する業務</li> <li>・ コンプライアンス・プログラムの策定及び変更に関する業務</li> <li>・ コンプライアンス全般の企画・立案・推進に関する業務</li> <li>・ コンプライアンスに関する指導・研修の推進に関する業務</li> <li>・ 運用資産の取得及び売却その他の取引に関する業務、その他本資産運用会社の業務全般についての法令・諸規則の遵守状況の監視監督・報告・改善に関する業務</li> <li>・ 社内諸規程・規則等の策定・改廃及びその遵守状況の監視監督・報告・改善に関する業務</li> <li>・ 投資主その他の問い合わせ、苦情・クレームの処理に関する業務</li> <li>・ 法人関係情報その他の情報の管理に関する業務</li> <li>・ 内部監査に関する業務</li> <li>・ 個人情報（特定個人情報を除く。）の取扱いに関する業務</li> <li>・ その他上記各業務に付随する業務</li> </ul>

(ハ) 委員会の概要

各委員会の概要は、以下のとおりです。

a. コンプライアンス委員会

委員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、代表取締役社長、1名以上の社外委員(注)及び常勤取締役
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用ガイドラインの策定及び変更</li> <li>・ 資産管理計画書の策定及び変更</li> <li>・ 本投資法人の経営計画の策定及び変更</li> <li>・ 本投資法人の業績予想の策定</li> <li>・ 本投資法人の資金調達に関する事項</li> <li>・ 自己の投資口又は新投資口予約権の取得、処分又は消却に関する事項</li> <li>・ 利害関係者との取引（利害関係者取引規程に定める基準に満たないものを除きます。）</li> <li>・ 運用資産の取得及び売却</li> <li>・ コンプライアンス・マニュアルの策定及び変更</li> <li>・ コンプライアンス・プログラムの策定及び変更</li> <li>・ コンプライアンスに関する重要事項</li> <li>・ リスク管理に関する事項</li> <li>・ 内部監査に関する事項</li> <li>・ 事故及び苦情等処理を含む内部管理全般に関する事項</li> </ul>
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会委員の3分の2以上の出席があった場合に開催されるものとします。ただし、コンプライアンス・オフィサー及び社外委員1名以上の出席（コンプライアンス・オフィサーに事故があり、代表取締役社長が委員長となった場合において、緊急にコンプライアンス委員会を開催する必要があるときは、社外委員2名以上の出席）がない場合には、コンプライアンス委員会を開催することができないものとします。</li> <li>・ コンプライアンス委員会の決議は、出席したコンプライアンス委員会委員の全員一致により決めます。また、かかる決議結果を投資委員会又は取締役会に上程する際には、審議中各コンプライアンス委員会委員より投資委員会に上程すべきものとして要求された補足意見についても併せて提出するものとします。</li> </ul>

(注) 社外委員は、コンプライアンス委員会委員長の了承を得て、取締役会が選任します。本書の日付現在、弁護士1名が社外委員に選任されています。

b. 投資委員会

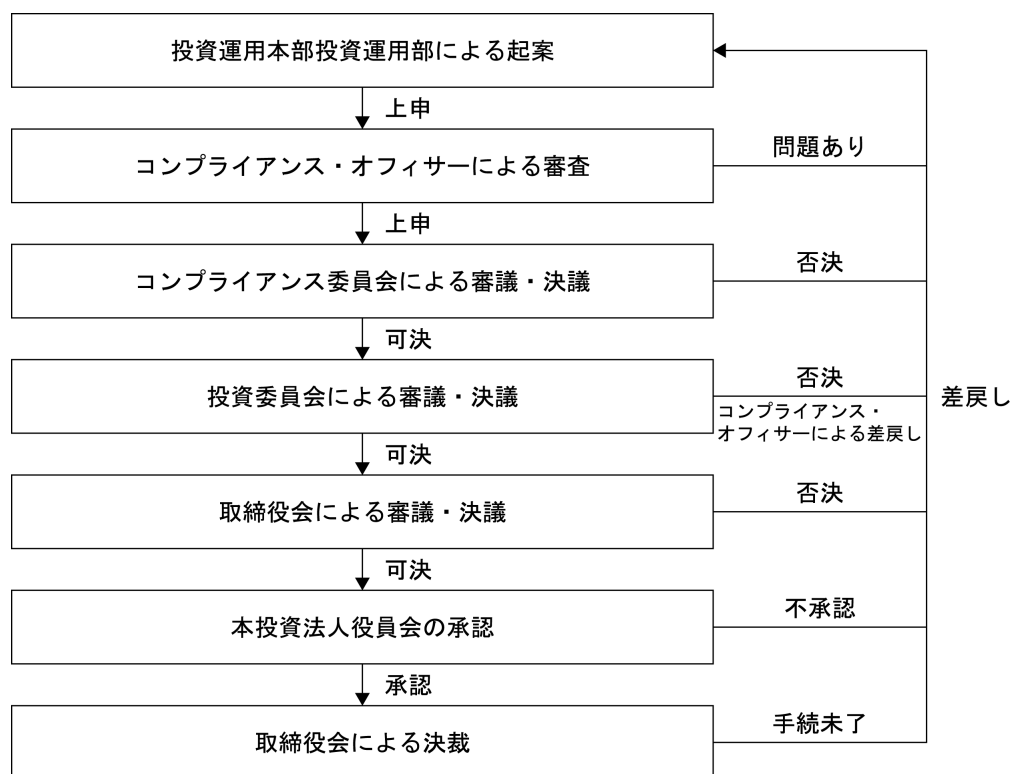
委員	代表取締役社長（委員長）、常勤取締役、1名以上の社外委員(注)、投資運用本部長、財務企画本部長及びコンプライアンス・オフィサー
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用ガイドラインの策定及び変更</li> <li>・ 資産管理計画書の策定及び変更</li> <li>・ 本投資法人の経営計画の策定及び変更</li> <li>・ 本投資法人の物件別事業計画(収支予算、リーシング計画、修繕計画等)の策定及び変更</li> <li>・ 本投資法人の業績予想の策定</li> <li>・ 本投資法人の資金調達に関する事項</li> <li>・ 自己の投資口又は新投資口予約権の取得、処分又は消却に関する事項</li> <li>・ 利害関係者との取引（利害関係者取引規程に定める基準に満たないものを除きます。）</li> <li>・ 運用資産の取得及び売却</li> <li>・ 本投資法人の余資運用のための資産の取得及び売却</li> </ul>
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資委員会は、投資委員会委員の過半数の出席があった場合に開催されるものとし、ただし、コンプライアンス・オフィサー及び社外委員1名以上の出席（コンプライアンス・オフィサーに事故がある場合において、緊急に投資委員会を開催する必要があるときは、社外委員2名以上の出席）がない場合には、投資委員会を開催することができないものとします。</li> <li>・ 投資委員会の決議は、出席した投資委員会委員の過半数をもって行います。ただし、当該決議は社外委員の賛成を条件とします。なお、投資委員会は、決議結果を取締役会に上程する際には、少数意見についても併せて提出するものとします。</li> </ul>

(注) 社外委員は、投資委員会委員長の了承を得て、取締役会が選任します。本書の日付現在、不動産鑑定士1名が社外委員に選任されています。

③ 投資運用の意思決定機構

本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託しています。本資産運用会社の資産運用に関する重要な意思決定プロセスは、以下のとおりです。

(イ) 本投資法人の資産の運用に係る投資方針（運用ガイドライン）に関する意思決定



本投資法人の運用ガイドラインの策定及び変更を行おうとする場合、以下の手続を経るものとします。

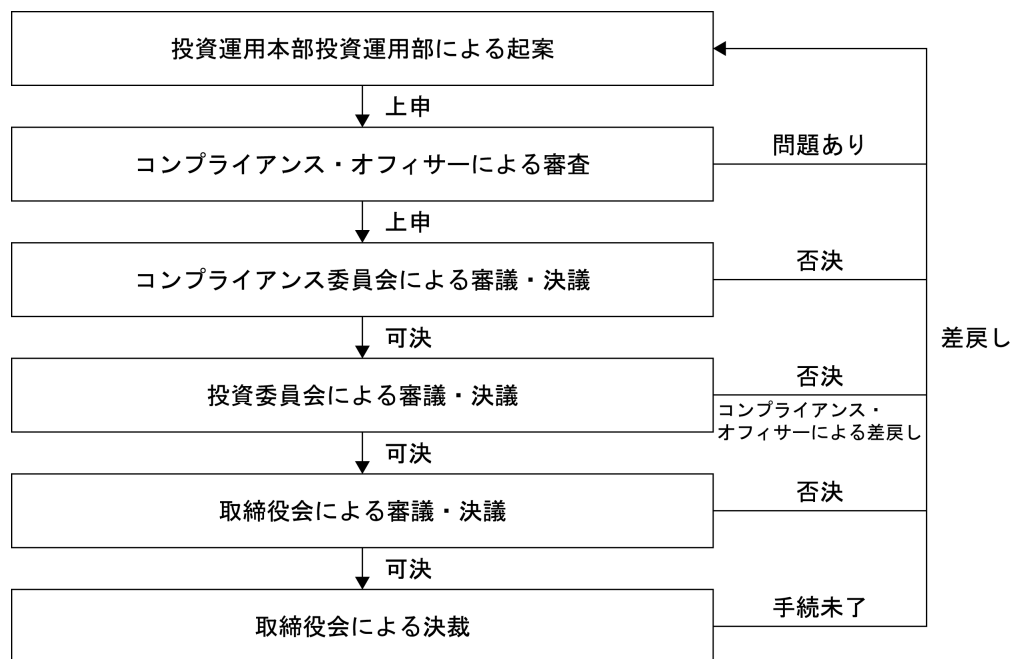
- a. 運用ガイドラインの策定には、運用ガイドライン案を投資運用本部投資運用部が、投資運用本部資産管理部及び財務企画本部財務経理部と協議の上、協力を得て起案し、当該議案をコンプライアンス・オフィサーに上申します。
- b. コンプライアンス・オフィサーは、当該議案につき、法令等に照らしてコンプライアンス上の問題の有無について審査を行います。コンプライアンス・オフィサーの審査後、コンプライアンス委員会に上申されます。なお、コンプライアンス・オフィサーの審査の結果、問題点が発見された場合、コンプライアンス・オフィサーは、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。
- c. コンプライアンス委員会は、上申された当該議案につき、コンプライアンスの観点から審議します。審議後、可決された場合、投資委員会に上申されます。コンプライアンス委員会は、かかる決議結果を投資委員会に上申する際には、審議中各コンプライアンス委員会委員より投資委員会に上程すべきものとして要求された補足意見についても併せて提出します。なお、コンプライアンス委員会は、審議の結果、コンプライアンス上重大な問題があると判断した場合、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

- d. 投資委員会において、審議の上、可決された場合、運用ガイドライン案は取締役会に上申されます。投資委員会は、かかる決議結果を取締役に上申する際には、少数意見についても併せて提出します。なお、投資委員会の審議の結果、否決された場合、投資委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。
- また、投資委員会における審議の際に、コンプライアンスに係る疑義が生じた場合、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の審議を中断し、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻すことができます。
- e. 取締役会に上申された運用ガイドライン案は、取締役会において、コンプライアンス委員会と投資委員会の審議内容（少数意見を含みます。）を参考に審議され、取締役会の審議の結果、可決された運用ガイドラインは、代表取締役社長が本投資法人役員会に提出し、本投資法人役員会の承認を得ます。なお、取締役会の審議の結果、否決された場合、取締役会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。
- f. 本投資法人役員会の承認を得た後、取締役会は、各手続が適切に完了していることを確認の上、決裁を行い、運用ガイドラインが策定されます。なお、手続が適切に完了していない場合には、投資運用本部投資運用部に差し戻されます。

運用ガイドラインの変更は、上記と同様の手続で行うものとします。

運用ガイドラインは、一年に一度見直しを行うことを原則としますが、見直しの結果によって変更を行わないこともあります。また、経済情勢の大幅な変化が生じた場合にはその都度変更を行うことがあります。

(ロ) 資産管理計画書の策定及び変更に関する意思決定

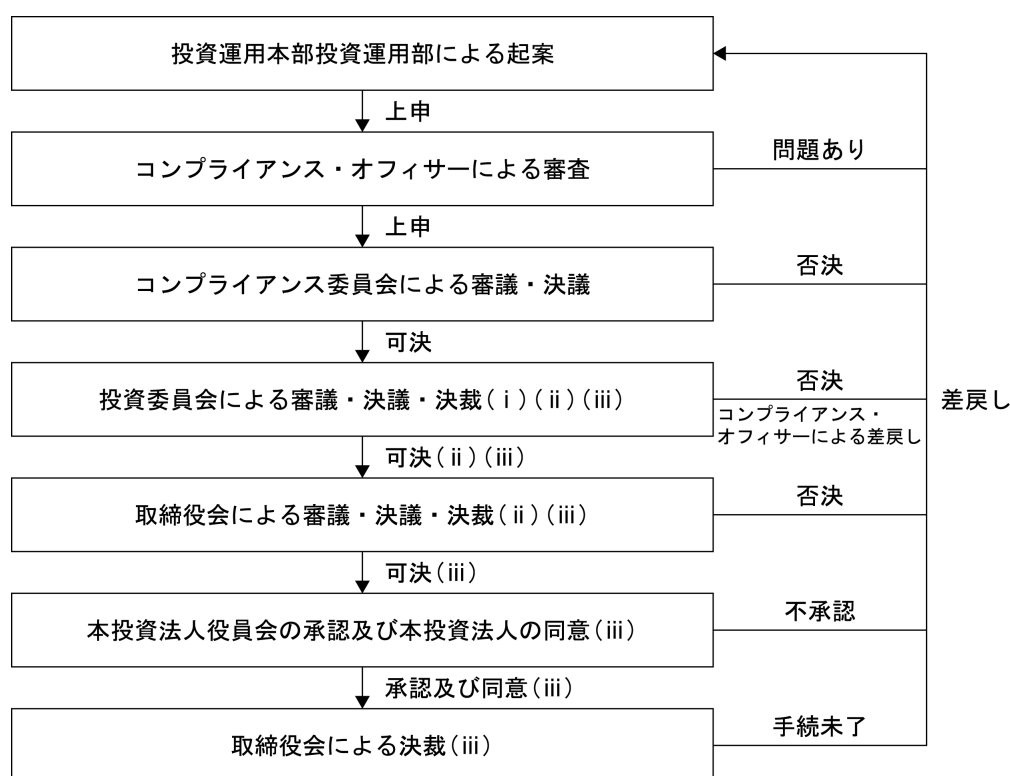


- a. 資産管理計画書の策定には、資産管理計画書案を投資運用本部投資運用部が、投資運用本部資産管理部及びエンジニアリング・マネジメント室並びに財務企画本部財務経理部と協議の上、協力を得て起案し、当該議案をコンプライアンス・オフィサーに上申します。
- b. コンプライアンス・オフィサーは、当該議案につき、法令等に照らしてコンプライアンス上の問題の有無について審査を行います。コンプライアンス・オフィサーの審査後、コンプライアンス委員会に上申されます。なお、コンプライアンス・オフィサーの審査の結果、問題点が発見された場合、コンプライアンス・オフィサーは、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

- c. コンプライアンス委員会は、上申された当該議案につき、コンプライアンスの観点から審議します。審議後、可決された場合、投資委員会に上申されます。コンプライアンス委員会は、かかる決議結果を投資委員会に上申する際には、審議中各コンプライアンス委員会委員より投資委員会に上程すべきものとして要求された補足意見についても併せて提出します。なお、コンプライアンス委員会は審議の結果、コンプライアンス上重大な問題があると判断した場合は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。
- d. 投資委員会において、審議の上、可決された場合、資産管理計画案は取締役会に上申されます。投資委員会は、かかる決議結果を取締役に上申する際には、少数意見についても併せて提出します。なお、投資委員会の審議の結果、否決された場合、投資委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。
- なお、投資委員会における審議の際に、コンプライアンスに係る疑義が生じた場合、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の審議を中断し、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻すことができます。
- e. 取締役会に上申された資産管理計画書案は、取締役会において、コンプライアンス委員会と投資委員会の審議内容（少数意見を含みます。）を参考に審議され、可決されます。取締役会において可決された後、取締役会は、各手続が適切に完了していることを確認の上、決裁を行い、資産管理計画書が策定されます。なお、取締役会の審議の結果、否決された場合又は手続が適切に完了していない場合には、投資運用本部投資運用部に差し戻されます。

資産管理計画書の変更は、変更計画書を上記と同様の決議を経ることにより行うものとします。

(ハ) 本投資法人の資産の取得及び売却に関する意思決定



- (i) 利害関係者との取引以外で、かつ、取得価格又は売却価格が10億円未満の取引（不動産対応証券に関する取引を除きます。）
- (ii) 利害関係者との取引以外で、かつ、取得価格又は売却価格が10億円以上の取引及び不動産対応証券に関する取引

(iii) 利害関係者との取引。なお、以下に記載の取引については、本投資法人役員会の承認は必要ですが、本投資法人の同意は不要です。

- ・ 投信法第201条の2第1項に定める取引以外の取引
- ・ 投信法施行規則第245条の2に定める取引

投資運用本部投資運用部は、エンジニアリング・マネジメント室と協議の上、協力を得て、物件の取得に際し、運用ガイドラインにおいて定められた手順に従い、不動産状況調査（土地の状況調査、建物の状況調査）、環境調査、法的調査、経済的調査（建物賃借人調査、市場調査、収益調査）及び不動産鑑定評価額等の物件に関する精査（以下「デュー・ディリジェンス」といいます。）を行い、本投資法人の投資方針及び本資産運用会社の取締役会で決定された運用ガイドライン並びに資産管理計画書及び変更計画書に合致する本投資法人の投資適格物件を選定の上、決裁書を作成します。

資産の取得又は売却については、以下の各手続を順に経て行われます。

a. 利害関係者以外との取引の場合

i. 取得価格又は売却価格が10億円未満の取引（不動産対応証券に関する取引を除きます。）

(i) 投資運用本部投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに上申します。

(ii) コンプライアンス・オフィサーは、当該議案につき、法令等に照らしてコンプライアンス上の問題の有無について審査を行います。コンプライアンス・オフィサーの審査後、コンプライアンス委員会に上申されます。なお、コンプライアンス・オフィサーの審査の結果、問題点が発見された場合、コンプライアンス・オフィサーは、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

(iii) コンプライアンス委員会は、上申された当該議案につき、コンプライアンスの観点から審議します。審議後、可決された場合、投資委員会に上申されます。コンプライアンス委員会は、かかる決議結果を投資委員会に上申する際には、審議中各コンプライアンス委員会委員より投資委員会に上程すべきものとして要求された補足意見についても併せて提出します。なお、コンプライアンス委員会の審議の結果、コンプライアンス上重大な問題があると判断した場合には、コンプライアンス委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

(iv) 投資委員会に上申された当該議案は、投資委員会において、コンプライアンス委員会の審議内容（少数意見を含みます。）を参考に審議され、可決されます。投資委員会において可決された後、投資委員会は、各手続が適切に完了していることを確認の上、決裁を行います。なお、投資委員会の審議の結果、否決された場合又は手続が適切に完了していない場合には、投資運用本部投資運用部に差し戻されます。

なお、投資委員会における審議の際に、コンプライアンスに係る疑義が生じた場合、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の審議を中断し、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻すことができます。

ii. 取得価格又は売却価格が10億円以上の取引及び不動産対応証券に関する取引

(i) 投資運用本部投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに上申します。

(ii) コンプライアンス・オフィサーは、当該議案につき、法令等に照らしてコンプライアンス上の問題の有無について審査を行います。コンプライアンス・オフィサーの審査後、コンプライアンス委員会に上申されます。なお、コンプライアンス・オフィサーの審査の結果、問題点が発見された場合、コンプライアンス・オフィサーは、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

(iii) コンプライアンス委員会は、上申された当該議案につき、コンプライアンスの観点から審議します。審議後、可決された場合、投資委員会に上申されます。コンプライアンス委員会は、かかる決議結果を投資委員会に上申する際には、審議中各コンプライアンス委員会委員より投資委員会に上程すべきものとして要求された補足意見についても併せて提出します。なお、コンプライアンス委員会の審議の結果、コンプライアンス上重大な問題があると判断した場合は、コンプライアンス委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

(iv) 投資委員会において、審議の上、可決された場合、当該議案は取締役会に上申されます。投資委員会は、かかる決議結果を取締役に上申する際には、少数意見についても併せて提出します。なお、投資委員会の審議の結果、否決された場合、投資委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。なお、投資委員会における審議の際に、コンプライアンスに係る疑義が生じた場合、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の審議を中断し、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻すことができます。

(v) 取締役会に上申された議案は、取締役会において、コンプライアンス委員会と投資委員会の審議内容（少数意見を含みます。）を参考に審議され、可決されます。取締役会において可決された後、取締役会は、各手続が適切に完了していることを確認の上、決裁を行います。なお、取締役会の審議の結果、否決された場合又は手続が適切に完了していない場合には、投資運用本部投資運用部に差し戻されます。

b. 利害関係者との取引の場合

i. 投資運用本部投資運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーに上申します。

ii. コンプライアンス・オフィサーは、当該議案につき、法令等に照らしてコンプライアンス上の問題の有無について審査を行います。コンプライアンス・オフィサーの審査後、コンプライアンス委員会に上申されます。なお、コンプライアンス・オフィサーの審査の結果、問題点が発見された場合、コンプライアンス・オフィサーは、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

iii. コンプライアンス委員会は、上申された当該議案につき、コンプライアンスの観点から審議します。審議後、可決された場合、投資委員会に上申されます。コンプライアンス委員会は、かかる決議結果を投資委員会に上申する際には、審議中各コンプライアンス委員会委員より投資委員会に上程すべきものとして要求された補足意見についても併せて提出します。なお、コンプライアンス委員会の審議の結果、コンプライアンス上重大な問題があると判断した場合には、コンプライアンス委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

iv. 投資委員会において、審議の上、可決された場合、当該議案は取締役会に上申されます。投資委員会は、かかる決議結果を取締役に上申する際には、少数意見についても併せて提出します。なお、投資委員会の審議の結果、否決された場合、投資委員会は、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻します。

なお、投資委員会における審議の際に、コンプライアンスに係る疑義が生じた場合、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の審議を中断し、当該議案を投資運用本部投資運用部に差し戻すことができます。

v. 取締役会に上申された議案は、取締役会において、コンプライアンス委員会と投資委員会の審議内容（少数意見を含みます。）を参考に審議され、取締役会の審議の結果、可決された議案は、代表取締役社長が本投資法人役員会に提出し、本投資法人役員会の承認を（ただし、当該議案が投信法第201条の2第1項に定める取引に該当する場合（投信法施行規則第245条の2に定める取引を除きます。）には、本投資法人役員会の承認と、これに基づく本投資法人の同意を）得ます。なお、取締役会又は本投資法人役員会の審議の結果、否決された場合には、投資運用本部投資運用部に差し戻されます。

vi. 本投資法人役員会の承認を得た後、取締役会は、各手続が適切に完了していることを確認の上、決裁を行います。なお、手続が適切に完了していない場合には、投資運用本部投資運用部に差し戻されます。



#### ④ 投資運用に関するリスク管理体制の整備状況

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関する諸リスクに対し、以下のとおりリスク管理体制を整備しています。

##### (イ) 運用ガイドライン及びリスク管理規程の策定・遵守

本資産運用会社は、本投資法人の規約の投資方針等の基本方針を実現するため、本投資法人の規約等に沿って運用ガイドラインを策定し、投資方針、利害関係者との取引ルール、投資物件の取得及び売却並びに投資物件の運営管理に係る基本方針等を定めています。本資産運用会社は、運用ガイドラインを遵守することにより、投資運用に係るリスクの管理に努めます。

また、本資産運用会社は、リスク管理規程において、リスク管理に関する基本方針、リスク管理の統括者及び重要な問題発生時の対応方法等を規定し、本資産運用会社が管理すべき主要なリスクとして、運用リスク、財務リスク、システムに関するリスク、信用リスク、レピュテーションリスク、リーガルリスク及び暴力団、暴力団関連企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）に関するリスク、インサイダー取引規制に関するリスク等を定義し、取締役会や役職員の役割及びリスク管理状況の定期的モニタリング等を定めています。

なお、リスク管理体制の適切性及び有効性については、コンプライアンス・オフィサーが統括する内部監査（かかる内部監査の詳細については、後記「(ロ) 組織体制」をご参照ください。）等により検証するものとしています。

##### (ロ) 組織体制

コンプライアンス・オフィサーは、内部監査の責任者として、各組織に対し原則として半年に1回の割合での定時の内部監査及び臨時の内部監査を実施することができるほか、代表取締役社長が特別に命じた場合には特別監査を実施します。コンプライアンス・オフィサーは、内部監査実施後遅滞なく、内部監査の結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、これをコンプライアンス委員会及び取締役会に提出するとともに、内部監査対象組織に対し、必要に応じて改善勧告又は改善指示を行い、その内容等を取締役に報告します。コンプライアンス・オフィサーは、改善勧告又は改善指示を受けた組織より報告を受けた改善計画及び改善状況について取締役会に報告します。なお、取締役会又はコンプライアンス・オフィサーは、業務運営の適切性を確認するためその他の理由により必要があると判断した時は、外部の専門家等による外部監査を行うことができます。

##### (ハ) 利害関係者取引規程

後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規程」をご参照ください。

##### (ニ) 内部者取引等管理規程

本資産運用会社では、内部者取引等管理規程を策定し、本資産運用会社の役職員等による内部者取引等の防止に努めています。

##### (ホ) フォワード・コミットメント等

フォワード・コミットメント等（後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ⑧ フォワード・コミットメント等に関する基本方針」に定義します。）に係る物件は、取得の場合、決済までの間、本投資法人の貸借対照表には計上されずオフバランスとなりますが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは本投資法人に帰属することになり、反対に譲渡の場合は、決済までの間、本投資法人の貸借対照表に計上され、当該期間中の当該物件の価格変動リスクが原則として買主に帰属することになります。このため、フォワード・コミットメント等を行う場合、本資産運用会社において、違約金、物件の取得額の上限及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを定めたフォワード・コミットメント等に係る規則に基づき、当該リスクを管理しています。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	126,515,601,770円
発行可能投資口総口数	4,000,000口
発行済投資口の総口数	449,930口

本投資法人の最近5年間における発行済投資口の総口数及び出資総額の増減は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額 (百万円) (注1)		備考
		増減	残高	増減	残高	
2018年7月 2日	公募増資	55,400	447,160	16,409	125,695	(注2)
2018年7月24日	第三者割当増資	2,770	449,930	820	126,515	(注3)

(注1) 出資総額は、百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 1口当たり発行価格307,235円 (発行価額296,206円) にて、新規物件の取得資金の調達等を目的として公募により新投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり発行価額296,206円にて、公募増資に伴い、第三者割当により新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

① 主要な投資主の状況

2020年12月31日現在の主要な投資主は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	比率 (%) (注)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	98,560	21.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	79,750	17.72
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	22,139	4.92
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	15,500	3.44
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,796	2.84
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	9,107	2.02
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A.	6,555	1.46
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	6,441	1.43
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,504	1.22
JP MORGAN CHASE BANK 385771	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	4,864	1.08
合計		261,216	58.06

(注) 「比率」とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位を四捨五入して記載しています。そのため各比率の合計が合計欄の記載と一致しない場合があります。

② 所有者別状況

(2020年12月31日現在)

区分	投資口の状況				
	金融機関 (注1)	その他の 国内法人	外国法人等	個人・その他	計
投資主数 (人)	103	245	203	12,702	13,253
所有投資口数 (口)	276,437	26,530	84,631	62,332	449,930
比率 (%) (注2)	61.44	5.90	18.81	13.85	100.00

(注1) 金融商品取引業者を含みます。

(注2) 比率は小数第3位を四捨五入して記載しています。そのため各比率の合計は100%にならない場合があります。

(7) 【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】

① 従業員等投資口所有制度の概要

本資産運用会社は、持投資口制度が、本投資法人の企業理念である「投資主との利害一致の徹底的な追求」に合致するもので、中長期的に本投資法人の投資主価値の更なる向上に資すること、また、本資産運用会社従業員の福利厚生増進にもつながることから、持投資口制度を導入しています。当該持投資口制度では、持投資口会が、従業員からの拠出金等を原資として、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に本投資法人の投資口を買い付けます。

② 従業員等持投資口会に取得させ、又は売り付ける予定の投資口の総数又は総額  
該当事項はありません。

③ 従業員等投資口所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲  
本資産運用会社の従業員

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 基本方針（投資主との利害一致の徹底的な追求）

本投資法人は、投資主価値の最大化を目的として、収益の成長性及び安定性を重視したポートフォリオの構築を行います。

本投資法人は、オフィス、住宅及び商業施設を主たる投資対象とする、総合型のポートフォリオの構築を図り、かかる総合型リート（総合型のポートフォリオを構成する投資法人）の特性を活かして、収益の成長性及び安定性を重視し、機動的かつタイムリーな投資を行いつつ、投資主との利害一致を徹底的に追求することを通じて、投資主価値の最大化を図ります。

#### (イ) 総合型リートの特性を活かした機動的かつタイムリーな投資

本投資法人は、今後の日本経済及び不動産市況の動向を勘案し、より多くの適切な投資機会を確保しつつ、異なる収益特性を有する資産の組合せによるリスク分散を図るため、オフィスを主な投資対象とし、住宅及び商業施設にも投資する総合型のポートフォリオの構築を図ります。投資機会の確保にあたっては、売主の物件売却のタイミングを的確に捉えた上で、物件取得の意思決定を適時かつ迅速に進めるとともに、資金調達状況その他の事情により本投資法人が直接第三者から取得できない物件についても、ブリッジファンド等を活用することで取得機会を最大化し、機動的な投資を行います。また、ポートフォリオの構築にあたっては、各用途の投資特性及び各時点での各用途の市場動向等の外部環境等を勘案するとともに、個別物件の特性等についても十分な調査を行い、その時々において収益の成長性及び安定性の追求のために最適と考えるタイムリーな投資を行います。本投資法人は、このような機動的かつタイムリーな投資を通じて、総合型リートの特性を活かしたポートフォリオの構築を図ることによって、投資主価値の最大化を図る方針です。

#### (ロ) スポンサー3社（双日・クッシュマン・アジリティー）のネットワークを活用した成長戦略

本投資法人のメインスポンサーは、本投資法人が資産運用を委託する本資産運用会社の発行済株式総数の67.0%を本書の日付現在保有する双日です。また、サブスポンサーとして、クッシュマン及びアジリティーが、本書の日付現在、それぞれ本資産運用会社の発行済株式総数の18.0%及び15.0%を保有しています（以下、双日、クッシュマン及びアジリティーの各社を総称して「スポンサー」又は「スポンサー各社」といいます。なお、スポンサーとスポンサーが組成した特別目的会社を総称して「スポンサー等」ということがあります。）。

メインスポンサーである双日は、2020年12月31日現在、国内の大手総合商社として、国内外に約400社のグループ会社を擁し、多角的な事業をグローバルに展開しており、国内外における多数の取引先とのネットワークを有しています。また、双日は、その前身である日商岩井株式会社及びニチメン株式会社の時代より45年以上にわたる分譲マンションを中心とした不動産事業の実績を有しており、双日グループ全体で不動産投資・管理運営のネットワーク及び知見を蓄積しています。また、サブスポンサーであるクッシュマン及びアジリティーは、国内の不動産ファンドのアセットマネジメント業務等の実績を通じ、不動産投資における広範なネットワークを有し、不動産投資運用の知見を蓄積しています。スポンサー各社の詳細は、後記「⑤ スポンサーサポート（イ） スポンサー各社の概要」をご参照ください。

本投資法人は、スポンサー各社の不動産投資におけるネットワークを活用した第三者からの物件取得を通じて資産規模を拡大し、外部成長を図ります。また、かかるスポンサー各社のネットワーク及び知見を活用して、投資対象資産の継続的な取得と、取得した運用資産の価値の維持・向上を図り、投資主価値の最大化を目指して、その資産の運営・管理を行う方針です。かかるスポンサー各社のネットワーク及び知見の活用のため、本投資法人及び本資産運用会社は、スポンサー各社との間でスポンサーサポート契約を締結しています。スポンサーからのサポート体制の活用の詳細は、後記「⑤ スポンサーサポート（ロ） スポンサーサポート」をご参照ください。

(ハ) 分配金に連動した運用報酬体系及び第三者による監視機能を確保したガバナンス体制

本投資法人は、投資主価値の最大化を図り、投資主と本資産運用会社及びスポンサーとの利害を一致させるため、本資産運用会社に支払う報酬のうち、運用報酬の一部について、1口当たり分配金に連動した運用報酬体系を採用しています。かかる運用報酬体系の採用は、本資産運用会社による本投資法人の投資主価値の最大化へのインセンティブにつながると、本投資法人は考えています。詳細は、後記「⑥ 投資主利益に配慮した運営体制の確保 (イ) 投資主との利害一致手法」をご参照ください。

また、本投資法人は、本資産運用会社の内部の意思決定機関であるコンプライアンス委員会及び投資委員会において、外部専門家である社外委員を構成員とし、その出席及び同意を要件とすることで、第三者である社外委員に、不適切と判断した取引を実質的に拒否できる権限（以下「実質的拒否権」といいます。）を付与しています。利害関係者との取引（以下「利害関係者取引」といいます。）については、第三者が構成員の過半を占める本投資法人の役員会の事前承認を要件としており、かかる第三者による監視機能を確保した意思決定プロセスを通じたガバナンス体制を定め、投資主の利益に配慮することで、投資主価値の最大化を図ることを企図しています（利害関係者取引の範囲等の詳細は、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規程」を、ガバナンス体制の詳細については、後記「⑥ 投資主利益に配慮した運営体制の確保 (ロ) ガバナンス体制（第三者による監視機能を確保した意思決定プロセス）」を、それぞれご参照ください。）。

② ポートフォリオ構築方針

(イ) ポートフォリオ構築方針の基本的考え方（成長性及び安定性を重視したポートフォリオの構築）

本投資法人は、投資主価値の最大化を目的として、収益の成長性及び安定性を重視したポートフォリオの構築を目指します。そのため、本投資法人は、ポートフォリオの構築にあたってスポンサーの知見に基づき、投資対象不動産の用途及び地域の双方のファクターに関して、その時々々の経済情勢・不動産市場動向等の外部環境に応じて最適と判断する投資を行うべく、より多くの投資機会を確保しつつ、用途及び地域双方においてリスク分散を図ることが可能となる総合型のポートフォリオの構築を行います。

オフィスにおいては、企業集積度が高く、本投資法人が収益の向上（成長性）を実現できる地域と考える都心6区(注1)の比重を高めたポートフォリオの構築を目指します（都心6区への重点投資）。

また、住宅においては、人口集積度を踏まえた分散投資を行い、安定した収益（安定性）を確保する観点から、人口が集中し、今後もその傾向が継続すると本投資法人が見込んでいる三大都市圏(注2)の割合を高める一方で、政令指定都市等(注3)への分散も図ったポートフォリオの構築を目指します（三大都市圏を中心とした分散投資）。

更に、商業施設においては、収益の向上（成長性）と安定性のバランスを重視し、三大都市圏及び政令指定都市等の人口密度が高い地域に所在する、安定的な売上の推移と、底堅いテナント需要が見込める商業施設を厳選の上、ポートフォリオの構築を目指します（投資対象地域全域からの厳選投資）。

本投資法人は、前記のとおり用途ごとに投資対象地域を区分し、これらの「用途」と「地域」の観点から設定された方針を適切にマネジメントすることにより、ポートフォリオの収益の成長性及び安定性を確保していきます。

なお、かかるポートフォリオ構築方針は、その時々々の経済情勢・不動産市場動向等に応じた最適なポートフォリオの構築を目指すという観点から、本資産運用会社の判断により必要に応じて変更する場合があります。

(注1) 「都心6区」とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区及び品川区をいいます。以下同じです。

(注2) 「三大都市圏」とは、東京経済圏、大阪経済圏及び名古屋経済圏をいいます。詳細は後記「(ハ) 地域分散」をご参照ください。以下同じです。

(注3) 「政令指定都市等」とは、三大都市圏以外に所在する、政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市及び熊本市）及び県庁所在地である都市をいいます。詳細は後記「(ハ) 地域分散」をご参照ください。以下同じです。

(ロ) 用途分散

本投資法人は、オフィス、住宅及び商業施設を投資対象不動産の用途とするものの、オフィスによる収益の成長性に加えて、住宅による収益の安定性を確保し、かつ、商業施設への投資による用途分散を図るため、以下に記載の用途別投資比率(注)を目途に投資を行います。

(注) 「用途別投資比率」とは、各用途に該当する各投資対象資産の取得価格の合計額を全投資対象資産の取得価格の総額で除したものをいいます。以下同じです。

<ポートフォリオ全体の用途別投資比率>

用途	用途別投資比率
オフィス	50%以上
住宅	50%以下
商業施設	20%以下

(注) 借地権が設定された土地(底地)の用途については、当該土地上の建物(ただし、当該土地上に建物が存在しない場合又は本投資法人の取得に伴い当該土地上の建物が建て替え、改築若しくは用途変更される予定である場合には、当該予定された新築、改築若しくは用途変更後の建物)の主たる用途を基準とします。

以下では、本投資法人が、各用途につき、投資対象タイプ及び各投資対象タイプが一般的に有すると考える投資特性を記載しています。

<各用途における投資対象タイプと投資特性>

用途	投資対象タイプ	投資特性								
オフィス	<p>中規模以上（延床面積1,000㎡以上かつ基準階（2階以上の階で当該建物のうち標準的なフロア）専有面積が150㎡以上を指します。）のオフィスビル</p> <p>ただし、都心6区に所在するオフィスビルについては、中規模以上であることを要せず、中規模以上の要件に満たないオフィスビルも対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気変動に応じてテナント需要及び賃料水準が比較的变化しやすく、景気拡大期において収益の向上が見込めます。</li> <li>・相対的に投資市場規模が大きく、一定の流動性を有します。</li> <li>・後記「(ハ) 地域分散」に記載する重点投資地域である都心6区では企業集積度が高く、底堅いテナント需要が見込めます。</li> </ul>								
住宅	<table border="1" data-bbox="448 555 916 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 555 608 613">タイプ</th> <th data-bbox="608 555 916 613">主たるテナント対象及び1戸当たりの専有面積(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 613 608 680">シングル</td> <td data-bbox="608 613 916 680">単身世帯 20㎡以上40㎡未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 680 608 748">コンパクト</td> <td data-bbox="608 680 916 748">2人程度の世帯 40㎡以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 748 608 801">ファミリー</td> <td data-bbox="608 748 916 801">3人以上の家族世帯 50㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれのタイプにおいても、原則として1棟当たりの住戸数が20戸以上の建物を対象とします。</p> <p>なお、SAについては、一般的な賃貸住宅に転用した場合であっても、比較的安定した賃貸需要及び賃料水準が見込めるものに限ります。</p> <p>(注)「1戸当たりの専有面積」は各タイプの代表的な専有面積を示しており、物件の特性等に応じて各タイプの1戸当たりの専有面積については記載と異なる住戸も当該タイプに含まれることがあります。</p>	タイプ	主たるテナント対象及び1戸当たりの専有面積(注)	シングル	単身世帯 20㎡以上40㎡未満	コンパクト	2人程度の世帯 40㎡以上	ファミリー	3人以上の家族世帯 50㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気に左右されず比較的安定した賃貸需要及び賃料水準が見込めます。</li> <li>・人口集積度が高く一定の賃貸住宅需要が見込める三大都市圏を中心とした分散投資が可能です。</li> </ul>
タイプ	主たるテナント対象及び1戸当たりの専有面積(注)									
シングル	単身世帯 20㎡以上40㎡未満									
コンパクト	2人程度の世帯 40㎡以上									
ファミリー	3人以上の家族世帯 50㎡以上									



用途	投資対象タイプ		投資特性
商業施設	以下の2つのタイプの商業施設		<p>(都市型商業施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活発な消費活動が見込める都市の中心に立地しており、相対的に高い収益性が見込めます。</li> <li>多様化する消費者ニーズに対応すべく、豊富で多種多様なテナント出店需要が期待でき、代替テナントが比較的多く見込めます。</li> </ul> <p>(コミュニティ隣接型商業施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要テナントとの長期かつ固定賃料での賃貸借契約に基づく収益を中心とした、安定した収益が期待できます。</li> <li>専門店との賃貸借契約においては、当該専門店の売上に連動しない「固定最低賃料」を設定しつつ、当該専門店における一定以上の売上に応じて「歩合賃料」を加える賃料形態を採用する場合には、景気拡大期において収益の向上が期待できます。</li> <li>エリア/商圏内のコミュニティに密着した安定的な集客・消費ニーズに対応可能であり、底堅いテナントの需要も見込めます。</li> </ul>
	タイプ	定義	
	都市型商業施設	都市部の駅周辺、又は繁華性の高いエリア・スポットに立地し、高い集客力及び多様なテナントの出店ニーズが見込まれる施設	
コミュニティ隣接型商業施設	<p>商圏人口2万人以上の人口集積度の高い立地における、原則売場面積20,000㎡以下の店舗で、食品スーパーやホームセンター等比較の実用的な商品を扱う専門店で構成され、消費者の身近な買い回りに対応する施設（飲食、各種サービス、ドラッグストア、ディスカウントストア及び来店型施設（学習塾・エステ・スポーツジム）等）</p> <p>また、購買・消費のみならず、これからの消費者の行動トレンドであると考えられる、いわゆる「コト消費」等に該当する時間消費を可能とする施設（フードコート、シネマ、家電量販店及びアミューズメント施設等）</p>		

(ハ) 地域分散

本投資法人は、都心6区、三大都市圏及び政令指定都市等を投資対象地域として分類し、各地域の特徴を踏まえて以下に記載の各用途における地域別投資比率(注1)を目途に投資を行います。

<各用途における地域別投資比率>

用途別	全体での用途別投資比率(注2)	各用途における地域別投資比率(注1)		
		うち		
		都心6区 (千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区及び品川区)	三大都市圏 (東京経済圏、大阪経済圏及び名古屋経済圏)	政令指定都市等
オフィス	50%以上	うち	40%以下 (都心6区を含みません。)	20%以下
			60%以上	
住宅	50%以下	うち	60%以上	40%以下
商業施設	20%以下	地域別投資比率は定めていません。		

(注1) 「各用途における地域別投資比率」とは、当該用途の各地域の投資対象資産の取得価格の合計額を当該用途の全地域の投資対象資産の取得価格の総額で除したものをいいます。

(注2) 「全体での用途別投資比率」とは、各用途の投資対象資産の取得価格の合計額を全投資対象資産の取得価格の総額で除したものをいいます。

<地域の定義及び各地域の特徴>

地域	定義及び各地域の特徴
都心6区	<p>千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区及び品川区</p> <p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の政治・経済及び文化の中心で、不動産売買市場及び賃貸市場における高い流動性を有している</li> <li>・ 日本企業及び外資系企業の多くが本社としての立地選択を行い、企業集積度が高い</li> <li>・ 労働人口の集積度が高い</li> <li>・ 投資対象となる物件数が相対的に多い</li> </ul>
三大都市圏	<p>東京経済圏(注)、大阪経済圏(注)及び名古屋経済圏(注)</p> <p>(注)「東京経済圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。 「大阪経済圏」とは、大阪府、京都府及び兵庫県をいいます。 「名古屋経済圏」とは、愛知県、岐阜県及び三重県をいいます。以下同じです。</p> <p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口流入が継続しており、人口集積度が高い</li> <li>・ 経済圏の規模が大きいため安定した収益が見込める</li> <li>・ 各経済圏に立脚した地域社会の地域特性を反映した不動産が存在し、各経済圏で物件を取得することで多様な特性を有する不動産から成るポートフォリオを構築することが可能</li> </ul>
政令指定都市等	<p>三大都市圏以外に所在する、政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市及び熊本市）及び県庁所在地である都市</p> <p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内における人口集積度が相対的に高く、公共施設や各種インフラが整っている</li> <li>・ 高い収益性が期待できる不動産を取得する機会がある</li> <li>・ 三大都市圏と比べてより地域特性を反映した不動産が存在し、各地域で物件を取得することで多様な特性を有する不動産から成るポートフォリオを構築することが可能</li> </ul>

### ③ 個別投資対象

#### (イ) 規模

本投資法人は、以下に記載の最低投資規模及び最高投資規模の基準範囲内の投資対象資産に分散して投資を行います。

<本投資法人の最低投資規模及び最高投資規模の基準>

最低投資規模	1物件当たり、 オフィス及び商業施設については10億円以上 住宅については5億円以上
最高投資規模	投資総額(注)に対する当該投資対象資産の投資額の比率が25%以下

(注) 「投資総額」とは、本投資法人の保有資産の取得価格の合計をいい、取得予定資産又は売却予定資産がある場合には、それらの取得又は売却実施後の金額をいいます。

上記の最低投資規模の基準にかかわらず、以下に該当する場合には当該投資対象資産の取得を行うことができます。

- ・ 複数の投資対象資産を一括で取得する際に、最低投資規模を下回る投資対象資産が一部含まれる場合
- ・ 当該投資対象資産の取得時における鑑定評価額は最低投資規模を上回るものの、取得（予定）価格が最低投資規模を下回る場合
- ・ その裏付けとなる物件の鑑定評価額は最低投資規模を上回るものの、匿名組合出資持分又は不動産対応証券へ投資する場合で、当該持分又は証券の取得（予定）価格が最低投資規模を下回る場合

#### (ロ) 運用期間

本投資法人は、原則として中長期的観点から投資対象資産を取得し、短期売買目的の投資対象資産の取得は行いません。ここで短期とは1年未満の期間を、中期とは1年以上5年以下の期間を、長期とは5年を超える期間をいいます。

ただし、以下に該当する場合には、当該投資対象資産の短期での売却を検討及び実施することがあります。

- ・ 本投資法人のポートフォリオ構築上、売却を行うことが本投資法人の中長期的戦略上適切であると判断される場合
- ・ 平均的な実勢価格を超える購入価格を提示する購入希望先が現れた場合等、売却を行うことが本投資法人の収益獲得に寄与すると判断される場合
- ・ 経済情勢の著しい変化又は災害等による建物の毀損、劣化等により、当初想定した賃貸事業収益の確保が困難となり、追加的な措置によっても回復の見込みが乏しいと判断される場合

また、ブリッジファンドに投資する場合、匿名組合出資持分又は不動産対応証券へ投資する場合には、短期での償還の可能性のある投資対象資産への投資を検討及び実施することがあります。

(ハ) その他の個別投資対象基準(注1)

設備及び仕様	オフィス	貸付床の形状、階高及び天井高、床仕様、OA対応、電気容量、空調方式、セキュリティ対応、防災対応、共用施設（給湯、トイレ、エレベーター、駐車場等）等を総合的に判断し、当該地域における標準以上の仕様の物件又は標準以上の仕様に変更可能な物件を投資対象とします。
	住宅	専有部分の間取り、設備、仕様等及び共用部分の設備、仕様、セキュリティ等を総合的に判断し、当該地域における標準以上の仕様の物件又は標準以上の仕様に変更可能な物件を投資対象とします。
	商業施設	業態別の標準仕様（階高、天井高、フロア形状、電気、水道及びガス容量等）及び商業施設としての汎用性及び転用可能性等を総合的に判断し、当該地域における標準以上の仕様の物件又は標準以上の仕様に変更可能な物件を投資対象とします。
遵法性	都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）等、関連する諸法令を遵守している投資対象資産（既存不適格物件を含みます。）とします。ただし、関連法令を遵守できていない物件のうち、本投資法人の取得後、是正可能な物件に関しては、投資対象とすることがあります。	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の投資対象資産とします。	
耐震性	<p>新耐震基準（1981年に改正された建築基準法施行令に基づく建物等の耐震基準をいいます。以下同じです。）に基づく建築物に相当する耐震性を有し、個別のPML(注2)値が15%未満であり、かつ、当該投資対象資産の取得後におけるポートフォリオ全体のPML値が15%未満を維持できる投資対象資産とします。</p> <p>ただし、以下の投資対象資産については、投資対象とすることがあります。</p> <p>(i) 地震保険を付保しても、なお投資経済性が維持できる投資対象資産</p> <p>(ii) 取得後に耐震補強工事が実施可能であり、当該工事により上記の基準を満たすことが可能と判断される投資対象資産</p>	
環境及び地質	<p>以下のいずれかの条件を満たしている投資対象資産とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門業者が作成したエンジニアリングレポート、地歴調査報告書等において、有害物質等が内在する可能性が低い旨が確認できること。</li> <li>・ 専門業者が作成したエンジニアリングレポート、地歴調査報告書等において、有害物質等は内在しているが、当該有害物質に関連する法令に基づき適法に保管又は処理等がなされている等により、利用者又は近隣等に対する健康被害リスクが低い旨が確認でき、かつ、当該有害物質等が内在していることが運用上の障害となる可能性が低いと判断できること。</li> </ul>	
テナント	属性、信用力、業種、使用目的、賃貸借契約の条件、テナントの入替えの可能性等を総合的に勘案した上で、投資判断を行います。	

権利関係	<p>原則として、土地及び建物に係る独立した所有権が取得できる投資対象資産とします。ただし、以下の(i)から(vi)までの形態の投資対象資産についても、各々に定める検証を行った上で投資対象とすることがあります。</p> <p>(i) 共有物件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営（賃貸・改良行為等）の自由度確保のため、取得する共有持分割合が50%超であることを原則としますが、他の共有者の属性や信用力、物件の特性等を総合的に考慮し、個別に投資判断を行います。</li> <li>処分の自由度を確保するため、共有者間協定等による共有者間の優先買取権や譲渡制限等の有無、内容等を確認します。</li> <li>収益の安定性を確保するため、他の共有者の属性や信用力を十分確認の上、仕組み上の手当て（共有物不分割特約の締結、登記の具備や敷地の相互利用に関する取決めを含みますが、これらに限りません。）を講じます。</li> </ul> <p>(ii) 区分所有権及びその敷地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営の自由度を確保するため、取得する区分所有議決権が50%超であることを原則としますが、他の区分所有者の属性や信用力、物件の特性等を総合的に考慮し、個別に投資判断を行います。</li> <li>処分の自由度を確保するため、管理規約等による区分所有者間の優先買取権や譲渡制限等の有無、内容等を確認します。</li> <li>収益の安定性を確保するため、管理組合の運営状況（積立金、負債比率、付保状況等）を確認し、必要に応じて独自の手当て（本投資法人内の積立額増額、管理組合とは別途の共用部付保や敷地権の登記の具備を含みますが、これらに限りません。）を講じます。</li> </ul> <p>(iii) 借地権付建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、旧借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）（以下「旧借地法」といいます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）に基づく借地権を投資対象とします。</li> <li>底地権者の属性を慎重に検討し、地代の改定、借地契約更新時の更新料、建替え時の承諾料又は売却の際の承諾料が収益性に与える影響を考慮の上、投資判断を行います。</li> </ul> <p>(iv) 借地権が設定された土地（底地）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、借地借家法第22条に定める定期借地権又は同法第23条に定める事業用定期借地権の設定されている土地のみを投資対象とします。</li> <li>借地権者の属性や賃料負担能力の有無等を慎重に検討し、借地契約期間満了後の収益確保の見通しも踏まえて総合的に投資判断を行います。</li> </ul> <p>(v) 境界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、隣接地との境界確認が完了している投資対象資産を投資対象としますが、隣接地との境界確認が未了の物件については、隣接地の所有者やその属性、経緯、現地の状況等を確認し、投資物件の収益性や権利の安定性に与える影響を考慮した上で個別に投資判断を行います。</li> </ul> <p>(vi) 用益権や越境物等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者による地上権又は地役権等の用益権が設定されている不動産については、その内容や相手方を確認し、投資対象資産の収益性や権利の安定性に与える影響を考慮した上で投資判断を行います。</li> <li>隣接地からの越境物が存在する物件、又は隣接地への越境物が存在する物件については、越境物の内容や所有者の属性、経緯、覚書締結の有無等を確認し、投資物件の収益性や権利の安定性に与える影響を考慮した上で投資判断を行います。</li> </ul>
------	---

開発案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、安定的な賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている若しくは生じる見込みがある物件を投資対象とします。</li> <li>・ 建築前又は建築中である建物については、建物の許認可リスクや完工リスクが低減され、不動産賃貸市場の状況や賃貸借予約契約の存在等により竣工後のテナントの確保が十分可能であり、ポートフォリオ全体に過大な影響を与えない場合には、当該建物の竣工前においても投資対象とすることができます。また、当該取引がフォワード・コミットメント等に該当する場合には、後記「⑧ フォワード・コミットメント等に関する基本方針」記載の事項を考慮の上、慎重に投資判断を行います。</li> <li>・ 本投資法人が、宅地の造成又は建物の建築に係る工事を自ら実行することとなる取引は行いません。</li> </ul>
現物不動産と信託受益権の選択	<p>投資対象資産の取得に当たり、現物不動産の形態で取得するか、信託設定を行った上で信託受益権の形態で取得するかは、現所有者の意向、取得時の流通コスト、取得後の管理コスト等を総合的に勘案して判断を行います。</p>

- (注1) 借地権が設定された土地（底地）を取得する場合の、当該土地上の建物については、本投資法人の投資対象には該当しないため、上記の個別投資対象基準を満たすことを要しないものとします。
- (注2) 「PML (Probable Maximum Loss)」とは、地震による予想最大損失率をいいます。PMLには個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。PMLについて統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）中に、想定される最大規模の地震（再現期間475年の大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達原価に対する比率（%）で示したものをいいます。

## （二）匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資

本投資法人は、不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資を行う場合には、主として以下の内容を基準にします。

- a. 当該投資後において、不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券に対する投資額（不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券の取得価格（ただし、出資を本投資法人が自ら行う場合には出資額））の合計が、総資産額の10%以内となること。
- b. 不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券の運用対象とされる不動産等が本投資法人の投資方針及び投資対象に合致していること。
- c. 不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券の運用対象とされる不動産等の売却時に、本投資法人による取得機会が得られること。

#### ④ 成長戦略

本投資法人は、前記「① 基本方針（投資主との利害一致の徹底的な追求）」及び「② ポートフォリオ構築方針」のとおり、オフィス、住宅及び商業施設を主たる投資対象とする総合型のポートフォリオの構築を図ります。また、ポートフォリオ構築方針に基づき外部成長及び内部成長の両面からなる成長戦略として、本資産運用会社の独自のネットワークと知見を活用することに加えて、スポンサーのサポート体制を最大限活用した資産運用を実行することを目指します。

##### (イ) 外部成長

###### a. 本資産運用会社独自のネットワークを活用した外部成長戦略

本資産運用会社は、スポンサー各社にて第三者との相対での交渉を中心とした物件取得の経験を培った人材を登用することにより、本資産運用会社独自の物件取得ネットワークを構築し、中長期的に、かかるネットワークを基盤とした物件取得ルートの拡大に努めます。本投資法人は、かかる本資産運用会社独自のネットワークを積極的に活用することで、継続的な外部成長を目指します。

###### b. スポンサー各社のサポート体制を活用した外部成長戦略

###### i. スポンサー各社のネットワークの活用

本投資法人は、スポンサー各社が保有又はその運用するファンドにおいて保有する物件に限らず、スポンサー各社の不動産投資におけるネットワークを活用した第三者からの物件取得を通じて資産規模を拡大し、外部成長を図ります。

メインスポンサーである双日は、総合商社としての多角的な事業展開を通じて得られるネットワークを有するとともに、前身である日商岩井株式会社及びニチメン株式会社から継続して培われてきた広範な情報ソースを有しています。また、サブスポンサーであるクッシュマン及びアジリティーは、双日とは業態は異なるものの、不動産ファンドのアセットマネジメント業務等の実績を通じ、不動産投資事業における広範なネットワークと知見を有しています。

本投資法人は、かかるスポンサーのネットワークと知見を活用して、投資対象資産の継続的な取得を図り、投資主価値の最大化を目指します。かかるスポンサーのネットワークと知見を最大限に活用するため、本投資法人及び本資産運用会社は、スポンサー各社との間でスポンサーサポート契約を締結しています。かかるスポンサーサポート契約を通じたサポート体制の詳細は、後記「⑤ スポンサーサポート (ロ) スポンサーサポート」をご参照ください。

###### ii. スポンサー各社が組成に関与するブリッジファンドの活用

本投資法人は、資金調達状況によっては、直ちに第三者から投資対象資産の取得ができない可能性もあることから、将来における取得を目的として、スポンサー各社が組成に関与するブリッジファンド（スポンサー等）による一時的保有機能の提供を受けることを検討します。かかる機能の提供を受けることで、本投資法人は、取得機会の逸失を回避し、成長機会の最大化を目指します。なお、本投資法人は、取得機会を最大化し、また投資対象資産の運用実績を把握する目的から、ブリッジファンドに対して出資を行う可能性があります。

なお、上記のブリッジファンドからの取得は利害関係者取引に該当する場合があります。その場合には本資産運用会社が定める「利害関係者取引」のルールに従って取得します（本資産運用会社が定める「利害関係者取引」のルールについては、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規程」をご参照ください。）。

##### (ロ) 内部成長

###### a. 本資産運用会社独自の知見を活用した内部成長戦略

本資産運用会社は、その役職員がスポンサー各社での業務で培った独自のネットワークと知見に基づき、ポートフォリオ及び個別物件の特性に応じた、競争力の維持・向上のための資産運用を行います。また、個別物件の管理運営のために最適なPM会社を選定し、適切な管理運営体制を構築することにより、ポートフォリオの収益の成長性及び安定性の向上に資する運用を目指します。



b. スポンサー各社のサポート体制を活用した内部成長戦略

i. メインスポンサーである双日の連結子会社を活用したPM及びBM

双日は、その連結子会社に、PM業務及びBM業務に従事する双日総合管理を有しています。双日総合管理は、PM業務及びBM業務受託に関して、2020年12月31日現在で、オフィス、住宅及び商業施設合計で116物件、延床面積621,647.54㎡の実績を有し（一部業務の受託を含みます。）、このうち、オフィス31物件及び住宅11物件が本投資法人の運用資産です。本投資法人は、本資産運用会社を通じて、双日総合管理のかかる実績に基づく知見の活用及び規模の経済を通じたコストの削減を期待できるものと考えており、主として双日総合管理に対して、運用資産のPM業務及びBM業務を委託する方針です。

ii. 管理運営、リノベーション及び計画的修繕（大規模修繕を含みます。）を通じた資産価値の維持・向上

本投資法人は、効率的かつ付加価値のある管理運営及びテナント満足度の向上を図るべく、適切な選定プロセスを前提に主として双日総合管理をPM業務及びBM業務の委託先として活用することで、日常の管理運営業務に加えてリノベーションや計画的修繕等を通じた資産価値の維持・向上を図ります。

双日総合管理は、テナント誘致や契約管理を行うリーシング・マネジメント、賃料収入と経費の最適化を図るPM業務、建物の適正な維持管理を実践するBM業務のサービスを提供します。計画的修繕の実施に際しては、管理受託中の分譲マンションにおける大規模修繕コンサルティングにより培われた知見を活かし、建物診断から修繕設計、施工業者選定、工事監理まで一貫したサポートを提供するとともに、費用対効果を十分に考慮の上、工事の優先順位やコストの適正化に配慮し、効率的かつ計画的な修繕を行います。また、オフィスにおいても大規模な移転、集約プロジェクトで培ったオフィスレイアウト設計から通信ネットワーク工事、セキュリティ工事の工程・施工管理、アフターサポートについての知見を活かして、テナントニーズに沿った各種提案や改善策を提供します。

iii. クッシュマンのリサーチ機能を活用した機動的なリーシング活動

本資産運用会社は、計算期間毎に策定する本投資法人の運用資産の物件別事業計画の一部として、運用資産毎にリーシング計画を策定します。オフィスのリーシング計画の策定にあたっては、クッシュマンから提供されるオフィス賃貸マーケットに係る各種データ等を参考に、新規募集賃料及び既存テナントの更改賃料を設定し、また新規テナント候補への営業方針を定めることで、機動的なリーシング活動を行う体制を整えます。

⑤ スポンサーサポート

(イ) スポンサー各社の概要

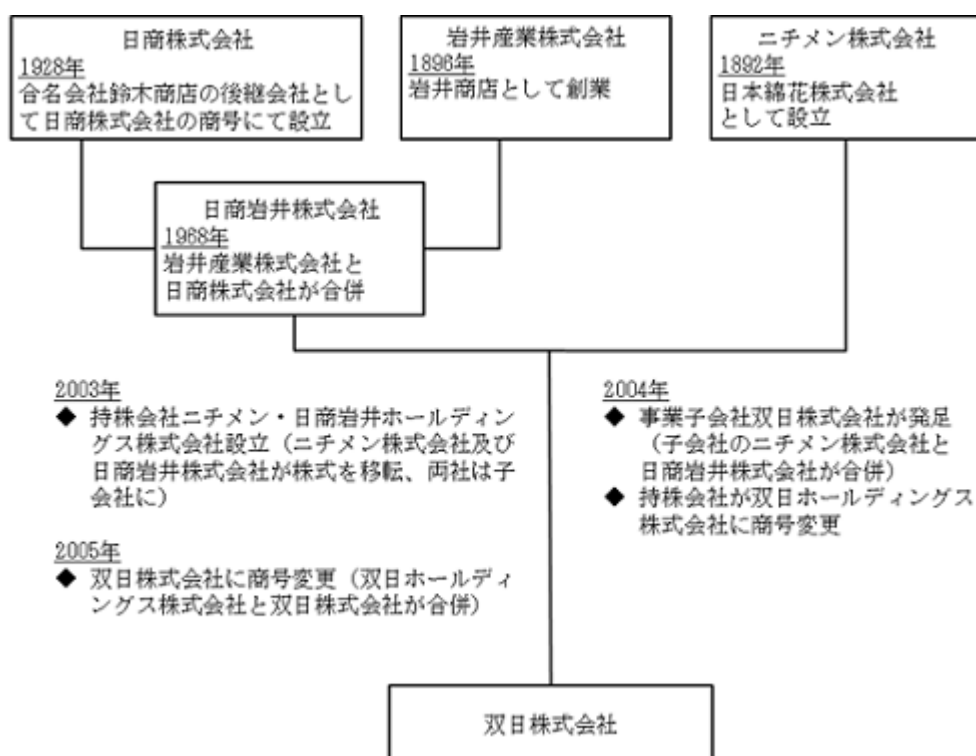
a. 双日の概要（グローバルに活動する総合商社）

双日は、国内の大手総合商社として、物品の売買及び貿易業をはじめとして、国内及び海外における各種製品の製造・販売やサービスの提供、各種プロジェクトの企画・調整、各種分野への投資、金融活動等の多角的な事業をグローバルに展開しており、国内外に多数の取引先とのネットワークを有しています。2020年12月31日現在の双日グループの拠点数、グループ会社数及び従業員数は、以下のとおりです。

- ・拠点数 国内5拠点（本社、支社、支店）、海外80拠点（現地法人、駐在員事務所等）
- ・グループ会社 国内127社、海外296社
- ・従業員数 単体2,590名、連結19,187名

以下のとおり、双日グループのルーツは、それぞれ100年以上の歴史を持つ、ニチメン株式会社及び日商岩井株式会社です。2003年4月に両社が経営統合し、翌年「双日株式会社」が誕生しました。

<双日グループの成立ち>



b. クッシュマンの概要（C&W全額出資の日本のアセットマネジメント会社）

クッシュマンの親会社であるCushman & Wakefield plc（以下「C&W」といいます。）は、ニューヨーク証券取引所に上場する、世界有数の不動産総合サービスプロバイダーです。C&Wグループ（C&W並びにその子会社（日本法人であるクッシュマン及びクッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社を含みます。）及び関連会社全体を総称して、「C&Wグループ」といいます。）は、グローバル本部を米国イリノイ州シカゴに設置し、世界約60か国におよそ53,000人の従業員を有しています。

C&Wグループは、世界中の顧客に対して売買仲介、鑑定評価、テナントレップ(注)、リーシング、PM、プロジェクト・マネジメントやコンサルティング等多様なサービスを提供しており、その顧客層は事業会社から多国籍企業、金融機関、政府系企業に及び、日本においても、日本国内外の顧客に対して上記のサービスを提供しています。

(注) 「テナントレップ」とは、借主の代理的な立場で、事務所・店舗の提案、賃貸借契約の締結サポート及びアフターケアなどを行うコンサルティング事業をいいます。

クッシュマンは、C&W全額出資の日本のアセットマネジメント会社として、本書の日付現在、オフィス、物流施設、住宅から商業施設、ホテルに至るまで様々な用途の不動産運用事業における豊富な経験を積み、国内外の不動産投資における幅広い関係者とのリレーションを築いています。

c. アジリティーの概要（不動産ファンドのアセットマネジメント会社で本投資法人設立スポンサー）

アジリティーは、2005年1月に設立され、不動産アセットマネジメント事業、アドバイザー事業、不動産媒介事業等を行っており、本投資法人の設立スポンサーでもあります。

アジリティーは、設立当初、主に日本国内の機関投資家を中心とした投資資金を裏付けとして、ファンドによる不動産への投資運用を行ってきましたが、2009年3月以降は、中国、台湾、香港及びシンガポールの「大中華圏」や米国等の企業グループ、富裕層の投資資金を幅広く受け入れ、不動産、再生可能エネルギー施設等の分野でファンドによる投資運用を行っています。

アジリティーは、2016年7月にシンガポールのフィリップキャピタルグループの創業者一族をパートナーとし、フィリップキャピタルグループの一員となりました。フィリップキャピタルグループは、1975年にシンガポールで誕生し、現在では世界15か国で金融サービスを提供している総合金融グループです。同グループ全体で、自己資本は15億ドルを超え、5,000人を超える役職員がそれぞれ顧客ニーズに即したサービスを提供しています。

(ロ) スポンサーサポート

本投資法人は、外部成長及び内部成長を実現するために、本投資法人及び本資産運用会社とスポンサー各社との間で締結された各スポンサーサポート契約を最大限活用します。

各スポンサーサポート契約に定められているサポートの概要は、以下のとおりです。

a. 双日によるサポート	
優先的物件情報の提供及び優先的売買交渉権の付与	<p>双日は、本投資法人の投資方針に合致する不動産、不動産信託受益権、不動産対応証券又は不動産を裏付けとする匿名組合出資持分等（開発段階の不動産を含みます。）（以下、本a.及びb.において「適格不動産等」といいます。）であり、かつ、双日、双日新都市開発株式会社及び双日総合管理（以下、本a.において「スポンサー（双日）グループ」と総称します。）が保有しているもの（双日については、双日のアセットマネジメント部が管轄するものに限ります。）を売却しようとする場合には、所定の適用除外事由に該当する場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、第三者に先立ち当該適格不動産等に関する情報を優先的に提供し、優先的に売買交渉をする権利（以下、本(ロ)において「優先的売買交渉権」といいます。）を自ら付与し、又は当該適格不動産等の所有者をして付与させます。</p> <p>&lt;優先的売買交渉権の概要&gt;</p> <p>優先的売買交渉権が付与された場合、所定の期間内に、本投資法人及び本資産運用会社は、取得の意向の有無を優先的売買交渉権を付与した者（以下、本(ロ)において「優先交渉権付与者」といいます。）に対し回答します。優先交渉権付与者は、所定の期間内に取得の意向がある旨を回答され、売却の条件について合意に達した場合、本投資法人に対し、当該適格不動産等を売却します。</p> <p>所定の期間内に優先交渉権付与者に対し取得の意向がある旨を回答しなかった場合、又は優先交渉権付与者に対し取得の意向がある旨を回答したものの所定の期間内に売却の条件について合意に達しなかった場合、優先的売買交渉権は消滅します。</p> <p>なお、行政機関の要請に基づいて適格不動産等を売却する場合、双日が第三者に対して負う守秘義務との関係などから適切な情報開示を行えないため、本投資法人に情報の提供を行うことが適切ではないと判断した場合、双日において、かかる優先的売買交渉権の付与が双日グループの利益に沿わないこと又はそのおそれがあることを具体的な根拠とともに申入れ、本投資法人及び本資産運用会社がスポンサー（双日）グループの利益に沿わないこと又はそのおそれがあることを確認した場合等所定の場合には、優先的売買交渉権は付与されません。</p>
売却情報の提供	<p>双日は、スポンサー（双日）グループ以外の第三者が保有する適格不動産等の売却情報を、双日のアセットマネジメント部が独自の情報獲得ルートを通じて入手し、かつ本投資法人への売却が適当な適格不動産等と判断した場合には、遅くとも第三者に売却情報を提供すると同時に売却情報を提供します。</p> <p>なお、スポンサー（双日）グループのいずれかが当該適格不動産等を取得する旨の検討を行うと判断した場合、双日が第三者に対して負う守秘義務との関係などから適切な情報開示を行えないため、本投資法人に情報の提供を行うことが適切ではないと判断した場合、双日において、かかる情報開示が双日グループの利益に沿わないこと又はそのおそれがあることを具体的な根拠とともに申入れ、本投資法人及び本資産運用会社がスポンサー（双日）グループの利益に沿わないこと又はそのおそれがあることを確認した場合等所定の場合には、第三者が保有する適格不動産等に関する売却情報は提供されません。</p>
適格不動産等の取得及び運用に向けた支援業務の提供等	<p>双日は、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令に反しない範囲において、自ら又はスポンサー（双日）グループの他の法人をして、(i)適格不動産等の取得、売却、運用、リニューアル又は再開発に関する助言・補助、及び適格不動産等の取得、売却に関する仲介業務、(ii)人材の outgoing を含め必要とされる人材確保への協力、(iii)本資産運用会社の役職員に対する研修の提供、並びに(iv)その他の必要な支援について、別途協議のうえ合意する個別の支援業務を行い、又は行わせます。</p> <p>ただし、双日において、前記の業務の受託がスポンサー（双日）グループの利益に沿わないおそれがあると判断した場合はこの限りではありません。</p>

a. 双日によるサポート	
ブリッジファンド組成等による取得機会の提供	<p>本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格不動産等の取得を目的として、取得予定時期及び取得予定価格等を提示した上で、第三者が保有している適格不動産等を双日の意向を受けて設立された特別目的会社等の双日が指定する第三者（以下、本（ロ）において「ブリッジファンド」といいます。）により取得し、一時的に保有すること（以下、本（ロ）において「ブリッジ」といいます。）を双日に依頼することができます。この場合、双日は、かかる依頼を誠実に検討し、所定の期間内に、受諾の可否を回答します。</p> <p>双日がブリッジの依頼を受諾した場合、双日並びに本投資法人及び本資産運用会社は、ブリッジファンドによる取得、保有及び本投資法人への売却等に関する詳細を合意して定めます。なお、双日がブリッジの依頼を受諾した場合であっても、合意がない限り、双日はブリッジファンドをしてブリッジを実施させる義務を負いません。</p> <p>ブリッジが行われた場合、双日は、本投資法人及び本資産運用会社が提示した取得予定時期（合意により延長することができます。）までに本投資法人及び本資産運用会社が取得を申し出たときは、売却に関する詳細について合意の上、ブリッジファンドをして当該適格不動産等を本投資法人に売却させます。</p>
PM業務等の提供	<p>本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、スポンサー（双日）グループをして、別途締結するPM等業務委託契約に基づきPM業務等の提供を行います。</p> <p>ただし、双日において、かかるPM業務等の受託がスポンサー（双日）グループの利益に沿わないおそれがあると判断した場合はこの限りではありません。</p>
商標の使用許諾	<p>本投資法人及び本資産運用会社に対し、「FORECAST」商標について、無償で使用することを非独占的に許諾します。なお、本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人による本商標の使用が適用法令等に違反したとき等所定の場合には、直ちに、「FORECAST」商標の使用を中止します。この場合、「FORECAST」商標の非独占的使用権の許諾は将来に向かって直ちに消滅し、本投資法人及び本資産運用会社は、双日に対し、何らの補償を求めません。</p>
報酬	<p>本投資法人及び本資産運用会社は、適格不動産等の取得及び運用に向けた支援業務並びにPM業務等に関する場合又は双日若しくはサポート契約に基づく業務（以下、本a.において「本業務」といいます。）を行うスポンサー（双日）グループ、本投資法人及び本資産運用会社の間で別途合意した場合に限り、本業務に関して報酬を支払います。</p> <p>適格不動産等の取得及び運用に向けた支援業務に関する双日への報酬については、個別の支援業務の提供ごとに双日、スポンサー（双日）グループ、本投資法人及び本資産運用会社の間で合意して定め、(i)適格不動産等の取得、売却、運用、リニューアル又は再開発に関する助言・補助、及び適格不動産等の取得、売却に関する仲介業務については本投資法人が、(ii)人材の outgoing を含め必要とされる人材確保への協力及び(iii)本資産運用会社の役職員に対する研修の提供については本資産運用会社が、(iv)その他の必要な支援について、別途協議のうえ合意する個別の支援業務については、双日、スポンサー（双日）グループ、本投資法人及び本資産運用会社の間で合意して定める者が、それぞれ当該報酬を負担します。また、(ii)人材の outgoing を含め必要とされる人材確保への協力が outgoing により行われる場合、本資産運用会社は、所定の outgoing 料を負担します。</p> <p>PM業務等に関する双日への報酬については、PM等業務委託契約に定めるところに従い、本投資法人が負担します。</p> <p>なお、本投資法人及び本資産運用会社は、第三者が保有する適格不動産等に関する売却情報の提供、ブリッジファンド組成等による取得機会の提供及び商標の使用については、双日に報酬を支払いません。</p>
契約期間	<p>有効期間は、契約締結日から2年間とします（契約期間満了の1か月前までに申出がなかった場合には、更に2年間更新します。）。</p> <p>ただし、双日が本資産運用会社の株主でなくなった場合には、当該株主でなくなった日をもって、スポンサーサポート契約（双日）は自動的に終了します。</p>

b. クッシュマンによるサポート	
優先的物件情報の提供及び優先的売買交渉権の付与	<p>クッシュマンは、適格不動産等であり、かつ、クッシュマン、その子会社及び関連会社（ただし、本資産運用会社を除きます。）がアセットマネジメント業務を受託している特別目的会社（以下「クッシュマンSPC」といいます。）が保有するものをクッシュマンSPCが売却しようとする場合には、所定の適用除外事由に該当する場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、第三者に先立ち当該適格不動産等に関する情報を優先的に提供し、また、本投資法人及び本資産運用会社が当該適格不動産等の購入を検討する場合には、当該適格不動産等を保有するクッシュマンSPCから優先的売買交渉権の付与について同意を取得できるよう努力します。</p> <p>なお、優先的売買交渉権の内容については、スポンサーサポート契約（双日）と実質的に同内容であり、その概要については、上記「a. 双日によるサポート」をご参照ください。）。</p>
物件取得業務の支援業務の提供等	<p>クッシュマンは、本投資法人がクッシュマン、その子会社及び関連会社（ただし、本資産運用会社を除きます。）（以下、本b.において、「スポンサー（クッシュマン）グループ」と総称します。）並びにクッシュマンSPC以外のものから適格不動産等を取得しようとする場合において本資産運用会社から要請されたときは、本投資法人の資産取得業務等を効率的に行うことを目的として、当該適格不動産等に関する情報収集及び提供その他の支援業務を行い、本資産運用会社による当該適格不動産等の取得業務等を支援します。ただし、クッシュマンにおいて、前記の業務の受託がスポンサー（クッシュマン）グループの利益に沿わないおそれがあると判断した場合はこの限りではありません。</p>
ブリッジファンド組成等による取得機会の提供	<p>左記の事項について、スポンサーサポート契約（双日）と実質的に同内容のサポートを受けることを合意しています。なお、スポンサーサポート契約（双日）の概要については、上記「a. 双日によるサポート」をご参照ください。</p>
その他の支援	<p>本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、自ら又はクッシュマンの親会社であるC&amp;W及びそのグループ会社の他の法人をして、(i)本投資法人による不動産等の取得又は売却に関する仲介業務の提供、(ii)プロジェクト・マネジメント業務の提供、(iii)人材確保への協力、並びに(iv)適格不動産等又は売買若しくは賃貸借取引市場の動向等の情報の調査及び提供その他の必要な支援を行うよう努力します。</p>
報酬	<p>本投資法人及び本資産運用会社は、上記「その他の支援」に記載の業務を行う場合を除き、クッシュマンに報酬を支払いません。</p> <p>ただし、業務の実施にあたり通常予想される範囲を超える業務が生じた場合には、報酬の支払いについて、本投資法人及び本資産運用会社並びにクッシュマンとの間で協議の上、定めます。</p>
契約期間	<p>有効期間は、契約締結日から2021年3月31日までとします（契約期間満了の1か月前までに申出がなかった場合には、更に2年間更新します。）。</p> <p>ただし、クッシュマンが本資産運用会社の株主でなくなった場合又はクッシュマン、双日及びアジリティーで締結されている株主間契約書が解約された場合には、当該株主でなくなった日又は解約された日をもって、スポンサーサポート契約（クッシュマン）は自動的に終了します。</p>

c. アジリティーによるサポート	
優先的物件情報の提供及び優先的売買交渉権の付与	本投資法人及び本資産運用会社の定める投資方針に合致する不動産、不動産信託受益権又は不動産対応証券等（開発段階の不動産を含みます。）（以下、本c.において「適格不動産等」といいます。）であり、かつ、アジリティー、並びにその親会社及びその親会社の子会社（以下、「AAAグループ」といいます。）が出資し又はアジリティーがアセットマネジメント業務を受託している特別目的会社が保有しているものに関し、左記の事項について、スポンサーサポート契約（双日）と実質的に同内容のサポートを受けることを合意しています。なお、スポンサーサポート契約（双日）の概要については、上記「a. 双日によるサポート」をご参照ください。
物件取得業務の支援業務の提供等	左記の事項について、スポンサーサポート契約（クッシュマン）と実質的に同内容のサポートを受けることを合意しています。なお、スポンサーサポート契約（クッシュマン）の概要については、上記「b. クッシュマンによるサポート」をご参照ください。
ブリッジファンド組成等による取得機会の提供	左記の事項について、スポンサーサポート契約（双日）と実質的に同内容のサポートを受けることを合意しています。なお、スポンサーサポート契約（双日）の概要については、上記「a. 双日によるサポート」をご参照ください。
PM業務等の提供	本投資法人及び本資産運用会社から依頼され、これを受託した場合、アジリティー又はAAAグループの他の法人をして、PM業務、リーシングサポートその他の必要な支援を行います。
その他の支援	本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、自ら又はAAAグループの他の法人をして、(i)本投資法人及び本資産運用会社の定める投資方針に合致するものの取得、運用、リニューアル又は再開発に関する助言・補助、(ii)人材確保への協力、並びに(iii)役職員に対する研修の提供その他の必要な支援を行うよう努力します。
報酬	本投資法人及び本資産運用会社は、PM業務等の提供を行う場合を除き、上記記載の業務に対し、アジリティーに報酬を支払いません。
契約期間	有効期間は、契約締結日から2021年3月31日までとします（契約期間満了の1か月前までに申出がなかった場合には、更に2年間更新します。）。 ただし、アジリティーが本資産運用会社の株主でなくなった場合又はアジリティー、双日及びクッシュマンの間で締結されている株主間契約書が解約された場合には、当該株主でなくなった日又は解約された日をもって、スポンサーサポート契約（アジリティー）は自動的に終了します。

⑥ 投資主利益に配慮した運営体制の確保

(イ) 投資主との利害一致手法

a. 1口当たり分配金に連動した運用報酬体系

本投資法人は、規約及び資産運用委託契約に基づいて本資産運用会社に支払う報酬のうち、運用報酬の一部について、1口当たり分配金に連動した運用報酬体系を採用しています。かかる運用報酬体系の採用は、本資産運用会社による本投資法人の投資主価値を最大化することへのインセンティブにつながると、本投資法人は考えています。

なお、本資産運用会社に支払われる報酬は、上記の1口当たり分配金に連動した運用報酬のほか、各計算期間の貸借対照表上の総資産額に基づく運用報酬並びに運用資産に係る取得報酬及び処分報酬があります。本資産運用会社への支払報酬の詳細につきましては、後記「4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 ② 本資産運用会社への資産運用報酬 (規約第38条及び別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準」)」をご参照ください。

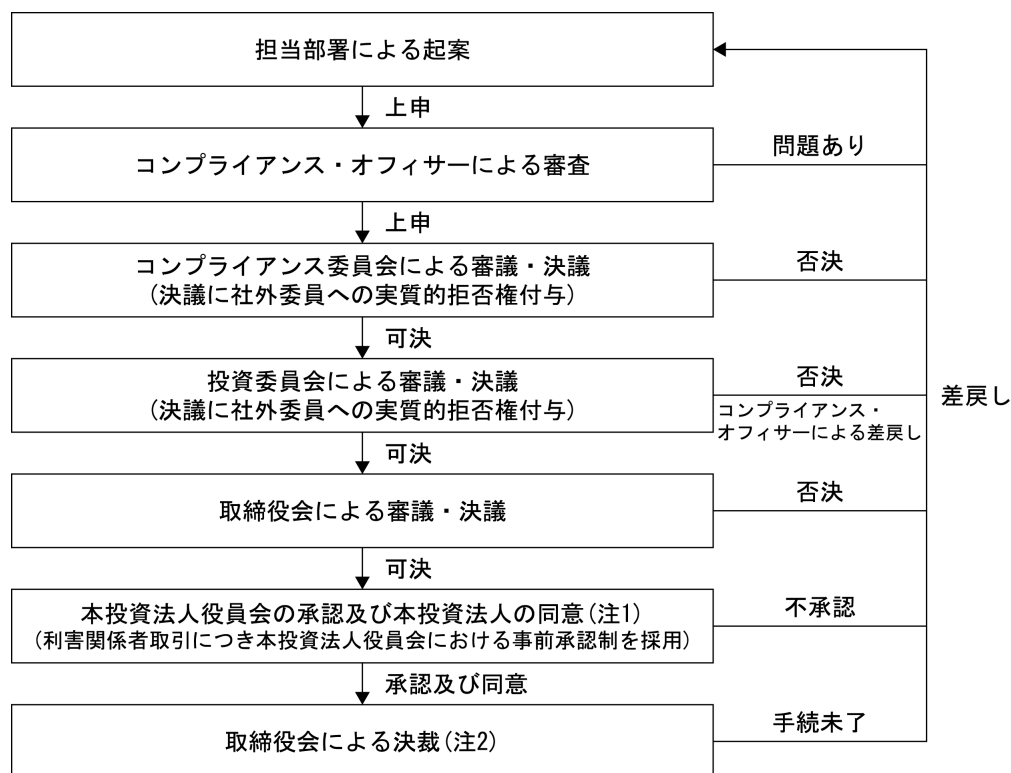
b. スポンサーによるセიმポート出資

2020年12月31日現在、メインスポンサーである双日は、発行済投資口の総口数の3.44%にあたる15,500口を保有しています。また、サブスポンサーであるアジリティー及びクッシュマンはそれぞれ400口及び20口を保有しています。

スポンサー各社は、スポンサーサポート契約において、特段の事情がない限り、当面の間、その保有を継続する意向であることを本投資法人に対して表明しています。

(ロ) ガバナンス体制 (第三者による監視機能を確保した意思決定プロセス)

<利害関係者との間での運用資産に関する取引に係る意思決定フロー>



(注1) 以下に記載の取引については、本投資法人役員会の承認は必要ですが、本投資法人の同意は不要です。

- ・ 投信法第201条の2第1項に定める取引以外の取引
- ・ 投信法施行規則第245条の2に定める取引

(注2) 取締役会は、各手続が適切に完了していることを確認の上決裁を行います。



- a. コンプライアンス委員会及び投資委員会の決議要件としての外部専門家の社外委員の出席及び同意（各委員会の決議における社外委員への実質的拒否権の付与）

本投資法人は、利害関係者との間で運用資産に関する取引を行うにあたっては、第三者である社外委員を含むコンプライアンス委員会委員の全員一致を要件とするコンプライアンス委員会の決議及び第三者である社外委員の賛成を要件とする投資委員会の決議を必要とする、第三者による監視機能を確保した意思決定フローを採用しています。

- b. 本投資法人の役員会の事前承認

本投資法人は、本資産運用会社の利害関係者との間で取引を行うにあたっては、上記の意思決定フローに加え、第三者が構成員の過半を占める本投資法人役員会による事前承認を要件とすることにより、利益相反による弊害の防止を図っています。利害関係者取引（物件取得、売買媒介等）に関する詳細は、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）利害関係者取引規程」をご参照ください。

#### ⑦ デュー・ディリジェンス

本資産運用会社は、運用資産を取得するに際して、運用ガイドラインに基づき、デュー・ディリジェンスを行うものとしています。デュー・ディリジェンスに際しては、本投資法人の費用負担において弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、エンジニアリング会社、マーケットリサーチ会社等専門家に調査を依頼し、様々な視点から精緻な調査を行うものとします。

デュー・ディリジェンスにおける調査項目は、原則として以下の表に記載する事項とします。

ただし、個々の記載事項は投資対象不動産及びその他運用資産の裏付けとなる不動産の用途・個別特性によってその重要性が異なることがあり、以下の表に記載する全ての項目について調査を行うとは限りません。また、記載事項以外の調査を行うこともあります。

以下の表に記載する項目は、運用資産の取得の判断にあたっての調査項目であり、本投資法人が取得する運用資産が、その特性又は取得の状況等によって、結果的に以下の項目の一部について基準を満たさないこともあります。たとえば、耐震性については、新耐震基準に基づく建築物に相当する耐震性を有し、個別のPML値が15%未満であり、かつ、当該投資対象資産の取得後におけるポートフォリオ全体のPML値が15%未満を維持できる不動産を投資対象としますが、地震保険を付保しても、なお投資経済性が維持できる物件及び取得後に耐震補強工事が実施可能であり、当該工事により上記の基準を満たすことが可能と判断される不動産についても投資対象とする場合があります。

<デュー・ディリジェンス項目>

調査・評価内容		評価・分析事項の概要
経済的調査	テナント調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. テナントの信用情報</li> <li>b. テナントの賃料支払状況等</li> <li>c. テナントの業種、テナント数、賃借目的、契約内容等</li> <li>d. 過去の稼働率、賃料推移及び将来の見通し</li> <li>e. 各建物における各テナントの占有割合、分布割合等</li> </ul>
	マーケット調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 市場賃料、稼働率</li> <li>b. 競合物件・テナント需要動向等</li> <li>c. 周辺の開発計画の動向</li> <li>d. 商圏分析：商圏人口、世帯数、商業指標等（商業施設特有）</li> </ul>
	収益性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. テナント誘致・物件の処分性等の競争力調査</li> <li>b. 賃貸借契約水準、賃貸借契約体系及び更新の可能性</li> <li>c. 費用水準、費用関連の契約体系及び更新の可能性</li> <li>d. 適正賃料水準、適正費用水準の調査、将来予想される費用負担の可能性</li> <li>e. 修繕計画との比較における修繕積立状況</li> </ul>
物理的調査	立地評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 街路の状況、鉄道等主要交通機関からの利便性</li> <li>b. 利便施設、経済施設、官公署、娯楽施設等の配置、近接性</li> <li>c. 周辺土地の利用状況及び将来の動向</li> <li>d. 日照、眺望、景観、騒音等環境状況</li> <li>e. 地域の知名度、評判等の状況</li> </ul>
	建物評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 意匠、主要構造、築年数、設計・施工業者等</li> <li>b. 内外装の部材の状況</li> <li>c. 貸室の状況、フリーアクセス床、分割対応、天井高等</li> <li>d. 電気設備、空調方式、防犯設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場等その他共用設備の状況等</li> </ul>
	安全性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 新耐震基準又はそれと同水準以上の性能の確保</li> <li>b. 地震リスク分析を実施し、PMLが15%以上の物件については詳細な耐震診断実施</li> <li>c. 関係法規（消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）（以下「消防法」といいます。））、都市計画法その他建築法規）の遵守状況等</li> <li>d. 建物状況報告書における将来（10から15年程度）の修繕費見込み</li> <li>e. 建物管理状況の良否、管理規約の有無・内容、管理会社へのヒアリング</li> </ul>
	土壌汚染・環境・地質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. アスベスト・フロン・PCB等の有害物質の使用・管理状況</li> <li>b. 土地利用履歴、土壌等の環境調査</li> </ul>

調査・評価内容		評価・分析事項の概要
法的調査	権利関係	<p>前所有者等の権利の確実性を検討します。特に共有・区分所有・借地物件等、本投資法人が所有権を有しないか又は単独では所有権を有しない等権利関係が複雑な物件について、以下の点を含めその権利関係について慎重に検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借地権に関する対抗要件具備の有無及び借地権に優先する他の権利の有無</li> <li>・敷地権登記の有無、建物と敷地権の分離処分の制限及びその登記の有無、持分割合の状況</li> <li>・敷金保全措置、長期修繕計画に基づく積立金の方針・措置</li> <li>・共有物不分割特約及びその登記の有無、共有物分割請求及び共有持分売却等に関する適切な措置の有無並びに共有者間における債権債務関係</li> <li>・区分所有の区分性</li> <li>・本投資法人による取得前に設定された担保の設定状況や契約の内容とその承継の有無</li> <li>・借地権設定者、区分所有者及び共有者等と締結された規約・特約等の内容（特に優先譲渡条項の有無とその内容）</li> <li>・借地権設定者、区分所有者及び共有者等の法人・個人の別等の属性</li> <li>・信託受益権については信託契約の内容</li> </ul>
	法令上の制限	法令上の制限の有無とその状況
	境界調査	境界確定の状況、越境物の有無とその状況

#### ⑧ フォワード・コミットメント等に関する基本方針

本投資法人は、フォワード・コミットメント等（先日付での売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に決済（物件引渡し）を行うこととしている契約その他これに類する契約をいいます。以下同じです。）の実行に際しては、過大なフォワード・コミットメント等が本投資法人の財務に与える影響の大きさを勘案し、あらかじめ慎重に検討し対応します。

フォワード・コミットメント等を行う際には、違約金の上限、物件取得額の上限、契約締結から物件引渡しまでの期間の上限及び決済資金の調達方法等についてのルールを定めたフォワード・コミットメント等に係る規則を遵守するものとします。また、フォワード・コミットメント等を行った場合には、速やかにその事実及び設定理由、解除条件並びに履行できない場合の本投資法人の財務に与える影響等の概要を開示するものとします。

#### ⑨ 管理運営方針

##### (イ) 基本方針

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産価値及び競争力の維持・向上及びテナント満足度を高めるために、賃貸収入や稼働率の維持・向上、適切な管理・修繕の実施、管理コストの適正化、業務の効率化に努めます。

(ロ) PM会社及びBM会社の選定方針

PM会社及びBM会社の選定にあたっては、不動産運営・管理の経験や能力、対象となる運用資産における実績、運用計画に沿った業務遂行の実現性、コスト水準、運用の継続性等を総合的に勘案し、本投資法人の総合的な収益向上に寄与する会社を選定します。

本投資法人は上記方針の実現のため、また、運営能力の観点から、主として双日総合管理に対してPM業務若しくはBM業務又はその両方の業務を委託することとしますが、物件の用途、特性、規模等の事情を考慮の上、アジリティーのグループ会社であるAAAコンサルティング株式会社又は第三者に対してPM業務を委託することも検討します。

なお、双日総合管理に業務委託を行う場合には、利益相反取引防止の観点から、利害関係者取引規程に基づく所定の手続に従って行うものとします。

(ハ) リーシング方針

本投資法人は、中長期的に安定的な収益を確保することを目的として適切な運営を図るものとし、テナントの選定を、以下に記載の事項を総合斟酌して行います。また、賃貸借契約締結に際しては、所定の審査基準に基づき、テナントの賃料負担能力等を確認します。

法人のテナント	<ul style="list-style-type: none"><li>・業種、業歴、決算内容（財務の健全性）等</li><li>・賃貸借の目的（使用目的、期間等）</li><li>・連帯保証人の有無とその属性</li><li>・保証会社による保証の適否</li></ul>
個人のテナント	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務先とその内容、勤続年数等</li><li>・年収（年収に占める賃料総額の割合等）</li><li>・賃貸借の目的（使用目的、期間、入居人数等）</li><li>・連帯保証人の有無とその属性（本人との続柄等）</li><li>・保証会社による保証の適否</li><li>・年齢、性別、家族構成等</li></ul>

(ニ) 修繕計画及び資本的支出に関する方針

中長期的な運用資産の収益の維持及び向上を図ることを目的として、運用資産の状況及び特性、テナントニーズ等を考慮した個別物件毎の修繕計画をPM会社と協議の上策定し、必要な修繕・資本的支出を行うものとします。

資本的支出は、原則として個別物件の減価償却費の範囲内で行うものとしますが、ポートフォリオ全体の減価償却費も勘案して判断するものとします。ただし、テナントの満足度向上に向けた政策上の観点から必要なものについては早期に実施するものとします。修繕積立金は、中長期的なポートフォリオ運営を踏まえ、減価償却費、資本的支出の計画及び修繕費の計画を考慮した上で、必要な額を積み立てます。

(ホ) 付保方針

付保方針については、運用ガイドラインにおいて以下のとおり定めています。

- 運用資産には、火災等の災害や事故等による建物の損害又は対人対物を保険事由とする第三者からの損害賠償請求による損害等に対応するため、各不動産の特性に応じて適切と判断される内容の火災保険や包括賠償責任保険等の損害保険を付保するものとします。
- 地震保険の付保に関しては、ポートフォリオPMLを基準に、災害による影響と損害保険料とを比較考慮の上、付保の判断を行います。ただし、1物件のPMLが15%以上の物件がある場合には、原則としてその物件について個別に地震保険を付保するものとします。

上記a.及びb.の引受保険会社の選定に際しては、原則として双日インシュアランス株式会社(注)を保険代理店とし、その条件等を検討します。

(注) 双日の全額出資子会社であり、損害保険代理業を営んでいます。

(へ) 売却方針

売却方針については、運用ガイドラインにおいて以下のとおり定めています。

- a. 取得する運用資産は、中長期的な保有を基本方針とします。
- b. 個々の運用資産の売却は、中長期的な不動産市況、将来における収益予想、資産価値の増減及びその予測、立地エリアの将来性・安定性、不動産の劣化又は陳腐化に対する資本的支出額等の見込み、ポートフォリオの構成並びに資金調達環境等を考慮の上総合的に判断します。
- c. 本投資法人が適用する会計基準に照らし「減損の兆候あり」と判定された物件については、「減損管理物件」として売却の検討を開始します。ただし、「減損管理物件」であっても資産運用に関する総合的な見地により売却しないと判断することもあります。

⑩ 財務方針

(イ) 基本方針

中長期的に安定的な財務基盤を構築するため、分散され、バランスのとれた資金調達を行います。

(ロ) エクイティ・ファイナンス

投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による割合持分の低下）に配慮した上で、投資口の追加発行を適時に実施するものとします。

(ハ) デット・ファイナンスー借入れ及び投資法人債の発行ー

- a. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債の償還を含みます。）等を使用として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下、本(ハ)において同じです。）の発行を行うことができます。ただし、借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします（規約第33条第1項、第2項、第4項）。
- b. 上記a. に基づき借入れを行う場合には、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、租税特別措置法第67条の15に定める機関投資家に該当する者に限ります。）からの借入れに限るものとします（規約第33条第1項）。
- c. 本資産運用会社は、前記a. に基づき借入れを行う場合、資本市場及び金利の動向、本投資法人の資本構成又は既存投資主への影響等を総合的に考慮し、将来にわたる経済・社会情勢の変化を予測の上、借入期間及び固定・変動の金利形態といった観点から効率的な資金調達手段を選定します。
- d. 本投資法人は、運用資産の新規購入、テナント預り金の返還又は運転資金等への機動的な対応を目的として、特定融資枠設定契約、コミットメントライン契約等の、事前の融資枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。
- e. 上記a. に基づき借入れを行う場合又は投資法人債を発行する場合、本投資法人は、運用資産を担保として提供することができるものとします（規約第33条第3項）。
- f. LTVの上限については、60%を目途としますが、資産の取得及び評価額の変動等に伴い、一時的に上記数値を超えることがあります。

(ニ) デリバティブ取引

借入れ及びその他の本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクのヘッジを主たる目的として、経済状況及び金利の動向を考慮し、デリバティブ取引に係る権利への投資を行うことがあります。

(ホ) キャッシュ・マネジメント

テナントから預かった敷金・保証金を資金として活用することがあります。また、諸々の資金ニーズ（修繕及び資本的支出、分配金の支払、敷金等の返還、又は不動産等の新規購入等）に対応するため、融資枠等の設定状況も勘案した上で、妥当と考えられる金額を現預金として保有するものとします。

(ヘ) 格付の状況

本書の日付現在、本投資法人は以下の長期発行体格付を取得しています。かかる格付は、本投資法人の投資口に付された格付ではありません。なお、本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

信用格付業者	格付の内容（本書の日付現在）
株式会社日本格付研究所	長期発行体格付：A（格付の見通し：ポジティブ）

⑪ 開示方針

本投資法人は、多様な地域及び用途に投資を行う投資方針を採用しています。かかる投資方針の下行われる本投資法人の投資活動に対する投資家の理解の促進のため、以下のとおり、適切かつ迅速な開示を行うことを目標としています。

(イ) 本投資法人は、投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」といいます。）等がそれぞれ要請する内容及び様式に沿って開示を行います。

(ロ) 投資家に対して正確で偏りのない情報をできる限り迅速に伝達できる環境を整えることに努めます。

(ハ) 投資家に対してできる限りの情報開示に努めるとともに、投資家にわかりやすい情報の提供に努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

(イ) 本投資法人の主たる投資対象は、オフィス、住宅及び商業施設の用に供される不動産等（以下に掲げるものをいいます。）とします（規約第31条、別紙1）。

- a. 不動産
- b. 不動産の賃借権
- c. 地上権
- d. これらの資産のみを信託する信託の受益権

(ロ) 本投資法人は、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資をすることができます。なお、不動産等と下記a.に掲げる資産を総称して「不動産同等物」といい、資産の2分の1を超える額を不動産同等物に投資することを目的とする下記b.からg.までに掲げる資産を「不動産対応証券」と総称します。

- a. 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- b. 当事者の一方が相手方の行う不動産同等物を主たる対象とした運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として不動産同等物に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）
- c. 信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- d. 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産同等物に投資することを目的とする優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に定めるものをいいます。）
- e. 受益証券（投信法に規定するものをいい、当該投資信託の投資信託財産が主として不動産同等物であるものに限ります。）
- f. 投資証券（投信法に規定するものをいい、当該投資法人の投資信託財産が主として不動産同等物であるものに限ります。）
- g. 特定目的信託の受益証券（資産流動化法に規定するものをいい、当該特定目的信託の信託財産が主として不動産同等物であるものに限ります。）

(ハ) 本投資法人は、上記(イ)及び(ロ)に定める特定資産のほか、次に掲げるその他の特定資産に投資することができます。

- a. 預金
- b. コールローン
- c. 合同会社の社員権
- d. 上記(ロ)b.からg.までに掲げる資産を信託する信託の受益権
- e. 上記(ロ)b.からg.までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- f. 有価証券（上記(イ)d.、(ロ)並びに本(ハ)c.からe.まで及びj.を除きます。）
- g. デリバティブ取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）に定めるものをいいます。）
- h. 金銭債権（投信法施行令に定めるものをいいます。）
- i. 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいいます。以下同じです。）
- j. 信託財産を上記a.からi.までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(ニ) 本投資法人は、上記(イ)から(ハ)に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することができません。

- a. 資産流動化法に規定する特定出資（実質的に上記(イ)又は(ロ)に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限り。）
- b. 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。）に規定する商標権又は専用使用権若しくは通常使用権（上記(イ)又は(ロ)に掲げる資産に対する投資に付随するものに限り。）
- c. 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備（上記(イ)又は(ロ)に掲げる資産に対する投資に付随するものに限り。）
- d. 地役権
- e. 著作権等（著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含みます。）に定めるものをいいます。）
- f. 動産（民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）に定めるものをいいます。）（再生可能エネルギー発電設備に該当するものを除きます。）
- g. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量その他、これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）
- h. 不動産同等物及び不動産対応証券への投資に付随して取得する、又はかかる投資にあたり必要となるその他の権利

② 投資対象及び種類別、地域別、用途別による投資割合

(イ) 投資対象については、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照ください。

(ロ) 種類別、地域別、用途別による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (ロ) 用途分散」及び「同 (ハ) 地域分散」をご参照ください。



### (3) 【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします。

#### ① 利益の分配（規約第35条第1項）

(イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法又は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益とします。

(ロ) 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益の金額」といいます。）の100分の90（ただし、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率とします。以下、本（3）において同じです。）に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とします。

なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、圧縮積立金、一時差異等調整積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができます。

(ハ) 分配金に充当せず留保した利益又は決算期までに稼得した利益については、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします。

#### ② 利益を超えた金銭の分配（規約第35条第2項）

本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合には、投信協会の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができます。ただし、本投資法人は、本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合には、当該目的を満了する目的をもって本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができます。

#### ③ 分配金の分配方法（規約第35条第3項）

金銭の分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口数に応じて分配します。

#### ④ 分配金請求権の除斥期間（規約第35条第4項）

本投資法人は、金銭の分配が受領されずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、その分配金の支払義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします。

#### ⑤ 投信協会規則（規約第35条第5項）

本投資法人は、規約に定めるほか、金銭の分配にあたっては、投信協会の定める規則等に従うものとします。

#### (4) 【投資制限】

##### ① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は、以下のとおりです。

##### (イ) 投資制限（規約第31条、別紙1第4項）

###### a. 有価証券及び金銭債権に係る制限

本投資法人は、前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ハ) f.」に掲げる有価証券及び前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ハ) h.」に掲げる金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとします。

###### b. デリバティブ取引に係る制限

本投資法人は、前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ハ) g.」に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとします。

###### c. 国外に所在する不動産への投資に係る制限

本投資法人は、国外に所在する不動産（不動産を除く不動産同等物及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産同等物を含みます。）への投資は行わないものとします。

###### d. 外貨建資産への投資に係る制限

本投資法人は、外貨建資産への投資は行わないものとします。

##### (ロ) 組入資産の貸付の目的及び範囲（規約第31条、別紙1第5項）

a. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うことを原則とします。

b. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を收受することがあり、かかる收受した金銭を前記「1 投資法人の概況 (2) 投資法人の目的及び基本的性格 ① 投資法人の目的及び基本的性格」、前記「(1) 投資方針」、前記「(2) 投資対象」、及び上記(イ)に従い運用します。

c. 本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがあります。

##### (ハ) 借入金及び投資法人債発行の限度額等（規約第33条）

a. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じです。）の発行を行うことができます。

なお、資金を借り入れる場合には、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、租税特別措置法第67条の15に定める機関投資家に該当する者に限ります。）からの借入れに限るものとします。

b. 前項に係る借入れ及び投資法人債により收受した金銭の用途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債の償還を含みます。）等とします。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします。

c. a. に基づき借入れを行う場合又は投資法人債を発行する場合、本投資法人は、運用資産を担保として提供することができます。

d. 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします。

② その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行わないものとします（規約第31条、別紙1第4項第5号）。

(ロ) 集中投資

集中投資について法令上の制限はありません。なお、ポートフォリオの構築方針については、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照ください。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンドへの投資について制限はありません。

### 3 【投資リスク】

#### (1) リスク要因

以下には、本投資証券又は本投資法人債券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下、その他財務状況の悪化による分配金の減少が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券又は本投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これら事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断によるものです。

本項に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

- ① 本投資証券又は本投資法人債券の商品性に関するリスク
  - (イ) 本投資証券又は本投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク
  - (ロ) 本投資証券の市場での取引に関するリスク
  - (ハ) 金銭の分配に関するリスク
  - (ニ) 収入及び支出の変動に関するリスク
  - (ホ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
  - (ヘ) 投資法人債券の償還・利払に関するリスク
  - (ト) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一ではないことによるリスク
- ② 本投資法人の運用方針に関するリスク
  - (イ) スポンサーサポート契約に基づき想定どおりの物件取得が行えないリスク
  - (ロ) 不動産を取得又は処分できないリスク
  - (ハ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
  - (ニ) 運用資産の偏在に関するリスク
  - (ホ) テナントの集中に関するリスク
  - (ヘ) テナントの業態の偏りに関するリスク
  - (ト) PM会社に関するリスク
- ③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク
  - (イ) 双日、クッシュマン及びアジリティーへの依存、利益相反に関するリスク
  - (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
  - (ハ) 本投資法人の役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク
  - (ニ) 本投資法人の投資方針等の変更に関するリスク
  - (ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク
  - (ヘ) 敷金及び保証金に関するリスク
  - (ト) インサイダー取引規制に関するリスク

- ④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク
  - (イ) 不動産の欠陥・瑕疵や境界に関するリスク
  - (ロ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク
  - (ハ) 賃貸借契約に関するリスク
  - (ニ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
  - (ホ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
  - (ヘ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
  - (ト) 法令の制定・変更に関するリスク
  - (チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
  - (リ) マスターリース会社に関するリスク
  - (ヌ) 転貸に関するリスク
  - (ル) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
  - (ヲ) 共有物件に関するリスク
  - (ワ) 区分所有建物に関するリスク
  - (カ) 借地物件に関するリスク
  - (ヨ) 底地物件に関するリスク
  - (タ) 借家物件に関するリスク
  - (レ) 開発物件に関するリスク
  - (ソ) フォワード・コミットメント等に係るリスク
  - (ツ) 有害物質に関するリスク
  - (ネ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- ⑤ 税制に関するリスク
  - (イ) 導管性要件に係るリスク
  - (ロ) 多額の法人税等の発生により配当可能利益の額の90%超を配当できないリスク
  - (ハ) 利益が計上されているにもかかわらず、資金不足により配当が十分にできないリスク
  - (ニ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
  - (ホ) 配当後の留保利益に対して通常の法人税等の課税が行われるリスク
  - (ヘ) 機関投資家以外からの借入れに関するリスク
  - (ト) 同族会社に該当するリスク
  - (チ) 投資主の減少に関するリスク
  - (リ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
  - (ヌ) 一般的な税制の変更に関するリスク
- ⑥ その他
  - (イ) 不動産の鑑定評価等に伴うリスク
  - (ロ) 減損会計の適用に関するリスク
  - (ハ) 匿名組合出資持分又は優先出資証券への投資に関するリスク
  - (ニ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク
  - (ホ) オルタナティブ投資ファンド運用者指令の制定に関するリスク

① 本投資証券又は本投資法人債券の商品性に関するリスク

(イ) 本投資証券又は本投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人は、投資主からの請求による払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、原則として第三者に対する売却に限定されます。

近時、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、業務の停滞や経済活動への悪影響が多方面に生じています。本投資法人の保有資産はオフィス及び住宅が中心であり、本投資法人としてはその影響が直ちに生じるとは考えていませんが、日本経済全体のみならず、世界経済が悪影響を受け、収益に悪影響を及ぼす等の懸念から株式市場において株価が下落する可能性があり、本投資証券もその影響を受け価格が下落する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響以外にも、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。本投資法人若しくは本資産運用会社、又は他の投資法人若しくは他の資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格が下落することがあります。

本投資証券又は本投資法人債券の市場価格が下落した場合、投資主又は投資法人債権者は、本投資証券又は本投資法人債券を取得した価格以上で売却できない可能性があり、その結果、損失を被る可能性があります。

(ロ) 本投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券の上場は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場不動産投資信託証券の上場廃止基準に抵触する場合には廃止されます。

本投資証券の上場が廃止される場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡するほかに換金の手段がないため、本投資証券を本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります、損失を被る可能性があります。

(ハ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（本「(1) リスク要因」の項において、以下「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益、減損損失の発生や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

(ニ) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約どおりの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク (ハ) 賃貸借契約に関するリスク」をご参照ください。）。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(ホ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新投資口を随時発行する予定ですが、かかる新投資口の発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に発行された新投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、既存の投資主は、新投資口の発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、新投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

(ヘ) 投資法人債券の償還・利払に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

(ト) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一ではないことによるリスク

本投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、一定の重要事項につき本投資法人の意思決定に参画できるほか、本投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。

例えば、金銭の分配に係る計算書を含む本投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し（投信法第131条第2項）、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は必ずしも決算期毎に招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第15条第1項）。更に、本投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を本資産運用会社その他の第三者に委託しています。これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) スポンサーサポート契約に基づき想定どおりの物件取得が行えないリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、双日、クッシュマン及びアジリティーとの間で、それぞれスポンサーサポート契約を締結しています（スポンサーサポート契約については、前記「2 投資方針（1）投資方針 ⑤ スポンサーサポート（ロ）スポンサーサポート」をご参照ください。）。しかし、双日、クッシュマン及びアジリティーが本投資法人の投資基準に合致する情報を十分に取得又は提供できない可能性があるほか、各スポンサーサポート契約は、本投資法人及び本資産運用会社に情報の提供を受ける権利や優先交渉権等を与えるものにすぎず、双日、クッシュマン及びアジリティーは、本投資法人に対して、不動産を本投資法人の希望する価格で売却する義務を負っているわけではありません。すなわち、本投資法人は、スポンサーサポート契約により、本投資法人が適切であると判断する不動産を適切な価格で取得できることまで常に確保されているわけではありません。

したがって、本投資法人は、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ロ) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個別性が強いために代替性がなく、流動性が低いため、希望する時期に希望する物件を取得又は処分できない可能性があります。また、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産同等物及び不動産対応証券を取得することは限りません。取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が不動産同等物及び不動産対応証券を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があり、またポートフォリオの組替えが適時に行えない可能性があります。

(ハ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する、本投資法人の信用状態に関する評価を一定の水準に維持する、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が新たに設けられたり、運用資産に担保を新たに又は追加して設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、追加の担保設定や費用負担等を求められ、本投資法人の運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。なお、本書の日付現在、本投資法人の借入れには、一定の財務上の数値を維持する等の財務制限条項が設けられています。

本投資法人の運用資産に担保が設定された場合、本投資法人が担保の設定された運用資産の売却を希望したとしても、担保の解除手続その他の事情により、希望どおりの時期に売却できない可能性又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により運用資産の評価額が引き下げられた場合又は他の借入れを行う場合等、一定の条件のもとに運用資産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。この場合、他の借入れ等のために担保が既に設定されているなどの理由で担保に供する適切な資産がない可能性もあります。また、担保不動産からのキャッシュ・フローが減少したり、その評価額が引き下げられたりした場合には、本投資法人の希望しない条件で借換資金を調達せざるを得なくなったり、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得なくなる状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、担保に供する適切な資産がないために、本投資法人の希望どおりの借入れ等を行えない可能性もあります。

また、借入れ及び投資法人債の金利その他の条件やこれに関する費用は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向並びに投資法人債に係る格付等に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、新たな運用資産の取得等に伴い、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加し、その影響は、有利子発行負債比率（LTV）が高い場合には、特に強く生じるおそれがあります。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 運用資産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に記載された投資方針に基づき運用を行います。運用資産が不動産市況によって一定の用途又は地域に偏在した場合には、当該地域における地震その他の災害、市況の低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、テナント獲得に際し、賃貸市場において他の賃貸人と競合することにより、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、総資産額に占める個別の運用資産の割合は、総資産額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、総資産額に占める割合が大きい運用資産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。



(ホ) テナントの集中に関するリスク

運用資産のテナント数が少ない場合ほど、本投資法人の収益等は特定のテナントの退去、支払能力の悪化その他の事情による影響をより受けやすくなります。すなわち、このような場合においてテナントが退去した場合には、空室率の上昇はより顕著なものとなる上、退去したテナントの賃貸面積が運用資産に比して大きな割合を占めるほど、新たなテナントを決定して空室率を回復させることがより困難となることがあり、特にその決定までの期間が長期にわたる場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、テナントが倒産した場合には、双方未履行の双務契約としてテナントの管財人が解除権を行使し、敷金又は保証金の返還を求めてくる可能性があります。この場合の解除権の行使は特に法律で認められたものであるため、解除に伴い本投資法人が違約金を取得できる旨の契約条項が存在する場合であっても、本投資法人は違約金を取得できない可能性があります。特に、当該テナントの賃料が相対的に多額である場合は、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) テナントの業態の偏りに関するリスク

商業施設の場合、その立地条件により、テナントの業態を大きく変更することは困難であることが多く、運用資産のテナントの業態が、総合スーパーマーケット、百貨店等の特定の業態に偏った場合には、当該業態が、消費性向の変化に伴い小売業としての競争力を失うことにより、本投資法人の収益に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

また、テナントが退去した際に、用途に応じた構造の特殊性から、代替テナントとなりうる者が少ないために、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下することや、代替テナント確保のために賃料水準を下げざるを得なくなることがあり、その結果、賃料収入が大きな影響を受ける可能性があります。

(ト) PM会社に関するリスク

一般に、賃借人の管理、建物の保守管理等不動産の管理業務全般の成否は、PM会社の能力、経験、知見によるところが大きく、本投資法人が保有する不動産の管理についても、管理を委託するPM会社の業務遂行能力に相当程度依拠することになります。管理委託先を選定するにあたっては、各PM会社の能力、経験、知見を十分考慮することが前提となりますが、当該PM会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。また、PM会社は複数の不動産に関して、他の顧客（他の不動産投資法人を含みます。）から不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産に係るPM業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該PM会社は、本投資法人以外の者の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

本投資法人は、PM会社につき、業務懈怠又は倒産事由が認められた場合、管理委託契約を解除することはできますが、後任のPM会社が任命されるまではPM会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 双日、クッシュマン及びアジリティーへの依存、利益相反に関するリスク

双日、クッシュマン及びアジリティーは、本書の日付現在、3社で本資産運用会社の全株式を保有しており、本資産運用会社の主要な役職員の出向元であり、本資産運用会社の取締役の兼任先です。また、双日の連結子会社である双日総合管理は主要なPM業務の委託先でもあります。更に、本投資法人及び本資産運用会社は、双日、クッシュマン及びアジリティーとの間で、それぞれスポンサーサポート契約を締結しています。また、本投資法人は、双日から「FORECAST」商標の使用許諾を受けています。

すなわち、本投資法人及び本資産運用会社は、双日、クッシュマン及びアジリティーと密接な関係を有しており、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対するこれら3社の影響は相当程度高いということができます。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社が、何らかの理由により、双日、クッシュマン及びアジリティーとの間で、本書の日付現在における関係と同様の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。特に、これら3社に関連する合併その他の組織再編、経営陣の交代、支配権の異動等が、上記のような関係変化の原因となる可能性があります。

更に、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、双日、クッシュマン及びアジリティーとの間で取引を行う場合等、本投資法人との間で利益相反が生じる可能性があります。加えて、本投資法人及び本資産運用会社が双日、クッシュマン及びアジリティーとの間で締結している契約は、双日グループ、C&Wグループ及びフィリップキャピタルグループが、本投資法人と競合する事業を行うことを禁止するものではありません。双日グループ、C&Wグループ及びフィリップキャピタルグループは、不動産の開発、所有、運営、双日グループ、C&Wグループ又はフィリップキャピタルグループ以外の第三者からのPM業務の受託、私募ファンドに対するアセットマネジメント業務の提供又は私募ファンドが保有する物件に対するPM業務の提供等、様々な形で不動産に関連する業務を行っています。したがって、本投資法人又は本資産運用会社と双日グループ、C&Wグループ及びフィリップキャピタルグループとが、特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性やその他利益相反が問題となる状況が生じる可能性は否定できません。これらの利益相反を原因として、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、全ての執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及び知見に依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）、利益相反状況にある場合に本投資法人の利益を害してはならない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは今後運用資産となりうる不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及び知見に依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の役員及び本資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) 本投資法人の投資方針等の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

また、本投資法人の発行する投資証券について支配権獲得その他を意図した取得が行われた場合、投資主総会での決議等の結果として本投資法人の運用方針、運営形態等が他の投資主の想定しなかった方針、形態等に変更される可能性があります。

一方で、運用環境の変化に対応して、適切に本投資法人の運用方針、運用形態等を変更できない可能性もあり、そのような場合には、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、全ての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

(ヘ) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があり、この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、不動産を信託する信託の受益権を取得した場合に、その信託財産である不動産に関する敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があります、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト) インサイダー取引規制に関するリスク

投資口につき、有価証券に係る未公表の重要な事実が存在した場合に有価証券の売買等の取引を規制する、いわゆるインサイダー取引規制（金融商品取引法第166条及び第167条）の適用対象とする旨の金融商品取引法等の改正法が2013年6月12日に成立し、2014年4月1日から施行されています。これにより、投資口の取引についても、金融商品取引法が定めるインサイダー取引の規制対象となっています。

当該改正においては、発行者である投資法人の役員だけでなく、資産運用会社及びその特定関係法人（投信法第201条第1項に規定する資産運用会社の利害関係人等のうち、一定の基準を満たす取引を行い、又は行った法人及び資産運用会社の親会社）の役職員が会社関係者として上記規制の対象者に含まれることになるとともに、投資法人及び資産運用会社に関連する事実が重要事実として新たに規定され、これらの解釈・運用によっては本投資法人の円滑な資産運用に悪影響が生じる可能性があるほか、本投資口につ

きインサイダー取引規制に違反する行為が行われた場合には、投資家の本投資口又は不動産投資信託証券市場に対する信頼を害し、ひいては本投資口の流動性の低下や市場価格の下落等の悪影響をもたらすおそれがあります。

#### ④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載のとおり、不動産同等物及び不動産対応証券です。本投資法人は、今後、不動産に加えて不動産を信託する信託の受益権を取得する可能性があります。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(ネ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照ください。

##### (イ) 不動産の欠陥・瑕疵や境界に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵(物の種類、数量、性能、性質又は品質等が不十分又は契約等に不適合なことをいいます。以下同じです。)等(工事における施工の不具合及び施工報告書の施工データの転用・加筆等を含みますが、これらに限りません。)が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。本投資法人は、状況によっては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を負担させる場合もありますが、たとえかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、不動産登記簿中の不動産の権利に関する事項が現況と一致していない場合もあります。加えて、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項も現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

更に、不動産の中には、周辺の不動産との境界が確定していないものが多数存在し、本投資法人は、このような境界が確定していない物件であっても、紛争等の可能性や運営への影響等を検討の上で取得する可能性があります。本投資法人の想定に反し、隣地との間で紛争が生じたり、境界確定の過程で運用資産の運営に不可欠の土地が隣地所有者の所有に属するものとされること等により、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。また、境界に関する紛争以外にも、近隣との間で紛争が生じ、本投資法人に費用の負担が生じたり、対応を余儀なくされる等により、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

また、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、一般的に、建物の施工を受託した建築会社又はその下請け業者において、建物が適正に施工されない場合があるほか、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はありません。

(ロ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。）（以下「宅地建物取引業法」といいます。）上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任や契約不適合の責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

更に、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予想外の債務又は義務等を負う場合があります。

(ハ) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。また、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合や更新料を定めている場合でも、裁判所によって所定の金額から減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入等が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、併せて「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

c. 賃料改定に係るリスク

テナントとの賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定どおりに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

e. 変動賃料に関するリスク

本投資法人はテナントとの間の賃貸借契約において、固定賃料以外に、売上実績等に連動した変動賃料を定めることがあります。売上実績等に連動した変動賃料の支払を受ける場合には、売上の減少が賃料総額の減少につながり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

また、変動賃料の支払を伴う賃貸借契約において、変動賃料の計算の基礎となる売上高等の数値について、賃貸人がその正確性について十分な検証を行えない場合があります。その結果、本来支払われるべき金額全額の変動賃料の支払がなされず、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

f. 定期建物賃貸借契約に関するリスク

本投資法人は、投資資産について定期建物賃貸借契約によりテナントに対して賃貸することがあります。建物の賃借人との間で定期建物賃貸借契約を締結するためには借地借家法第38条に規定される所定の要件を充足する必要がありますが、かかる要件が充足されなかった（又は充足されたと認められない）場合には、定期建物賃貸借契約としての効力が認められない可能性があります。その結果、上記賃料減額請求権排除特約が認められないこと等により、本投資法人の収益性に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

(二) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復したり、不動産に不可欠な電気、水道等のインフラ設備が停止したりするため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約（地震保険に関する契約を含みます。）が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

また、今後、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と同規模又はそれ以上の地震その他の天災、事故等が発生する可能性を否定できません。その場合には、本投資法人が保有又は取得する物件が滅失、劣化又は毀損するおそれがあるほか、賃料水準の低下、稼働率の低下又はテナントの支払能力の低下が生じる可能性があり、また、周辺地域及び日本の経済全体が悪影響を受ける可能性があり、それらの結果、本投資法人の収益や本投資法人の保有資産の価値等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(ホ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合や生じた事故に対して保険金が支払われない場合、前記「(二) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク」と同様、本投資法人の収益等は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(へ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるため、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があります、追加的な費用負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建物を建築できない可能性やそもそも建物を再建築できない可能性もあります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法（昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。）による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(ト) 法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）（以下「土壤汚染対策法」といいます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があるほか、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、適用、改正等によっても、追加的な費用負担等が発生する可能性があります。加えて、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為やこれらの行政行為に基づく私人の行為等により不動産に関する権利が制限され又は義務を課される可能性があります。また、不動産に関する権利が制限され又は義務を課された結果、本投資法人の運用資産について、売却、減築、修繕、取壊しその他の対応等が必要となる可能性もあります。このような法令若しくは行政行為等又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があり、とりわけ、運用資産の取壊し等が必要となる場合には、本投資法人に多額の費用や損失が生じ、又は運用資産の価値に著しい下落等が生じる可能性があり、本投資法人の収益に重大な悪影響をもたらす可能性があります。

2017年6月2日付で公布され、2020年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。）及びその関係法令により、売買契約その他の本投資法人が締結する契約に適用される法令の内容が変更されました。かかる改正により、本投資法人に新たな義務負担や費用負担が生じ、又は本投資法人の権利が制限され、それらの結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取り消される（詐害行為取消）可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始された場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（本(チ)において、以下「買主」といいます。）から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないとみなされるリスク）もあります。

(リ) マスターリース会社に関するリスク

本投資法人は、本投資法人以外の第三者がマスターレシー（転貸人）として本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各転借人に対して転貸するマスターリースの形態をとる物件を取得することがあります。

かかるマスターリースの形態をとる物件においてマスターレシーの財務状況が悪化した場合、転借人がマスターレシーに賃料を支払ったとしても、マスターレシーの債権者がマスターレシーの転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターレシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

(ヌ) 転貸に関するリスク

賃借人（転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。



(ル) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

テナントによる不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。また、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法、消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利益を被る可能性があります。

なお、本投資法人は、かかるリスクを低減するため、PM会社を通じてテナントの不動産等の利用状況の調査を行っていますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(ロ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の価格に従い、その過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産等手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、民事再生法第48条、会社更生法第60条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権になると解される可能性があり、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(ワ) 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分と共有となる共用部分及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替え決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替え決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一笔又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(カ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅する可能性もあります（更に、旧借地法においては、借地上の建物の朽廃という法定の消滅原因も存在します。）。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、旧借地法第4条第2項）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移転する可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件（借地権の登記又は借地権を有している土地上に借地権者が登記されている建物を所有していることが該当します。）が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。その他、地方自治法（昭和22年法律第67号。その後の改正を含みます。）（以下「地方自治法」といいます。）に定める地方公共団体がその普通財産を貸し付けた場合、その貸付期間中であっても、当該地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、普通地方公共団体の長はその契約を解除できるとされています（地方自治法第238条の5第4項）。したがって、地方公共団体から土地その他の資産を賃借した場合、本投資法人は、その契約に違反がない場合であっても解除されることがあり、その場合には本投資法人の資産運用及び収益に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、FORECAST桜橋の底地の一部は、地方公共団体の所有地であり、当該地方公共団体から賃貸借契約に基づき、賃借しています。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

### （ヨ） 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件には特有のリスクがあります。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります（借地借家法第13条、旧借地法第4条第2項）。借地権者より時価での建物買取りを請求される場合、買取価格が本投資法人の希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権が賃借権である場合、借地権者による借地権の譲渡には、原則として、本投資法人の承諾が必要となりますが、裁判所が承諾に代わる許可をした場合（借地借家法第19条）や、借地契約上事前に一定範囲での借地権の譲渡を承諾している場合には、本投資法人の承諾なく借地権が譲渡される結果、財務状態に問題がある等の本投資法人が望まない者に借地権が譲渡される可能性があります、その結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

更に、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞り、延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。加えて、土地の賃料の改定、又は、借地権者による借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求により、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

(タ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記「(カ) 借地物件に関するリスク」の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされているため、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(レ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する場合があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合は異なり、様々な事由により、開発が遅延、変更又は中止されることにより、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産又は不動産を信託する信託の受益権を取得又は譲渡するにあたり、フォワード・コミットメント等を行うことがあります。不動産売買契約が買主又は売主の事情により解約された場合には、買主又は売主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産又は不動産を信託する信託の受益権の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

(ツ) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人にかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ネ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にはほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権については受益証券発行信託の受益証券でない限り私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性はありません。

信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前のもの）及び信託法（平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産等手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

⑤ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に係るリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により、一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等の額を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、資金の調達先、借入金等の定義の不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異に起因する法人税額等の発生、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等の額を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ② 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」をご参照ください。

(ロ) 多額の法人税等の発生により配当可能利益の額の90%超を配当できないリスク

導管性要件のうち、配当可能利益の額（会計上の税引前当期純利益に前期繰越損失、買換特例圧縮積立金、一時差異等調整積立金及び繰越利益等超過純資産控除項目額に係る一定の調整を加えた後の額となります。）の90%超（又は配当可能額の90%超）の分配を行わなければならないとする要件（以下「支払配当要件」といいます。）については、会計上の税引前当期純利益を基礎とした配当可能利益の額と税引後当期利益を基礎とした実際の利益配当等の額（一時差異等調整引当額の増加額に相当する利益超過配当金額を含みます。）の比較によりその判定を行うこととされています。従って会計処理と税務上の取扱いの差異により、本投資法人に多額の法人税等の課税が行われる場合（ただし、一時差異等調整引当額の増加額に相当する利益超過配当を行うことで、かかる課税を回避又は軽減できる可能性があります。）には、支払配当要件を満たすことが困難となり、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 利益が計上されているにもかかわらず、資金不足により配当が十分にできないリスク

本投資法人において利益が生じている際の配当原資が不足する場合、借入金や資産の処分により原資を確保する可能性があります。しかし、導管性要件を満たすための借入先の制限や資産処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、支払配当要件を満たせなくなる可能性があります。この場合、通常の法人と同様の法人税等の課税を受けることとなり、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 配当後の留保利益に対して通常の法人税等の課税が行われるリスク

利益配当前当期利益から利益配当額を控除した後の当期利益に係る課税所得に対しては、通常の法人と同様に法人税等の課税が行われます。利益の配当等の損金算入規定が適用されたとしても利益の配当等の額（一時差異等調整引当額の増加額に相当する利益超過配当金額を含みます。）が課税所得額の100%に相当しない場合には、投資法人として税負担が生じ、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 機関投資家以外からの借入れに関するリスク

導管性要件として、借入れを行う場合には機関投資家のみからこれを行うべきとされています。したがって、本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを余儀なくされた場合、又は借入れに係る債権が機関投資家以外の者に譲渡された場合、上記要件を満たせないこととなります。また、建設協力金、保証金、敷金又は売上預り金（主に商業施設において、賃料、共益費等を控除した上、所定の期日に返還することを目的として、毎日の営業終了後に当該日の売上金としてテナントから預託を受ける金銭をいいます。）等の全部又は一部がテナントからの借入れの範疇に入るものと解釈された場合、導管性要件を満たせないこととなります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなることで本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト) 同族会社に該当するリスク

導管性要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち一定のものに該当していないこと（発行済投資口の総口数又は一定の重要な事項に関する議決権の50%超が上位1位の投資主グループによって保有されていないこと）とする要件については、投資証券が市場で流通するため、一部の投資主が大株主となることにより、本投資法人の意思にかかわらず、結果としてこれを満たさなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(チ) 投資主の減少に関するリスク

本投資口の市場での売買の如何によっては、本投資法人の意思にかかわらず、導管性要件のうち、事業年度終了時に発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていることとする要件が結果として満たされなくなる可能性があります。かかる場合、利益の配当等の額を損金算入することができなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(リ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の割合が100分の75以上となるよう資産運用を行うこととしています（規約別紙1第2項(4)）。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産（倉庫及びその敷地につきましては一定のものに限ります。）を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置（後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い ② 投資法人の税務（ロ）不動産流通税の軽減措置」をご参照ください。）の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(ヌ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他

(イ) 不動産の鑑定評価等に伴うリスク

本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等の鑑定評価を不動産鑑定士等に依頼し、鑑定評価書を取得することがありますが、不動産等の鑑定評価額は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

また、本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等の建物状況調査評価書及び地震リスク診断報告書並びに構造計算書の妥当性に関する第三者の報告書を取得することがありますが、建物状況調査評価書及び地震リスク診断報告書並びに構造計算書の妥当性に関する第三者の報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査又は施設管理者への聞き取り等を行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。更に、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

加えて、本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等のマーケットレポートを取得することがあります。マーケットレポートにより提示される第三者によるマーケット分析、統計情報及び想定賃料水準等は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査会社及び調査の時期又は方法によってマーケット分析、統計情報及び想定賃料水準等の内容が異なる可能性があります。また、想定賃料水準は、現在及び将来において当該賃料水準による賃貸借の可能性を保証又は約束するものではありません。

#### (ロ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、2005年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されたことに伴い、本投資法人においても減損会計が適用されています。減損会計とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。減損会計の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

ただし、一時差異等調整引当額の増加額に相当する利益超過配当を行うことにより、法人税の発生を抑えることができるため、本税負担は軽減されます。

景気情勢や不動産価格の変動等によって本投資法人の保有している資産の価格が大幅に下落した場合などに、会計上減損損失が発生する可能性があります。



(ハ) 匿名組合出資持分又は優先出資証券への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分又は優先出資証券への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合又は特定目的会社では、本投資法人の出資金を営業者又は特定目的会社が不動産同等物に投資しますが、当該不動産同等物に係る収益が悪化した場合や当該不動産同等物の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員又は優先出資社員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者又は特定目的会社に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分又は優先出資証券については契約上譲渡が禁止若しくは制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。なお、匿名組合出資持分又は優先出資証券への投資は、営業者が保有する不動産等に係る優先交渉権又は優先購入権の取得を目的として行われることがあります。かかる優先交渉権又は優先購入権により当該新規物件を取得できる保証はありません。

(ニ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他の投資資産の主要なもの (ヌ) 個別資産の損益状況」記載の過去の収支状況は、投資対象不動産の賃貸事業収支等をあくまで参考として記載しています。したがって、今後の本投資法人の収支はこれと大幅に異なるおそれがあります。

(ホ) オルタナティブ投資ファンド運用者指令の制定に関するリスク

オルタナティブ投資ファンド運用者指令(2011/61/EU)(以下「AIFMD」といいます。)が2011年7月21日に発効したことにより、本投資口が欧州連合域内で販売される場合、本資産運用会社は、一定の販売前の開示義務、規制当局及び投資家に対する継続的開示義務を遵守することが求められます。また、欧州連合域内に居住している又は登記上の事務所を有する投資家に対する販売も制限されます。このように、AIFMD遵守のためのコンプライアンス・コストの負担や販売が制約されること等により、本投資法人の運営等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ヘ) 感染症拡大等に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、国内のみならず世界的に、業務の停滞や経済活動への悪影響が多方面に生じています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が更に拡大し又は長期化する場合には、テナントの財務状況の悪化等を理由として、テナントから賃料減額請求を受けたりテナントによる賃料支払いが滞ったりする可能性があるほか、テナント退去に伴う空室リスク等が高まる可能性があります。

また、本資産運用会社は、役職員の感染防止のため、テレワーキングシステムも活用した業務形態に移行することにより対処していますが、これに適さない業務も存在すること、また、従前どおりの業務効率を維持できる保証もないことから、本資産運用会社の業務が滞り、結果として、本投資法人の資産の運用に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、新型コロナウイルス感染症の流行の終息時期は依然とし不透明であり、最終的な影響については予測しがたいことから、前述の悪影響だけでなくそれ以外のリスクが顕在化する可能性もあり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるようリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主又は投資法人債権者に損害が及ぶおそれがあります。

① 本投資法人の体制

(イ) 役員会

本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関として役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。本投資法人の役員会は、原則として各月に一度以上開催されるものと定められています。各監督役員は、本投資法人の役員会において、執行役員から業務執行状況等の報告を受けます。

(ロ) 本資産運用会社への牽制

本投資法人と本資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約において、本資産運用会社は、本投資法人から委託業務に関して報告を要求された場合、原則としてかかる報告の要求を拒否することができない旨を定めています。また、本資産運用会社が策定する運用ガイドラインの変更や利害関係者との資産の取得及び売却等の取引承認については本投資法人の役員会の事前承認を必要とすることにより、本投資法人の投資リスクを管理しています。そのほか、各役員は、本投資法人の役員会において、必要に応じて本資産運用会社の役職員に資産運用状況等の報告を求めます。

(ハ) 内部者取引等管理規程

本投資法人は、内部者取引等管理規程を策定し、役員による内部者取引の防止に努めています。

## ② 本資産運用会社の体制

本資産運用会社は、前記「(1) リスク要因」のリスクに対し、以下のとおりリスク管理体制を整備しています。

### (イ) 運用ガイドライン及びリスク管理規程の策定・遵守

本資産運用会社は、本投資法人の規約の投資方針等の基本方針を実現するため、本投資法人の規約等に沿って運用ガイドラインを策定し、投資方針、利害関係者との取引ルール、投資物件の取得及び売却並びに投資物件の運営管理に係る基本方針等を定めています。本資産運用会社は、運用ガイドラインを遵守することにより、投資運用に係るリスクの管理に努めます。

また、本資産運用会社は、リスク管理規程において、リスク管理に関する基本方針、リスク管理の統括者及び重要な問題発生時の対応方法等を規定し、本資産運用会社が管理すべき主要なリスクとして、運用リスク、財務リスク、システムに関するリスク、信用リスク、レピュテーションリスク、リーガルリスク、反社会的勢力に関するリスク及びインサイダー取引規制に関するリスク等を定義し、取締役会や役職員の役割及びリスク管理状況の定期的モニタリング等を定めています。

なお、リスク管理体制の適切性及び有効性については、コンプライアンス・オフィサーが統括する内部監査（かかる内部監査による検証の詳細については、後記「(ロ) 組織体制」をご参照ください。）等により検証するものとしています。

### (ロ) 組織体制

コンプライアンス・オフィサーは、内部監査の責任者として、各組織に対し原則として半年に1回以上の割合での定時の内部監査及び臨時の内部監査を実施することができるほか、代表取締役社長が特別に命じた場合には特別監査を実施します。コンプライアンス・オフィサーは、内部監査実施後遅滞なく、内部監査の結果を取り纏めた内部監査報告書を作成し、これをコンプライアンス委員会及び取締役会に提出するとともに、内部監査対象組織に対し、必要に応じて改善勧告又は改善指示を行い、その内容等を取締役に報告します。コンプライアンス・オフィサーは、改善勧告又は改善指示を受けた組織より受領した改善計画及び改善状況について取締役会に報告します。なお、取締役会又はコンプライアンス・オフィサーは、業務運営の適切性を確認するためその他の理由により必要があると判断した時は、外部の専門家等による外部監査を行うことができます。

### (ハ) 利害関係者取引規程

後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規程」をご参照ください。

### (ニ) 内部者取引等管理規程

本資産運用会社では、内部者取引等管理規程を策定し、本資産運用会社の役職員等による内部者取引等の防止に努めています。

### (ホ) フォワード・コミットメント等

フォワード・コミットメント等に係る物件は、取得の場合、決済までの間、本投資法人の貸借対照表には計上されずオフバランスとなりますが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは本投資法人に帰属することになり、反対に譲渡の場合は、決済までの間、本投資法人の貸借対照表に計上され、当該期間中の当該物件の価格変動リスクが原則として買主に帰属することになります。このため、フォワード・コミットメント等を行う場合、本資産運用会社において、違約金、物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の各上限期間並びに決済資金の調達方法等についてのルールを定めたフォワード・コミットメント等に係る規則に基づき、当該リスクを管理しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

### (2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第8条第1項）、該当事項はありません。ただし、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得できる旨を規約に定めています（規約第8条第2項）。かかる規約の定めに基づいて本投資法人が自己投資口を取得した場合には、所定の手数料が課されることがあります。

### (3) 【管理報酬等】

#### ① 役員報酬（規約第21条）

(イ) 各執行役員に対する報酬は、月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとします。

(ロ) 各監督役員に対する報酬は、月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払うものとします。

#### ② 本資産運用会社への資産運用報酬（規約第38条及び別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準」）

本投資法人が本資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は以下のとおりとします。なお、資産運用報酬に係る消費税等は、本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、各資産運用報酬の支払に際して、当該資産運用報酬に係る消費税等を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払うものとします。

##### (イ) 運用報酬1

営業期間毎に、当該営業期間初日の直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限ります。）に記載された総資産額に年率0.35%を上限として別途本投資法人と本資産運用会社で合意する料率を乗じた額（1年を365日とする各営業期間の実日数による日割計算。1円未満は切捨てとします。）とします。

##### (ロ) 運用報酬2

営業期間毎に、以下の計算式により算出した金額の合計額とします。

当該営業期間の運用報酬2の額＝NOI（注1） × 運用報酬2に係る料率（注2）

（注1） 「NOI」とは、当該営業期間に係る本投資法人の不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除きます。）を控除した金額をいいます。

（注2） 「運用報酬2に係る料率」は、基本料率（2.5%を上限として別途本投資法人と本資産運用会社で合意する料率。以下同じです。）にDPU変動率（注3）を乗じて算出するものとし、その上限を5.0%とします。

（注3） 「DPU変動率」は、以下の算式により算定した数値とします。

$$\text{DPU変動率} = (\text{当該営業期間に係る調整後1口当たり分配金額(注4)} - \text{前営業期間に係る調整後1口当たり分配金額}) \div \text{前営業期間に係る調整後1口当たり分配金額} + 1$$

ただし、前営業期間に係る調整後1口当たり分配金額が0の場合、DPU変動率は1とみなします。また、前営業期間に係るDPU変動率が0.75以下であった場合において上記の算式に従い算出した当該営業期間のDPU変動率が1を超えた場合には、DPU変動率は1とみなします。

（注4） 「調整後1口当たり分配金額」とは、対象となる営業期間の報酬等控除前分配可能金額（注5）を当該営業期間に係る決算期における発行済投資口の総口数で除した金額（1円未満切捨て）をいいます。

（注5） 「報酬等控除前分配可能金額」とは、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い算出される対象となる営業期間の税引前当期純利益の金額（ただし、運用報酬2、特定資産の売却損益及び控除対象外消費税等を加除前の金額とします。）をいいます。

(ハ) 取得報酬

本投資法人が特定資産を取得した場合において、その取得価額（売買の場合は売買代金額を、交換の場合は交換により取得した資産の評価額を、出資の場合は出資金額を、それぞれ意味します。ただし、消費税等並びに取得費用を除きます。）に対して、1.0%（ただし、本資産運用会社の利害関係者からの取得については0.5%）を上限として別途本投資法人と本資産運用会社で合意する料率を乗じた額とします。

(ニ) 処分報酬

本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額（売買の場合は売買代金額を、交換の場合は交換により譲渡した資産の評価額を、それぞれ意味します。ただし、消費税等並びに譲渡費用を除きます。）に対して、1.0%（ただし、本資産運用会社の利害関係者への譲渡については0.5%）を上限として別途本投資法人と本資産運用会社で合意する料率を乗じた額とします。なお、処分報酬は、特定資産の譲渡に際し、当該処分報酬控除前において譲渡益が発生した場合にのみ支払われるものとします。

(ホ) 合併報酬

本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称します。）において、本資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産同等物及び不動産対応証券の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として別途本投資法人と本資産運用会社で合意する料率を乗じた額とします。

(ヘ) 調整条項

以下の場合には、運用報酬2の金額を算出するに当たり、以下のとおりの調整を行った上で算出するものとします。

①本投資法人が自己の投資口の取得を行い、当該自己の投資口の取得を行った営業期間に係る決算期において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、調整後1口当たり分配金額の算出に当たっては、当該決算期における発行済投資口総数は、本投資法人の保有する自己の投資口を除いた数として算出するものとします。

②本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口総数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降に当該分割の効力発生日が属する営業期間に係るDPU変動率を算出するために、当該営業期間に係る調整後1口当たり分配金額の算出を行うに当たっては、分割割合(注)を乗じる調整をして算出するものとします。

(注)「分割割合」とは、本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合における、当該投資口の分割の効力発生直後の発行済投資口数を当該投資口の分割の効力発生直前の発行済投資口数で除した割合を意味します。

③ライツオフリング(注1)が行われ、発行済投資口総数が増加した場合には、当該ライツオフリングに係る発行日以降に当該発行日が属する営業期間に係るDPU変動率を算出するために、当該営業期間に係る調整後1口当たり分配金額の算出を行うに当たっては、無償割当割合(注2)を乗じる調整をして算出するものとします。

(注1)「ライツオフリング」とは、投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行を意味します。

(注2)「無償割当割合」とは、ライツオフリングが行われた場合における、以下の計算式に従って算出される割合を意味します。

<計算式>

$$\text{無償割当割合} = A \div B$$

A: 当該ライツオフリング直後の発行済投資口総数からみなし時価発行口数(注3)を控除した口数

B: 当該ライツオフリング直前の発行済投資口総数

(注3)「みなし時価発行口数」とは、ライツオファリングが行われた場合における、当該ライツオファリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使時の一口当たり払込金額を一口当たりの時価で除した割合（又は役員会で定める割合）を増加口数(注4)に乗じた口数（1口未満切捨て）を意味します。

(注4)「増加口数」とは、ライツオファリングが行われた場合における、当該ライツオファリングにより増加した投資口の数を意味します。

(ト) 上記に定める報酬は、以下の期日に支払われるものとします。

a. 運用報酬1

当該営業期間初日の直前の決算期から3か月以内に半額（1円未満切捨て）を支払い、当該営業期間に係る決算期までに運用報酬1の残額を支払います。

b. 運用報酬2

当該営業期間に係る決算期から3か月以内

c. 取得報酬

当該特定資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）から2か月以内

d. 処分報酬

当該特定資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）から2か月以内

e. 合併報酬

当該合併の効力発生日から2か月以内

③ 資産保管会社、一般事務受託者及び投資主名簿等管理人への支払手数料

資産保管会社、一般事務受託者、及び投資主名簿等管理人がそれぞれの業務を遂行することに対する対価である事務受託手数料は、以下のとおりです。

(イ) 資産保管会社の報酬

a. 資産保管業務に係る報酬（以下「資産保管業務報酬」といいます。）は、3月、6月、9月及び12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間（以下「資産保管業務報酬計算期間」といいます。）において、本投資法人の当該資産保管業務報酬計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、以下の基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じ本投資法人と資産保管会社の間で別途合意した金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の資産保管業務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額（円単位未満切捨てとします。）に消費税及び地方消費税額を加算した金額とします。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法（年間）
100億円以下	7,000,000円
100億円超 500億円以下	7,000,000円 + (資産総額 - 100億円) × 0.050 %
500億円超 1,000億円以下	27,000,000円 + (資産総額 - 500億円) × 0.040 %
1,000億円超 2,000億円以下	47,000,000円 + (資産総額 - 1,000億円) × 0.035 %
2,000億円超 3,000億円以下	82,000,000円 + (資産総額 - 2,000億円) × 0.030 %
3,000億円超 3,500億円以下	112,000,000円 + (資産総額 - 3,000億円) × 0.025 %
3,500億円超 5,000億円以下	124,500,000円 + (資産総額 - 3,500億円) × 0.024 %
5,000億円超	160,500,000円 + (資産総額 - 5,000億円) × 0.020 %

- b. 本投資法人は各資産保管業務報酬計算期間の資産保管業務報酬を、各資産保管業務報酬計算期間末日の翌月末日までに資産保管会社の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払います。
- c. 経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができます。なお、当該協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が資産保管会社に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とします。

(ロ) 一般事務受託者の報酬

- a. 一般事務に係る報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）は、3月、6月、9月及び12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間（以下「一般事務報酬計算期間」といいます。）において、本投資法人の当該一般事務報酬計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、以下の基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じ本投資法人と一般事務受託者の間で別途合意した金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の一般事務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額（円単位未満切捨てとします。）に消費税及び地方消費税額を加算した金額とします。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法（年間）
100億円以下	11,000,000円
100億円超 500億円以下	11,000,000円 + (資産総額 - 100億円) × 0.080%
500億円超 1,000億円以下	43,000,000円 + (資産総額 - 500億円) × 0.060%
1,000億円超 2,000億円以下	73,000,000円 + (資産総額 - 1,000億円) × 0.055%
2,000億円超 3,000億円以下	128,000,000円 + (資産総額 - 2,000億円) × 0.040%
3,000億円超 3,500億円以下	168,000,000円 + (資産総額 - 3,000億円) × 0.035%
3,500億円超 5,000億円以下	185,500,000円 + (資産総額 - 3,500億円) × 0.034%
5,000億円超	236,500,000円 + (資産総額 - 5,000億円) × 0.030%

- b. 本投資法人は各一般事務報酬計算期間の一般事務報酬を、各一般事務報酬計算期間末日の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払うものとします。
- c. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議の上、一般事務報酬の金額を変更することができます。なお、当該協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。

(ハ) 投資主名簿等管理人の報酬

- a. 本投資法人は、投資主名簿等管理人が委託事務を行うことの対価として、投資主名簿等管理人に対し、以下の名義書換等手数料明細表に基づき計算された金額を上限として別途合意する手数料を支払うものとします。ただし、以下の名義書換等手数料明細表に定めのない事務に対する手数料は、本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議の上決定するものとします。

(名義書換等手数料明細表)

項 目	手 数 料	対 象 事 務
投資主名簿管理料 (基本料)	1. 月末現在の投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額の6分の1 (月額) 5,000名まで 390円 10,000名まで 330円 30,000名まで 280円 50,000名まで 230円 100,000名まで 180円 100,001名以上 150円 ただし、月額最低額を220,000円とします。 2. 月中に失格となった投資主1名につき55円	投資主名簿及び投資証券不所持投資主名簿の保管、管理に関する事務 投資証券未引換投資主の管理、名義書換未引取投資証券の保管事務 決算期日における投資主確定並びに投資主リスト、統計諸資料の作成に関する事務 分配金振込指定投資主の管理に関する事務 法定帳簿の作成、管理及び備置
名義書換料	1. 名義書換 (1) 書換投資証券枚数1枚につき115円 (2) 書換投資証券口数1口につき、a. からc. の場合を除き120円 a. 証券保管振替機構名義への書換の場合100円 b. 商号変更の提出の際に投資証券上への投資主名表示の変更を行った場合60円 c. 合併による名義書換の場合60円 2. 投資証券不所持 (1) 不所持申出又は交付返還1枚につき115円の2分の1 (2) 不所持申出又は交付返還1口につき、証券保管振替機構名義の場合を除き120円の2分の1 (証券保管振替機構の場合50円)	投資主の名義書換、質権登録(抹消)及び信託財産表示(抹消)に関し投資証券並びに投資主名簿への記載に関する事項 なお諸届のうち同時に投資証券上への投資主名表示の変更を行った分を含みます。 投資証券不所持申出・投資証券交付返還による投資主名簿への表示又は抹消に関する事項
分配金計算料	1. 投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額 5,000名まで 120円 10,000名まで 105円 30,000名まで 90円 50,000名まで 75円 100,000名まで 60円 100,001名以上 50円 ただし、1回の最低額を350,000円とします。 2. 振込指定分 1投資主につき 130円加算	分配金の計算、分配金支払原簿の作成、領収証又は振込通知の作成、振込票又は振込磁気テープの作成、支払済領収証の整理集計、支払調書の作成、特別税率及び分配金振込適用等の事務
分配金支払料	1. 分配金領収証1枚につき500円 2. 月末現在未払投資主1名につき5円	取扱(払渡)期間経過後の分配金の支払事務 未払投資主の管理に関する事務
投資証券交換分合料	1. 交付投資証券1枚につき75円 2. 回収投資証券1枚につき70円	併合・分割、除権決定、毀損、汚損、満欄、引換え、投資証券不所持の申出及び交付・返還等による投資証券の回収、交付に関する事務
諸届受理料	諸届受理1件につき250円	住所変更、商号変更、代表者変更、改姓名、常任代理人等の投資主名簿の記載の変更を要する届出及び事故届、改印届、分配金振込指定書の受理並びに特別税率及び告知の届出の受理に関する事務 ただし、名義書換料を適用するものを除きます。



項 目	手 数 料	対 象 事 務
個人番号関係手数料	1. 振替投資口に係る個人番号の登録1件につき250円 2. 個人番号の保管月末現在1件につき月額5円	個人番号の収集及び登録に関する事務 個人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
諸通知封入発送料	1. 封入発送料 (1) 封書 a. 定型サイズの場合 封入物2種まで1通につき25円 1種増すごとに5円加算 ただし、定形サイズでも追加手封入がある場合には、追加手封入1通につき15円加算 b. 定形外サイズ又は手封入の場合 封入物2種まで1通につき45円 1種類増すごとに15円加算 (2) はがき 1通につき15円 ただし、1回の発送につき最低額を50,000円とする 2. 書留適用分 1通につき30円加算 3. 発送差止・送付先指定 1通につき200円 4. 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合 封入物2種と見做し、照合料15円を加算 5. ラベル貼付料 1通につき 5円 6. 共通用紙作成料 (本料率を適用する場合、原契約の添付別表(2)委託投資法人負担経費明細書の帳簿用紙印刷費は調製費に代えて用紙代を請求する) (1) 議決権行使書(委任状)用紙、行使勧誘はがき等(用紙の両面に印刷するもの) 1枚につき2円 ただし、共通用紙から一部仕様変更した場合は1枚につき2円加算(議決権行使書(委任状)用紙の仕様変更は最低額60,000円とする) (2) 分配金計算書、宛名台紙等(用紙の片面に印刷するもの) 1枚につき1円 ただし、共通用紙から一部仕様変更した場合は1枚につき2円加算	投資主総会招集通知状、同決議通知状、議決権行使書(委任状)、資産運用報告書、分配金領収証等投資主総会関係書類の封入発送事務 共通用紙等の作成事務
返戻郵便物整理料	返戻郵便物1通につき250円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、資産運用報告書等の返戻郵便物の整理、再発送に関する事務
議決権行使書(委任状)作成集計料	1. 議決権行使書(委任状)作成料 作成1枚につき18円 2. 議決権行使書(委任状)集計料 集計1枚につき50円 ただし、1回の集計につき最低額を100,000円とする 3. 投資主提案による競合議案がある場合 1通につき50円加算 4. 不統一行使分 1通につき50円加算	議決権行使書(委任状)の作成、提出議決権行使書(委任状)の整理及び集計の事務

項 目	手 数 料	対 象 事 務
証明・調査料	発行異動証明書1枚、又は調査1件1名義につき 1,600円 発行残高証明書1枚、又は調査1件1名義につき 800円	分配金支払、投資主名簿記載等に関する証明書の作成及び投資口の取得、異動（譲渡、相続、贈与等）に関する調査資料の作成事務
振替制度関係手数料	1. 総投資主通知に関するデータ受取料 総投資主通知受取料 投資主1名1件につき 100円 2. 個別投資主通知に関するデータ受取料 個別投資主通知受取料1件につき 250円 3. 情報提供請求データ受取料 情報提供請求1件につき 250円	総投資主通知に係るデータの受理及び各種コード（所有者、常任代理人、国籍等）の登録並びに投資主名簿更新に関する事務 個別投資主通知データの受理及び個別投資主通知明細の作成に関する事務 情報提供請求データの振替機関への送信に関する事務 振替口座簿記録事項の通知に関する事務

- b. 投資主名簿等管理人は、前記a. の手数料を毎月計算して翌月中に請求し、本投資法人は請求を受けた月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに投資主名簿等管理人の指定する銀行口座への振込み（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により支払うものとします。
- c. 前記a. 及びb. の手数料が経済事情の変動又は本投資法人及び投資主名簿等管理人の一方若しくは双方の事情の変動により不適正になったときは、本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議の上これを変更することができます。

(二) 投資法人債に関する一般事務受託者の報酬（第1回無担保投資法人債及び第2回無担保投資法人債）

本投資法人が、日本リート投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び日本リート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関する財務代理手数料として、以下の表に掲げる金額をそれぞれ上限として当事者間の合意に従って算出した金額を、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱UFJ銀行に対して2018年4月24日に支払っています。

名称	上限金額
財務代理手数料	<p>&lt;基準額&gt; 16百万円とする。</p> <p>&lt;変動要因（基準額比）&gt; 上記基準額の変動要因は以下のとおりとする。 (i) 投資法人債の発行金額 発行金額100円あたり7銭を基準額に加算する。 (ii) 償還期限 払込期日から償還期日までの期間につき、1年間あたり20万円を基準額に加算する。</p>

また、元金支払手数料・利金支払手数料として、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱UFJ銀行に対して以下の金額を元金の支払期日の前銀行営業日までに支払います。

元金支払手数料 支払元金金額の10,000分の0.075

利金支払手数料 支払利金の対象となる元金金額の10,000分の0.075

なお、上記手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。

(ホ) 投資法人債に関する一般事務受託者の報酬（第3回無担保投資法人債）

本投資法人が、日本リート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関する財務代理手数料として、以下の表に掲げる金額を上限として当事者間の合意に従って算出した金額を、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱UFJ銀行に対して2018年11月30日に支払っています。

名称	上限金額
財務代理手数料	<基準額> 16百万円とする。  <変動要因（基準額比）> 上記基準額の変動要因は以下のとおりとする。 (i) 投資法人債の発行金額 発行金額100円あたり7銭を基準額に加算する。 (ii) 償還期限 払込期日から償還期日までの期間につき、1年間あたり20万円を基準額に加算する。

また、元金支払手数料・利金支払手数料として、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱UFJ銀行に対して以下の金額を元金の支払期日の前銀行営業日までに支払います。

元金支払手数料 支払元金金額の10,000分の0.075

利金支払手数料 支払利金の対象となる元金金額の10,000分の0.075

なお、上記手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。

(ヘ) 投資法人債に関する一般事務受託者の報酬（第4回無担保投資法人債）

本投資法人が、日本リート投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関する財務代理手数料として、以下の表に掲げる金額を上限として当事者間の合意に従って算出した金額を、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱UFJ銀行に対して2019年4月24日に支払っています。

名称	上限金額
財務代理手数料	<基準額> 16百万円とする。  <変動要因（基準額比）> 上記基準額の変動要因は以下のとおりとする。 (i) 投資法人債の発行金額 発行金額100円あたり7銭を基準額に加算する。 (ii) 償還期限 払込期日から償還期日までの期間につき、1年間あたり20万円を基準額に加算する。

また、元金支払手数料・利金支払手数料として、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱UFJ銀行に対して以下の金額を元金の支払期日の前銀行営業日までに支払います。

元金支払手数料 支払元金金額の10,000分の0.075

利金支払手数料 支払利金の対象となる元金金額の10,000分の0.075

なお、上記手数料に賦課される消費税及び地方消費税相当額は、本投資法人が負担します。

④ 会計監査人報酬（規約第29条）

会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限として役員会が定める金額を、原則として、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領した後、会計監査人から請求を受けてから2か月以内に支払うものとします。

⑤ 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

双日リートアドバイザーズ株式会社

東京都港区新橋一丁目18番1号

電話番号 03-5501-0080

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用について負担するものとします。

- ① 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人及び本資産運用会社との間の各委託契約において本投資法人が負担することと定められた委託業務又は事務を処理するために要した諸費用
- ② 投資口等（新投資口予約権証券を含みます。）及び投資法人債の発行に関する費用
- ③ 借入れ等に関する費用
- ④ 分配金支払に関する費用
- ⑤ 有価証券届出書、目論見書、資産運用報告、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- ⑥ 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- ⑦ 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- ⑧ 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- ⑨ 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用
- ⑩ 本投資口が東京証券取引所への上場及び上場を維持するのに要する費用
- ⑪ 信託報酬
- ⑫ その他上記①から⑪までに類する費用

## (5) 【課税上の取扱い】

本書の日付現在、日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは以下のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いがなされることがあります。

### ① 投資主の税務

#### (イ) 個人投資主の税務

##### a. 利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受け取る利益の分配（利益を超える金銭の分配のうち一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額を含みます。）は、配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。この規定は、本投資法人が利益配当等の額を損金算入するための要件（導管性要件）を満たさない場合も同様です。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税が併せて課されます。なお、各個人投資主が有する出資口数によっては、上場株式等の配当等に係る特例の対象となり、その課税関係は以下のとおり異なります。

##### i. 発行済投資口の総口数の100分の3未満の口数を有する個人投資主の取扱い

- (i) 本投資法人の事業年度終了の日に、本投資法人の発行済投資口の総口数の100分の3以上に相当する口数を有する者以外の個人投資主が、本投資法人より分配を受け取る際の源泉徴収税率は、所得税15%、地方税（住民税）5%とされています。
- (ii) 個人投資主が受け取る分配金については、その金額にかかわらず、総合課税に代えて源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が可能です（住民税についても申告不要です。）。
- (iii) 上場株式等の配当等については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することが可能です。申告分離課税を選択した場合の税率は20%（所得税15%、住民税5%）です。
- (iv) 金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座内で本投資法人からの利益の分配を受け取ることも可能です。また、後記「c. 投資口の譲渡に係る税務」記載のとおり、上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り）は、一定の上場株式等の譲渡損失の金額と通算できることになっています。

##### ii. 発行済投資口の総口数の100分の3以上の口数を有する個人投資主の取扱い

本投資法人の事業年度終了の日に、本投資法人の発行済投資口の総口数の100分の3以上に相当する口数を有する個人投資主については、本投資法人より受け取る利益の分配に対して所得税20%（地方税は課されません。）が源泉徴収された後、総合課税となります。なお、1回に受け取る分配金額が、10万円に分配金の計算期間の月数を乗じて12で除した金額以下の場合に限り、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が可能です（住民税については別途申告が必要となります。）。

なお、上述のとおり、上記源泉所得税及び申告所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税が併せて課されます。

2014年1月1日から2023年12月31日までの10年間実施される少額上場株式等の非課税口座制度（通称一般NISA（ニーサ））に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（新規投資額で毎年120万円（2015年以前は毎年100万円）を上限。ロールオーバーも可能。）に係る配当等で、その非課税口座の開設年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

また、2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間に、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（通称新・NISA）に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した特定非課税管理勘定に管理されている上場株式等（整理銘柄として指定されているもの及び一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資の運用を行うこと等を投資法人規約に定められている投資法人の投資口等は除かれます。また、新規投資額で毎年102万円を上限。）に係る配当等でその非課税口座に当該特定非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。なお、本投資法人の投資口につきこの取り扱いを受けるためには、原則として特定累積投資勘定に公募等株式投資信託を受け入れる場合に限りです。

- (\*) 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上（2023年1月1日以後に開設される非課税口座については満18歳以上）である方に限りです。
- (\*\*) 2018年1月1日から2042年12月31日までの25年間、非課税累積投資契約に係る非課税措置（通称つみたてNISA）に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した累積投資勘定に管理されている一定の公募等株式投資信託（新規投資額で毎年40万円を上限。）に係る配当等で、その非課税口座に累積投資勘定を設けた年の1月1日から20年以内に支払を受けるべきものについても、所得税及び住民税が課されないこととされています。しかし、本投資法人の投資口自体はつみたてNISAの対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。
- (\*\*\*) 非課税口座で買付けた上場株式等の配当等を非課税とするためには、証券会社等で分配金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」等を選択される場合には、非課税口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とならず20%にて課税されることとなります。
- (\*\*\*\*) 2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間に、新・NISA制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した特定累積投資勘定に管理されている一定の公募等株式投資信託（新規投資額で毎年20万円を上限。）に係る配当等でその非課税口座に当該特定累積投資勘定を設けた年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。しかし、本投資法人の投資口自体は当該制度の対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。
- (\*\*\*\*\*) 非課税口座に設けられる勘定は、毎年、非課税管理勘定（一般NISA）又は累積投資勘定（つみたてNISA）のいずれかに限りです。また、2024年1月1日以降は、特定非課税管理勘定及び特定累積投資勘定（新・NISA）又は累積投資勘定（つみたてNISA）のいずれかに限りです。

更に、2016年4月1日から2023年12月31日までの期間、未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度（通称ジュニアNISA）に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した未成年者口座において設定した非課税管理勘定に管理されている上場株式等（新規投資額で毎年80万円を上限。ロールオーバーも可能。）に係る配当等で、未成年者口座に非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

- (\*) 未成年者口座を開設できるのは、その年の1月1日において20歳未満（2023年1月1日以後に開設される非課税口座については18歳未満）である者又はその年中に出生した者に限りです。
- (\*\*) 未成年者口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社等で分配金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」等を選択される場合には、非課税口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とならず20%にて課税されることとなります。

#### b. 利益を超える金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配（一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額を除きます。）は、出資の払戻し（資本の払戻し）として扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の出資等（本投資法人の資本金等の額）に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として前記「a. 利益の分配に係る税務」記載の利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し額のうち、みなし配当を上回る金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。この譲渡損益の額の扱いは、後記「c. 投資口の譲渡に係る税務」記載の投資口の譲渡の場合と同様になります。更に、出資の払戻しを受けた後の投資口の取得価額（注5）は、この出資の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から出資の払戻しに係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

(注1) 「みなし配当」の金額は次のように計算されます。なお、この金額は投資法人からお知らせします。

「みなし配当」の金額＝出資の払戻し（資本の払戻し）額－

投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資等の金額（資本金等の額）

なお、上記「投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資等の金額（資本金等の額）」は下記のように計算されます。

「投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資等の金額（資本金等の額）」＝

$$\begin{aligned} & \text{出資の払戻し（資本の払戻し）直前の} \\ & \text{投資法人の出資等の金額（資本金等の額）} \times \frac{\text{投資法人の出資の払戻し（資本の払戻し）に} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{より減少した資本剰余金の額（**）}}{\text{投資法人の前事業年度末の簿価純資産額（*）}} \quad (***) \\ & \qquad \qquad \qquad \times \frac{\text{投資主の出資の払戻し（資本の払戻し）直前の} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{払戻しに係る所有投資口数}}{\text{投資法人の払戻しに係る投資口総数}} \end{aligned}$$

(\*) 前事業年度末から払戻しの直前までの間に資本金等の額等が増加し又は減少した場合には、その増加額を加算した又は減少額を減算した金額となります。また、前事業年度末とは出資の払戻しの基礎となった事業年度の前事業年度末を意味します。以下本注及び注3において同じです。

(\*\*) 投資法人の出資の払戻し（資本の払戻し）により減少した資本剰余金の額が、投資法人の前事業年度末の簿価純資産額を超える場合は、投資法人の前事業年度末の簿価純資産額（\*）と同額とします。

(\*\*\*) この割合は、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零以下である場合は零とされ、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零を超え、かつ、投資法人の前事業年度末の簿価純資産額（\*）が零以下である場合は1とされます。また、この割合に小数第3位未満の端数が生じるときは切上げとなります。

(注2) 「投資口の譲渡に係る収入金額」は、以下のとおり算定されます。

「投資口の譲渡に係る収入金額」＝出資の払戻し（資本の払戻し）額－みなし配当の金額（注1）

(注3) 「譲渡収入に対応する譲渡原価」は、次の算式により計算されます。以下本注において同じです。

$$\begin{aligned} & \text{出資の払戻し（資本の払戻し）直前の} \\ & \text{取得価額} \times \frac{\text{投資法人の出資の払戻し（資本の払戻し）に} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{より減少した資本剰余金の額（**）}}{\text{投資法人の前事業年度末の簿価純資産額（*）}} \quad (***) \end{aligned}$$

(\*) 前事業年度末から払戻しの直前までの間に資本金等の額等が増加し又は減少した場合には、その増加額を加算した又は減少額を減算した金額となります。以下本注において同じです。

(\*\*) 投資法人の出資の払戻し（資本の払戻し）により減少した資本剰余金の額が、投資法人の前事業年度末の簿価純資産額を超える場合は、投資法人の前事業年度末の簿価純資産額（\*）と同額とします。

(\*\*\*) この割合は、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零以下である場合は零とされ、出資の払戻し（資本の払戻し）直前の投資法人の出資等の金額（資本金等の額）が零を超え、かつ、投資法人の前事業年度末の簿価純資産額（\*）が零以下である場合は1とされます。また、この割合に小数第3位未満の端数が生じるときは切上げとなります。この割合に関しては、投資法人からお知らせすることになっています。

(注4) 「投資口の譲渡損益の額」は、次のように計算されます。

「投資口の譲渡損益の額」＝譲渡収入金額（注2）－譲渡原価の額（注3）

(注5) 「出資の払戻し（資本の払戻し）を受けた後の投資口の取得価額」は、以下のようになります。

「出資の払戻し（資本の払戻し）を受けた後の投資口の取得価額」＝出資の払戻し（資本の払戻し）を受ける直前の  
投資口の取得価額－譲渡原価の額（注3）

c. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が本投資口を譲渡した際の譲渡益は、上場株式等に係る譲渡所得等として、原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間の譲渡等については、所得税の額に2.1%を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税が併せて課されます。また、譲渡損が生じた場合は他の上場株式等に係る譲渡所得等（申告分離課税を選択した配当所得等を含みます。）との相殺は認められますが、上場株式等の譲渡所得等の合計額が損失となったときには、他の所得との損益通算はできません。ただし、本投資法人の投資口を証券会社等の金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、上場株式等の譲渡に係る以下の特例の対象となります。

- i. 本投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その譲渡損失のうちその譲渡日の属する年度分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、確定申告書に上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他一定の書類を添付し、その後も連続して確定申告書を提出することを要件にその年の翌年以降3年間にわたり、上場株式等の譲渡所得等の金額から繰越控除を行うことが認められます。なお、その年分の上場株式等の譲渡損失の金額又はその年の前年以前3年内の各年に生じた譲渡損失の金額は、確定申告書に上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他一定の書類を添付することを要件に、上場株式等の配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）を限度として、配当所得等の金額から控除されます。
- ii. 金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座（所定の手続により源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては、一定の要件の下に源泉徴収による申告不要の選択が認められます。源泉徴収税率は20%（所得税15%、住民税5%）とされており、その金額にかかわらず申告不要の選択が適用できます。なお、特定口座の源泉徴収選択口座内において上場株式等の配当等を受け取ることを選択した場合において、この源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その配当等の額の総額からその譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。
- iii. 2014年1月1日から2023年12月31日までの10年間、少額上場株式等の非課税口座制度（通称一般NISA（ニーサ））に基づき、非課税口座の開設年の1月1日から5年以内にその非課税口座において管理されている上場株式等（新規投資額で毎年120万円（2015年以前は毎年100万円）を上限。ロールオーバーも可能。）を譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。

また、2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間に、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（通称新・NISA）に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した特定非課税管理勘定に管理されている上場株式等（整理銘柄として指定されているもの及び一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資の運用を行うこと等を投資法人規約に定められている投資法人の投資口等は除かれます。また、新規投資額で毎年102万円を上限。）を譲渡した場合、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。なお、本投資法人の投資口につきこの取り扱いを受けるためには、原則として特定累積投資勘定に公募等株式投資信託を受け入れる場合に限り、

- (\*) 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上（2023年1月1日以後に開設される非課税口座については満18歳以上）である方に限ります。
- (\*\*) 2018年1月1日から2042年12月31日までの25年間、非課税累積投資契約に係る非課税措置（通称つみたてNISA）に基づき、非課税口座に累積投資勘定を設けた年の1月1日から20年以内に、その累積投資勘定において管理されている一定の公募等株式投資信託（新規投資額で毎年40万円を上限。）の受益権を譲渡した場合、その譲渡所得等についても、所得税及び住民税が課されないこととされています。しかし、本投資法人の投資口自体はつみたてNISAの対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。
- (\*\*\*) 非課税口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、他の上場株式等に係る譲渡所得との損益通算や繰越控除の適用はできません。
- (\*\*\*\*) 2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間に、新・NISA制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において設定した特定累積投資勘定に管理されている一定の公募等株式投資信託（新規投資額で毎年20万円を上限。）の受益権を譲渡した場合、その譲渡所得等についても、所得税及び住民税が課されないこととされています。しかし、本投資法人の投資口自体は当該制度の対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。
- (\*\*\*\*\*) 非課税口座に設けられる勘定は、毎年、非課税管理勘定（一般NISA）又は累積投資勘定（つみたてNISA）のいずれかに限ります。また、2024年1月1日以降は、特定非課税管理勘定及び特定累積投資勘定（新・NISA）又は累積投資勘定（つみたてNISA）のいずれかに限ります。



iv. 2016年4月1日から2023年12月31日までの期間、未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度（通称ジュニアNISA）に基づき、未成年者口座に非課税管理勘定を設けた年の1月1日から5年以内に、その非課税管理勘定において管理されている上場株式等（新規投資額で毎年80万円を上限。ロールオーバーも可能。）を譲渡した場合、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。

(\*) 未成年者口座を開設できるのは、その年の1月1日において20歳未満（2023年1月1日以後に開設される非課税口座については18歳未満）である者又はその年中に出生した者に限ります。

(\*\*) 未成年者口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、他の上場株式等に係る譲渡所得との損益通算や繰越控除の適用はできません。

v. なお、上述のとおり、上記源泉所得税及び申告所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、復興特別所得税として、所得税額に2.1%を乗じた金額が併せて課されます。

#### (ロ) 法人投資主の税務

##### a. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配（利益を超える金銭の分配のうち一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額を含みます。）は、受取配当等として取り扱われ、15%の源泉徴収税率が適用されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税として、所得税の額に2.1%を乗じた金額が併せて源泉徴収されます。

この源泉所得税は法人投資主の法人税の申告上、法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。この規定は、本投資法人が利益配当等の損金算入要件を満たさない場合も同様です。

##### b. 利益を超える金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配（一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額を除きます。）は、出資の払戻し（資本の払戻し）として扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の出資等（本投資法人の資本金等の額）に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として前記「a. 利益の分配に係る税務」記載の利益の配当と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し額のうちみなし配当を上回る金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を各自算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。この譲渡損益の額の取扱いは、後記「d. 投資口の譲渡に係る税務」記載の投資口の譲渡の場合と同様となります。

なお、出資の払戻しを受けた後の投資口の取得価額（注5）は、この出資の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から出資の払戻しに係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

（注）（注1）から（注5）については、前記（イ）b.をご参照ください。

##### c. 投資口の保有に係る税務

法人投資主が保有する投資証券が、税務上の売買目的有価証券に該当する場合には、当該法人投資主の事業年度末において時価法により評価され、その評価損益は課税所得に影響を与えることとなります。

##### d. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則として約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

## ② 投資法人の税務

### (イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等の額（利益を超える金銭の分配のうち一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額を含みます。）を損金に算入することが認められています。利益の配当等の額を損金算入するための要件（導管性要件）のうち主なものは以下のとおりです。

- a. 配当等の額が配当可能利益の額の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること
- b. 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（なお、専ら海外不動産保有等の取引を行うことを目的とする一定の法人を除きます。また、2019年4月1日以後に開始する事業年度以降は匿名組合契約等に基づく出資についても、本要件の適用対象となります。）
- c. 機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定するものをいいます。）以外の者から借入れを行っていないこと
- d. 事業年度の終了時において、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口の総口数又は議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
- e. 投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
- f. 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること
- g. 事業年度終了の時において有する特定資産のうち一定のものの各事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額が、その時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額の2分の1に相当する金額を超えていること

### (ロ) 不動産流通税の軽減措置

#### a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、登録免許税が課税標準額に対して原則2%の税率により課されますが、土地に対しては2012年4月1日から2021年3月31日までは1.5%と軽減されています。ただし、規約に資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（下記b.において「特定不動産の割合」といいます。）を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が取得する不動産に対しては、特例により不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率が、2012年4月1日から2021年3月31日までは1.3%に軽減されます。

#### b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、不動産取得税が課税標準額に対して原則4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては2021年3月31日までは3%とされています。また、2021年3月31日までに取得する宅地及び宅地比準土地については、不動産取得税の課税標準額が2分の1に軽減されます。更に、規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が2021年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が5分の2に軽減されます。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

(2020年12月31日現在)

資産の種類	用途	地域 (注1)	保有総額 (百万円) (注2)	対総資産比率 (%) (注3)
不動産	オフィス	都心6区	1,500	0.5
		不動産 計	1,500	0.5
信託不動産	オフィス	都心6区	139,035	50.2
		三大都市圏 (都心6区を除く)	55,334	20.0
		小計	194,369	70.1
	住宅	三大都市圏 (都心6区を含む)	51,301	18.5
		政令指定都市等	3,211	1.2
		小計	54,513	19.7
	商業施設	—	8,139	2.9
		信託不動産 計	257,022	92.7
投資有価証券(注4)			123	0.0
預金・その他の資産			18,545	6.7
資産総額(注2)			277,192	100.0
負債総額(注2)			145,213	52.4
純資産総額(注2)			131,978	47.6

(注1) 「地域」は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (ハ) 地域分散」に定める各用途における地域別投資比率の分類に従って記載しています。

(注2) 「保有総額」、「資産総額」、「負債総額」及び「純資産総額」は、貸借対照表計上額（不動産及び信託不動産については、減価償却後の帳簿価額）によっています。また、百万円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 「対総資産比率」は、資産総額に対する当該資産の貸借対照表計上額の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため各比率の合計が小計欄又は合計欄の記載と一致しない場合があります。

(注4) 「投資有価証券」は、合同会社NRTグロース14及び合同会社NRTグロース16をそれぞれ営業者とする匿名組合出資持分です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年12月31日現在)

資産の種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 (百万円) (注1)	評価額 (百万円) (注1) (注2)	対総資産比率 (%) (注3)	備考
匿名組合出資持分	合同会社NRTグロース14 匿名組合出資持分	—	50	50	0.0	(注4)
匿名組合出資持分	合同会社NRTグロース16 劣後匿名組合出資持分	—	73	73	0.0	(注5)
合計		—	123	123	0.0	

(注1) 「帳簿価額」及び「評価額」は百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 「評価額」は、帳簿価額を記載しています。

(注3) 「対総資産比率」は、資産総額に対する当該資産の貸借対照表計上額の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4) 運用資産は、「天翔新橋5丁目ビル」及び「tanosio shin-yokohama」の各不動産信託受益権です。

(注5) 運用資産は、「リードシー御殿山」、「リードシー飯田橋」、「シルフィード東品川」、「ロイヤルブルーム」、「エバースクエア同  
心」、「是空弁天」、「キャニスコート上新庄」及び「インペリアル鳳」の各不動産信託受益権です。

② 【投資不動産物件】

投資不動産物件は、後記「③ その他投資資産の主要なもの」に一括表記しています。

③【その他投資資産の主要なもの】

(イ) 保有不動産及び保有信託不動産の概要

本投資法人の2020年12月31日現在における、保有不動産及び保有信託不動産の概要は、以下のとおりです。

番号	不動産等の名称	用途	所在地	総賃貸可能面積 (㎡) (注1)	取得価格 (百万円) (注2)	投資比率 (%) (注3)
A-1	FORECAST西新宿	オフィス	東京都新宿区	1,945.68	2,260	0.9
A-2	日本橋プラヤビル	オフィス	東京都中央区	2,490.08	2,130	0.8
A-3	FORECAST四谷	オフィス	東京都新宿区	1,678.15	1,430	0.6
A-4	FORECAST新宿AVENUE	オフィス	東京都新宿区	4,337.15	6,500	2.5
A-5	FORECAST市ヶ谷 (注4)	オフィス	東京都新宿区	3,844.66	4,800	1.9
A-6	FORECAST三田	オフィス	東京都港区	1,786.18	1,800	0.7
A-7	FORECAST新宿SOUTH	オフィス	東京都新宿区	13,875.01	13,990	5.5
A-8	FORECAST桜橋	オフィス	東京都中央区	6,566.76	5,760	2.3
A-9	グリーンオーク茅場町	オフィス	東京都中央区	2,995.35	2,860	1.1
A-10	グリーンオーク九段	オフィス	東京都千代田区	2,594.46	2,780	1.1
A-11	グリーンオーク高輪台	オフィス	東京都港区	2,621.74	2,260	0.9
A-13	東池袋センタービル	オフィス	東京都豊島区	4,219.65	2,520	1.0
A-14	セントラル代官山	オフィス	東京都渋谷区	1,899.30	3,510	1.4
A-16	広尾リープレックス・ビズ	オフィス	東京都港区	1,500.85	2,827	1.1
A-17	芝公園三丁目ビル	オフィス	東京都港区	7,882.60	7,396	2.9
A-19	九段北325ビル	オフィス	東京都千代田区	2,003.60	1,850	0.7
A-20	FORECAST内神田	オフィス	東京都千代田区	1,230.44	1,240	0.5
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	オフィス	東京都千代田区	3,447.16	2,810	1.1
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	オフィス	東京都千代田区	3,056.56	2,640	1.0
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	オフィス	東京都千代田区	3,064.20	2,100	0.8
A-24	ビジョンビル	オフィス	東京都中央区	3,022.25	2,837	1.1
A-25	FORECAST人形町	オフィス	東京都中央区	2,277.62	2,070	0.8
A-26	FORECAST人形町PLACE	オフィス	東京都中央区	1,867.95	1,650	0.6
A-27	FORECAST新常盤橋	オフィス	東京都中央区	1,813.21	2,030	0.8
A-28	西新宿三晃ビル	オフィス	東京都新宿区	2,479.80	2,207	0.9
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	オフィス	東京都新宿区	1,401.68	1,249	0.5
A-30	FORECAST品川	オフィス	東京都品川区	2,276.36	2,300	0.9
A-31	西五反田8丁目ビル	オフィス	東京都品川区	2,999.68	2,210	0.9
A-32	藤和東五反田ビル	オフィス	東京都品川区	2,939.16	2,033	0.8
A-33	FORECAST高田馬場	オフィス	東京都豊島区	5,661.49	5,550	2.2
A-35	東信東池袋ビル	オフィス	東京都豊島区	1,645.17	979	0.4
A-37	板橋本町ビル	オフィス	東京都板橋区	6,356.89	3,146	1.2
A-38	ANTEX24ビル	オフィス	東京都台東区	2,267.59	1,691	0.7
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	オフィス	東京都台東区	2,651.27	1,550	0.6
A-40	イーストサイドビル	オフィス	東京都台東区	2,096.92	1,372	0.5

番号	不動産等の名称	用途	所在地	総賃貸可能面積 (㎡) (注1)	取得価格 (百万円) (注2)	投資比率 (%) (注3)
A-41	I・S南森町ビル	オフィス	大阪府大阪市	4,164.82	2,258	0.9
A-42	サンワールドビル	オフィス	大阪府大阪市	3,012.86	1,200	0.5
A-43	丸の内三丁目ビル	オフィス	愛知県名古屋市	4,219.19	1,626	0.6
A-44	MK麴町ビル	オフィス	東京都千代田区	1,761.60	1,781	0.7
A-45	虎ノ門桜ビル	オフィス	東京都港区	3,049.79	4,120	1.6
A-46	ラ・ベリテ AKASAKA	オフィス	東京都港区	1,707.18	2,000	0.8
A-47	神田オーシャンビル	オフィス	東京都千代田区	1,484.74	1,440	0.6
A-48	Shinto GINZA EAST	オフィス	東京都中央区	1,206.28	1,352	0.5
A-49	FORECAST茅場町	オフィス	東京都中央区	3,882.59	3,000	1.2
A-50	FORECAST早稲田FIRST	オフィス	東京都新宿区	4,340.66	4,775	1.9
A-51	FORECAST五反田WEST	オフィス	東京都品川区	8,981.55	6,520	2.6
A-52	大宮センタービル	オフィス	埼玉県さいたま市	14,311.77	15,585	6.1
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	オフィス	大阪府大阪市	5,106.77	2,850	1.1
A-54	NORE伏見	オフィス	愛知県名古屋市	3,890.74	2,840	1.1
A-55	NORE名駅	オフィス	愛知県名古屋市	4,280.75	2,520	1.0
A-56	ホームマートホライゾンビル	オフィス	東京都千代田区	6,077.01	6,705	2.6
A-57	三宮ファーストビル	オフィス	兵庫県神戸市	3,633.16	1,390	0.5
A-58	藤和神田錦町ビル	オフィス	東京都千代田区	1,324.07	960	0.4
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	オフィス	東京都中央区	1,620.54	1,152	0.5
A-60	広尾ONビル	オフィス	東京都渋谷区	2,248.59	2,392	0.9
A-61	TK五反田ビル	オフィス	東京都品川区	3,716.38	4,130	1.6
A-62	五反田さくらビル (注5)	オフィス	東京都品川区	1,502.61	1,460	0.6
A-63	エスプリ亀戸	オフィス	東京都江東区	2,010.81	1,265	0.5
A-64	アルテビル肥後橋	オフィス	大阪府大阪市	3,482.92	1,453	0.6
A-65	ダイアビル名駅	オフィス	愛知県名古屋市	1,781.72	1,167	0.5
A-66	天翔御茶ノ水ビル	オフィス	東京都千代田区	1,252.89	1,800	0.7
A-67	FORECAST亀戸	オフィス	東京都江東区	3,091.51	2,580	1.0
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	オフィス	東京都千代田区	1,154.16	1,311	0.5
A-69	リードシー目黒不動前	オフィス	東京都品川区	921.32	1,220	0.5
A-70	ザ・スクエア	オフィス	愛知県名古屋市	1,520.69	1,080	0.4
A-71	築地フロント	オフィス	東京都中央区	687.97	825	0.3
A-72	八丁堀リバーゲート	オフィス	東京都中央区	760.31	835	0.3
B-1	タワーコート北品川	住宅	東京都品川区	16,913.29	11,880	4.7
B-2	スカイヒルズN11	住宅	北海道札幌市	8,567.50	1,570	0.6
B-4	マイアトリア栄	住宅	愛知県名古屋市	3,121.60	1,110	0.4
B-5	マックヴィラージュ平安	住宅	愛知県名古屋市	2,250.00	785	0.3
B-6	シーム・ドエル筒井	住宅	愛知県名古屋市	1,800.00	695	0.3
B-7	シエル薬院	住宅	福岡県福岡市	1,544.87	640	0.3

番号	不動産等の名称	用途	所在地	総賃貸可能面積 (㎡) (注1)	取得価格 (百万円) (注2)	投資比率 (%) (注3)
B-8	神田リープレックス・リズ	住宅	東京都千代田区	2,180.93	1,813	0.7
B-9	スプラディッド難波	住宅	大阪府大阪市	6,212.36	3,502	1.4
B-10	レジデンス広尾	住宅	東京都港区	1,983.15	2,590	1.0
B-11	レジデンス日本橋箱崎	住宅	東京都中央区	1,449.00	1,300	0.5
B-12	Primegate飯田橋 (注6)	住宅	東京都新宿区	6,042.29	5,200	2.0
B-13	レジデンス江戸川橋	住宅	東京都新宿区	1,246.42	1,230	0.5
B-14	メルヴィ洗足	住宅	東京都大田区	838.54	740	0.3
B-15	フィールドアベニュー (注7)	住宅	東京都大田区	3,092.63	3,110	1.2
B-16	ドミール北赤羽	住宅	東京都北区	1,697.11	785	0.3
B-17	ドミー北赤羽	住宅	東京都北区	2,471.42	986	0.4
B-18	スプラディッド新大阪Ⅲ	住宅	大阪府大阪市	4,299.12	2,428	1.0
B-19	ゼフェロス南堀江	住宅	大阪府大阪市	2,826.73	1,608	0.6
B-20	シャルマンフジ大阪城南	住宅	大阪府大阪市	1,512.00	905	0.4
B-21	ピアチャーレ文の里	住宅	大阪府大阪市	1,374.08	571	0.2
B-22	ヴァルトパーク南大井	住宅	東京都品川区	750.12	715	0.3
B-23	ラピュタ九条	住宅	大阪府大阪市	3,359.38	1,480	0.6
B-24	イマザキマンション エヌ・ワン	住宅	大阪府東大阪市	2,641.11	1,180	0.5
B-25	ラルテ中津	住宅	大阪府大阪市	916.86	565	0.2
B-26	シティヒルズ安堂寺	住宅	大阪府大阪市	2,754.00	1,750	0.7
B-27	エルミタージュ新栄	住宅	愛知県名古屋市	2,638.61	1,150	0.5
B-28	サン・名駅南ビル	住宅	愛知県名古屋市	1,747.07	950	0.4
B-29	天神東レジデンス	住宅	福岡県福岡市	1,909.60	913	0.4
B-30	DeLCCS KASAI	住宅	東京都江戸川区	2,308.59	1,320	0.5
B-31	セレニテ新大阪	住宅	大阪府大阪市	1,854.02	1,148	0.4
B-32	マリオン城西	住宅	愛知県名古屋市	1,427.90	729	0.3
C-1	小滝橋パシフィカビル	商業施設	東京都新宿区	1,383.31	3,350	1.3
C-3	BECOME SAKAE	商業施設	愛知県名古屋市	4,615.66	4,770	1.9
	合計			316,713.84	255,406	100.0

(注1) 「総賃貸可能面積」は、不動産及び各信託不動産に係る建物の賃貸が可能な面積であり、賃貸借契約書又は建物図面等に基づき賃貸が可能と本投資法人が考えるものを記載しています。以下同じです。

(注2) 「取得価格」は、当該不動産等の取得に要した諸費用、固定資産税、都市計画税、消費税等を含んでいません。また、百万円未満を切捨てて記載しています。以下同じです。

(注3) 「投資比率」は、取得価格の合計に対する各物件の取得価格の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため各比率の合計は100%にならない場合があります。

(注4) 本物件の1階から7階までは、オフィス用物件として「FORECAST市ヶ谷」という名称が、8階から9階までは、住宅用物件として「Eponoqu市ヶ谷」という名称がそれぞれ付されていますが、住宅部分も含め「FORECAST市ヶ谷」として記載しています。以下同じです。

(注5) 本物件の所有形態は不動産であり、その他の物件の所有形態はすべて不動産信託受益権です。

(注6) 本物件の1階から4階までの一部はオフィス・店舗物件として「S&Sビルディング」という名称が付されていますが、オフィス部分も含め「Primegate飯田橋」として記載しています。以下同じです。

(注7) 本物件は、本棟に加え構造的に独立した別棟がありますが、全体を1物件として記載しています。以下同じです。

## (ロ) テナント等の概要

## a. テナント等の概要

番号	不動産等の名称	総賃貸可能面積 (㎡)	総賃貸面積 (㎡) (注1)	稼働率 (%) (注2)	テナント 総数 (注3)	総賃料収入 (百万円) (注4)
A-1	FORECAST西新宿	1,945.68	1,919.32	98.6	16	161
A-2	日本橋プラヤビル	2,490.08	2,490.08	100.0	2	165
A-3	FORECAST四谷	1,678.15	1,678.15	100.0	13	105
A-4	FORECAST新宿AVENUE	4,337.15	4,337.15	100.0	6	381
A-5	FORECAST市ヶ谷	3,844.66	3,802.90	98.9	22	283
A-6	FORECAST三田	1,786.18	1,786.18	100.0	5	114
A-7	FORECAST新宿SOUTH	13,875.01	13,875.01	100.0	19	1,158
A-8	FORECAST桜橋	6,566.76	6,566.76	100.0	5	392
A-9	グリーンオーク茅場町	2,995.35	2,995.35	100.0	8	192
A-10	グリーンオーク九段	2,594.46	2,594.46	100.0	3	188
A-11	グリーンオーク高輪台	2,621.74	2,621.74	100.0	11	166
A-13	東池袋センタービル	4,219.65	3,326.81	78.8	5	168
A-14	セントラル代官山	1,899.30	1,758.50	92.6	3	155
A-16	広尾リープレックス・ビズ	1,500.85	1,500.85	100.0	8	151
A-17	芝公園三丁目ビル	7,882.60	7,882.60	100.0	4	436
A-19	九段北325ビル	2,003.60	1,763.24	88.0	8	104
A-20	FORECAST内神田	1,230.44	1,230.44	100.0	5	70
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	3,447.16	3,447.16	100.0	10	185
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	3,056.56	2,612.48	85.5	8	139
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	3,064.20	3,064.20	100.0	7	172
A-24	ビジョンビル	3,022.25	3,022.25	100.0	1	非開示(注5)
A-25	FORECAST人形町	2,277.62	2,277.62	100.0	6	114
A-26	FORECAST人形町PLACE	1,867.95	1,867.95	100.0	7	110
A-27	FORECAST新常盤橋	1,813.21	1,813.21	100.0	9	110
A-28	西新宿三晃ビル	2,479.80	2,479.80	100.0	8	147
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	1,401.68	1,401.68	100.0	6	72
A-30	FORECAST品川	2,276.36	2,276.36	100.0	6	126
A-31	西五反田8丁目ビル	2,999.68	2,999.68	100.0	8	151
A-32	藤和東五反田ビル	2,939.16	2,939.16	100.0	7	136
A-33	FORECAST高田馬場	5,661.49	5,661.49	100.0	7	330
A-35	東信東池袋ビル	1,645.17	1,645.17	100.0	3	74
A-37	板橋本町ビル	6,356.89	6,356.89	100.0	4	222
A-38	ANTEX24ビル	2,267.59	2,267.59	100.0	6	100
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	2,651.27	2,651.27	100.0	7	134
A-40	イーストサイドビル	2,096.92	2,096.92	100.0	4	93
A-41	I・S南森町ビル	4,164.82	4,164.82	100.0	16	170
A-42	サンワールドビル	3,012.86	3,012.86	100.0	1	非開示(注6)



番号	不動産等の名称	総賃貸可能面積 (㎡)	総賃貸面積 (㎡) (注1)	稼働率 (%) (注2)	テナント 総数 (注3)	総賃料収入 (百万円) (注4)
A-43	丸の内三丁目ビル	4,219.19	4,219.19	100.0	24	142
A-44	MK麴町ビル	1,761.60	1,308.70	74.3	8	77
A-45	虎ノ門桜ビル	3,049.79	2,720.24	89.2	11	206
A-46	ラ・ベリテ AKASAKA	1,707.18	1,707.18	100.0	7	116
A-47	神田オーシャンビル	1,484.74	1,484.74	100.0	24	94
A-48	Shinto GINZA EAST	1,206.28	1,053.06	87.3	5	66
A-49	FORECAST茅場町	3,882.59	3,882.59	100.0	16	180
A-50	FORECAST早稲田FIRST	4,340.66	4,340.66	100.0	8	249
A-51	FORECAST五反田WEST	8,981.55	8,981.55	100.0	13	497
A-52	大宮センタービル	14,311.77	14,311.77	100.0	27	1,000
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	5,106.77	5,106.77	100.0	26	213
A-54	NORE伏見	3,890.74	3,890.74	100.0	10	218
A-55	NORE名駅	4,280.75	4,280.75	100.0	20	202
A-56	ホームマツホライズンビル	6,077.01	6,077.01	100.0	10	391
A-57	三宮ファーストビル	3,633.16	3,543.69	97.5	23	112
A-58	藤和神田錦町ビル	1,324.07	922.23	69.7	4	46
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	1,620.54	1,620.54	100.0	8	71
A-60	広尾ONビル	2,248.59	2,248.59	100.0	3	129
A-61	TK五反田ビル	3,716.38	3,716.38	100.0	8	202
A-62	五反田さくらビル	1,502.61	1,502.61	100.0	10	98
A-63	エスプリ亀戸	2,010.81	2,010.81	100.0	11	79
A-64	アルテビル肥後橋	3,482.92	3,482.92	100.0	11	115
A-65	ダイアビル名駅	1,781.72	1,717.87	96.4	9	77
A-66	天翔御茶ノ水ビル	1,252.89	1,252.89	100.0	1	非開示(注6)
A-67	FORECAST亀戸	3,091.51	3,091.51	100.0	5	178
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	1,154.16	1,154.16	100.0	10	62
A-69	リードシー目黒不動前	921.32	921.32	100.0	5	67
A-70	ザ・スクエア	1,520.69	1,520.69	100.0	18	57
A-71	築地フロント	687.97	687.97	100.0	8	45
A-72	八丁堀リバーゲート	760.31	760.31	100.0	8	45
B-1	タワーコート北品川	16,913.29	16,262.36	96.2	269	767
B-2	スカイヒルズN11	8,567.50	8,567.50	100.0	1	115
B-4	マイアトリア栄	3,121.60	3,121.60	100.0	1	72
B-5	マックヴィラージュ平安	2,250.00	2,250.00	100.0	1	52
B-6	シーム・ドエル筒井	1,800.00	1,800.00	100.0	1	45
B-7	シエル薬院	1,544.87	1,544.87	100.0	42	44
B-8	神田リープレックス・リズ	2,180.93	2,180.93	100.0	41	107
B-9	スプランディッド難波	6,212.36	5,912.17	95.2	239	219
B-10	レジデンス広尾	1,983.15	1,923.81	97.0	52	119
B-11	レジデンス日本橋箱崎	1,449.00	1,449.00	100.0	1	非開示(注6)
B-12	Primegate飯田橋	6,042.29	5,738.79	95.0	63	258

番号	不動産等の名称	総賃貸可能面積 (㎡)	総賃貸面積 (㎡) (注1)	稼働率 (%) (注2)	テナント 総数 (注3)	総賃料収入 (百万円) (注4)
B-13	レジデンス江戸川橋	1,246.42	1,128.12	90.5	33	55
B-14	メルヴィ洗足	838.54	838.54	100.0	28	37
B-15	フィールドアベニュー	3,092.63	3,065.08	99.1	56	139
B-16	ドミール北赤羽	1,697.11	1,697.11	100.0	1	非開示(注6)
B-17	ドミー北赤羽	2,471.42	2,471.42	100.0	1	非開示(注6)
B-18	スプラディッド新大阪Ⅲ	4,299.12	4,185.59	97.4	150	145
B-19	ゼフェロス南堀江	2,826.73	2,781.38	98.4	71	94
B-20	シャルマンフジ大阪城南	1,512.00	1,464.00	96.8	61	47
B-21	ピアチャーレ文の里	1,374.08	1,374.08	100.0	44	35
B-22	ヴァルトパーク南大井	750.12	750.12	100.0	29	34
B-23	ラピュタ九条	3,359.38	3,359.38	100.0	62	86
B-24	イマザキマンション エヌ・ワン	2,641.11	2,406.98	91.1	123	73
B-25	ラルテ中津	916.86	885.44	96.6	27	29
B-26	シティヒルズ安堂寺	2,754.00	2,145.77	77.9	53	72
B-27	エルミタージュ新栄	2,638.61	2,453.55	93.0	50	68
B-28	サン・名駅南ビル	1,747.07	1,572.37	90.0	63	48
B-29	天神東レジデンス	1,909.60	1,760.80	92.2	71	48
B-30	DeLCCS KASAI	2,308.59	2,234.31	96.8	28	64
B-31	セレニテ新大阪	1,854.02	1,654.44	89.2	61	58
B-32	マリオン城西	1,427.90	774.20	54.2	29	23
C-1	小滝橋パシフィカビル	1,383.31	1,105.36	79.9	8	131
C-3	BECOME SAKAE	4,615.66	4,615.66	100.0	11	232
	合計	316,713.84	309,182.27	97.6	2,396	15,845

(注1) 「総賃貸面積」は、2020年12月31日現在における不動産及び各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された賃貸面積の合計を記載しています。ただし、マスターリース会社が賃貸人等との間でエンドテナントからの賃料等を原則としてそのまま受け取るパス・スルー型マスターリースによる賃貸借契約を締結している場合、2020年12月31日現在における各信託不動産に係る各転賃借契約に表示されたエンドテナントの賃貸面積の合計を記載しています。

(注2) 「稼働率」は、2020年12月31日現在における総賃貸面積を総賃貸可能面積で除して得られた数値であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 「テナント総数」は、2020年12月31日現在における不動産及び各信託不動産に係る各賃貸借契約に表示された建物毎の賃貸借契約上のテナント数(倉庫、看板、駐車場等は含みません。)の合計を記載しています。なお、当該資産につきパス・スルー型のマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントの総数(倉庫、看板、駐車場等は含みません。)を記載していますが、マスターリースの種別がパス・スルーであるものの、マスターリース会社より一括転賃を受けている転借人がPM業務を受託しており、かつ、マスターリース会社に固定賃料を支払うこととされている場合、テナント総数は1と記載しています。

(注4) 「総賃料収入」は、2020年12月31日現在における当該資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に表示された建物につき、月間賃料(共益費を含みますが、倉庫、看板、駐車場等の使用料は含まず、フリーレントは考慮しないものとします。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が締結されている資産については、その合計額)(消費税は含みません。)につき百万円未満を切捨てて記載しています。そのため、各物件に係る数値を合計しても、必ずしも合計欄に記載の数値と一致しません。なお、当該資産につきパス・スルー型マスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の月間賃料(共益費を含みますが、倉庫、看板、駐車場等の使用料は含まず、フリーレントは考慮しないものとします。)(消費税は含みません。)を12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。

(注5) エンドテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(注6) 転借人であるテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

b. 稼働率の推移

各決算期末日時点における不動産及び各信託不動産の稼働率の推移は以下のとおりです。

(単位：%)

番号	不動産等の名称	第8期 2016年 6月30日	第9期 2016年 12月31日	第10期 2017年 6月30日	第11期 2017年 12月31日	第12期 2018年 6月30日	第13期 2018年 12月31日	第14期 2019年 6月30日	第15期 2019年 12月31日	第16期 2020年 6月30日	第17期 2020年 12月31日
A-1	FORECAST西新宿	89.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.0	98.6
A-2	日本橋プラヤビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	100.0	100.0	100.0	100.0
A-3	FORECAST四谷	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-4	FORECAST新宿AVENUE	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-5	FORECAST市ヶ谷	100.0	97.5	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9
A-6	FORECAST三田	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-7	FORECAST新宿SOUTH	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-8	FORECAST桜橋	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-9	グリーンオーク茅場町	86.4	86.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-10	グリーンオーク九段	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-11	グリーンオーク高輪台	100.0	100.0	100.0	100.0	93.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-12	グリーンオーク御徒町	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—
A-13	東池袋センタービル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	78.8
A-14	セントラル代官山	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	92.6
A-15	JSプログレビル	70.4	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—
A-16	広尾リープレックス・ビズ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-17	芝公園三丁目ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-18	FORECAST飯田橋	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
A-19	九段北325ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.0
A-20	FORECAST内神田	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	79.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.5
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-24	ビジョンビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-25	FORECAST人形町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-26	FORECAST人形町PLACE	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-27	FORECAST新常盤橋	85.3	85.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-28	西新宿三晃ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-30	FORECAST品川	69.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-31	西五反田8丁目ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-32	藤和東五反田ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-33	FORECAST高田馬場	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-34	目白NTビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
A-35	東信東池袋ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	84.7	100.0	100.0	84.7	100.0

(単位：%)

番号	不動産等の名称	第8期 2016年 6月30日	第9期 2016年 12月31日	第10期 2017年 6月30日	第11期 2017年 12月31日	第12期 2018年 6月30日	第13期 2018年 12月31日	第14期 2019年 6月30日	第15期 2019年 12月31日	第16期 2020年 6月30日	第17期 2020年 12月31日
A-36	三井ウッディビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
A-37	板橋本町ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-38	ANTEX24ビル	73.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	100.0	86.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-40	イーストサイドビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-41	I・S南森町ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-42	サンワールドビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-43	丸の内三丁目ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.7	100.0
A-44	MK麴町ビル	74.0	100.0	100.0	100.0	90.8	81.6	100.0	100.0	74.3	74.3
A-45	虎ノ門桜ビル	72.5	89.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	89.2
A-46	ラ・ベリテ AKASAKA	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-47	神田オーシャンビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-48	Shinto GINZA EAST	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	87.3
A-49	FORECAST茅場町	69.5	90.1	100.0	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-50	FORECAST早稲田FIRST	100.0	85.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-51	FORECAST五反田WEST	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-52	大宮センタービル	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.3	100.0	100.0	100.0
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-54	NORE伏見	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	93.3	100.0
A-55	NORE名駅	100.0	100.0	94.7	98.1	100.0	100.0	100.0	100.0	94.7	100.0
A-56	ホームマツホライズンビル	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-57	三宮ファーストビル	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.5
A-58	藤和神田錦町ビル	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	69.7
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-60	広尾ONビル	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-61	TK五反田ビル	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-62	五反田さくらビル	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-63	エスプリ亀戸	—	—	—	—	—	80.3	60.7	100.0	100.0	100.0
A-64	アルテビル肥後橋	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A-65	ダイアビル名駅	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	96.4
A-66	天翔御茶ノ水ビル	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
A-67	FORECAST亀戸	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
A-69	リードシー目黒不動前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
A-70	ザ・スクエア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
A-71	築地フロント	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
A-72	八丁堀リバーゲート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0

番号	不動産等の名称	第8期 2016年 6月30日	第9期 2016年 12月31日	第10期 2017年 6月30日	第11期 2017年 12月31日	第12期 2018年 6月30日	第13期 2018年 12月31日	第14期 2019年 6月30日	第15期 2019年 12月31日	第16期 2020年 6月30日	第17期 2020年 12月31日
B-1	タワーコート北品川	94.4	98.0	99.2	99.8	99.6	97.6	97.6	98.6	97.3	96.2
B-2	スカイヒルズN11	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-3	マイアトリア名駅	99.1	96.9	100.0	96.9	88.0	92.4	—	—	—	—
B-4	マイアトリア栄	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-5	マックヴィラージュ平安	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-6	シーム・ドエル筒井	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-7	シエル薬院	95.8	95.5	90.8	93.6	97.7	100.0	87.7	95.4	97.2	100.0
B-8	神田リープレックス・リズ	97.9	100.0	97.9	100.0	97.9	100.0	100.0	95.8	100.0	100.0
B-9	スブランディッド難波	—	—	—	96.9	97.2	94.3	97.0	98.9	95.9	95.2
B-10	レジデンス広尾	—	—	—	—	—	98.2	98.2	96.6	95.3	97.0
B-11	レジデンス日本橋箱崎	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-12	Primegate飯田橋	—	—	—	—	—	100.0	98.8	98.6	95.1	95.0
B-13	レジデンス江戸川橋	—	—	—	—	—	100.0	97.6	100.0	92.9	90.5
B-14	メルヴィ洗足	—	—	—	—	—	96.8	100.0	100.0	92.7	100.0
B-15	フィールドアベニュー	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	96.4	99.1
B-16	ドミール北赤羽	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-17	ドミー北赤羽	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B-18	スブランディッド新大阪Ⅲ	—	—	—	—	—	98.6	97.2	97.0	98.0	97.4
B-19	ゼフェロス南堀江	—	—	—	—	—	95.1	100.0	100.0	97.8	98.4
B-20	シャルマンフジ大阪城南	—	—	—	—	—	98.4	100.0	96.8	95.2	96.8
B-21	ピアチャーレ文の里	—	—	—	—	—	98.0	96.0	92.1	96.0	100.0
B-22	ヴァルトパーク南大井	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	96.7	100.0
B-23	ラビュタ九条	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	97.0	100.0
B-24	イマザキマンション エヌ・ワン	—	—	—	—	—	—	95.9	93.9	98.6	91.1
B-25	ラルテ中津	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96.6
B-26	シティヒルズ安堂寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77.9
B-27	エルミタージュ新栄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93.0
B-28	サン・名駅南ビル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90.0
B-29	天神東レジデンス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92.2
B-30	DeLCCS KASAI	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96.8
B-31	セレニテ新大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	89.2
B-32	マリオン城西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54.2
C-1	小滝橋パシフィカビル	100.0	100.0	100.0	100.0	90.8	100.0	100.0	100.0	100.0	79.9
C-2	光明池アクト	96.1	97.0	100.0	100.0	99.0	96.9	100.0	96.9	96.9	—
C-3	BECOME SAKAE	—	—	—	—	—	100.0	88.6	88.6	83.6	100.0
	合計	95.9	98.8	99.8	99.8	99.5	99.1	99.1	99.4	98.6	97.6

(注) 本表には、各期末日における不動産及び各信託不動産の稼働率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

## (ハ) 期末算定価額の概要 (2020年12月31日現在)

番号	不動産等の名称	取得価格 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	期末 算定価額 (百万円) (注3)	直接還元法		DCF法		
					価格 (百万円)	還元 利回り	価格 (百万円)	割引率	最終還元 利回り
A-1	FORECAST西新宿	2,260	2,107	3,160	3,210	3.8%	3,100	3.4%	4.0%
A-2	日本橋プラヤビル	2,130	1,985	2,520	2,560	4.3%	2,470	4.1%	4.5%
A-3	FORECAST四谷	1,430	1,358	1,970	2,000	3.8%	1,930	3.6%	4.0%
A-4	FORECAST新宿AVENUE	6,500	6,158	8,110	8,260	3.4%	7,960	3.2%	3.6%
A-5	FORECAST市ヶ谷	4,800	4,432	6,400	6,520	3.5%	6,270	3.3%	3.7%
A-6	FORECAST三田	1,800	1,719	2,380	2,420	3.7%	2,340	3.5%	3.9%
A-7	FORECAST新宿SOUTH	13,990	14,707	18,100	18,300	3.5%	17,900	3.2%	3.7%
A-8	FORECAST桜橋	5,760	5,995	6,800	6,880	4.0%	6,720	3.8%	4.2%
A-9	グリーンオーク茅場町	2,860	2,984	3,580	3,630	3.8%	3,520	3.6%	4.0%
A-10	グリーンオーク九段	2,780	2,913	3,530	3,580	3.6%	3,470	3.4%	3.8%
A-11	グリーンオーク高輪台	2,260	2,156	2,970	3,000	4.0%	2,930	3.8%	4.2%
A-13	東池袋センタービル	2,520	2,649	3,010	3,030	4.5%	2,980	4.3%	4.7%
A-14	セントラル代官山	3,510	3,683	3,760	3,800	3.6%	3,720	3.3%	3.7%
A-16	広尾リープレックス・ビズ	2,827	2,856	3,410	3,470	3.8%	3,350	3.6%	4.0%
A-17	芝公園三丁目ビル	7,396	7,368	10,200	10,500	3.6%	10,100	3.4%	3.8%
A-19	九段北325ビル	1,850	1,978	2,220	2,250	3.6%	2,180	3.4%	3.8%
A-20	FORECAST内神田	1,240	1,277	1,350	1,370	3.8%	1,320	3.6%	4.0%
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	2,810	2,890	3,290	3,330	4.0%	3,250	3.8%	4.2%
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	2,640	2,764	2,970	3,010	4.0%	2,920	3.8%	4.2%
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	2,100	2,232	2,580	2,610	4.0%	2,550	3.8%	4.2%
A-24	ピジョンビル	2,837	2,925	3,040	3,080	4.1%	2,990	3.9%	4.3%
A-25	FORECAST人形町	2,070	2,117	2,190	2,220	4.0%	2,150	3.8%	4.2%
A-26	FORECAST人形町PLACE	1,650	1,643	2,080	2,110	3.9%	2,050	3.7%	4.1%
A-27	FORECAST新常盤橋	2,030	2,113	2,310	2,350	4.0%	2,260	3.8%	4.2%
A-28	西新宿三晃ビル	2,207	2,228	2,650	2,680	4.0%	2,610	3.8%	4.2%
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	1,249	1,285	1,550	1,580	3.6%	1,520	3.4%	3.8%
A-30	FORECAST品川	2,300	2,402	2,450	2,490	3.9%	2,410	3.7%	4.1%
A-31	西五反田8丁目ビル	2,210	2,269	2,660	2,680	3.9%	2,630	3.7%	4.1%
A-32	藤和東五反田ビル	2,033	2,095	2,430	2,460	3.9%	2,400	3.7%	4.1%
A-33	FORECAST高田馬場	5,550	5,870	6,450	6,550	4.2%	6,350	4.0%	4.4%
A-35	東信東池袋ビル	979	990	1,140	1,150	4.5%	1,130	4.3%	4.7%
A-37	板橋本町ビル	3,146	3,060	3,600	3,640	4.5%	3,550	4.2%	4.7%
A-38	ANTEX24ビル	1,691	1,763	1,930	1,950	4.2%	1,900	4.0%	4.4%
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	1,550	1,705	2,020	2,040	4.3%	2,000	4.1%	4.6%
A-40	イーストサイドビル	1,372	1,374	1,640	1,660	4.4%	1,610	4.2%	4.6%
A-41	I・S南森町ビル	2,258	2,377	2,810	2,840	4.3%	2,780	4.1%	4.5%
A-42	サンワールドビル	1,200	1,265	1,300	1,310	4.5%	1,280	4.3%	4.7%
A-43	丸の内三丁目ビル	1,626	1,643	2,040	2,060	4.4%	2,020	4.2%	4.6%

番号	不動産等の名称	取得価格 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	期末 算定価額 (百万円) (注3)	直接還元法		DCF法		
					価格 (百万円)	還元 利回り	価格 (百万円)	割引率	最終還元 利回り
A-44	MK麴町ビル	1,781	1,812	2,170	2,220	3.4%	2,110	3.2%	3.6%
A-45	虎ノ門桜ビル	4,120	4,281	4,890	4,930	3.3%	4,850	3.0%	3.4%
A-46	ラ・ベリテ AKASAKA	2,000	2,136	2,440	2,480	3.5%	2,390	3.3%	3.7%
A-47	神田オーシャンビル	1,440	1,468	1,790	1,820	3.8%	1,750	3.6%	4.0%
A-48	Shinto GINZA EAST	1,352	1,347	1,450	1,480	3.7%	1,420	3.5%	3.9%
A-49	FORECAST茅場町	3,000	3,102	3,320	3,330	4.1%	3,310	3.8%	4.2%
A-50	FORECAST早稲田FIRST	4,775	4,799	5,000	5,090	3.8%	4,910	3.6%	4.0%
A-51	FORECAST五反田WEST	6,520	7,561	8,240	8,300	3.9%	8,170	3.7%	4.1%
A-52	大宮センタービル	15,585	15,437	20,900	21,200	4.1%	20,500	3.9%	4.3%
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	2,850	2,974	3,450	3,480	4.2%	3,410	4.0%	4.4%
A-54	NORE伏見	2,840	2,688	4,090	4,140	4.2%	4,030	4.0%	4.4%
A-55	NORE名駅	2,520	2,392	3,750	3,810	4.3%	3,690	4.1%	4.5%
A-56	ホームマートホライズンビル	6,705	6,685	7,620	7,770	3.5%	7,470	3.3%	3.7%
A-57	三宮ファーストビル	1,390	1,446	1,600	1,620	4.9%	1,580	4.7%	5.1%
A-58	藤和神田錦町ビル	960	973	1,060	1,060	4.2%	1,050	3.4%	4.3%
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	1,152	1,213	1,250	1,250	4.2%	1,240	3.9%	4.3%
A-60	広尾ONビル	2,392	2,420	2,710	2,760	3.9%	2,660	3.7%	4.1%
A-61	TK五反田ビル	4,130	4,423	4,500	4,540	3.8%	4,460	3.5%	3.9%
A-62	五反田さくらビル	1,460	1,500	1,700	1,730	4.1%	1,660	3.6%	4.2%
A-63	エスプリ亀戸	1,265	1,280	1,320	1,330	4.5%	1,300	4.3%	4.7%
A-64	アルテビル肥後橋	1,453	1,470	1,800	1,820	4.3%	1,780	4.1%	4.5%
A-65	ダイアビル名駅	1,167	1,188	1,290	1,300	4.4%	1,270	4.2%	4.6%
A-66	天翔御茶ノ水ビル	1,800	1,862	1,890	1,930	3.5%	1,850	3.3%	3.7%
A-67	FORECAST亀戸	2,580	2,659	2,820	2,860	4.2%	2,770	4.0%	4.4%
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	1,311	1,366	1,350	1,380	3.5%	1,320	3.3%	3.7%
A-69	リードシー目黒不動前	1,220	1,238	1,230	1,250	4.2%	1,200	4.0%	4.4%
A-70	ザ・スクエア	1,080	1,097	1,140	1,150	4.4%	1,120	4.2%	4.6%
A-71	築地フロント	825	839	1,010	1,030	3.8%	989	3.5%	3.9%
A-72	八丁堀リバーゲート	835	847	1,020	1,040	3.7%	1,000	3.5%	3.9%
B-1	タワーコート北品川	11,880	10,682	15,300	15,500	3.9%	15,000	3.7%	4.1%
B-2	スカイヒルズN11	1,570	1,623	1,870	1,880	5.0%	1,850	4.8%	5.2%
B-4	マイアトリア栄	1,110	994	1,290	1,300	4.6%	1,270	4.4%	4.8%
B-5	マックヴィラージュ平安	785	714	947	958	4.7%	935	4.5%	4.9%
B-6	シーム・ドエル筒井	695	663	793	803	4.6%	783	4.4%	4.8%
B-7	シエル薬院	640	608	774	784	4.3%	763	4.1%	4.5%
B-8	神田リープレックス・リズ	1,813	1,729	2,070	2,090	3.9%	2,040	3.6%	4.1%
B-9	スプラランディッド難波	3,502	3,256	3,980	4,040	4.4%	3,910	4.2%	4.6%
B-10	レジデンス広尾	2,590	2,611	2,790	2,860	3.7%	2,760	3.5%	3.9%

番号	不動産等の名称	取得価格 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	期末 算定価額 (百万円) (注3)	直接還元法		DCF法		
					価格 (百万円)	還元 利回り	価格 (百万円)	割引率	最終還元 利回り
B-11	レジデンス日本橋箱崎	1,300	1,426	1,630	1,650	4.1%	1,600	3.6%	4.0%
B-12	Primegate飯田橋	5,200	5,234	5,380	5,400	3.8%	5,350	3.5%	3.9%
B-13	レジデンス江戸川橋	1,230	1,244	1,260	1,280	4.1%	1,230	3.9%	4.3%
B-14	メルヴィ洗足	740	748	753	766	4.0%	739	3.8%	4.2%
B-15	フィールドアベニュー	3,110	3,137	3,150	3,170	3.9%	3,130	3.6%	4.0%
B-16	ドミール北赤羽	785	796	808	820	4.2%	796	4.0%	4.4%
B-17	ドーミー北赤羽	986	994	1,030	1,040	4.3%	1,010	4.1%	4.5%
B-18	スブランディッド新大阪Ⅲ	2,428	2,381	2,580	2,630	4.4%	2,560	4.2%	4.6%
B-19	ゼフェロス南堀江	1,608	1,619	1,750	1,770	4.2%	1,740	4.0%	4.4%
B-20	シャルマンフジ大阪城南	905	911	911	928	4.3%	903	4.1%	4.5%
B-21	ピアチェーレ文の里	571	571	581	591	4.6%	576	4.4%	4.8%
B-22	ヴァルトパーク南大井	715	753	735	749	3.9%	721	3.7%	4.1%
B-23	ラピュタ九条	1,480	1,603	1,501	1,525	4.3%	1,476	4.1%	4.5%
B-24	イマザキマンション エヌ・ワン	1,180	1,250	1,210	1,220	4.6%	1,200	4.4%	4.8%
B-25	ラルテ中津	565	606	575	586	4.2%	564	4.0%	4.4%
B-26	シティヒルズ安堂寺	1,750	1,864	1,860	1,900	4.1%	1,820	3.9%	4.3%
B-27	エルミタージュ新栄	1,150	1,230	1,220	1,240	4.3%	1,200	4.1%	4.5%
B-28	サン・名駅南ビル	950	987	1,010	1,030	4.2%	989	4.0%	4.4%
B-29	天神東レジデンス	913	979	932	953	4.3%	911	4.1%	4.5%
B-30	DeLCCS KASAI	1,320	1,350	1,350	1,380	4.2%	1,340	4.0%	4.4%
B-31	セレニテ新大阪	1,148	1,180	1,150	1,170	4.3%	1,130	4.1%	4.5%
B-32	マリオン城西	729	756	739	749	4.4%	728	4.2%	4.6%
C-1	小滝橋バシフィカビル	3,350	3,388	3,440	3,510	3.7%	3,360	3.5%	3.9%
C-3	BECOME SAKAE	4,770	4,751	4,840	4,930	4.0%	4,740	3.8%	4.2%
	合計	255,406	258,523	303,609	307,882		299,003		

(注1) 上記記載の金額は、百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 「帳簿価額」は、2020年12月31日現在の貸借対照表計上額（不動産及び信託不動産については、取得価格（取得に伴う付帯費用を含みます。）から、減価償却累計額を控除した金額）を記載しています。

(注3) 「期末算定価額」は、2020年12月31日を価格時点とする鑑定評価額を記載しています。なお、A-17、A-51、A-64、A-65、A-70、B-9、B-10、B-13、B-14、B-18、B-19、B-20、B-21、B-22、B-23、B-24、B-25、B-26、B-27、B-28、B-29、B-30、B-31及びB-32を除いた各物件については一般財団法人日本不動産研究所に、A-17、B-10、B-18、B-19、B-20、B-21及びB-30については大和不動産鑑定株式会社に、A-51、A-64、A-65、A-70、B-9、B-13、B-14、B-25、B-26、B-27、B-28及びB-29についてはJLL森井鑑定株式会社に、B-22、B-23、B-24、B-31及びB-32については日本ヴァリュアーズ株式会社に、それぞれ鑑定評価を委託しています。



(二) 建物状況評価報告書（建物エンジニアリングレポート）の概要

本投資法人は、各資産について、建物検査、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物状況評価報告書（建物エンジニアリングレポート）を東京海上日動リスクコンサルティング株式会社より取得しています。建物状況評価報告書の記載は報告者の意見を示したものに留まり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

a. 建物状況評価報告書の概要

物件番号	物件名称	調査業者	調査年月日	短期修繕費 (千円) (注1)(注2)	長期修繕費 (千円) (注1)(注3)
A-1	FORECAST西新宿	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月8日	0	4,516
A-2	日本橋プラザビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月11日	0	5,065
A-3	FORECAST四谷	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月8日	0	3,489
A-4	FORECAST新宿AVENUE	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月18日	0	10,342
A-5	FORECAST市ヶ谷	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月18日	0	8,945
A-6	FORECAST三田	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月25日	0	4,266
A-7	FORECAST新宿SOUTH	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月18日	0	33,689
A-8	FORECAST桜橋	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月11日	0	28,350
A-9	グリーンオーク茅場町	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月11日	0	11,651
A-10	グリーンオーク九段	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月18日	0	9,149
A-11	グリーンオーク高輪台	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月25日	0	4,150
A-13	東池袋センタービル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月8日	0	17,808
A-14	セントラル代官山	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年2月21日	0	4,362
A-16	広尾リープレックス・ビズ	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年2月21日	0	3,895
A-17	芝公園三丁目ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年2月21日	0	10,284
A-19	九段北325ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年2月26日	0	5,297
A-20	FORECAST内神田	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月6日	0	7,068
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月7日	0	6,762
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月7日	0	7,588
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月7日	0	6,293
A-24	ビジョンビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月19日	0	14,474
A-25	FORECAST人形町	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月12日	0	7,101
A-26	FORECAST人形町PLACE	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月12日	0	5,504
A-27	FORECAST新常盤橋	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月12日	0	3,591
A-28	西新宿三晃ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月14日	0	8,691
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年2月26日	0	2,435
A-30	FORECAST品川	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月19日	0	9,116
A-31	西五反田8丁目ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月22日	0	8,319

物件番号	物件名称	調査業者	調査年月日	短期修繕費 (千円) (注1)(注2)	長期修繕費 (千円) (注1)(注3)
A-32	藤和東五反田ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月22日	0	11,894
A-33	FORECAST高田馬場	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月14日	0	6,468
A-35	東信東池袋ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月26日	0	8,117
A-37	板橋本町ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月26日	0	22,515
A-38	ANTEX24ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月28日	0	4,144
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月28日	0	8,750
A-40	イーストサイドビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月28日	0	6,739
A-41	I・S南森町ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月12日	0	10,754
A-42	サンワールドビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月12日	0	6,822
A-43	丸の内三丁目ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年2月28日	0	12,443
A-44	MK麹町ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年1月28日	0	5,203
A-45	虎ノ門桜ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月3日	0	8,558
A-46	ラ・ベリテ AKASAKA	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年1月28日	0	3,777
A-47	神田オーシャンビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年1月24日	0	7,485
A-48	Shinto GINZA EAST	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月3日	0	4,430
A-49	FORECAST茅場町	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月6日	0	12,923
A-50	FORECAST早稲田FIRST	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月6日	0	12,460
A-51	FORECAST五反田WEST	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月22日	0	25,558
A-52	大宮センタービル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年1月24日	0	21,289
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月4日	0	13,110
A-54	NORE伏見	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月5日	0	7,904
A-55	NORE名駅	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年2月5日	0	8,632
A-56	ホームマートホライゾンビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2017年8月8日	0	17,979
A-57	三宮ファーストビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2017年8月7日	0	11,485
A-58	藤和神田錦町ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年2月9日	0	2,300
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月20日	0	3,999
A-60	広尾ONビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月20日	0	6,008
A-61	TK五反田ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年3月15日	0	7,001
A-62	五反田さくらビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年2月9日	0	3,200
A-63	エスプリ亀戸	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年3月1日	0	4,299
A-64	アルテビル肥後橋	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月18日	0	19,918
A-65	ダイヤビル名駅	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月23日	0	10,408
A-66	天翔御茶ノ水ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年12月20日	0	1,493
A-67	FORECAST亀戸	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年11月7日	0	6,294

物件番号	物件名称	調査業者	調査年月日	短期修繕費 (千円) (注1)(注2)	長期修繕費 (千円) (注1)(注3)
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月18日	0	2,665
A-69	リードシー目黒不動前	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月18日	0	1,999
A-70	ザ・スクエア	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年8月24日	0	6,248
A-71	築地フロント	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月16日	0	1,075
A-72	八丁堀リバーゲート	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月16日	0	1,049
B-1	タワーコート北品川	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月25日	0	18,700
B-2	スカイヒルズN11	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月30日	0	13,443
B-4	マイアトリア栄	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月22日	0	3,301
B-5	マックヴィラージュ平安	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月22日	0	3,176
B-6	シーム・ドエル筒井	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月22日	0	2,745
B-7	シエル薬院	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月15日	0	2,759
B-8	神田リープレックス・リズ	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月6日	0	3,788
B-9	スプラディッド難波	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2017年8月7日	0	2,911
B-10	レジデンス広尾	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月20日	0	2,232
B-11	レジデンス日本橋箱崎	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月8日	0	2,699
B-12	Primegate飯田橋	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年1月15日	0	9,291
B-13	レジデンス江戸川橋	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月19日	0	2,298
B-14	メルヴィ洗足	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月19日	0	1,705
B-15	フィールドアベニュー (注4)	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	①2018年 1月15日 ②2018年 1月15日	0	①3,282 ②212
B-16	ドミール北赤羽	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月2日	0	1,599
B-17	ドミー北赤羽	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年5月2日	0	2,099
B-18	スプラディッド新大阪Ⅲ	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月18日	0	2,751
B-19	ゼフェロス南堀江	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月18日	0	3,844
B-20	シャルマンフジ大阪城南	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月18日	0	1,332
B-21	ピアチャーレ文の里	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月18日	0	1,351
B-22	ヴァルトパーク南大井	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年10月22日	0	1,195
B-23	ラピュタ九条	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年12月17日	0	6,799
B-24	イマザキマンション エヌ・ワ ン	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年1月11日	0	8,499
B-25	ラルテ中津	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月10日	0	1,389
B-26	シティヒルズ安堂寺	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月10日	0	3,679
B-27	エルミタージュ新栄	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月3日	0	6,082
B-28	サン・名駅南ビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月15日	0	2,149
B-29	天神東レジデンス	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月8日	0	3,599
B-30	DeLCCS KASAI	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月18日	0	4,123
B-31	セレニテ新大阪	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月10日	0	2,693
B-32	マリオン城西	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2020年9月15日	0	1,409

物件 番号	物件名称	調査業者	調査年月日	短期修繕費 (千円) (注1)(注2)	長期修繕費 (千円) (注1)(注3)
C-1	小滝橋パシフィカビル	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2019年3月14日	0	2,674
C-3	BECOME SAKAE	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社	2018年4月23日	0	4,500
合計	—	—	—	0	723,953

(注1) 「短期修繕費」及び「長期修繕費」は、建物状況評価報告書の記載に基づき記載しています。なお、端数処理の関係上、各物件の各修繕費の合計が合計欄の数値と異なることがあります。

(注2) 「短期修繕費」には、調査書日付から起算して1年以内に必要とされる修繕費用の合計額を記載しています。なお、千円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 「長期修繕費」には、調査書日付から起算して12年以内に必要とされる修繕費用の合計額を12で除することにより算出した1年ごとの平均値を記載しています。なお、千円未満を切捨てて記載しています。

(注4) B-15については、建物が本棟及び別棟の2棟に分かれていることから、①本棟及び②別棟のそれぞれの金額を記載しています。以下同じです。

b. 本投資法人の各資産に係る設計者、構造設計者、施工者、確認検査機関及び調査機関

本投資法人の各資産に係る設計者、構造設計者、施工者、確認検査機関及び調査機関又は構造計算適合性判定機関等(注1)は、以下のとおりです。なお、本投資法人は、第三者専門機関である東京海上日動リスクコンサルティング株式会社又は株式会社ERIソリューションに、構造計算書の妥当性についての調査を委託しており、A-5、A-6、A-11、A-21からA-23まで、A-32、A-35、A-38、A-43、A-47、A-52、A-54、A-60、A-63(本体部分)、A-64、A-66、A-67、A-69、A-71、A-72、B-9、B-17からB-19まで、B-22、B-24、B-28及びC-1を除いた物件について、設計者の故意による構造計算書の改ざんは認められず、また構造設計に関して、建築基準法及び同施行令(昭和25年政令第338号。その後の改正を含みます。)等の耐震上の規定に概ね適合した設計がなされていると判断する旨の調査結果を取得しています(注2)(注3)。

物件番号	物件名称	設計者	構造設計者	施工者	確認検査機関	調査機関 又は 構造計算適合性 判定機関等
A-1	FORECAST西新宿	株式会社長谷川建築企画(新築時・増築時)	株式会社中山設計	東海興業株式会社(新築時) 双日総合管理株式会社(増築時)	一般財団法人住宅金融普及協会(新築時・増築時)	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-2	日本橋 プラヤビル	株式会社建築設計アーキフォルム	株式会社東都設計	三井住友建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-3	FORECAST四谷	株式会社都市デザインシステム	中村構造計画設計室	東海興業株式会社	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-4	FORECAST 新宿AVENUE	株式会社入江三宅設計事務所	株式会社入江三宅設計事務所	株式会社スルガコーポレーション	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-5	FORECAST市ヶ谷	株式会社大建設(新築時・増築時)	株式会社大建設	前田建設工業株式会社(新築時) 株式会社リフォームキュー(増築時)	株式会社都市居住評価センター(新築時・増築時)	株式会社建築構造センター(注2)
A-6	FORECAST三田	株式会社ウィッシュワーク設計事務所	株式会社アークステーション	三井住友建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	ビューローベリタスジャパン株式会社(注2)
A-7	FORECAST新宿SOUTH	三菱地所株式会社一級建築士事務所	三菱地所株式会社一級建築士事務所	株式会社長谷川工務店	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-8	FORECAST桜橋	秀和建设株式会社一級建築士事務所	松井源吾、株式会社泉論設計事務所	清水建設株式会社	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-9	グリーンオーク 茅場町	株式会社日建設	株式会社日建設	戸田建設株式会社松井建設株式会社栗本建設工業IV	中央区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-10	グリーンオーク 九段	株式会社大林組東京本社一級建築士事務所	株式会社大林組東京本社一級建築士事務所	株式会社大林組東京本社	千代田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-11	グリーンオーク 高輪台	北野建設株式会社一級建築士事務所	北野建設株式会社一級建築士事務所	北野建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	ビューローベリタスジャパン株式会社(注2)
A-13	東池袋 センタービル	三菱地所株式会社一級建築士事務所	三菱地所株式会社一級建築士事務所	三菱建設株式会社	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-14	セントラル代官山	東京セントラル建物株式会社一級建築士事務所(新築時) 株式会社近代建築事務所(増築時)	鈴木建築事務所	勝村・幸成ハウジング建設共同企業体(新築時) 株式会社山川建設(増築時)	渋谷区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-16	広尾リープレックス・ビズ	株式会社日本設計事務所(新築時) 福田リニューアル株式会社一級建築士事務所(増築時)	株式会社日本設計事務所(新築時) 株式会社構造計画研究所(増築時)	西松建設株式会社(新築時) 福田リニューアル株式会社(増築時)	港区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-17	芝公園三丁目ビル	秀和株式会社一級建築士事務所	秀和株式会社一級建築士事務所	株式会社熊谷組・株式会社間組共同企業体	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-19	九段北325ビル	株式会社幸建築設計事務所	鹿島建設株式会社	鹿島建設株式会社建築本部	千代田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

物件番号	物件名称	設計者	構造設計者	施工者	確認検査機関	調査機関 又は 構造計適合性 判定機関等
A-20	FORECAST内神田	末松設計事務所	末松設計事務所	清水建設株式会社	千代田区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	株式会社石本建築事務所	株式会社石本建築事務所	村本建設株式会社東京支店	千代田区	株式会社ハイ国際 コンサルタント（注 3）
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	株式会社池谷建築設計事務所	株式会社池谷建築設計事務所	フジタ工業株式会社	千代田区	株式会社ハイ国際 コンサルタント（注 3）
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	株式会社長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所	株式会社長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所	鹿島建設株式会社東京支店	千代田区	株式会社ハイ国際 コンサルタント（注 3）
A-24	ビジョンビル	株式会社日建設計名古屋事務所	株式会社日建設計	株式会社竹中工務店	中央区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-25	FORECAST人形町	ビルディング不動産株式会社一級建築士事務所	ビルディング不動産株式会社一級建築士事務所	古久根建設株式会社	中央区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-26	FORECAST人形町PLACE	株式会社小河建築設計事務所（新築時） 株式会社クリンテック一級建築士事務所（用途変更時）	株式会社小河建築設計事務所	西松建設株式会社（新築時） 東方工業株式会社（用途変更時）	中央区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-27	FORECAST新常盤橋	大成建設株式会社一級建築士事務所	大成建設株式会社	大成建設株式会社	中央区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-28	西新宿三晃ビル	三井建設株式会社一級建築士事務所	三井建設株式会社一級建築士事務所	三井建設株式会社東京建築支店	新宿区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	株式会社建築環境計画TAO	株式会社池田建築設計事務所	鉄建建設株式会社	新宿区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-30	FORECAST品川	ビルディング不動産株式会社一級建築士事務所	ビルディング不動産株式会社一級建築士事務所	前田建設工業株式会社東京支店	品川区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-31	西五反田8丁目ビル	株式会社青木建設一級建築士事務所	株式会社青木建設一級建築士事務所	株式会社青木建設東京支店	品川区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-32	藤和東五反田ビル	藤栄建設株式会社一級建築士事務所	藤栄建設株式会社一級建築士事務所	藤栄建設株式会社・フジタ工業株式会社	品川区	株式会社空間システム研究所（注3）
A-33	FORECAST高田馬場	株式会社加藤義宏建築事務所（新築時・増築時）	株式会社加藤義宏建築事務所	清水建設株式会社（新築時・増築時）	東京都	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-35	東信東池袋ビル	フジタ工業株式会社東京支店一級建築士事務所	フジタ工業株式会社	フジタ工業株式会社東京支店	豊島区	富士建築センター株式会社（注3）
A-37	板橋本町ビル	株式会社木子建築設計事務所	有限会社構造技術開発	株式会社大林組東京本社	東京都	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
A-38	ANTEX24ビル	ユーデック株式会社一級建築士事務所	ユーデック株式会社一級建築士事務所	株式会社大林組不動産建設株式会社	台東区	株式会社ジェイ・イー・サポート（注3）
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	株式会社基設計	株式会社基設計	株式会社熊谷組北関東支店	台東区	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社

物件番号	物件名称	設計者	構造設計者	施工者	確認検査機関	調査機関 又は 構造計算適合性 判定機関等
A-40	イーストサイドビル	清水建設株式会社一級建築士事務所	清水建設株式会社一級建築士事務所	清水建設株式会社	台東区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-41	I・S南森町ビル	株式会社日建設一級建築士事務所	株式会社日建設	株式会社山田組	大阪市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-42	サンワールドビル	株式会社AT都市創造建築事務所	株式会社AT都市創造建築事務所	不動建設株式会社	大阪市	株式会社ERIソリューション
A-43	丸の内三丁目ビル	佐藤工業株式会社一級建築士事務所名古屋支所（新築時） 鹿島建設株式会社名古屋支店（増築時）	佐藤工業株式会社一級建築士事務所名古屋支所（新築時） 鹿島建設株式会社名古屋支店（増築時）	佐藤工業株式会社名古屋支所（新築時） 鹿島建設株式会社名古屋支店（増築時）	名古屋市	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）
A-44	MK麹町ビル	株式会社伊藤喜三郎建築研究所（新築時・増築時）	株式会社伊藤喜三郎建築研究所（新築時・増築時）	日本建設株式会社（新築時・増築時）	千代田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-45	虎ノ門桜ビル	秀和株式会社一級建築士事務所	松井源吾、株式会社泉論設計事務所	清水建設株式会社	港区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-46	ラ・バリテ AKASAKA	鹿島建設株式会社一級建築士事務所	鹿島建設株式会社一級建築士事務所	鹿島建設株式会社	港区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-47	神田オーシャンビル	株式会社菱田建築事務所	株式会社菱田建築事務所	株式会社久保工務店	千代田区	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）
A-48	Shinto GINZA EAST	大成建設株式会社一級建築士事務所（新築時・増築時）	大成建設株式会社一級建築士事務所（新築時・増築時）	大成建設株式会社（新築時・増築時）	中央区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-49	FORECAST茅場町	飛鳥建設株式会社東京支店一級建築士事務所	飛鳥建設株式会社東京支店一級建築士事務所	飛鳥建設株式会社	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-50	FORECAST 早稲田FIRST	株式会社熊谷組一級建築士事務所	株式会社熊谷組一級建築士事務所	株式会社熊谷組東京建築支店	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-51	FORECAST五反田WEST	株式会社日建設	株式会社日建設	株式会社長谷工コーポレーション	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-52	大宮センタービル	株式会社松田平田	株式会社松田平田	間・前田・安藤建設共同企業体	大宮市	一般財団法人日本建築センター（注4）
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	株式会社日建設一級建築士事務所	株式会社日建設	竹中工務店・日本建設共同企業体	大阪市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-54	NORE伏見	株式会社国分設計	株式会社国分設計	清水建設株式会社名古屋支店	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）
A-55	NORE名駅	株式会社国分設計	株式会社国分設計	株式会社竹中工務店	株式会社確認サービス（注5）（新築時） 名古屋市（用途変更時）	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-56	ホームマートホライゾンビル	松村一級建築士事務所	有限会社さい建築研究所	株式会社大林組東京本社	千代田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-57	三宮ファーストビル	積水ハウス株式会社大阪特建事業部一級建築士事務所	株式会社川村建築構造	積水ハウス株式会社	神戸市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

物件番号	物件名称	設計者	構造設計者	施工者	確認検査機関	調査機関 又は 構造計算適合性 判定機関等
A-58	藤和神田錦町ビル	株式会社佐藤総合計画（新築時） 株式会社エフ・デザイン（用途変更時）	不明	佐田建設株式会社東京支店（新築時） 不明（用途変更時）	千代田区（新築時） 日本建築検査協会株式会社（用途変更時）	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	株式会社富井建築設計研究所	株式会社 双構造研究室 一級建築士事務所	前田建設工業株式会社 関東支店	中央区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-60	広尾ONビル	株式会社石原建築企画設計	有限会社CRS構造設計研究所	不明	渋谷区	株式会社ハイ国際設計コンサルタント（注3）
A-61	TK五反田ビル	野村不動産 一級建築士事務所	株式会社熊谷組 一級建築士事務所	株式会社熊谷組 東京支店	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-62	五反田さくらビル	株式会社中村勉 総合計画事務所	有限会社松本構造設計室	佐藤工業株式会社 東京支店	品川区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-63	エスプリ亀戸	大和ハウス工業株式会社 東京支社流通店舗 一級建築士事務所 （本体部分・増築部分）	大和ハウス工業株式会社（本体部分・増築部分）	大和ハウス工業株式会社（本体部分・増築部分）	江東区（本体部分・増築部分）	①本体部分： 日本建築検査協会株式会社（注3） ②増築部分： 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-64	アルテビル肥後橋	株式会社ARI建築事務所	不明	清水建設株式会社 大阪支店	大阪市	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）
A-65	ダイアビル名駅	株式会社日建設計名古屋事務所	株式会社日建設計名古屋事務所	大末建設株式会社 名古屋支店	名古屋市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-66	天翔御茶ノ水ビル	株式会社廣田悟建築設計事務所	さくら構造株式会社 東京事務所一級建築士事務所	株式会社松村組 東京支店	NIC確認検査株式会社	株式会社都市居住評価センター（注2）
A-67	FORECAST亀戸	清水建設株式会社一級建築士事務所	清水建設株式会社一級建築士事務所	清水建設株式会社 東京建築第三事業部	株式会社東京建築検査機構	一般財団法人日本建築センター（注2）
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	株式会社土井設計事務所	株式会社土井設計事務所	三平建設株式会社	千代田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-69	リードシー目黒不動前	株式会社一級建築士事務所圭図設計	株式会社一級建築士事務所圭図設計	西松建設株式会社	品川区	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）
A-70	ザ・スクエア	株式会社日興設計	塩見建築構造設計株式会社	株式会社土屋組	名古屋市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
A-71	築地フロント	有限会社保坂陽一郎建築研究所	有限会社保坂陽一郎建築研究所	松井建設株式会社	中央区	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）
A-72	八丁堀リバーゲート	株式会社岡設計	株式会社岡設計	飛島建設株式会社	中央区	株式会社ハイ国際コンサルタント（注3）



物件番号	物件名称	設計者	構造設計者	施工者	確認検査機関	調査機関 又は 構造計算適合性 判定機関等
B-1	タワーコート北品川	株式会社日建ハウジングシステム	前田建設工業株式会社一級建築士事務所	前田建設工業株式会社	一般財団法人日本建築センター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-2	スカイヒルズN11	大成建設株式会社札幌支店一級建築士事務所	株式会社構建設計事務所	大成建設株式会社	札幌市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-4	マイアトリア栄	SBIプランナーズ株式会社一級建築士事務所	株式会社コア設計	SBIプランナーズ株式会社	株式会社確認サービス	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-5	マックヴィラージュ平安	SBIプランナーズ株式会社一級建築士事務所	株式会社コア設計	SBIプランナーズ株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-6	シーム・ドエル筒井	SBIプランナーズ株式会社一級建築士事務所	株式会社コア設計	SBIプランナーズ株式会社	株式会社確認サービス	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-7	シエル薬院	小野設計株式会社(新築時) 株式会社ディックスクロキ(増築時)	有限会社KAZU設計	株式会社吉川工務店	日本ERI株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-8	神田リープレックス・リズ	株式会社小松建築設計	株式会社小松建築設計	北野建設株式会社東京本社	ビューローベリタスジャパン株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-9	スプランディッド難波	信和建設株式会社一級建築士事務所	有限会社澤井構造設計事務所	信和建設株式会社	アール・イー・ジャパン株式会社	一般財団法人日本建築総合試験所(注2)
B-10	レジデンス広尾	株式会社類設計室	株式会社類設計室	株式会社熊谷組東京支店	財団法人日本建築センター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-11	レジデンス日本橋箱崎	株式会社都市みらい総合計画研究所	株式会社北島設計事務所	株式会社北野組東京支社	中央区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-12	Primegate飯田橋	株式会社千代田設計	株式会社千代田設計	西松建設株式会社東京建築支店	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-13	レジデンス江戸川橋	株式会社熊谷組一級建築士事務所	株式会社熊谷組一級建築士事務所	株式会社熊谷組東京都支店	新宿区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-14	メルヴィ洗足	コスモスエンジニアリング株式会社	コスモスエンジニアリング株式会社	北信土建株式会社東京支店	大田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-15	フィールドアベニュー	①株式会社ゾーンプランニングパトス一級建築士事務所 ②株式会社エージェンツ	①株式会社ゾーンプランニングパトス一級建築士事務所 ②株式会社構造工学研究所	①東急建設株式会社東京支店 ②小川建設株式会社	①大田区 ②株式会社国際確認検査センター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-16	ドミール北赤羽	株式会社GM設計	株式会社GM設計	株式会社共立エステート	北区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
B-17	ドーミー北赤羽	株式会社共立エステート一級建築士事務所	株式会社共立エステート一級建築士事務所	株式会社新井組東京支店	北区	CIMストラクチャー株式会社(注3)
B-18	スプランディッド新大阪Ⅲ	株式会社生原建築事務所	株式会社ティーエムエッチ	信和建設株式会社	株式会社日本確認検査センター	株式会社日本確認検査センター(注2)
B-19	ゼフェロス南堀江	株式会社クレアール建築デザイン	株式会社クレアール建築デザイン	戸田建設株式会社大阪支店	財団法人日本建築総合試験所	株式会社ハイ国際コンサルタント(注3)
B-20	シャルマンフジ大阪城南	株式会社ゆうき建築設計事務所	有限会社夢幻創一級建築士事務所	中西建設株式会社	大阪確認検査株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

物件番号	物件名称	設計者	構造設計者	施工者	確認検査機関	調査機関 又は 構造計算適合性 判定機関等
B-21	ピアチャーレ文の里	不二建設株式会社 一級建築士事務所	不二建設株式会社 一級建築士事務所	不二建設株式会社	大阪市	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-22	ヴァルトパーク南大井	一級建築士事務所デ ザインファクトリー B.C.	一級建築士事務所デ ザインファクトリー B.C.	株式会社間組	品川区	株式会社ハイ国際 コンサルタント (注3)
B-23	ラピュタ九条	積水ハウス株式会社 大阪特建事業部	積水ハウス株式会社 大阪特建事業部一級 建築士事務所	積水ハウス株式会社	大阪市	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-24	イマザキマンション エヌ・ワン	日新ビルダーズ株式 会社一級建築士事務 所	日新ビルダーズ株式 会社一級建築士事務 所	日新ビルダーズ株式 会社	東大阪市	株式会社ハイ国際 コンサルタント (注3)
B-25	ラルテ中津	福昌株式会社一級建 築士事務所	福昌株式会社一級建 築士事務所	福昌株式会社	財団法人大阪市建築技 術協会	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-26	シティヒルズ安堂寺	有限会社アーキプラン	OKI設計	日本建設株式会社	日本 TESTING 株式 会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-27	エルミタージュ新栄	大和ハウス工業株式 会社名古屋支社住宅 一級建築士事務所	有限会社ダグアーキ プラン	大和ハウス工業株式 会社名古屋支社	株式会社確認サービ ス	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-28	サン・名駅南ビル	源建築設計事務所	さくら構造株式 会社、株式会社平野構 造技術（計画変更）	株式会社守谷商会	名古屋市	一般財団法人愛知県 建築住宅センター (注2)
B-29	天神東レジデンス	有限会社宮津建築設 計室	田中構造設計	松吉建設株式会社	日本ERI株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-30	DeLCCS KASAI	内野建設一級建築士 事務所	有限会社ABA建築設 計事務所	内野建設株式会社	江戸川区（新築時・用 途変更時） 株式会社J建築検査セ ンター（増築部分）	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-31	セレニテ新大阪	株式会社福嶋洋一建 築研究所	株式会社ZEN建築構 造事務所	スナダ建設株式会社	建築検査機構株式 会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
B-32	マリオン城西	矢作建設工業株式 会社一級建築士事務 所	矢作建設工業株式 会社一級建築士事務 所	矢作建設工業株式 会社	株式会社確認サービ ス	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
C-1	小滝橋パシフィカピ ル	株式会社エイ・クリ エイツ一級建築士事 務所	株式会社井上剛構造 設計事務所	安藤建設株式会社	一般財団法人日本建築 センター	一般財団法人日本建 築設備・昇降機セン ター（注2）
C-3	BECOME SAKAE	株式会社上野山 都市設計	株式会社上野山 都市設計	佐藤工業株式会社 名古屋支店	日本ERI株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社

(注1) 上表記載の社名は、調査機関及び確認検査機関を除き、過去に社名変更等がなされた場合であっても、建物の竣工当時の社名で記載しています。

(注2) A-5、A-6、A-11、A-66、A-67、B-9、B-18、B-28及びC-1については、構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を経ているため、構造計算書の妥当性についての調査はしていません。

(注3) A-21からA-23まで、A-32、A-35、A-38、A-43、A-47、A-54、A-60、A-63（本体部分）、A-64、A-69、A-71、A-72、B-17、B-19、B-22及びB-24については、売主の前所有者において、紛失又は落丁等により構造計算書を検証できなかったことから、構造計算書の再作成及び当該再作成された構造計算書の妥当性についての調査を第三者専門機関である株式会社ハイ国際コンサルタント、株式会社空間システム研究所、富士建築センター株式会社、株式会社ジェイ・イー・サポート、日本建築検査協会株式会社、又はCIMストラクチャー株式会社に対して依頼し、第三者専門機関による構造計算書の再作成及び検証が行われていることから、構造計算書の妥当性についての調査はしていません。なお、当該物件の調査機関又は構造計算適合性判定機関等の欄には、当該構造計算書の再作成及び検証を行った第三者専門機関名を記載しています。

(注4) A-52は国土交通大臣指定の指定確認検査機関である一般財団法人日本建築センターによる構造審査を受けているため、構造計算書レビューは実施していません。また実施の予定もありません。

(注5) 確認申請時（2005年6月23日）の商号は株式会社愛知建築確認検査サービスですが、2005年7月1日付で商号が株式会社確認サービスに変更されています。

c. 地震リスク分析等の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデュー・ディリジェンスの一環として、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、構造図面・構造計算書をもとに、独自の構造評価方法で建物の耐震性能を評価し、構造計算書の内容と比較検討を行い、対象建物の最終的な耐震性能として評価しています。その評価をもとに建物固有の地震に対する脆弱性を考慮し、地震ハザード及び地盤条件を含めた総合的な評価結果に基づき、地震による建物のPML値（予想最大損失率）を算定しています。本投資法人の各資産に係る建物のPML値は、以下のとおりです。

物件番号	物件名称	PML値（予想最大損失率） （%）（注1）
A-1	FORECAST西新宿	2.7
A-2	日本橋プラヤビル	3.7
A-3	FORECAST四谷	3.6
A-4	FORECAST新宿AVENUE	2.1
A-5	FORECAST市ヶ谷	2.9
A-6	FORECAST三田	2.9
A-7	FORECAST新宿SOUTH（注2）	7.0
A-8	FORECAST桜橋	4.2
A-9	グリーンオーク茅場町	2.6
A-10	グリーンオーク九段	5.1
A-11	グリーンオーク高輪台	3.6
A-13	東池袋センタービル	4.5
A-14	セントラル代官山	7.1
A-16	広尾リープレックス・ビズ	4.4
A-17	芝公園三丁目ビル（注3）	11.3
A-19	九段北325ビル	4.5
A-20	FORECAST内神田（注4）	9.9
A-21	イトーピア岩本町二丁目ビル	4.1
A-22	イトーピア岩本町一丁目ビル	9.0
A-23	イトーピア岩本町ANNEXビル	4.1
A-24	ビジョンビル	5.6
A-25	FORECAST人形町	11.1
A-26	FORECAST人形町PLACE	7.1
A-27	FORECAST新常盤橋	4.1
A-28	西新宿三晃ビル	12.7
A-29	飯田橋リープレックス・ビズ	4.4
A-30	FORECAST品川	11.6
A-31	西五反田8丁目ビル	3.9
A-32	藤和東五反田ビル	5.1
A-33	FORECAST高田馬場	12.4
A-35	東信東池袋ビル	3.6
A-37	板橋本町ビル	7.8
A-38	ANTEX24ビル	3.7

物件 番号	物件名称	PML値（予想最大損失率） （%）（注1）
A-39	イトーピア清洲橋通ビル	3.6
A-40	イーストサイドビル	3.6
A-41	I・S南森町ビル	9.6
A-42	サンワールドビル	12.0
A-43	丸の内三丁目ビル	7.1
A-44	MK麹町ビル	4.3
A-45	虎ノ門桜ビル	8.2
A-46	ラ・ベリテ AKASAKA	4.5
A-47	神田オーシャンビル	9.3
A-48	Shinto GINZA EAST	5.3
A-49	FORECAST茅場町	5.2
A-50	FORECAST早稲田FIRST	3.5
A-51	FORECAST五反田WEST	2.3
A-52	大宮センタービル	2.0
A-53	三井住友銀行高麗橋ビル	7.6
A-54	NORE伏見	4.5
A-55	NORE名駅	4.2
A-56	ホームマートホライゾンビル	7.2
A-57	三宮ファーストビル	5.4
A-58	藤和神田錦町ビル	5.6
A-59	友泉東日本橋駅前ビル	9.0
A-60	広尾ONビル	3.1
A-61	TK五反田ビル	3.7
A-62	五反田さくらビル	4.8
A-63	エスプリ亀戸	6.8
A-64	アルテビル肥後橋	7.2
A-65	ダイアビル名駅	3.4
A-66	天翔御茶ノ水ビル	4.6
A-67	FORECAST亀戸	3.3
A-68	ユニゾ神田須田町二丁目ビル	4.4
A-69	リードシー目黒不動前	3.5
A-70	ザ・スクエア	3.5
A-71	築地フロント	5.7
A-72	八丁堀リバーゲート	3.0
B-1	タワーコート北品川	2.6
B-2	スカイヒルズN11	1.3
B-4	マイアトリア栄	4.1
B-5	マックヴィラージュ平安	3.2
B-6	シーム・ドエル筒井	5.0

物件 番号	物件名称	PML値（予想最大損失率） （%）（注1）
B-7	シエル薬院	5.4
B-8	神田リープレックス・リズ	4.4
B-9	スブランディッド難波	6.2
B-10	レジデンス広尾	3.0
B-11	レジデンス日本橋箱崎	7.8
B-12	Primegate飯田橋	2.8
B-13	レジデンス江戸川橋	3.5
B-14	メルヴィ洗足	5.3
B-15	フィールドアベニュー	①3.1 ②6.8
B-16	ドミール北赤羽	6.7
B-17	ドーミー北赤羽	6.5
B-18	スブランディッド新大阪Ⅲ	6.0
B-19	ゼフェロス南堀江	13.3
B-20	シャルマンフジ大阪城南	9.4
B-21	ピアチャーレ文の里	11.9
B-22	ヴァルトパーク南大井	3.5
B-23	ラピュタ九条	11.3
B-24	イマザキマンション エヌ・ワン	9.6
B-25	ラルテ中津	9.4
B-26	シティヒルズ安堂寺	7.6
B-27	エルミタージュ新栄	3.4
B-28	サン・名駅南ビル	5.0
B-29	天神東レジデンス	3.7
B-30	DeLCCS KASAI	5.1
B-31	セレニテ新大阪	6.1
B-32	マリオン城西	5.0
C-1	小滝橋パシフィカビル	4.6
C-3	BECOME SAKAE	2.7
ポートフォリオ全体(注5)		3.3

(注1) 小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注2) A-7は、2004年1月に、耐震補強工事を実施しています。

(注3) A-17は、2009年2月に、耐震補強工事を実施しています。

(注4) A-20は、2006年6月に、耐震補強工事を実施しています。

(注5) ポートフォリオ全体のPML値は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社作成の2020年10月付「101物件建物地震リスク調査ポートフォリオ解析報告書」に基づき記載しています。なお、B-15については2棟の建物が存在することから、かかる調査上は2物件として取り扱われているため、当該報告書の調査対象は101物件となっています。

(ホ) ポートフォリオの分散状況

本投資法人のポートフォリオの分散状況は、以下のとおりです。

a. 用途別

用途	物件数 (棟)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
オフィス	67	191,937	75.1
住宅	31	55,349	21.7
商業施設	2	8,120	3.2
合計	100	255,406	100.0

b. 地域別

i. オフィス

地域	物件数 (棟)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
都心6区	47	137,311	71.5
三大都市圏 (都心6区を除く)	20	54,625	28.5
合計	67	191,937	100.0

ii. 住宅

地域	物件数 (棟)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
三大都市圏 (都心6区を含む)	28	52,226	94.4
政令指定都市等	3	3,123	5.6
合計	31	55,349	100.0

iii. 全体

地域	物件数 (棟)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
都心6区	55	165,389	64.8
三大都市圏 (都心6区を除く)	42	86,893	34.0
政令指定都市等	3	3,123	1.2
合計	100	255,406	100.0

(ヘ) 主要な不動産に関する情報

本投資法人のポートフォリオの各資産のうち、2020年12月31日現在において、「総賃料収入」が「ポートフォリオ全体の総賃料収入の合計」の10%以上を占める不動産（主要不動産）はありません。

(ト) 主要なテナントに関する情報

- a. 主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。以下同じです。）の概要

本投資法人のポートフォリオの各資産（五反田さくらビルを除く）について、各信託受託者とマスターリース会社である本投資法人等との間で、エンドテナントに転貸することを目的とする賃貸借契約（マスターリース契約）が締結されています。

以下の表は、マスターリース契約を締結した主要なテナントに関する情報を、2020年12月31日現在の情報をもとに記載したものです。

テナント名	業種	保有資産 (物件名称)	賃貸面積 (㎡) (注1)	総賃料収入 (年間) (百万円) (注2)	敷金・ 保証金 (百万円) (注3)	契約満了日 (注4)
日本リート投資法人	投資運用業	FORECAST西新宿	1,919.32	161	112	2021年3月31日
		日本橋プラヤビル	2,490.08	165	131	2021年3月31日
		FORECAST四谷	1,678.15	105	57	2021年3月31日
		FORECAST新宿AVENUE	4,337.15	381	277	2024年4月30日
		FORECAST市ヶ谷	3,802.90	283	220	2024年4月30日
		FORECAST三田	1,786.18	114	72	2024年4月30日
		FORECAST新宿SOUTH	13,875.01	1,158	823	2024年4月30日
		FORECAST桜橋	6,566.76	392	250	2024年4月30日
		グリーンオーク茅場町	2,995.35	192	152	2024年4月30日
		グリーンオーク九段	2,594.46	188	89	2024年4月30日
		グリーンオーク高輪台	2,621.74	166	107	2024年4月30日
		東池袋センタービル	3,326.81	168	135	2024年4月30日
		セントラル代官山	1,758.50	155	70	2025年1月31日
		広尾リープレックス・ビズ	1,500.85	151	111	2025年1月31日
		芝公園三丁目ビル	7,882.60	436	265	2025年1月31日
		九段北325ビル	1,763.24	104	79	2025年1月31日
		FORECAST内神田	1,230.44	70	85	2025年1月31日
		イトーピア岩本町二丁目ビル	3,447.16	185	104	2025年1月31日
		イトーピア岩本町一丁目ビル	2,612.48	139	88	2025年1月31日
		イトーピア岩本町ANNEXビル	3,064.20	172	110	2025年1月31日
		ビジョンビル	3,022.25	非開示 (注5)	非開示 (注5)	2025年1月31日
		FORECAST人形町	2,277.62	114	80	2025年1月31日
		FORECAST人形町PLACE	1,867.95	110	84	2025年1月31日
		FORECAST新常盤橋	1,813.21	110	82	2025年1月31日
		西新宿三晃ビル	2,479.80	147	104	2025年1月31日
		飯田橋リープレックス・ビズ	1,401.68	72	39	2025年1月31日
		FORECAST品川	2,276.36	126	108	2025年1月31日
		西五反田8丁目ビル	2,999.68	151	105	2025年1月31日
藤和東五反田ビル	2,939.16	136	86	2025年1月31日		

テナント名	業種	保有資産 (物件名称)	賃貸面積 (㎡) (注1)	総賃料収入 (年間) (百万円) (注2)	敷金・ 保証金 (百万円) (注3)	契約満了日 (注4)
日本リート投資法人	投資運用業	FORECAST高田馬場	5,661.49	330	224	2025年1月31日
		東信東池袋ビル	1,645.17	74	45	2025年1月31日
		板橋本町ビル	6,356.89	222	171	2025年1月31日
		ANTEX24ビル	2,267.59	100	61	2025年1月31日
		イトーピア清洲橋通ビル	2,651.27	134	94	2025年1月31日
		イーストサイドビル	2,096.92	93	62	2025年1月31日
		I・S南森町ビル	4,164.82	170	115	2025年1月31日
		サンワールドビル	3,012.86	非開示 (注6)	非開示 (注6)	2025年1月31日
		丸の内三丁目ビル	4,219.19	142	65	2025年1月31日
		MK麴町ビル	1,308.70	77	58	2025年1月31日
		虎ノ門桜ビル	2,720.24	206	149	2025年6月30日
		ラ・ベリテ AKASAKA	1,707.18	116	134	2025年6月30日
		神田オーシャンビル	1,484.74	94	55	2025年6月30日
		Shinto GINZA EAST	1,053.06	66	30	2025年6月30日
		FORECAST茅場町	3,882.59	180	124	2025年6月30日
		FORECAST早稲田FIRST	4,340.66	249	156	2025年6月30日
		FORECAST五反田WEST	8,981.55	497	300	2025年6月30日
		大宮センタービル	14,311.77	1,000	815	2025年6月30日
		三井住友銀行高麗橋ビル	5,106.77	213	203	2025年6月30日
		NORE伏見	3,890.74	218	149	2025年6月30日
		NORE名駅	4,280.75	202	135	2025年6月30日
		ホームマットホライズンビル	6,077.01	391	276	2027年9月30日
		三宮ファーストビル	3,543.69	112	54	2027年9月30日
		藤和神田錦町ビル	922.23	46	28	2028年7月31日
		友泉東日本橋駅前ビル	1,620.54	71	49	2028年7月31日
		広尾ONビル	2,248.59	129	65	2028年7月31日
		TK五反田ビル	3,716.38	202	155	2028年7月31日
		エスプリ亀戸	2,010.81	79	45	2028年7月31日
		アルテビル肥後橋	3,482.92	115	96	2028年7月31日
		ダイアビル名駅	1,717.87	77	53	2028年7月31日
		天翔御茶ノ水ビル	1,252.89	非開示 (注6)	非開示 (注6)	2029年1月31日
		FORECAST亀戸	3,091.51	178	162	2029年1月31日
		ユニゾ神田須田町二丁目ビル	1,154.16	62	43	2030年10月31日
		リードシー目黒不動前	921.32	67	17	2030年10月31日
		ザ・スクエア	1,520.69	57	38	2030年10月31日
		築地フロント	687.97	45	21	2030年11月30日
		八丁堀リバーゲート	760.31	45	26	2030年11月30日
		スカイヒルズN11	8,567.50	115	9	2024年4月30日
		マイアトリア栄	3,121.60	72	6	2024年4月30日
		マックヴィラージュ平安	2,250.00	52	4	2024年4月30日
シーム・ドエル筒井	1,800.00	45	0	2024年4月30日		
シエル薬院	1,544.87	44	7	2024年4月30日		



テナント名	業種	保有資産 (物件名称)	賃貸面積 (㎡) (注1)	総賃料収入 (年間) (百万円) (注2)	敷金・ 保証金 (百万円) (注3)	契約満了日 (注4)
日本リート投資法人	投資運用業	神田リープレックス・リズ	2,180.93	107	17	2025年1月31日
		スブランディッド難波	5,912.17	219	0	2027年9月30日
		レジデンス広尾	1,923.81	119	23	2028年7月31日
		レジデンス日本橋箱崎	1,449.00	非開示 (注6)	非開示 (注6)	2028年7月31日
		Primegate飯田橋	5,738.79	258	67	2028年7月31日
		レジデンス江戸川橋	1,128.12	55	16	2028年7月31日
		メルヴィ洗足	838.54	37	3	2028年7月31日
		フィールドアベニュー	3,065.08	139	42	2028年7月31日
		スブランディッド新大阪Ⅲ	4,185.59	145	0	2028年7月31日
		ゼフェロス南堀江	2,781.38	94	3	2028年7月31日
		シャルマンフジ大阪城南	1,464.00	47	0	2028年7月31日
		ピアチャーレ文の里	1,374.08	35	0	2028年7月31日
		ヴァルトパーク南大井	750.12	34	3	2029年1月31日
		ラビュタ九条	3,359.38	86	17	2029年1月31日
		イマザキマンション エヌ・ワン	2,406.98	73	15	2029年1月31日
		ラルテ中津	885.44	29	1	2030年10月31日
		シティヒルズ安堂寺	2,145.77	72	3	2030年10月31日
		エルミタージュ新栄	2,453.55	68	8	2030年10月31日
		サン・名駅南ビル	1,572.37	48	6	2030年10月31日
		天神東レジデンス	1,760.80	48	3	2030年10月31日
		DeLCCS KASAI	2,234.31	64	14	2030年11月30日
		セレニテ新大阪	1,654.44	58	0	2030年11月30日
		マリオン城西	774.20	23	2	2030年11月30日
		小滝橋パシフィカビル	1,105.36	131	115	2025年1月31日
BECOME SAKAE	4,615.66	232	132	2028年7月31日		
合計		287,248.77	14,896	9,013	—	

- (注1) 「賃貸面積」は、2020年12月31日現在における情報をもとに、締結済みのマスターリース会社とのマスターリース契約に表示された賃貸面積のうちエンドテナントへの賃貸面積を記載しています。
- (注2) 「総賃料収入(年間)」は、2020年12月31日現在におけるエンドテナントとの間の賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)における月間賃料(共益費を含みますが、倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、フリーレントは考慮しないものとします。)(消費税は含みません。)を12倍することにより年換算して算出した金額につき百万円未満を切捨てて記載しています。そのため、各物件に係る数値を合計しても、必ずしも合計欄に記載の数値と一致しません。また、非開示としているA-2の総賃料収入は、後記「(ヌ)個別資産の損益状況」に記載されている賃貸事業収益及び賃貸事業収入とは異なります。
- (注3) 「敷金・保証金」は、2020年12月31日現在におけるエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約(同日現在で入居済みの貸室に係る賃貸借契約に基づく敷金又は保証金に限ります。)に基づき必要とされる敷金・保証金の合計額につき百万円未満を切捨てて記載しています。
- (注4) 「契約満了日」は、締結済みのマスターリース会社とのマスターリース契約に表示された契約満了日を記載しており、対象信託不動産の信託期間満了日と同日となっています。当該マスターリース契約において、信託期間が延長された場合には、信託期間の延長に併せてマスターリース契約も延長後の信託契約の契約期限まで延長される旨規定されています。
- (注5) エンドテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。
- (注6) 転借人であるテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

b. 賃貸面積上位10位エンドテナント

本投資法人のポートフォリオの各資産につき、2020年12月31日現在、ポートフォリオ全体に対し賃貸面積上位10位を占めるエンドテナントは、以下のとおりです。

エンドテナント名	物件名称	総賃貸面積 (㎡) (注1)	契約満了日	契約形態 (注2)
コープ総合サービス株式会社(注3)	スカイヒルズN11	8,567.50	2021年 3月31日 (注5)	普通建物賃貸借
エイブル保証株式会社(注3)	マイアトリア栄	5,371.60	2021年 3月31日 (注6)	普通建物賃貸借
	マックヴィラージュ平安		2022年 9月30日	普通建物賃貸借
非開示(注4)	FORECAST新宿AVENUE	4,438.55	2020年12月31日 (注7)	普通建物賃貸借
	FORECAST新宿SOUTH		2020年12月31日 (注8)	普通建物賃貸借
非開示(注3)(注4)	ドミール北赤羽	4,168.53	2021年 3月31日 (注9)	普通建物賃貸借
	ドミー北赤羽		2022年 3月31日	普通建物賃貸借
非開示(注4)	芝公園三丁目ビル	3,559.85	2022年 7月31日	普通建物賃貸借
非開示(注4)	板橋本町ビル	3,189.12	2022年 2月 6日 (注10)	普通建物賃貸借
ビジョン株式会社(注3)	ビジョンビル	3,022.25	2023年 3月31日	普通建物賃貸借
非開示(注3)(注4)	サンワールドビル	3,012.86	2028年 3月31日	普通建物賃貸借
非開示(注4)	芝公園三丁目ビル	2,579.22	2021年 4月30日	普通建物賃貸借
株式会社タイヨウ、ナカジマアンドカトウ	FORECAST新宿SOUTH	2,309.49	2021年10月31日	普通建物賃貸借

(注1) 「総賃貸面積」は、2020年12月31日現在におけるエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。

(注2) 「契約形態」は、2020年12月31日現在におけるエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された契約形態を記載しています。

(注3) 当該エンドテナントは、マスターリース会社から一括転貸を受けています。

(注4) エンドテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(注5) 本書の日付現在、2026年3月31日まで延長されています。

(注6) 本書の日付現在、2023年3月31日まで延長される予定です。

(注7) 本書の日付現在、2022年12月31日まで延長されています。また、一部区画については、2021年4月1日及び2021年12月31日となっています。

(注8) 本書の日付現在、2022年12月31日まで延長されています。また、一部区画については、2022年7月15日となっています。なお、一部区画については、2021年7月31日付で解約される予定です。

(注9) 本書の日付現在、2024年3月31日まで延長される予定です。

(注10) 一部区画について、2021年1月10日付及び2021年3月31日付で解約されることが合意されています。

(チ) 担保の状況

2020年12月31日現在、該当事項はありません。

(リ) 個別不動産及び信託不動産の概要

不動産及び信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。

なお、以下に記載する各物件の「特定資産の概要」及び「特記事項」の各欄の記載については、特段の記載がない限り以下のとおりであり、2020年12月31日現在の情報に基づいて記載しています。

a. 「物件番号」の記載について

- ・「物件番号」は、本投資法人の資産について、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (ロ) 用途分散」において定められる各用途に応じて、物件毎に番号を付したものであり、Aはオフィス、Bは住宅、Cは商業施設を表します。また、数字は用途毎に取得日順に番号を付しています。

b. 「特定資産の概要」欄の記載について

- ・「取得年月日」は、本投資法人が売主から各資産を取得した日を記載しています。
- ・「取得価格」は、各資産の取得価額（取得が複数回にわたる場合には、その合計額）を記載しています。なお、取得価額には、消費税及び地方消費税並びに取得に要した諸費用は含まず、百万円未満を切捨てて記載しています。
- ・信託受益権の概要の「信託受託者」は、各資産の信託受託者を記載しています。
- ・信託受益権の概要の「信託設定日」は、各資産の信託契約所定の信託設定日を記載しています。
- ・信託受益権の概要の「信託期間満了日」は、各資産の信託契約所定の信託期間の満了日を記載しています。
- ・「所在地（住居表示）」は、各不動産の住居表示を記載しています。また、住居表示未実施の場合は、登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの1所在地）を記載しています。
- ・土地の「地番」は、登記簿上表示されている地番（複数ある場合にはそのうち1筆の地番）を記載しています。
- ・土地の「建ぺい率」及び「容積率」は、原則として建築基準法、都市計画法等の関連法令に従って定められた数値を記載しており、小数点以下を四捨五入しています。なお、資産によっては、本書に記載の「建ぺい率」及び「容積率」につき、一定の緩和措置又は制限措置が適用される場合があります。また、敷地に適用される容積率が複数存在するときは、敷地全体に適用される容積率に換算して記載しています。
- ・土地の「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・土地の「敷地面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・土地の「所有形態」は、不動産に関して本投資法人が保有する権利の種類、又は各信託不動産に関して信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- ・建物の「竣工年月」は、登記簿上の新築年月を記載しています。また、増改築等があればその時点を併せて記載しています。
- ・建物の「構造／階数」は、登記簿上の記載に基づいています。
- ・建物の「用途」は、登記簿上の建物種別のうち主要なものを記載しています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、附属建物がある場合には別途記載しています。
- ・建物の「駐車場台数」は、本書の日付現在において各資産につき敷地内に確保されている駐車場（建物内の駐車場を含みます。）の台数を記載しています。
- ・建物の「所有形態」は、不動産に関して本投資法人が保有する権利の種類、又は各信託不動産に関して信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- ・「PM会社」は、各資産について本書の日付現在において有効なPM契約を締結している会社を記載しています。
- ・「マスターリース会社」は、各資産について本書の日付現在において有効なマスターリース契約を締結している会社を記載しています。

- ・「マスターリース種別」は、本書の日付現在を基準として、締結されているマスターリース契約において、エンドテナントがマスターリース会社に支払うべき賃料と同額の賃料をマスターリース会社が支払うこととされている場合を「パス・スルー」、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされている場合を「賃料保証」としており、主たる契約形態を記載しています。

c. 「特記事項」欄の記載について

- ・「特記事項」は、原則として、本書の日付現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

FORECAST西新宿		物件番号		A-1			
<b>特定資産の概要</b>							
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日		2011年3月29日		受益権の	信託設定日	2011年3月29日	
取得価格		2,260百万円		概要	信託期間満了日	2021年3月31日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区西新宿七丁目16番11号					
土地	地番	東京都新宿区西新宿七丁目5番16他1筆		建物	竣工年月	2009年2月、 2015年11月増築（注2）	
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付10階建	
	容積率	698%			用途	事務所・店舗・共同住宅	
	用途地域	商業地域			延床面積	2,357.68㎡	
	敷地面積	300.65㎡			駐車場台数	3台	
	所有形態	借地権（賃借権）			所有形態	所有権	
PM会社		双日総合管理株式会社					
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>							
本件土地について、信託受託者は、本件土地の所有者である宗教法人との間で、賃貸借契約を締結し、本件土地を賃借しています。なお、賃貸借契約の内容については、本書の日付現在、本件土地の所有者より承諾が得られていないことから非開示としています。							
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。							
（注2） 2015年11月に地下1階倉庫の増築工事を実施しました。							

日本橋プラヤビル		物件番号		A-2			
<b>特定資産の概要</b>							
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日		2011年3月29日		受益権の	信託設定日	2011年3月29日	
取得価格		2,130百万円		概要	信託期間満了日	2021年3月31日	
所在地（住居表示）		東京都中央区日本橋浜町一丁目9番12号					
土地	地番	東京都中央区日本橋浜町一丁目4番13		建物	竣工年月	2009年2月	
	建ぺい率	100%（注）			構造／階数	鉄骨造陸屋根7階建	
	容積率	500%			用途	事務所・店舗	
	用途地域	商業地域			延床面積	2,956.10㎡	
	敷地面積	593.32㎡			駐車場台数	7台	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
PM会社		双日総合管理株式会社					
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>							
該当事項はありません。							
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。							

FORECAST四谷		物件番号		A-3		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2011年3月29日		受益権の	信託受託者	
取得価格		1,430百万円		概要	信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区四谷二丁目11番6号				
土地	地番	東京都新宿区四谷二丁目11番6他1筆		建物	竣工年月	
	建ぺい率	100%(注)			構造/階数	2009年1月
	容積率	700%			用途	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建
	用途地域	商業地域			延床面積	事務所・店舗・共同住宅
	敷地面積	259.97㎡			駐車場台数	1,920.48㎡
	所有形態	所有権			所有形態	2台
PM会社	双日総合管理株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						

FORECAST新宿AVENUE		物件番号		A-4		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2014年4月24日		受益権の	信託受託者	
取得価格		6,500百万円		概要	信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区新宿二丁目5番12号				
土地	地番	東京都新宿区新宿二丁目78番5他4筆		建物	竣工年月	
	建ぺい率	100%(注1)			構造/階数	2008年9月
	容積率	800%			用途	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建
	用途地域	商業地域			延床面積	事務所・店舗
	敷地面積	741.00㎡(注2)			駐車場台数	5,657.17㎡
	所有形態	所有権			所有形態	18台
PM会社	双日総合管理株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
(注2) 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分(約44.48㎡)を含みます。						

FORECAST市ヶ谷		物件番号		A-5	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2014年4月24日		信託受託者	
取得価格		4,800百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都新宿区市谷本村町3番29号			
土地	地番	東京都新宿区市谷本村町25番1		竣工年月	2009年8月、 2016年12月増築（注3）
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建
	容積率	600%		用途	事務所・共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	5,404.86㎡
	敷地面積	809.55㎡（注2）		駐車場台数	16台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
<small>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。  （注2） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約0.65㎡）を含みます。  （注3） 2016年12月に8階トランクルームの増築工事を実施しました。</small>					

FORECAST三田		物件番号		A-6	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2014年4月24日		信託受託者	
取得価格		1,800百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都港区三田一丁目3番31号			
土地	地番	東京都港区三田一丁目104番9		竣工年月	2009年9月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根5階建
	容積率	400%		用途	事務所
	用途地域	近隣商業地域		延床面積	1,940.12㎡
	敷地面積	491.40㎡		駐車場台数	2台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
<small>（注） 建ぺい率は本来80%ですが、近隣商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</small>					

FORECAST新宿SOUTH		物件番号		A-7	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者	
取得年月日		2014年4月24日		三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得価格		13,990百万円		信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区新宿四丁目3番17号		信託期間満了日	
土地		地番		竣工年月	
		東京都新宿区新宿四丁目56番6他1筆		1980年11月	
		建ぺい率		構造／階数	
		100%(注1)		鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付8階建	
		容積率		用途	
		636%		事務所・店舗	
		用途地域		延床面積	
		商業地域		18,423.33㎡(注2)	
		敷地面積		駐車場台数	
		2,956.08㎡		69台	
		所有形態		所有形態	
		借地権（地上権）		区分所有権(注3)	
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	
				パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
<p>1. 本件建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本件建物を地方自治体である他の区分所有者1者（以下「他の区分所有者」といいます。）との間で区分所有しています。</p> <p>2. 本件建物の敷地全部について、信託受託者は、当該土地の所有者である宗教法人との間で、地上権設定契約を締結しており、借地期間及び一定の場合の承諾取得義務等を合意しています。なお、当該地上権は、旧借地法に基づくものですが、その内容については、本書の日付現在、本件土地の所有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p> <p>3. 信託受託者は、本件建物の1階の一部（32.98㎡）の建物敷地の地上権を、他の区分所有者の一組織に使用貸借しており、使用目的、使用期間等を合意していますが、その内容については、本書の日付現在、他の区分所有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p> <p>4. 本件建物は、1981年に改正される以前の耐震基準（いわゆる旧耐震基準）により設計及び施工された建物ですが、2004年1月に耐震補強工事が完了しています。本投資法人は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社より、本件建物は新耐震基準により設計された建物と同等程度の耐震性能を有しているものと考えられる旨の確認を得ています。</p>					
<p>(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>(注2) 本物件は区分所有建物ですが、一棟の建物全体の数値を記載しています。</p> <p>(注3) 本投資法人の区分所有資産は、本件建物の他の区分所有者の専有部分（1階部分28.10㎡）以外の全ての専有部分です。</p>					

FORECAST桜橋		物件番号		A-8	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者
取得年月日		2014年4月24日		受益権の	信託受託者
取得価格		5,760百万円		概要	信託設定日
所在地（住居表示）		東京都中央区八丁堀四丁目5番4号			
土地	地番	東京都中央区八丁堀四丁目103番1他4筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%(注1)			構造/階数
	容積率	600%			用途
	用途地域	商業地域			延床面積
	敷地面積	1,366.69㎡			駐車場台数
	所有形態	一部所有権・一部借地権 (準共有)			所有形態
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
<p>1. 本件建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本件建物を地方自治体である他の共有者1者（以下「他の共有者」といいます。）との間で区分所有しています。本件建物の前所有者は、他の共有者との間で、本件建物の譲渡の制限及び用途の制限並びに義務違反の際の違約金等について合意をしており、信託受託者はかかる合意を承継していますが、その内容については、本書の日付現在、他の共有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p> <p>2. 本件建物の敷地の一部について、信託受託者は、本件土地の所有者である他の共有者との間で、建物の敷地としての使用を目的とした賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間、一定の場合の承諾取得義務及び違約金等を合意しています。当該賃貸借権は、旧借地法に基づくものですが、その内容については、本書の日付現在、他の共有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p> <p>3. 本件土地の一部について、信託受託者は、他の共有者との間で、堅固な建物の所有を目的とした地上権設定契約を締結しており、借地期間、一定の場合の承諾取得義務及び違約金等を合意しています。当該地上権は、旧借地法に基づくものですが、その内容については、本書の日付現在、他の共有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p>					
<p>(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>(注2) 本物件は区分所有建物ですが、一棟の建物全体の数値を記載しています。</p> <p>(注3) 本投資法人の区分所有資産は、本件建物の1階部分の一部及び2階部分から7階部分までの各専有部分です。</p>					



グリーンオーク茅場町		物件番号		A-9	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託 受益権の 概要	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日	2014年4月24日			信託設定日	2005年2月25日
取得価格	2,860百万円			信託期間満了日	2024年4月30日
所在地（住居表示）		東京都中央区新川一丁目3番3号			
土地	地番	東京都中央区新川一丁目 2番1他1筆	建物	竣工年月	1990年3月
	建ぺい率	100%(注1)		構造/階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階付8階建
	容積率	627%		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	4,072.56㎡
	敷地面積	666.46㎡(注2)		駐車場台数	15台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
(注2) 私道負担面積が約64.3㎡あります。当該負担面積は、位置指定道路負担部分と建築基準法第42条第2項に基づき道路としてみなされる部分（セットバック部分）の合計面積です。					

グリーンオーク九段		物件番号		A-10	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託 受益権の 概要	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日	2014年4月24日			信託設定日	2003年12月24日
取得価格	2,780百万円			信託期間満了日	2024年4月30日
所在地（住居表示）		東京都千代田区九段北一丁目11番5号			
土地	地番	東京都千代田区九段北一丁目 18番3他2筆	建物	竣工年月	1987年12月
	建ぺい率	100%(注)		構造/階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階付8階建
	容積率	700%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	3,421.75㎡
	敷地面積	460.36㎡		駐車場台数	12台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

グリーンオーク高輪台		物件番号		A-11	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2014年4月24日		信託設定日	2012年10月31日	
取得価格	2,260百万円		信託期間満了日	2024年4月30日	
所在地（住居表示）	東京都港区白金台二丁目26番10号				
土地	地番	東京都港区白金台二丁目 18番1他1筆	建物	竣工年月	2010年1月
	建ぺい率	100%(注)		構造/階数	鉄骨造陸屋根地下1階付11階 建
	容積率	500%		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	3,217.01㎡
	敷地面積	569.43㎡		駐車場台数	9台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

東池袋センタービル		物件番号		A-13	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2014年4月24日		信託設定日	2013年6月28日	
取得価格	2,520百万円		信託期間満了日	2024年4月30日	
所在地（住居表示）	東京都豊島区東池袋四丁目41番24号				
土地	地番	東京都豊島区東池袋四丁目 3277番23他8筆	建物	竣工年月	1991年11月
	建ぺい率	100%(注)		構造/階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄 骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼 板葺地下1階付9階建
	容積率	600%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	5,641.14㎡
	敷地面積	1,041.25㎡		駐車場台数	32台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
<p>1. 本物件は、2021年2月18日付で信託受益権譲渡契約書を締結し、2021年2月25日付で譲渡が完了しました。</p> <p>2. 本件土地の一部（393.4㎡）に、地下鉄道工作物所有を目的とした以下の内容の地上権が設定されています。</p> <p>地上権者：東京地下鉄株式会社</p> <p>目的：地下鉄道工作物所有</p> <p>期間：設定の日より、地下鉄道営業期間中</p> <p>地代：無償</p>					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

セントラル代官山		物件番号		A-14	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2014年12月19日		信託受託者	
取得価格		3,510百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都渋谷区代官山町14番23号			
土地	地番	東京都渋谷区代官山町101番5他1筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	70%(注1)			竣工年月
	容積率	400%			構造/階数
	用途地域	第二種住居地域			用途
	敷地面積	515.10㎡(注4)			延床面積
	所有形態	所有権			駐車場台数
PM会社	サンフロンティア不動産株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別		パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 建ぺい率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により70%となっています。					
(注2) 2020年に実施した用途変更工事に伴い変更されています。					
(注3) 本物件には以下の附属建物がありますが、延床面積には含まれていません。 種類：倉庫 構造：コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 延床面積：4.03㎡					
(注4) 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約12.26㎡）を含みます。					
(注5) 本投資法人の所有資産は、本件建物の区分所有権の全てです。					

広尾リープレックス・ビズ		物件番号		A-16	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		2,827百万円		みずほ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都港区南麻布五丁目15番27号			
土地	地番	東京都港区南麻布五丁目66番5他1筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注）			竣工年月
	容積率	500%			構造/階数
	用途地域	商業地域			用途
	敷地面積	394.84㎡			延床面積
	所有形態	所有権			駐車場台数
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別		パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

芝公園三丁目ビル		物件番号		A-17		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2010年12月3日
取得価格		7,396百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）		東京都港区芝公園三丁目1番38号				
土地	地番	東京都港区芝公園三丁目613番1他1筆		建物	竣工年月	1981年6月
	建ぺい率	70%（注1）			構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
	容積率	303%（注2）			用途	事務所
	用途地域	第二種住居地域			延床面積	8,855.23㎡
	敷地面積	2,876.99㎡			駐車場台数	14台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社		シービーアールイー株式会社				
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>						
<p>1. 本件建物は、1981年に改正される以前の耐震基準（いわゆる旧耐震基準）により設計及び施工された建物ですが、2009年に耐震補強工事が実施されています。本投資法人は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社より、本件建物は新耐震基準により設計された建物と同等程度の耐震性能を有しているものと考えられる旨の確認を得ています。</p> <p>2. 本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。</p> <p>3. 本件土地の一部は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。その後の改正を含みます。）に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域）に位置しており、また、本件土地の一部が同法に基づく土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域）に含まれている可能性があります。</p> <p>（注1） 建ぺい率は本来60%ですが、角地緩和により70%となっています。</p> <p>（注2） 容積率は本来300%、400%ですが、対象面積の加重平均により303%となっています。</p>						

九段北325ビル		物件番号		A-19		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2001年12月28日
取得価格		1,850百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）		東京都千代田区九段北三丁目2番5号				
土地	地番	東京都千代田区九段北三丁目2番3他5筆		建物	竣工年月	1987年8月
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根9階建
	容積率	640%（注2）			用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域			延床面積	2,152.31㎡
	敷地面積	334.44㎡			駐車場台数	-
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社		株式会社ベスト・プロパティ				
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>						
<p>該当事項はありません。</p> <p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 容積率は本来500%、700%ですが、対象面積の加重平均により640%となっています。</p>						

FORECAST内神田		物件番号		A-20	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	信託受託者
取得年月日		2015年2月12日			三菱UFJ信託銀行株式会社
取得価格		1,240百万円		信託設定日	2002年1月31日
所在地（住居表示）		東京都千代田区内神田一丁目3番3号			
土地	地番	東京都千代田区内神田一丁目28番15他1筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注1）			竣工年月
	容積率	480%（注2）			構造／階数
	用途地域	商業地域			用途
	敷地面積	388.88㎡			延床面積
	所有形態	所有権			駐車場台数
				所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
<p>1. 本物件は、2021年2月18日付で信託受益権譲渡契約書を締結し、2021年2月25日付で譲渡を完了しました。</p> <p>2. 本件建物は、1981年に改正される以前の耐震基準（いわゆる旧耐震基準）により設計及び施工された建物ですが、2006年に耐震補強工事が実施されています。本投資法人は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社より、本件建物は新耐震基準により設計された建物と同等程度の耐震性能を有しているものと考えられる旨の確認を得ています。</p> <p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 容積率は本来800%ですが、前面道路の幅員による制限により480%となっています。</p>					

イトーピア岩本町二丁目ビル		物件番号		A-21	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	信託受託者
取得年月日		2015年2月12日			みずほ信託銀行株式会社
取得価格		2,810百万円		信託設定日	2008年3月27日
所在地（住居表示）		東京都千代田区岩本町二丁目11番2号			
土地	地番	東京都千代田区岩本町二丁目36番1他1筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注1）			竣工年月
	容積率	643%（注2）			構造／階数
	用途地域	商業地域			用途
	敷地面積	651.16㎡			延床面積
	所有形態	所有権			駐車場台数
				所有形態	所有権
PM会社		ジョーンズラングラサル株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
<p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 容積率は本来600%、700%ですが、対象面積の加重平均により643%となっています。</p>					

イトーピア岩本町一丁目ビル		物件番号		A-22			
<b>特定資産の概要</b>							
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2008年3月27日	
取得価格		2,640百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日	
所在地（住居表示）		東京都千代田区岩本町一丁目8番15号					
土地	地番	東京都千代田区岩本町一丁目19番1他3筆		建物	竣工年月	1991年1月	
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付9階建	
	容積率	564%（注2）			用途	事務所	
	用途地域	商業地域			延床面積	4,078.48㎡	
	敷地面積	690.17㎡			駐車場台数	20台	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
PM会社	ジョーンズラングラサル株式会社						
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別		パス・スルー		
<b>特記事項</b>							
該当事項はありません。							
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。							
（注2） 容積率は本来600%ですが、前面道路の幅員による制限により564%となっています。							

イトーピア岩本町ANNEXビル		物件番号		A-23			
<b>特定資産の概要</b>							
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2008年3月27日	
取得価格		2,100百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日	
所在地（住居表示）		東京都千代田区岩本町二丁目14番2号					
土地	地番	東京都千代田区岩本町二丁目56番1他4筆		建物	竣工年月	1991年11月	
	建ぺい率	100%（注）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根9階建	
	容積率	600%			用途	事務所	
	用途地域	商業地域			延床面積	3,829.74㎡	
	敷地面積	631.74㎡			駐車場台数	8台	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
PM会社	ジョーンズラングラサル株式会社						
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別		パス・スルー		
<b>特記事項</b>							
該当事項はありません。							
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。							

ピジョンビル		物件番号		A-24		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託受託者	
取得価格		2,837百万円		概要	信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都中央区日本橋久松町4番4号				
土地	地番	東京都中央区日本橋久松町1番1他4筆		建物	竣工年月	
	建ぺい率	100%（注）			構造／階数	1989年8月
	容積率	600%			用途	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付7階建
	用途地域	商業地域			延床面積	事務所
	敷地面積	730.94㎡			駐車場台数	4,623.55㎡
	所有形態	所有権			所有形態	26台
PM会社	双日総合管理株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						

FORECAST人形町		物件番号		A-25		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託受託者	
取得価格		2,070百万円		概要	信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都中央区日本橋人形町二丁目13番9号				
土地	地番	東京都中央区日本橋人形町二丁目13番11他4筆		建物	竣工年月	
	建ぺい率	100%（注）			構造／階数	1990年11月
	容積率	500%			用途	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付7階建
	用途地域	商業地域			延床面積	事務所
	敷地面積	555.39㎡			駐車場台数	3,390.96㎡
	所有形態	所有権			所有形態	14台
PM会社	株式会社ベスト・プロパティ					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						

FORECAST人形町PLACE		物件番号		A-26	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		1,650百万円		信託受託者	
所在地（住居表示）		東京都中央区日本橋人形町三丁目4番14号			
土地	地番	東京都中央区日本橋人形町三丁目102番6他1筆		竣工年月	1984年2月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
	容積率	682%（注2）		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,193.10㎡
	敷地面積	394.68㎡（注3）		駐車場台数	1台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
<p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 容積率は本来600%、700%ですが、対象面積の加重平均により682%となっています。</p> <p>（注3） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約12.43㎡）を含みます。</p>					

FORECAST新常盤橋		物件番号		A-27	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		2,030百万円		信託受託者	
所在地（住居表示）		東京都中央区日本橋本石町三丁目1番2号			
土地	地番	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番4他1筆		竣工年月	1991年8月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付11階建
	容積率	900%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,132.83㎡
	敷地面積	342.52㎡		駐車場台数	1台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					



西新宿三晃ビル		物件番号		A-28	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託受託者
取得価格		2,207百万円		概要	信託設定日
所在地（住居表示）		東京都新宿区西新宿七丁目22番35号			
土地	地番	東京都新宿区西新宿七丁目124番21他3筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数
	容積率	354%（注2）			用途
	用途地域	商業地域			延床面積
	敷地面積	1,022.43㎡			駐車場台数
	所有形態	所有権			所有形態
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2） 容積率は本来400%ですが、前面道路の幅員による制限により354%となっています。					

飯田橋リープレックス・ビズ		物件番号		A-29	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託受託者
取得価格		1,249百万円		概要	信託設定日
所在地（住居表示）		東京都新宿区新小川町1番14号			
土地	地番	東京都新宿区新小川町2番22他2筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	93%（注1）			構造／階数
	容積率	483%（注2）			用途
	用途地域	商業地域・準工業地域			延床面積
	敷地面積	361.60㎡			駐車場台数
	所有形態	所有権			所有形態
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1） 建ぺい率は、本来商業地域については80%、準工業地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和及びそれぞれの用途地域の対象面積による加重平均により93%となっています。					
（注2） 容積率は、本来商業地域については500%、準工業地域については400%ですが、それぞれの用途地域の対象面積の加重平均により483%となっています。					

FORECAST品川		物件番号		A-30	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日	2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2005年4月22日
取得価格	2,300百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）	東京都品川区北品川一丁目20番9号				
土地	地番	東京都品川区北品川一丁目119番22他1筆	建物	竣工年月	1989年2月
	建ぺい率	70%（注）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
	容積率	400%		用途	事務所
	用途地域	準工業地域		延床面積	3,400.87㎡
	敷地面積	705.37㎡		駐車場台数	19台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社ベスト・プロパティ				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により70%となっています。					

西五反田8丁目ビル		物件番号		A-31	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日	2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2005年3月30日
取得価格	2,210百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）	東京都品川区西五反田八丁目3番16号				
土地	地番	東京都品川区西五反田八丁目3番1	建物	竣工年月	1993年12月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	3,963.82㎡
	敷地面積	491.86㎡		駐車場台数	12台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社ベスト・プロパティ				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

藤和東五反田ビル		物件番号		A-32	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		2,033百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都品川区東五反田一丁目7番6号			
土地	地番	東京都品川区東五反田一丁目7番1		竣工年月	1985年9月
	建ぺい率	100%(注1)		構造/階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付7階建
	容積率	478% (注2)		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	4,178.07㎡
	敷地面積	805.45㎡		駐車場台数	22台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
(注2) 本来の容積率は700%ですが、前面道路の幅員による制限により478%となっています。					

FORECAST高田馬場		物件番号		A-33	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		5,550百万円		三井住友信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都豊島区高田三丁目28番2号			
土地	地番	東京都豊島区高田三丁目776番1他1筆		竣工年月	1986年1月新築、 1990年12月増築（注3）
	建ぺい率	80%(注1)		構造/階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付6階建
	容積率	355% (注2)		用途	事務所
	用途地域	準工業地域		延床面積	7,496.30㎡
	敷地面積	2,099.82㎡		駐車場台数	13台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 建ぺい率は本来60%ですが、角地緩和及び防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。					
(注2) 容積率は本来300%、400%ですが、それぞれの対象面積の加重平均により355%となっています。					
(注3) 1990年12月に敷地北側への3階建事務所建物の増築工事が実施されています。					

東信東池袋ビル		物件番号		A-35		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2004年9月10日
取得価格		979百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）		東京都豊島区東池袋五丁目44番15号				
土地	地番	東京都豊島区東池袋五丁目3459番2	建物	竣工年月	1989年11月	
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建	
	容積率	500%		用途	事務所	
	用途地域	商業地域		延床面積	1,998.75㎡	
	敷地面積	397.05㎡（注2）		駐車場台数	10台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート					
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー			
<b>特記事項</b>						
本物件について、2021年2月18日付で信託受益権譲渡契約書を締結しています。当該信託受益権譲渡契約書上、譲渡予定日は2021年7月1日から2021年12月31日までの間で別途合意する日とされています。						
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
（注2） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約0.75㎡）を含みます。						

板橋本町ビル		物件番号		A-37		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2004年9月10日
取得価格		3,146百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）		東京都板橋区清水町36番1号				
土地	地番	東京都板橋区清水町35番10他1筆	建物	竣工年月	1993年1月	
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根8階建	
	容積率	491%（注2）		用途	事務所	
	用途地域	商業地域		延床面積	8,237.40㎡	
	敷地面積	1,645.77㎡（注3）		駐車場台数	52台	
	所有形態	所有権・借地権		所有形態	所有権	
PM会社	双日総合管理株式会社					
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー			
<b>特記事項</b>						
本件土地の一部について、信託受託者は、当該土地の所有者である個人との間で、建物の所有を目的とした賃貸借契約を締結しており、当該土地を賃借しています。当該賃借権は、借地借家法の適用を受けるいわゆる普通借地権であり、本書の日付現在の賃貸借期間は2046年3月31日までですが、その他の内容については、本件土地の所有者より承諾が得られていないことから非開示としています。						
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
（注2） 容積率は本来400%、500%ですが、それぞれの対象面積の加重平均により491%となっています。						
（注3） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約34.15㎡）を含みます。						

ANTEX24ビル		物件番号		A-38	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2015年2月12日		信託設定日	2004年12月28日	
取得価格	1,691百万円		信託期間満了日	2025年1月31日	
所在地（住居表示）	東京都台東区台東一丁目1番14号				
土地	地番	東京都台東区台東一丁目213 番1他1筆	建物	竣工年月	1988年2月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根8階建
	容積率	600%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,730.13㎡
	敷地面積	448.98㎡		駐車場台数	32台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

イトーピア清洲橋通ビル		物件番号		A-39	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日	2015年2月12日		信託設定日	2008年3月27日	
取得価格	1,550百万円		信託期間満了日	2025年1月31日	
所在地（住居表示）	東京都台東区台東一丁目38番9号				
土地	地番	東京都台東区台東一丁目232 番1	建物	竣工年月	1988年3月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建
	容積率	600%		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	3,310.05㎡（注2）
	敷地面積	550.87㎡（注3）		駐車場台数	29台
	所有形態	所有権（敷地権割合1,000分 の971）		所有形態	区分所有権（注4）
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
<p>本件建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本件建物を個人である他の区分所有者2者（以下「他の区分所有者」といいます。）との間で区分所有しています。管理規約上、本件建物の区分所有者は、他の区分所有者全員の承諾を得た場合に限り、区分所有権の全部又は一部を第三者に譲渡できるものとされており、他の区分所有者は、譲渡を承諾しない場合には、自ら又はその指定する者において、譲渡の承諾を求められた区分所有権を買い取ることができるものとされています。</p>					
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2） 本物件は区分所有建物ですが、一棟の建物全体の数値を記載しています。					
（注3） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約10.57㎡）を含みます。					
（注4） 本投資法人の区分所有資産は、本件建物の他の区分所有者の専有部分（131.27㎡）以外の全ての専有部分です。					

イーストサイドビル		物件番号		A-40	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		1,372百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都台東区柳橋一丁目1番11号			
土地	地番	東京都台東区柳橋一丁目2番16他5筆		竣工年月	1988年5月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付6階建
	容積率	477%（注2）		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,349.54㎡
	敷地面積	503.57㎡		駐車場台数	1台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
本件土地の一部に、地下鉄道工作物所有を目的とした東日本旅客鉄道株式会社の地上権（期間：設定の日より鉄道施設物存続期間中（地番2番16の土地）又は20年（地番2番39、2番40及び2番41の土地））が設定されています。					
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2） 容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員による制限により477%となっています。					

I・S南森町ビル		物件番号		A-41	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年2月12日		信託受託者	
取得価格		2,258百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市北区東天満二丁目6番5号			
土地	地番	大阪府大阪市北区東天満二丁目23番4		竣工年月	1993年8月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付10階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	6,509.84㎡
	敷地面積	796.15㎡		駐車場台数	21台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	ジョーンズラングラサル株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

サンワールドビル		物件番号		A-42	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
取得年月日	2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2006年11月10日
取得価格	1,200百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）	大阪府大阪市西区北堀江一丁目6番2号				
土地	地番	大阪府大阪市西区北堀江一丁目22番7他4筆	建物	竣工年月	1993年3月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄骨鉄筋 コンクリート造陸屋根 地下1階付11階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	3,314.58㎡
	敷地面積	388.90㎡		駐車場台数	21台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社ザイマックス関西				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		賃料保証（注2）	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
<p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 本物件において、締結されているマスターリース契約は、パス・スルーに該当しますが、マスターリース会社より一括転貸を受けている転借人がマスターリース会社に固定賃料を支払うこととされているため、「賃料保証」としてしています。</p>					

丸の内三丁目ビル		物件番号		A-43	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
取得年月日	2015年2月12日		受益権の	信託設定日	2007年5月30日
取得価格	1,626百万円		概要	信託期間満了日	2025年1月31日
所在地（住居表示）	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目14番32号				
土地	地番	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目1422番1他3筆	建物	竣工年月	1988年7月、 2003年4月増築
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根9階建
	容積率	600%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	5,268.20㎡（注2）
	敷地面積	892.31㎡		駐車場台数	60台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社リオ・コンサルティング				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
本物件は、2021年2月18日付で信託受益権譲渡契約書を締結し、2021年2月25日付で譲渡を完了しました。					
<p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 本物件には、以下の附属建物がありますが、延床面積には含まれていません。  種類：駐車場、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積：41.82㎡  種類：駐車場、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積：43.31㎡</p>					

MK麹町ビル		物件番号		A-44	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者	
取得年月日		2015年3月27日		三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得価格		1,781百万円		信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都千代田区麹町四丁目2番地1		信託期間満了日	
土地		建物		竣工年月	
地番		東京都千代田区麹町四丁目2番1		1997年3月、 2006年7月増築（注3）	
建ぺい率		100%（注1）		構造／階数	
容積率		793%（注2）		鉄骨・鉄骨鉄筋 コンクリート・ 鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付10階建	
用途地域		商業地域		用途	
敷地面積		247.36㎡		延床面積	
所有形態		所有権		駐車場台数	
PM会社		株式会社エム・エス・ビルサポート		所有形態	
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	
				パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
(注2) 容積率は本来600%、800%ですが、対象面積の加重平均により793%となっています。					
(注3) 2006年7月に地下2階倉庫の増築工事が実施されています。					



虎ノ門桜ビル		物件番号		A-45	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		4,120百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都港区虎ノ門三丁目22番1号			
土地	地番	東京都港区虎ノ門三丁目221番6筆		竣工年月	1983年7月
	建ぺい率	80%（注1）		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
	容積率	357%（注2）		用途	事務所
	用途地域	第二種住居地域		延床面積	4,204.40㎡（注5）
	敷地面積	1,065.35㎡（注3）		駐車場台数	14台（注6）
	所有形態	共有持分権（注4）		所有形態	区分所有権（注7）
PM会社		サンフロンティア不動産株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
<p>本件建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本件建物を個人である他の複数の区分所有者（以下「他の区分所有者」といいます。）との間で区分所有しています。信託受託者は、他の区分所有者との間で、本件建物の管理方法等について合意しています。</p> <p>（注1） 建ぺい率は本来60%ですが、角地緩和・防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。</p> <p>（注2） 容積率は本来400%、300%ですが、対象面積の加重平均により357%となっています。</p> <p>（注3） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約15㎡）を含みます。</p> <p>（注4） 持分割合は10,001,599分の9,127,006です。</p> <p>（注5） 本物件は区分所有建物ですが、一棟の建物全体の数値を記載しています。</p> <p>（注6） 他の区分所有者がその全部を所有しています。</p> <p>（注7） 本投資法人の区分所有資産は、本件建物の他の区分所有者の専有部分（1階部分568.43㎡）以外の全ての専有部分です。</p>					

ラ・ベリテ AKASAKA		物件番号		A-46	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		2,000百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都港区元赤坂一丁目5番7号			
土地	地番	東京都港区元赤坂一丁目507番1他1筆		竣工年月	1986年12月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
	容積率	500%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,020.75㎡
	敷地面積	454.03㎡		駐車場台数	3台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		サンフロンティア不動産株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
<p>本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。</p> <p>（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					

神田オーシャンビル		物件番号		A-47	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		1,440百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都千代田区内神田一丁目15番2号			
土地	地番	東京都千代田区内神田一丁目10番2他3筆		竣工年月	1990年1月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建
	容積率	480%（注2）		用途	店舗・事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	1,911.85㎡
	敷地面積	407.48㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2） 容積率は本来600%ですが、前面道路の幅員による制限により480%となっています。					

Shinto GINZA EAST		物件番号		A-48	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		1,352百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都中央区築地三丁目1番10号			
土地	地番	東京都中央区築地三丁目101番1他2筆		竣工年月	1990年9月、2009年2月増築
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
	容積率	700%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	1,297.98㎡
	敷地面積	196.22㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	サンフロンティア不動産株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

FORECAST茅場町		物件番号		A-49		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託 受益権の 概要	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日	2015年7月2日			信託設定日	2006年9月28日	
取得価格	3,000百万円			信託期間満了日	2025年6月30日	
所在地（住居表示）		東京都中央区新川一丁目10番14号				
土地	地番	東京都中央区新川一丁目206番4他11筆		建物	竣工年月	1990年1月
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付8階建
	容積率	480%（注2）			用途	事務所
	用途地域	商業地域			延床面積	4,966.06㎡
	敷地面積	969.62㎡			駐車場台数	26台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
(注2) 容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員による制限により480%となっています。						

FORECAST早稲田FIRST		物件番号		A-50		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日	2015年7月2日			信託設定日	2000年3月1日	
取得価格	4,775百万円			信託期間満了日	2025年6月30日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区馬場下町1番1号				
土地	地番	東京都新宿区馬場下町1番1他15筆		建物	竣工年月	1986年7月
	建ぺい率	77%（注1）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建
	容積率	378%（注2）			用途	事務所
	用途地域	近隣商業地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域			延床面積	5,961.95㎡
	敷地面積	1,722.47㎡			駐車場台数	20台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社	ジョーンズラングラサル株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
1. 本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。						
2. 本件土地の西側道路（夏目坂通り）について、計画道路（環状4号線 計画幅員20m拡幅）の事業認可が2018年2月28日になされており、当該計画道路による道路の拡幅に伴う道路境界線後退により、本件土地の敷地面積が減少する可能性があります。						
(注1) 建ぺい率は本来80%、60%ですが、近隣商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和及び対象面積の加重平均により77%となっています。						
(注2) 容積率は本来400%、300%ですが、対象面積の加重平均により378%となっています。						

FORECAST五反田WEST		物件番号		A-51	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		6,520百万円		信託受託者	
所在地（住居表示）		東京都品川区西五反田八丁目9番5号			
土地	地番	東京都品川区西五反田八丁目9番1他9筆		竣工年月	1989年9月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付12階建
	容積率	700%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	13,581.66㎡
	敷地面積	1,840.57㎡（注2）		駐車場台数	43台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	PM会社	サンフロンティア不動産株式会社			
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2） 建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約19.7㎡）を含みます。					

大宮センタービル		物件番号		A-52	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日及び 2015年9月28日		信託受託者	
取得価格		15,585百万円		信託受託者	
所在地（住居表示）		埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号			
土地	地番	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6他32筆		竣工年月	1993年3月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄骨鉄筋 コンクリート造 陸屋根地下1階付14階建
	容積率	600%		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	22,216.24㎡（注2）
	敷地面積	3,542.65㎡		駐車場台数	91台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	PM会社	双日総合管理株式会社			
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2） 本物件の立体駐車場（区分所有建物ですが、信託受託者が当該区分所有建物の区分所有権の全てを所有しています。）の一棟の延床面積80.27㎡が含まれていますが、以下の附属建物は延床面積には含まれていません。 種類：守衛室、構造：鉄筋コンクリート造1階建、床面積：5.81㎡（未登記）					

三井住友銀行高麗橋ビル		物件番号		A-53	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		2,850百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市中央区伏見町二丁目1番1号			
土地	地番	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目2番他4筆		竣工年月	1994年3月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建
	容積率	800%		用途	事務所・店舗・駐車場
	用途地域	商業地域		延床面積	9,698.59㎡（注5）
	敷地面積	1,390.44㎡（注2）（注3）		駐車場台数	34台
	所有形態	所有権（一部共有持分権）（注4）		所有形態	区分所有権（注6）
PM会社		ジョーンズラングラサール株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
<p>本件建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本件建物を株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）との間で区分所有しています。本件建物の過去の所有者は、三井住友銀行との間で、三井住友銀行の書面による承諾を得た場合に限り、本件建物の区分所有権を第三者に譲渡することができ、また、区分所有権を第三者に譲渡しようとする場合には、他に優先して三井住友銀行に対して時価による譲渡の申し出をしなければならないこと等を定める基本協定書を締結しており、信託受託者は、当該基本協定書を承継しています。</p> <p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 単独所有部分265.78㎡及び共有部分1,124.66㎡の合計を記載しています。</p> <p>（注3） 建築基準法第42条第1項第5号に基づく私道負担部分（180.59㎡）を含みます。</p> <p>（注4） 共有部分の共有持分割合は100,000分の64,407です。</p> <p>（注5） 本物件は区分所有建物ですが、一棟の建物全体の数値を記載しています。</p> <p>（注6） 本投資法人の区分所有資産は、本件建物の他の区分所有者の専有部分（1,312.71㎡）以外の全ての専有部分です。</p>					

NORE伏見		物件番号		A-54	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		2,840百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市中区錦一丁目16番7号			
土地	地番	愛知県名古屋市中区錦一丁目1603番1他3筆		竣工年月	2006年11月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根10階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	4,983.34㎡
	敷地面積	623.74㎡		駐車場台数	26台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社リオ・コンサルティング			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

NORE名駅		物件番号		A-55	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年7月2日		信託受託者	
取得価格		2,520百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目3番18号			
土地	地番	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目301番他4筆		竣工年月	2007年1月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根11階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	5,614.44㎡
	敷地面積	723.64㎡		駐車場台数	28台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社リオ・コンサルティング			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	
				パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

ホームートホライゾンビル		物件番号		A-56	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2017年9月28日		信託受託者	
取得価格		6,705百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都千代田区五番町6番地2			
土地	地番	東京都千代田区五番町6番2他1筆		竣工年月	1987年8月
	建ぺい率	96%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建
	容積率	571%（注2）		用途	事務所
	用途地域	商業地域、第一種住居地域		延床面積	8,143.02㎡
	敷地面積	1,531.26㎡		駐車場台数	26台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	
				パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1） 建ぺい率は本来80%、60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和及び対象面積の加重平均により96%となっています。					
（注2） 容積率は本来400%、600%ですが、対象面積の加重平均により571%となっています。					

三宮ファーストビル		物件番号		A-57	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2017年9月28日		信託受託者	
取得価格		1,390百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番11号			
土地	地番	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目312番		竣工年月	1993年11月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根9階建
	容積率	600%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	5,019.79㎡
	敷地面積	819.73㎡		駐車場台数	58台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		関電プロパティーズ株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

藤和神田錦町ビル		物件番号		A-58	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2018年7月3日		信託受託者	
取得価格		960百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都千代田区神田錦町三丁目4番2号			
土地	地番	東京都千代田区神田錦町三丁目4番2		竣工年月	1992年8月 2015年8月増築、一部取壊し
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付6階建
	容積率	600%		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	1,456.87㎡（注2）
	敷地面積	298.44㎡		駐車場台数	-
	所有形態	借地権（賃借権）		所有形態	区分所有権（注3）
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
<p>本件土地について、信託受託者は、本件土地の所有者との間で、建物の敷地としての使用を目的とした賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間及び一定の場合の承諾取得義務等を合意しています。なお、当該借地権は、旧借地法に基づくものですが、その内容については、本書の日付現在、本件土地の所有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p>					
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
(注2) 信託受託者により、2018年5月25日に、延床面積を1,461.12㎡から1,456.87㎡に変更する変更登記が完了しています。					
(注3) 本投資法人の所有資産は、本件建物の区分所有権の全てです。					

友泉東日本橋駅前ビル		物件番号		A-59	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者
取得年月日		2018年7月3日		受益権の	信託受託者
取得価格		1,152百万円		概要	信託設定日
所在地（住居表示）		東京都中央区東日本橋三丁目7番19号			
土地	地番	東京都中央区東日本橋三丁目8番19他2筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数
	容積率	700%			用途
	用途地域	商業地域			延床面積
	敷地面積	276.22㎡			駐車場台数
	所有形態	所有権			所有形態
PM会社	サンフロンティア不動産株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）外部駐車場により、駐車場台数合計2台を確保しています。					

広尾ONビル		物件番号		A-60	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者
取得年月日		2018年7月3日		受益権の	信託受託者
取得価格		2,392百万円		概要	信託設定日
所在地（住居表示）		東京都渋谷区広尾五丁目19番9号			
土地	地番	東京都渋谷区広尾五丁目11番6他8筆		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数
	容積率	453%（注2）			用途
	用途地域	商業地域			延床面積
	敷地面積	595.55㎡			駐車場台数
	所有形態	所有権			所有形態
PM会社	株式会社ビーロット				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
<p>本件土地の一部（60.67㎡）について、信託受託者は、借地権者である個人との間で土地賃貸借契約を締結しており、当該契約に基づき、借地権者が所有する建物が存在します。なお、当該借地権は、旧借地法に基づく堅固建物の所有を目的とする借地権ですが、その内容については、本書の日付現在、本件土地の借地権者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p>					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率は本来400%、500%ですが、対象面積の加重平均により453%となっています。					



TK五反田ビル		物件番号		A-61	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	
取得年月日		2018年7月3日		信託受託者	
取得価格		4,130百万円（注1）		株式会社りそな銀行	
所在地（住居表示）		東京都品川区西五反田八丁目3番6号			
土地	地番	東京都品川区西五反田八丁目3番2他2筆		竣工年月	1989年6月
	建ぺい率	100%（注2）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付9階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	5,187.76㎡
	敷地面積	618.54㎡		駐車場台数	24台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
<p>本件土地と隣地との境界が確定していません。</p> <p>(注1) 本投資法人は、取得年月日付で、国内の一般事業法人から、売主と当該法人の間で締結された信託受益権譲渡契約書の買主の地位を承継しました。本投資法人は、かかる買主の地位の承継の対価として、当該法人に対して30百万円（消費税は含みません。）を支払いましたが、当該承継の対価は、上記取得価格に含まれません。</p> <p>(注2) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					

五反田さくらビル		物件番号		A-62	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産		信託	
取得年月日		2018年7月3日		信託受託者	
取得価格		1,460百万円		株式会社りそな銀行	
所在地（住居表示）		東京都品川区東五反田一丁目22番6号			
土地	地番	東京都品川区東五反田一丁目22番1		竣工年月	1993年11月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄骨鉄筋 コンクリート造 陸屋根地下1階付10階建
	容積率	700%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	1,677.85㎡
	敷地面積	1,414.53㎡（注2）		駐車場台数	－
	所有形態	借地権（賃借権）		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		－		マスターリース種別	－
<b>特記事項</b>					
<p>本件土地について、売主は、本件土地の所有者との間で、建物の敷地としての使用を目的とした賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間及び一定の場合の承諾取得義務等を合意しています。なお、当該借地権は、旧借地法に基づくものですが、その内容については、本書の日付現在、本件土地の所有者より承諾が得られていないことから非開示としています。</p> <p>(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>(注2) 運用資産である借地権の対象は、248.32㎡です。</p>					

エスプリ亀戸		物件番号		A-63	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日	2018年7月3日	受益権の	信託設定日	2018年3月30日	
取得価格	1,265百万円	概要	信託期間満了日	2028年7月31日	
所在地（住居表示）	東京都江東区亀戸二丁目36番12号				
土地	地番	東京都江東区亀戸二丁目 36番21他1筆	建物	竣工年月	1991年6月 1991年10月増築
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨造陸屋根10階建
	容積率	600%		用途	店舗・事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,239.02㎡ 附属建物2.42㎡
	敷地面積	401.81㎡		駐車場台数	1台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	東洋不動産プロパティマネジメント株式会社（注2）				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）2020年10月1日付でBMS株式会社より社名を変更しています。					

アルテビル肥後橋		物件番号		A-64	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日	2018年7月3日	受益権の	信託設定日	2004年8月13日	
取得価格	1,453百万円	概要	信託期間満了日	2028年7月31日	
所在地（住居表示）	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目15番27号				
土地	地番	大阪府大阪市西区江戸堀 一丁目23番13他3筆	建物	竣工年月	1993年6月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨造陸屋根地下1階付 10階建
	容積率	800%（注2）		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	4,503.74㎡
	敷地面積	543.72㎡		駐車場台数	33台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社ザイマックス関西（注3）				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率400%、800%ですが、対象面積の加重平均により800%となっています。					
（注3）2020年10月1日付でPM会社を変更しています。					

ダイヤビル名駅		物件番号		A-65	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日		2018年7月3日		信託設定日 2015年7月30日	
取得価格		1,167百万円		信託期間満了日 2028年7月31日	
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市中村区名駅三丁目8番7号			
土地	地番	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目805番他1筆		竣工年月	1991年12月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建
	容積率	462%（注2）		用途	事務所・駐車場
	用途地域	商業地域		延床面積	2,909.28㎡
	敷地面積	563.51㎡		駐車場台数	30台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社第一ビルディング			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率は本来400%、500%ですが、対象面積の加重平均により462%となっています。					

天翔御茶ノ水ビル		物件番号		A-66	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日		2019年2月27日		信託設定日 2019年2月27日	
取得価格		1,800百万円		信託期間満了日 2029年1月31日	
所在地（住居表示）		東京都千代田区神田淡路町一丁目9番5号			
土地	地番	東京都千代田区神田淡路町一丁目9番5他1筆		竣工年月	2018年11月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨造陸屋根8階建
	容積率	480%（注2）		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	1,252.89㎡
	敷地面積	252.65㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		天翔ビルディング株式会社（注3）			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	賃料保証（注4）
<b>特記事項</b>					
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員による制限により、480%となっています。					
（注3）PM会社は2021年1月1日付で双日ライフワン株式会社に変更されています。					
（注4）本物件において、締結されているマスターリース契約は、パス・スルーに該当しますが、マスターリース会社より一括転賃を受けている転賃人がマスターリース会社に固定賃料を支払うこととされているため、「賃料保証」としています。					

FORECAST亀戸		物件番号		A-67	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2019年2月27日		信託設定日	2019年2月27日	
取得価格	2,580百万円		信託期間満了日	2029年1月31日	
所在地（住居表示）	東京都江東区亀戸二丁目27番7号				
土地	地番	東京都江東区亀戸二丁目 27番5他2筆	建物	竣工年月	2010年9月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨造陸屋根 地下1階付8階建
	容積率	600%		用途	事務所・銀行
	用途地域	商業地域		延床面積	4,096.62㎡
	敷地面積	665.53㎡		駐車場台数	13台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

ユニゾ神田須田町二丁目ビル		物件番号		A-68	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2020年10月30日		信託設定日	2020年10月30日	
取得価格	1,311百万円		信託期間満了日	2030年10月31日	
所在地（住居表示）	東京都千代田区神田須田町二丁目3番16号				
土地	地番	東京都千代田区神田須田町 二丁目3番16他1筆	建物	竣工年月	1993年3月
	建ぺい率	80%		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根 地下1階付10階建
	容積率	800%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	1,443.52㎡
	敷地面積	215.50㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					

リードシー目黒不動産		物件番号		A-69	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日		2020年10月30日		信託設定日 2020年10月30日	
取得価格		1,220百万円		信託期間満了日 2030年10月31日	
所在地（住居表示）		東京都品川区西五反田三丁目15番6号			
土地	地番	東京都品川区西五反田三丁目635番3他1筆		建物	竣工年月 1996年10月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根8階建
	容積率	500%		用途	事務所・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	1,116.26㎡
	敷地面積	198.08㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社コスモスイニシア			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

ザ・スクエア		物件番号		A-70	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日		2020年10月30日		信託設定日 2020年10月30日	
取得価格		1,080百万円		信託期間満了日 2030年10月31日	
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目14番20号			
土地	地番	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1418番		建物	竣工年月 2003年6月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨造陸屋根10階建
	容積率	600%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	2,127.32㎡（注2）
	敷地面積	387.00㎡		駐車場台数	32台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社リオ・コンサルティング			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）本物件には以下の附属建物がありますが、延床面積には含まれていません。					
用途：車庫 構造：鉄骨造鋼板葺9階建 床面積：424.73㎡					

築地フロント		物件番号		A-71	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日		2020年11月20日		信託設定日 2019年4月26日	
取得価格		825百万円		信託期間満了日 2030年11月30日	
所在地（住居表示）		東京都中央区築地二丁目2番7号			
土地	地番	東京都中央区築地二丁目204番29他1筆		建物	竣工年月 1991年8月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付9階建
	容積率	594%（注2）		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	748.61㎡
	敷地面積	130.10㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	区分所有権（注3）
PM会社		サンフロンティア不動産株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率は本来600%ですが、前面道路幅員による容積率の制限、特定道路までの距離による制限の緩和により、594%となっています。					
（注3）本投資法人の所有対象は、本建物の区分所有権の全てです。					

八丁堀リバーゲート		物件番号		A-72	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得年月日		2020年11月20日		信託設定日 2019年4月26日	
取得価格		835百万円		信託期間満了日 2030年11月30日	
所在地（住居表示）		東京都中央区湊一丁目12番10号			
土地	地番	東京都中央区湊一丁目9番20他3筆		建物	竣工年月 1989年8月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根銅板葺8階建
	容積率	500%		用途	事務所
	用途地域	商業地域		延床面積	861.85㎡
	敷地面積	161.99㎡		駐車場台数	1台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		サンフロンティア不動産株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

タワーコート北品川		物件番号		B-1			
<b>特定資産の概要</b>							
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日		2011年3月29日		受益権の	信託設定日	2011年3月29日	
取得価格		11,880百万円		概要	信託期間満了日	2021年3月31日	
所在地（住居表示）		東京都品川区北品川三丁目11番13号					
土地	地番	東京都品川区北品川三丁目250番8		建物	竣工年月	2009年2月	
	建ぺい率	87%（注1）			構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付36階建	
	容積率	674%（注2）			用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域・第一種住居地域			延床面積	24,007.74㎡（注3）	
	敷地面積	2,879.77㎡			駐車場台数	94台	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
PM会社		双日総合管理株式会社					
マスターリース会社		合同会社タワーコート北品川		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>							
該当事項はありません。							
<p>(注1) 建ぺい率は、本来、第一種住居地域については60%、商業地域については80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により、それぞれ70%、100%となっており、その対象面積により加重平均した数値を記載しています。</p> <p>(注2) 容積率は、本来、第一種住居地域については300%、商業地域については500%ですが、その対象面積による加重平均を算出し、東京都総合設計制度を利用した容積割増を加算して記載しています。</p> <p>(注3) 本物件には、以下の附属建物がありますが、延床面積には含まれていません。 種類：駐車場、構造：鉄骨造陸屋根平家建、床面積：402.75㎡</p>							

スカイヒルズN11		物件番号		B-2			
<b>特定資産の概要</b>							
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日		2014年4月24日		受益権の	信託設定日	2004年10月12日	
取得価格		1,570百万円		概要	信託期間満了日	2024年4月30日	
所在地（住居表示）		北海道札幌市北区北11条西二丁目2番1号					
土地	地番	北海道札幌市北区北十一条西二丁目4番10他4筆		建物	竣工年月	2001年3月	
	建ぺい率	90%（注1）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付13階建	
	容積率	300%			用途	共同住宅	
	用途地域	近隣商業地域			延床面積	8,567.50㎡（注2）	
	敷地面積	2,688.45㎡			駐車場台数	74台	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
PM会社		リーシング・マネジメント・コンサルティング株式会社					
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	賃料保証（注3）		
<b>特記事項</b>							
該当事項はありません。							
<p>(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、角地緩和により90%となっています。</p> <p>(注2) 本物件には以下の附属建物がありますが、延床面積には含まれていません。 種類：集塵庫、構造：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、床面積：17.50㎡</p> <p>(注3) 本物件において、締結しているマスターリース契約は、パス・スルーに該当しますが、マスターリース会社より一括転賃を受けている転借人がマスターリース会社に固定賃料を支払うこととされているため、「賃料保証」としています。</p>							

マイアトリア栄		物件番号		B-4	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日	2014年4月24日	受益権の	信託設定日	2007年5月30日	
取得価格	1,110百万円	概要	信託期間満了日	2024年4月30日	
所在地（住居表示）	愛知県名古屋市中区栄一丁目29番26号				
土地	地番	愛知県名古屋市中区栄一丁目2918番他1筆	建物	竣工年月	2007年3月
	建ぺい率	80%		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根14階建
	容積率	600%		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		延床面積	3,379.21㎡
	敷地面積	550.11㎡		駐車場台数	15台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	エイブル保証株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	賃料保証（注）		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 本物件において、締結しているマスターリース契約は、パス・スルーに該当しますが、マスターリース会社より一括転貸を受けている転借人がPM業務を受託しており、かつ、マスターリース会社に固定賃料を支払うこととされているため、「賃料保証」としています。					

マックヴィラージュ平安		物件番号		B-5	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日	2014年4月24日	受益権の	信託設定日	2006年12月26日	
取得価格	785百万円	概要	信託期間満了日	2024年4月30日	
所在地（住居表示）	愛知県名古屋市中区平安二丁目24番88号				
土地	地番	愛知県名古屋市中区平安二丁目2406番他1筆	建物	竣工年月	2006年9月
	建ぺい率	60%		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建
	容積率	200%		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		延床面積	2,330.02㎡
	敷地面積	1,160.29㎡		駐車場台数	38台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	エイブル保証株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	賃料保証（注）		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 本物件において、締結しているマスターリース契約は、パス・スルーに該当しますが、マスターリース会社より一括転貸を受けている転借人がPM業務を受託しており、かつ、マスターリース会社に固定賃料を支払うこととされているため、「賃料保証」としています。					



シーム・ドエル筒井		物件番号		B-6	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日	2014年4月24日		受益権の	信託設定日	2007年5月30日
取得価格	695百万円		概要	信託期間満了日	2024年4月30日
所在地（住居表示）			愛知県名古屋市東区筒井三丁目28番25号		
土地	地番	愛知県名古屋市東区筒井三丁目2821番	建物	竣工年月	2007年2月
	建ぺい率	80%		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建
	容積率	240%（注1）		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		延床面積	1,917.48㎡
	敷地面積	1,166.51㎡		駐車場台数	21台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社ミニテック				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		賃料保証（注2）	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員による制限により240%となっています。					
(注2) 本物件において、締結しているマスターリース契約は、パス・スルーに該当しますが、マスターリース会社より一括転賃を受けている転借人がPM業務を受託しており、かつ、マスターリース会社に固定賃料を支払うこととされているため、「賃料保証」としてしています。					

シエル薬院		物件番号		B-7	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
取得年月日	2014年4月24日		受益権の	信託設定日	2005年3月25日
取得価格	640百万円		概要	信託期間満了日	2024年4月30日
所在地（住居表示）			福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目7番35号		
土地	地番	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目7号1番	建物	竣工年月	2005年3月
	建ぺい率	90%（注）		構造／階数	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根12階建
	容積率	400%		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		延床面積	1,592.70㎡
	敷地面積	396.43㎡		駐車場台数	9台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社ミヨシアセットマネジメント				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、角地緩和により90%となっています。					

神田リープレックス・リズ		物件番号		B-8		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2015年2月12日		受益権の	信託受託者	
取得価格		1,813百万円		概要	信託設定日	
所在地（住居表示）		東京都千代田区神田多町二丁目5番1号				
土地	地番	東京都千代田区神田多町二丁目5番1		建物	竣工年月	
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数	2006年1月
	容積率	600%			用途	鉄筋コンクリート造 陸屋根12階建
	用途地域	商業地域			延床面積	共同住宅
	敷地面積	407.23㎡			駐車場台数	2,909.82㎡（注2）
	所有形態	所有権（敷地権割合235,631分の218,093）			所有形態	4台
PM会社	双日総合管理株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
本件建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、本件建物を他の区分所有者3者との間で区分所有しています。						
（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
（注2） 本件建物は区分所有建物ですが、一棟の建物全体の数値を記載しています。						
（注3） 本投資法人の区分所有資産は、本件建物の他の区分所有者の専有部分（161.32㎡）以外の全ての専有部分です。						

スブランディッド難波		物件番号		B-9		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2017年9月28日		受益権の	信託受託者	
取得価格		3,502百万円		概要	信託設定日	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市浪速区稲荷二丁目1番23号				
土地	地番	大阪府大阪市浪速区稲荷二丁目1番1		建物	竣工年月	
	建ぺい率	80%			構造／階数	2015年1月
	容積率	600%			用途	鉄筋コンクリート造 陸屋根15階建
	用途地域	商業地域			延床面積	共同住宅
	敷地面積	1,067.80㎡			駐車場台数	8,031.78㎡
	所有形態	所有権			所有形態	13台
PM会社	信和建設株式会社					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						

レジデンス広尾		物件番号		B-10	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2018年7月3日		信託設定日	2017年3月30日	
取得価格	2,590百万円		信託期間満了日	2028年7月31日	
所在地（住居表示）		東京都港区南麻布五丁目1番10号			
土地	地番	東京都港区南麻布五丁目 79番46	建物	竣工年月	2004年2月
	建ぺい率	80%（注1）		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根12階建
	容積率	400%		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	第一種住居地域		延床面積	2,422.10㎡
	敷地面積	608.63㎡（注2）		駐車場台数	5台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。					
（注1）建ぺい率は本来60%ですが、角地緩和・防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。					
（注2）私道負担面積が約87.4㎡あります。当該負担面積は、建築基準法第42条第1項第3号に基づく道路負担部分と建築基準法第42条第2項に基づき道路としてみなされる部分（セットバック部分）等の合計面積です。					

レジデンス日本橋箱崎		物件番号		B-11	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年月日	2018年7月3日		信託設定日	2018年7月3日	
取得価格	1,300百万円		信託期間満了日	2028年7月31日	
所在地（住居表示）		東京都中央区日本橋箱崎町13番2号			
土地	地番	東京都中央区日本橋箱崎町 13番1他1筆	建物	竣工年月	2002年3月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根11階建
	容積率	608%（注2）		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		延床面積	1,950.79㎡
	敷地面積	264.18㎡		駐車場台数	1台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率は本来500%ですが、地区計画による容積率緩和適用により608%となっています。					

Primegate飯田橋		物件番号		B-12		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		受益権の	信託設定日	
取得価格		5,200百万円		概要	信託期間満了日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区新小川町6番36号				
土地	地番	東京都新宿区新小川町 108番1他16筆		建物	竣工年月	1994年3月
	建ぺい率	82%（注1）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付14階建
	容積率	450%（注2）			用途	事務所・店舗・共同住宅
	用途地域	商業地域・第二種住居地域 （注3）			延床面積	9,217.16㎡
	敷地面積	2,174.87㎡			駐車場台数	88台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社	株式会社リオ・コンサルティング					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
<p>1. 本件土地の一部（410.97㎡）について、以下の内容の地上権が設定されています。  地上権者：東京地下鉄株式会社  目的：地下鉄道敷設  範囲：東京湾平均海面の下2.30m以下（一部2.40m以下）</p> <p>2. 本件建物は、建築基準法第86条第1項の規定に基づき、隣地建物とあわせて一団地の認定を受けており、信託受託者は、隣地建物の所有者との間で、車路の相互利用、修繕費の負担、建替え及び改築の際の事前協議及び合意の取得義務等を合意した協定書を締結しています。なお、当該協定書において、信託受託者は、本件建物を譲渡する場合には、当該協定書の権利、義務及び当該協定書上の地位を譲受人に承継させるものとされています。</p> <p>（注1）建ぺい率は本来80%と60%ですが、対象面積の加重平均及び、一団地認定・市街地住宅総合設計制度による緩和により82%となっています。</p> <p>（注2）容積率は本来500%と300%ですが、対象面積の加重平均及び、地下鉄施設の容積緩和、一団地認定及び市街地住宅総合設計制度による緩和により450%となっています。</p> <p>（注3）商業地域は路線30m以内、第二種住居地域は路線30m以遠となっています。</p>						

レジデンス江戸川橋		物件番号		B-13		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		受益権の	信託設定日	
取得価格		1,230百万円		概要	信託期間満了日	
所在地（住居表示）		東京都新宿区水道町4番22号				
土地	地番	東京都新宿区水道町52番19 他2筆		建物	竣工年月	
	建ぺい率	100%（注1）			構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根10階建
	容積率	500%			用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域			延床面積	1,323.15㎡
	敷地面積	277.83㎡（注2）			駐車場台数	-
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社		株式会社リオ・コンサルティング				
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
（注2）建築基準法第42条第2項に基づく私道負担部分（約20.16㎡）を含みます。						

メルヴィ洗足		物件番号		B-14		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		受益権の	信託設定日	
取得価格		740百万円		概要	信託期間満了日	
所在地（住居表示）		東京都大田区北千束一丁目10番1号				
土地	地番	東京都大田区北千束一丁目 672番1他1筆		建物	竣工年月	
	建ぺい率	80%（注）			構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建
	容積率	300%			用途	共同住宅・駐車場
	用途地域	準住居地域			延床面積	1,075.85㎡
	敷地面積	300.32㎡			駐車場台数	11台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社				
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>						
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。						
（注）建ぺい率は本来60%ですが、角地緩和及び防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。						

フィールドアベニュー		物件番号		B-15		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		受益権の概要	信託受託者	
取得価格		3,110百万円			信託設定日	みずほ信託銀行株式会社
所在地（住居表示）		①東京都大田区池上六丁目2番2号 ②東京都大田区池上六丁目2番1号				
土地	地番	①東京都大田区池上六丁目83番6 ②東京都大田区池上六丁目83番25		建物	竣工年月	①2000年8月 ②2016年7月
	建ぺい率	①100%（注1） ②100%（注2）			構造／階数	①鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建 ②鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき2階建
	容積率	①500% ②500%			用途	①店舗・共同住宅 ②店舗
	用途地域	①商業地域 ②商業地域			延床面積	①3,760.70㎡ ②79.80㎡
	敷地面積	①651.18㎡ ②50.85㎡			駐車場台数	14台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社		株式会社リオ・コンサルティング				
マスターリース会社		本投資法人	マスターリース種別		パス・スルー	
<b>特記事項</b>						
該当事項はありません。						
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。 （注2）建ぺい率は本来80%ですが、角地緩和及び防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						

ドミール北赤羽		物件番号		B-16	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2018年7月3日		信託受託者	
取得価格		785百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都北区赤羽北一丁目14番20号			
土地	地番	東京都北区赤羽北一丁目1506番2		竣工年月	2001年3月
	建ぺい率	70%（注1）		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根7階建
	容積率	200%		用途	寄宿舎（注2）・車庫
	用途地域	工業地域		延床面積	1,673.92㎡
	敷地面積	679.86㎡		駐車場台数	12台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		非開示（注3）		マスターリース種別	賃料保証
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来60%ですが、角地緩和の適用により70%となっています。					
（注2）登記簿上の用途は寄宿舎ですが、本書の日付現在住宅として使用されています。					
（注3）マスターリース会社より開示に承諾が得られていないことから非開示としています。					

ドミール北赤羽		物件番号		B-17	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2018年7月3日		信託受託者	
取得価格		986百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都北区赤羽北一丁目14番15号			
土地	地番	東京都北区赤羽北一丁目1506番1他1筆		竣工年月	1997年3月
	建ぺい率	60%		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建
	容積率	200%		用途	共同住宅（注1）・車庫
	用途地域	工業地域		延床面積	2,075.47㎡
	敷地面積	991.35㎡		駐車場台数	23台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		非開示（注2）		マスターリース種別	賃料保証
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）登記簿上の用途は共同住宅ですが、本書の日付現在学生寮として使用されています。					
（注2）マスターリース会社より開示に承諾が得られていないことから非開示としています。					

スプラディット新大阪Ⅲ		物件番号		B-18	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得価格		2,428百万円		信託設定日	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目1番11号		信託期間満了日	
土地	地番	大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目1番5		竣工年月	2015年2月
	建ぺい率	80%		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根15階建
	容積率	400%		用途	共同住宅・駐車場・駐輪場
	用途地域	商業地域		延床面積	4,794.48㎡
	敷地面積	1,118.04㎡		駐車場台数	14台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		信和建設株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。					

ゼフェロス南堀江		物件番号		B-19	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		みずほ信託銀行株式会社	
取得価格		1,608百万円		信託設定日	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市西区南堀江一丁目16番16号		信託期間満了日	
土地	地番	大阪府大阪市西区南堀江一丁目64番他2筆		竣工年月	2002年3月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根14階建
	容積率	600%		用途	共同住宅・店舗・駐輪場・ 車庫
	用途地域	商業地域		延床面積	3,114.33㎡
	敷地面積	576.42㎡		駐車場台数	16台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。					
（注）建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっております。					



シャルマンフジ大阪城南		物件番号		B-20	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得価格		905百万円		信託設定日	
				2017年4月11日	
				信託期間満了日	
				2028年7月31日	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市中央区内久宝寺町三丁目3番8号			
土地	地番	大阪府大阪市中央区 内久宝寺町三丁目25番1		建物	竣工年月
	建ぺい率	80%			2004年4月
	容積率	400%		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根10階建
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	敷地面積	397.96㎡		延床面積	1,612.76㎡
	所有形態	所有権		駐車場台数	8台
				所有形態	所有権
PM会社		伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	
				パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					

ピアチャーレ文の里		物件番号		B-21	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受託者	
取得年月日		2018年7月3日		三菱UFJ信託銀行株式会社	
取得価格		571百万円		信託設定日	
				2017年4月11日	
				信託期間満了日	
				2028年7月31日	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市阿倍野区阪南町一丁目12番18号			
土地	地番	大阪府大阪市阿倍野区阪南町 一丁目12番31		建物	竣工年月
	建ぺい率	80%			1999年2月
	容積率	300%		構造／階数	鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	敷地面積	499.00㎡（注）		延床面積	1,511.30㎡
	所有形態	所有権		駐車場台数	12台
				所有形態	所有権
PM会社		伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	
				パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 公共用道路の一部として提供している私道負担部分（約5.31㎡）を含みます。					

ヴァルトパーク南大井		物件番号		B-22	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2019年1月31日		信託受託者	
取得価格		715百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都品川区南大井六丁目20番16号			
土地	地番	東京都品川区南大井六丁目10番1		竣工年月	2005年2月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根10階建
	容積率	479%（注2）		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		延床面積	799.08㎡
	敷地面積	168.92㎡		駐車場台数	2台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注1）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
（注2）容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員による制限の影響により479%となっています。					

ラピュタ九条		物件番号		B-23	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2019年2月28日		信託受託者	
取得価格		1,480百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市西区九条南三丁目1番18号			
土地	地番	大阪府大阪市西区九条南三丁目1番9他3筆		竣工年月	1998年3月
	建ぺい率	98%（注1）		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建
	容積率	393%（注2）		用途	共同住宅・店舗・事務所
	用途地域	商業地域・準工業地域		延床面積	3,495.15㎡
	敷地面積	922.99㎡		駐車場台数	25台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		双日総合管理株式会社			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。					
（注1）建ぺい率は本来80%、60%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和及び対象面積の加重平均により98%となっています。					
（注2）容積率は本来400%、300%ですが、対象面積の加重平均により393%となっています。					

イマザキマンション エヌ・ワン		物件番号		B-24	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2019年2月28日		信託受託者	
取得価格		1,180百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		大阪府東大阪市長田中一丁目4番12号			
土地	地番	大阪府東大阪市長田中一丁目60番		竣工年月	1999年3月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根12階建
	容積率	400%		用途	共同住宅・店舗・事務所・車庫
	用途地域	商業地域		延床面積	3,733.63㎡
	敷地面積	727.20㎡		駐車場台数	34台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社フェニックス管理			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

ラルテ中津		物件番号		B-25	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2020年10月30日		信託受託者	
取得価格		565百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市北区豊崎六丁目16番14号			
土地	地番	大阪府大阪市北区豊崎六丁目9番2		竣工年月	2006年5月
	建ぺい率	80%（注）		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
	容積率	300%		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		延床面積	1,038.39㎡
	敷地面積	330.58㎡		駐車場台数	4台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社宅都プロパティ			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来60%ですが、準防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。					

シティヒルズ安堂寺		物件番号	B-26		
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2020年10月30日		信託設定日	2020年10月30日	
取得価格	1,750百万円		信託期間満了日	2030年10月31日	
所在地（住居表示）	大阪府大阪市中央区安堂寺二丁目4番1号				
土地	地番	建物	竣工年月	2008年3月	
	建ぺい率		100%（注）	構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 11階建
	容積率		400%	用途	共同住宅
	用途地域		商業地域	延床面積	2,906.41㎡
	敷地面積		708.81㎡	駐車場台数	21台
	所有形態		所有権	所有形態	所有権
PM会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

エルミタージュ新栄		物件番号	B-27		
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託 受益権の 概要	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
取得年月日	2020年10月30日		信託設定日	2020年10月30日	
取得価格	1,150百万円		信託期間満了日	2030年10月31日	
所在地（住居表示）	愛知県名古屋市中区新栄二丁目11番25号				
土地	地番	建物	竣工年月	2008年4月	
	建ぺい率		90%（注）	構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 10階建
	容積率		400%	用途	共同住宅
	用途地域		近隣商業地域	延床面積	3,014.98㎡
	敷地面積		676.89㎡	駐車場台数	22台
	所有形態		所有権	所有形態	所有権
PM会社	株式会社クルーズ				
マスターリース会社	本投資法人	マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>					
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。					
(注) 建ぺい率は本来80%ですが、準防火地域内の耐火建築物による緩和により90%となっています。					

サン・名駅南ビル		物件番号		B-28	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2020年10月30日		信託受託者	
取得価格		950百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目9番11号			
土地	地番	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目907番他1筆		竣工年月	2014年1月
	建ぺい率	100%（注）		構造／階数	鉄骨造陸屋根11階建
	容積率	600%		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		延床面積	2,253.66㎡
	敷地面積	303.68㎡		駐車場台数	5台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社長谷工ライブネット			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
北側市道及び南側市道は建築基準法第42条第2項に定める道路であり、再建築する際には、セットバック（道路中心線から2m）が必要となります。					
（注）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					

天神東レジデンス		物件番号		B-29	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2020年10月30日		信託受託者	
取得価格		913百万円		みずほ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		福岡県福岡市博多区古門戸町7番4			
土地	地番	福岡県福岡市博多区古門戸139番		竣工年月	2005年8月
	建ぺい率	80%		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根12階建
	容積率	476%（注）		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		延床面積	2,283.63㎡
	敷地面積	429.63㎡		駐車場台数	11台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		株式会社ミヨシアセットマネジメント			
マスターリース会社		本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注）容積率は本来400%、500%ですが、対象面積の加重平均により476%となっています。					

DeLCCS KASAI		物件番号		B-30	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2020年11月20日		信託受託者	
取得価格		1,320百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都江戸川区中葛西五丁目36番12号			
土地	地番	東京都江戸川区中葛西五丁目36番11		建物	竣工年月
	建ぺい率	100%（注1）			1998年7月
	容積率	500%		構造／階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根9階建
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	敷地面積	723.52㎡		延床面積	2,567.21㎡（注2）
	所有形態	所有権		駐車場台数	32台
PM会社	双日総合管理株式会社				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
<p>（注1） 建ぺい率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>（注2） 本物件には以下の附属建物がありますが、延床面積には含まれていません。</p> <p>1. 用途：塵芥室 構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 床面積：12.87㎡</p> <p>2. 用途：駐車場 構造：鉄骨造陸屋根平屋建 床面積：50.62㎡</p>					

セレニテ新大阪		物件番号		B-31	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2020年11月20日		信託受託者	
取得価格		1,148百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		大阪府大阪市淀川区宮原二丁目14番8号			
土地	地番	大阪府大阪市淀川区宮原二丁目14番5		建物	竣工年月
	建ぺい率	80%			2007年3月
	容積率	568%（注）		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根13階建
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	敷地面積	357.44㎡		延床面積	2,433.23㎡
	所有形態	所有権		駐車場台数	2台
PM会社	株式会社宅都プロパティ				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
（注）容積率は本来400%、600%ですが、対象面積の加重平均により568%となっています。					

マリオン城西		物件番号		B-32	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2020年11月20日		信託受託者	
取得価格		729百万円		三井住友信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市西区域西一丁目4番15号			
土地	地番	愛知県名古屋市西区域西一丁目412番		竣工年月	2007年1月
	建ぺい率	80%		構造／階数	鉄筋コンクリート造陸屋根10階建
	容積率	336%（注）		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域・商業地域		延床面積	1,692.95㎡
	敷地面積	451.11㎡		駐車場台数	12台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社長谷工ライブネット				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注) 容積率は本来300%、400%ですが、対象面積の加重平均により336%となっています。					

小滝橋パシフィカビル		物件番号		C-1	
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託受益権の概要	
取得年月日		2015年3月12日		信託受託者	
取得価格		3,350百万円		三菱UFJ信託銀行株式会社	
所在地（住居表示）		東京都新宿区西新宿七丁目10番18号			
土地	地番	東京都新宿区西新宿七丁目1番13他2筆		竣工年月	2008年10月
	建ぺい率	100%（注1）		構造／階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建
	容積率	698%（注2）		用途	店舗・共同住宅
	用途地域	商業地域		延床面積	1,528.45㎡
	敷地面積	217.53㎡		駐車場台数	-
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	株式会社スペーストラスト				
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー	
<b>特記事項</b>					
該当事項はありません。					
(注1) 建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
(注2) 容積率は本来600%、700%ですが、対象面積の加重平均により698%となっています。					

BECOME SAKAE		物件番号		C-3		
<b>特定資産の概要</b>						
特定資産の種類		不動産信託受益権		信託	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
取得年月日		2018年7月3日		受益権の	信託設定日	2004年8月2日
取得価格		4,770百万円		概要	信託期間満了日	2028年7月31日
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市中区栄三丁目32番6号				
土地	地番	愛知県名古屋市中区栄三丁目3203番1他1筆		建物	竣工年月	2005年8月
	建ぺい率	100%（注）			構造／階数	鉄骨造陸屋根地下1階付10階建
	容積率	800%			用途	店舗
	用途地域	商業地域			延床面積	7,440.93㎡
	敷地面積	885.02㎡			駐車場台数	35台
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
PM会社	株式会社リオ・コンサルティング					
マスターリース会社	本投資法人		マスターリース種別	パス・スルー		
<b>特記事項</b>						
本件土地と隣地との境界の一部が確定していません。						
（注）建ぺい率は本来80%ですが、商業地域・防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						



## (ヌ) 個別資産の損益状況

第17期 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

物件番号	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6
物件名称	FORECAST 西新宿	日本橋 プレイビル	FORECAST 四谷	FORECAST 新宿AVENUE	FORECAST 市ヶ谷	FORECAST 三田
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	89,851	85,617	56,129	204,993	157,526	65,298
賃貸事業収入	81,439	83,222	52,836	186,525	144,071	57,495
その他賃貸事業収入	8,412	2,394	3,292	18,468	13,454	7,803
②賃貸事業費用	17,380	14,623	11,152	39,321	29,330	12,347
管理業務費	3,403	4,987	2,442	9,320	8,239	2,890
水道光熱費	5,025	3,404	2,511	10,062	7,207	3,923
損害保険料	58	63	42	124	119	44
修繕費	2,139	367	890	531	2,170	92
租税公課	2,329	5,429	4,906	18,127	9,858	5,045
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	4,073	21	8	805	1,384	2
③賃貸NOI (①-②)	72,470	70,993	44,976	165,671	128,195	52,950
④減価償却費	12,412	12,018	5,507	27,153	33,293	7,136
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	60,058	58,975	39,468	138,518	94,902	45,814

(単位：千円)

物件番号	A-7	A-8	A-9	A-10	A-11	A-13
物件名称	FORECAST 新宿SOUTH	FORECAST 桜橋	グリーン オーク 茅場町	グリーン オーク 九段	グリーン オーク 高輪台	東池袋 センタービル
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	615,433	215,464	108,419	104,212	91,714	166,729
賃貸事業収入	579,116	200,470	98,240	96,077	84,384	102,705
その他賃貸事業収入	36,316	14,994	10,179	8,134	7,329	64,024
②賃貸事業費用	209,889	37,718	24,236	21,530	18,151	25,027
管理業務費	35,539	13,787	6,222	5,538	3,807	8,241
水道光熱費	19,254	9,471	7,508	5,997	5,778	5,696
損害保険料	459	189	91	82	75	139
修繕費	1,951	2,042	1,278	621	539	1,394
租税公課	15,701	10,314	8,220	8,937	7,593	8,634
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	136,634	1,563	565	3	6	571
③賃貸NOI (①-②)	405,543	177,746	84,183	82,681	73,562	141,701
④減価償却費	42,500	13,745	8,556	6,960	15,061	13,532
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	363,042	164,001	75,626	75,721	58,501	128,169

(単位：千円)

物件番号	A-14	A-16	A-17	A-19	A-20	A-21
物件名称	セントラル 代官山	広尾リープレ ックス・ビズ	芝公園三丁目 ビル	九段北325 ビル	FORECAST 内神田	イトーピア 岩本町 二丁目ビル
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	85,216	84,962	236,241	59,678	41,298	104,545
賃貸事業収入	78,427	75,836	218,440	53,899	38,713	98,509
その他賃貸事業収入	6,789	9,126	17,801	5,779	2,585	6,036
②賃貸事業費用	14,468	14,099	44,669	18,290	10,322	25,333
管理業務費	3,143	3,054	9,053	4,780	2,643	7,292
水道光熱費	3,857	3,042	12,839	2,533	2,385	7,177
損害保険料	50	41	183	50	47	103
修繕費	583	2,254	3,385	477	1,415	2,063
租税公課	6,480	5,316	17,608	6,957	3,373	8,290
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	3	39	1,249	3,141	107	55
③賃貸NOI (①-②)	70,747	70,863	191,571	41,388	30,976	79,212
④減価償却費	4,443	3,394	15,440	4,242	3,663	9,321
⑤固定資産除却損	1,852	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	64,452	67,468	176,131	37,146	27,313	69,891

(単位：千円)

物件番号	A-22	A-23	A-24	A-25	A-26	A-27
物件名称	イトーピア 岩本町 一丁目ビル	イトーピア 岩本町 ANNEXビル	ビジョンビ ル	FORECAST 人形町	FORECAST 人形町PLACE	FORECAST 新常盤橋
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	85,868	79,962	非開示 (注)	65,876	63,204	62,499
賃貸事業収入	82,814	77,007		59,561	56,211	55,488
その他賃貸事業収入	3,053	2,954		6,315	6,993	7,010
②賃貸事業費用	18,233	22,224		15,179	13,112	10,492
管理業務費	6,870	6,194		4,293	3,386	2,448
水道光熱費	3,378	3,670		3,441	4,575	3,020
損害保険料	92	81		77	50	50
修繕費	1,283	450		673	701	980
租税公課	6,060	5,402		6,343	4,026	3,636
信託報酬	350	350		350	350	350
その他賃貸事業費用	199	6,075	-	22	6	
③賃貸NOI (①-②)	67,635	57,738	73,273	50,697	50,091	52,007
④減価償却費	11,067	9,109	9,861	6,078	3,845	4,139
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	94	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	56,567	48,628	63,412	44,619	46,152	47,867

(注) エンドテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(単位：千円)

物件番号	A-28	A-29	A-30	A-31	A-32	A-33
物件名称	西新宿三晃ビル	飯田橋 リープレックス・ビズ	FORECAST 品川	西五反田 8丁目ビル	藤和東五反田 ビル	FORECAST 高田馬場
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	82,609	44,506	74,760	85,268	76,229	183,302
賃貸事業収入	75,539	36,273	66,709	73,763	71,057	170,681
その他賃貸事業収入	7,069	8,232	8,051	11,505	5,172	12,621
②賃貸事業費用	17,833	10,293	16,412	22,440	16,127	32,399
管理業務費	4,051	2,505	5,064	6,379	5,788	9,117
水道光熱費	4,033	4,284	3,927	4,794	2,846	8,101
損害保険料	71	37	79	88	92	173
修繕費	691	156	792	973	757	1,164
租税公課	6,567	2,855	6,171	7,651	6,268	12,386
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	2,067	104	27	2,202	24	1,106
③賃貸NOI (①-②)	64,776	34,213	58,348	62,828	60,102	150,903
④減価償却費	4,760	4,161	7,522	5,194	10,747	20,105
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	60,015	30,052	50,826	57,633	49,354	130,797

(単位：千円)

物件番号	A-34	A-35	A-36	A-37	A-38	A-39
物件名称	目白NTビル	東信東池袋 ビル	三井ウッドイ ビル	板橋本町ビル	ANTEX24ビル	イトーピア 清洲橋通 ビル
運用日数	139日	184日	139日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	92,837	40,579	73,341	144,193	59,920	75,125
賃貸事業収入	83,103	35,896	67,118	117,461	53,958	70,004
その他賃貸事業収入	9,734	4,683	6,222	26,732	5,962	5,121
②賃貸事業費用	19,448	10,844	17,316	46,172	12,642	16,928
管理業務費	6,061	3,216	5,925	18,597	3,916	5,351
水道光熱費	4,882	2,387	4,157	11,321	3,486	4,263
損害保険料	127	46	118	160	65	72
修繕費	1,467	959	376	2,425	599	1,513
租税公課	6,318	2,505	6,318	8,610	4,052	5,066
信託報酬	265	350	265	350	350	350
その他賃貸事業費用	326	1,379	155	4,706	171	311
③賃貸NOI (①-②)	73,389	29,734	56,024	98,020	47,278	58,197
④減価償却費	9,529	4,048	10,110	15,354	8,777	8,710
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	63,859	25,685	45,913	82,666	38,501	49,486

(単位：千円)

物件番号	A-40	A-41	A-42	A-43	A-44	A-45
物件名称	イースト サイドビル	I・S南森町 ビル	サンワールド ビル	丸の内 三丁目ビル	MK麴町ビル	虎ノ門桜ビル
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	52,305	97,407	非開示 (注)	79,940	40,842	113,843
賃貸事業収入	45,564	88,388		75,521	38,605	109,172
その他賃貸事業収入	6,741	9,018		4,418	2,237	4,671
②賃貸事業費用	10,638	30,131		21,896	16,317	23,983
管理業務費	3,545	5,904		7,856	3,313	7,699
水道光熱費	2,863	7,084		4,912	1,693	4,689
損害保険料	52	144		120	45	81
修繕費	1,170	6,118		560	4,486	1,018
租税公課	2,261	9,549		6,472	6,112	9,846
信託報酬	350	350		350	350	350
その他賃貸事業費用	394	980		1,624	315	298
③賃貸NOI (①-②)	41,666	67,276	32,675	58,043	24,525	89,860
④減価償却費	3,341	16,285	6,723	13,044	2,805	7,731
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	38,325	50,991	25,951	44,999	21,719	82,129

(注) 転借人であるテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(単位：千円)

物件番号	A-46	A-47	A-48	A-49	A-50	A-51
物件名称	ラ・バリテ AKASAKA	神田オーシャ ンビル	Shinto GINZA EAST	FORECAST 茅場町	FORECAST 早稲田FIRST	FORECAST 五反田WEST
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	61,578	52,768	35,087	106,185	140,408	265,701
賃貸事業収入	58,669	47,271	33,987	93,506	128,073	248,343
その他賃貸事業収入	2,909	5,497	1,099	12,679	12,335	17,358
②賃貸事業費用	11,140	12,314	7,306	23,467	32,233	62,473
管理業務費	3,561	2,446	2,154	6,668	8,021	16,511
水道光熱費	2,332	3,763	1,199	6,993	9,695	13,583
損害保険料	46	44	29	105	128	299
修繕費	22	1,222	90	983	2,087	2,946
租税公課	4,828	3,452	2,880	7,841	11,375	28,264
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	-	1,034	601	524	575	518
③賃貸NOI (①-②)	50,437	40,454	27,780	82,717	108,174	203,228
④減価償却費	3,814	3,631	2,857	10,971	11,600	43,917
⑤固定資産除却損	-	-	-	503	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	46,623	36,823	24,923	71,242	96,574	159,310

(単位：千円)

物件番号	A-52	A-53	A-54	A-55	A-56	A-57
物件名称	大宮センタービル	三井住友銀行高麗橋ビル	NORE伏見	NORE名駅	ホームートホライゾンビル	三宮ファーストビル
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	547,993	137,841	119,483	110,745	206,465	70,481
賃貸事業収入	515,654	111,888	106,238	97,208	198,700	60,764
その他賃貸事業収入	32,339	25,953	13,245	13,536	7,764	9,716
②賃貸事業費用	88,760	47,829	26,430	30,017	50,389	21,455
管理業務費	33,545	10,879	7,702	7,707	12,557	8,216
水道光熱費	22,833	17,596	8,120	8,592	9,128	6,729
損害保険料	510	159	100	110	180	101
修繕費	1,525	1,503	1,070	980	2,100	1,305
租税公課	26,932	17,070	7,650	9,831	24,673	4,706
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	3,064	270	1,436	2,444	1,399	46
③賃貸NOI (①-②)	459,232	90,011	93,053	80,727	156,075	49,026
④減価償却費	61,478	18,185	19,497	17,667	14,346	10,048
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	397,753	71,825	73,555	63,060	141,729	38,977

(単位：千円)

物件番号	A-58	A-59	A-60	A-61	A-62	A-63
物件名称	藤和神田錦町ビル	友泉東日本橋駅前ビル	広尾ONビル	TK五反田ビル	五反田さくらビル	エスプリ亀戸
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	33,196	37,635	74,902	108,719	48,564	47,507
賃貸事業収入	28,572	35,670	68,202	101,159	44,071	39,594
その他賃貸事業収入	4,624	1,964	6,700	7,559	4,492	7,912
②賃貸事業費用	50,077	11,248	15,577	28,143	14,229	12,945
管理業務費	2,361	2,564	4,880	5,555	2,271	3,223
水道光熱費	2,216	1,756	3,595	5,901	2,836	4,669
損害保険料	33	40	60	114	39	50
修繕費	39	2,417	933	2,502	13	1,532
租税公課	1,365	3,846	5,652	9,075	1,468	2,964
信託報酬	350	350	350	350	-	350
その他賃貸事業費用	43,712	273	106	4,645	7,600	156
③賃貸NOI (①-②)	△ 16,881	26,387	59,324	80,575	34,334	34,561
④減価償却費	1,780	4,451	4,541	9,252	4,099	3,156
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	△ 18,661	21,935	54,783	71,323	30,235	31,404

(単位：千円)

物件番号	A-64	A-65	A-66	A-67	A-68	A-69
物件名称	アルテビル 肥後橋	ダイヤビル 名駅	天翔御茶ノ水 ビル	FORECAST 亀戸	ユニゾ神田 須田町二丁目 ビル	リードシー 目黒不動産
運用日数	184日	184日	184日	184日	63日	63日
①賃貸事業収益	70,154	49,910	非開示 (注)	87,608	9,394	12,166
賃貸事業収入	62,370	43,688		82,904	8,681	11,661
その他賃貸事業収入	7,784	6,221		4,704	712	505
②賃貸事業費用	19,310	14,988		18,941	3,650	1,642
管理業務費	6,481	4,646		5,529	907	761
水道光熱費	5,332	4,203		4,981	417	26
損害保険料	98	68		90	11	8
修繕費	775	407		609	166	67
租税公課	6,072	4,950		7,276	-	-
信託報酬	550	350		350	103	103
その他賃貸事業費用	-	361		105	2,044	674
③賃貸NOI (①-②)	50,843	34,921		34,614	68,667	5,743
④減価償却費	5,375	3,018	5,113	14,111	1,091	974
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	45,468	31,903	29,501	54,555	4,652	9,549

(注) 転借人であるテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(単位：千円)

物件番号	A-70	A-71	A-72	B-1	B-2	B-4
物件名称	ザ・スクエア	築地フロント	八丁堀 リバーゲート	タワーコート 北品川	スカイヒルズ N11	マイアトリア 栄
運用日数	63日	42日	42日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	11,444	5,328	5,720	407,055	77,128	37,979
賃貸事業収入	11,046	5,220	5,282	389,084	61,056	37,969
その他賃貸事業収入	397	107	437	17,970	16,072	10
②賃貸事業費用	2,980	470	417	96,480	8,430	7,730
管理業務費	1,260	317	269	31,901	375	1,879
水道光熱費	934	80	73	4,931	-	446
損害保険料	18	4	4	412	124	59
修繕費	246	-	-	23,569	893	1,050
租税公課	-	-	-	19,500	6,685	2,594
信託報酬	103	69	69	350	350	350
その他賃貸事業費用	416	-	0	15,813	2	1,350
③賃貸NOI (①-②)	8,464	4,858	5,303	310,574	68,697	30,249
④減価償却費	1,482	387	541	67,994	14,695	14,174
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	6,981	4,470	4,761	242,580	54,001	16,074

(単位：千円)

物件番号	B-5	B-6	B-7	B-8	B-9	B-10
物件名称	マックヴィラ ージュ平安	シーム・ドエ ル筒井	シエル薬院	神田リープレ ックス・ リズ	スプランディ ッド難波	レジデンス 広尾
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	28,068	23,915	24,475	55,569	109,248	60,923
賃貸事業収入	27,641	23,915	23,690	54,026	107,839	58,826
その他賃貸事業収入	426	-	785	1,543	1,408	2,096
②賃貸事業費用	4,933	5,293	6,614	10,223	22,349	11,679
管理業務費	1,895	1,874	1,370	4,754	6,082	2,489
水道光熱費	285	-	649	2	735	542
損害保険料	43	33	29	51	137	50
修繕費	434	1,073	1,645	710	3,139	2,623
租税公課	1,923	1,622	1,352	2,460	7,186	2,771
信託報酬	350	350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用	-	340	1,216	1,893	4,718	2,850
③賃貸NOI (①-②)	23,135	18,621	17,861	45,345	86,898	49,244
④減価償却費	9,429	7,221	6,520	8,736	33,968	5,142
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	13,706	11,399	11,341	36,609	52,930	44,101

(単位：千円)

物件番号	B-11	B-12	B-13	B-14	B-15	B-16
物件名称	レジデンス 日本橋箱崎	Primegate 飯田橋	レジデンス 江戸川橋	メルヴィ洗足	フィールドア ベニュー	ドミール 北赤羽
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	非開示 (注)	142,591	30,774	20,495	78,021	非開示 (注)
賃貸事業収入		136,115	28,061	18,953	69,138	
その他賃貸事業収入		6,475	2,713	1,541	8,882	
②賃貸事業費用		38,408	7,349	6,967	13,625	
管理業務費		12,650	1,545	1,254	2,703	
水道光熱費		4,178	193	231	3,365	
損害保険料		181	27	21	73	
修繕費		6,278	2,442	2,545	877	
租税公課		9,651	1,222	1,012	3,442	
信託報酬		350	350	350	350	
その他賃貸事業費用		5,118	1,567	1,551	2,813	
③賃貸NOI (①-②)	34,630	104,182	23,425	13,527	64,395	16,872
④減価償却費	4,023	9,442	3,033	2,268	7,542	1,866
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	30,607	94,739	20,392	11,259	56,853	15,005

(注) 転借人であるテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(単位：千円)

物件番号	B-17	B-18	B-19	B-20	B-21	B-22
物件名称	ドーミー 北赤羽	スブランディ ッド新大阪Ⅲ	ゼフェロス 南堀江	シャルマン フジ大阪城南	ピアチェーレ 文の里	ヴァルト パーク南大井
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日	184日
①賃貸事業収益	非開示 (注)	73,783	47,226	25,147	19,185	17,944
賃貸事業収入		72,709	46,980	23,554	18,272	17,318
その他賃貸事業収入		1,073	246	1,592	912	626
②賃貸事業費用		13,287	10,590	6,819	5,409	2,652
管理業務費		4,056	2,388	1,221	1,307	835
水道光熱費		561	754	586	586	157
損害保険料		82	57	30	28	16
修繕費		1,237	2,065	2,135	1,696	43
租税公課		4,820	2,457	1,356	1,016	748
信託報酬		350	350	350	350	350
その他賃貸事業費用		2,177	2,517	1,138	423	500
③賃貸NOI (①-②)		22,314	60,495	36,635	18,327	13,775
④減価償却費	1,825	18,646	5,649	3,654	2,823	1,439
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	20,488	41,849	30,986	14,673	10,952	13,852

(注) 転借人であるテナントより承諾が得られていないことから非開示としています。

(単位：千円)

物件番号	B-23	B-24	B-25	B-26	B-27	B-28
物件名称	ラピュタ九条	イマザキ マンション エヌ・ワン	ラルテ中津	シティヒルズ 安堂寺	エルミタージュ ユ新栄	サン・名駅南 ビル
運用日数	184日	184日	63日	63日	63日	63日
①賃貸事業収益	43,672	42,317	5,588	14,126	12,608	8,627
賃貸事業収入	42,423	39,289	5,165	13,271	12,551	8,429
その他賃貸事業収入	1,248	3,027	423	854	57	197
②賃貸事業費用	11,485	13,125	669	4,072	1,866	1,572
管理業務費	3,561	2,137	331	653	924	495
水道光熱費	550	1,549	146	130	117	114
損害保険料	61	78	6	20	19	13
修繕費	690	5,599	-	2,012	470	290
租税公課	2,637	2,205	-	-	-	-
信託報酬	350	350	103	103	103	103
その他賃貸事業費用	3,633	1,204	81	1,152	231	555
③賃貸NOI (①-②)	32,186	29,192	4,919	10,053	10,741	7,055
④減価償却費	4,391	3,878	1,013	3,451	2,616	2,224
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	27,794	25,313	3,905	6,602	8,125	4,831



(単位：千円)

物件番号	B-29	B-30	B-31	B-32	C-1	C-2
物件名称	天神東 レジデンス	DeLCCS KASAI	セレニテ 新大阪	マリオン城西	小滝橋 パシフィカ ビル	光明池 アクト
運用日数	63日	42日	42日	42日	184日	139日
①賃貸事業収益	9,037	8,447	6,314	3,173	82,749	107,815
賃貸事業収入	8,668	8,220	6,122	2,771	74,524	72,221
その他賃貸事業収入	369	227	191	401	8,225	35,593
②賃貸事業費用	1,180	1,466	882	385	29,381	70,834
管理業務費	561	709	339	310	4,286	16,131
水道光熱費	253	173	31	24	5,199	23,261
損害保険料	16	10	8	5	41	181
修繕費	11	40	-	-	11,221	4,530
租税公課	-	-	-	-	5,412	6,545
信託報酬	120	69	69	-	350	265
その他賃貸事業費用	216	465	434	45	2,869	19,919
③賃貸NOI (①-②)	7,857	6,981	5,431	2,787	53,368	36,981
④減価償却費	1,686	793	872	948	10,617	20,777
⑤固定資産除却損	-	-	-	-	-	-
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	6,170	6,187	4,559	1,838	42,750	16,203

(単位：千円)

物件番号	C-3	
物件名称	BECOME SAKAE	合計
運用日数	184日	
①賃貸事業収益	115,890	8,804,948
賃貸事業収入	102,861	8,051,460
その他賃貸事業収入	13,029	753,488
②賃貸事業費用	61,189	2,140,274
管理業務費	7,698	556,200
水道光熱費	6,531	424,113
損害保険料	126	8,718
修繕費	957	161,418
租税公課	10,467	600,503
信託報酬	350	32,417
その他賃貸事業費用	35,057	356,902
③賃貸NOI (①-②)	54,701	6,664,674
④減価償却費	14,520	1,016,725
⑤固定資産除却損	-	2,450
⑥賃貸事業損益 (③-④-⑤)	40,180	5,645,497

## (ル) 資本的支出の状況

## a. 資本的支出の予定

本投資法人が保有する資産に関し、第18期に計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち、主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上費用処理される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額 (百万円) (注)		
				総額	当期支払額	既支払額
セントラル代官山	東京都渋谷区	エレベーターリニューアル工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	13	—	—
FORECAST高田馬場	東京都豊島区	受変電設備改修工事 (2期)	自 2021年 1月 至 2021年 6月	15	—	—
サンワールドビル	大阪府大阪市	機械式駐車場部品交換工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	11	—	—
MK麴町ビル	東京都千代田区	建築大規模修繕工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	50	—	—
		1階貸付改修工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	10	—	—
		地下1階貸付改修工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	10	—	—
FORECAST早稲田FIRST	東京都新宿区	1階店舗空調設備更新工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	14	—	—
三井住友銀行高麗橋ビル	大阪府大阪市	自動火災報知設備更新工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	10	—	—
ホームットホライゾンビル	東京都千代田区	機械式駐車場部品交換工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	32	—	—
TK五反田ビル	東京都品川区	エレベーターリニューアル工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	17	—	—
Primegate飯田橋	東京都新宿区	5階排水横主管更新工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	14	—	—
イマザキマンション エヌ・ワン	大阪府東大阪市	インターホン設備更新工事	自 2021年 1月 至 2021年 6月	13	—	—

(注) 「工事予定金額」は、百万円未満を切捨てて記載しています。

b. 期中の資本的支出

本投資法人が、当期に行った資本的支出に該当する主要な工事は以下のとおりです。当期の資本的支出は398百万円であり、費用に区分された修繕費161百万円と合わせ、計559百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称	所在地	目的	期間	支出金額 (百万円) (注)
セントラル代官山	東京都渋谷区	7階用途変更工事	自 2020年10月 至 2020年12月	22
FORECAST品川	東京都品川区	キュービクル更新工事	自 2020年11月 至 2020年11月	30
I・S南森町ビル	大阪府大阪市	外壁改修工事	自 2020年 7月 至 2020年11月	54
		全熱交換器更新工事	自 2020年 7月 至 2020年 9月	38
ホームマートホライゾンビル	東京都千代田区	外調機更新工事	自 2020年10月 至 2020年12月	38
フィールドアベニュー	東京都大田区	ELVリニューアル工事	自 2020年11月 至 2020年11月	12
その他の資本的支出				201
合計				398

(注) 「支出金額」は、百万円未満を切捨てて記載しています。

c. 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な大規模修繕等の支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積み立てています。

(単位：百万円)

計算期間	第13期 自 2018年 7月 1日 至 2018年12月31日	第14期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	第15期 自 2019年 7月 1日 至 2019年12月31日	第16期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	第17期 自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
当期首積立金残高	27	307	819	507	980
当期積立額	1,700	1,031	732	888	771
当期積立金取崩額	1,420	519	1,044	415	398
次期繰越額	307	819	507	980	1,353

(注) 上記記載の金額は百万円未満を切捨てて記載しています。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産等の推移】

年月日	総資産額 (百万円) (注2)(注3)	純資産総額 (百万円) (注2)(注3)	1口当たり純資産額 (円) (注3)
第12期計算期間末 (2018年6月30日)	230,689 (227,359)	112,639 (109,309)	287,522 (279,022)
第13期計算期間末 (2018年12月31日)	269,146 (265,306)	130,378 (126,537)	289,774 (281,238)
第14期計算期間末 (2019年6月30日)	270,269 (265,942)	130,863 (126,536)	290,853 (281,236)
第15期計算期間末 (2019年12月31日)	270,279 (266,278)	130,536 (126,536)	290,126 (281,234)
第16期計算期間末 (2020年6月30日)	270,060 (265,908)	130,687 (126,535)	290,461 (281,233)
第17期計算期間末 (2020年12月31日)	277,192 (271,748)	131,978 (126,534)	293,331 (281,231)

(注1) 記載未満の端数について、切捨てて記載しています。

(注2) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

(注3) 本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たり純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

(注4) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

なお、本投資口の取引所価格の推移は次のとおりです。

事業年度別 最高・最低 投資口価格	回次 決算年月	第12期 2018年6月	第13期 2018年12月	第14期 2019年6月	第15期 2019年12月	第16期 2020年6月	第17期 2020年12月
	最高(円)	337,500	382,500	437,500	500,000	516,000	375,500
	最低(円)	308,500	325,500	357,000	419,500	222,900	312,500

月別最高・ 最低投資口 価格	月別	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
	最高(円)	509,000	516,000	484,000	326,000	378,500	392,500
	最低(円)	462,000	466,000	222,900	259,000	318,000	340,000

月別最高・ 最低投資口 価格	月別	2020年 7月	2020年 8月	2020年 9月	2020年 10月	2020年 11月	2020年 12月
	最高(円)	344,000	372,000	367,000	362,000	362,500	375,500
	最低(円)	312,500	317,000	335,000	329,000	337,500	354,500

(注) 最高・最低投資口価格は東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

②【分配の推移】

計算期間	分配総額 (百万円) (注)	1口当たり分配金 (円)	1口当たり利益超過 分配金 (円)
第12期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月30日	3,329	8,500	—
第13期 自 2018年 7月 1日 至 2018年12月31日	3,840	8,536	—
第14期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	4,326	9,617	—
第15期 自 2019年 7月 1日 至 2019年12月31日	4,000	8,892	—
第16期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	4,151	9,228	—
第17期 自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日	5,444	12,100	—

(注) 「分配総額」は、百万円未満を切捨てて記載しています。

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間	自己資本利益率 (注)	年換算値
第12期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月30日	3.0%	6.0%
第13期 自 2018年 7月 1日 至 2018年12月31日	3.2%	6.3%
第14期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	3.3%	6.7%
第15期 自 2019年 7月 1日 至 2019年12月31日	3.1%	6.1%
第16期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	3.2%	6.4%
第17期 自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日	4.1%	8.2%

(注) 「自己資本利益率」は、以下の計算式により算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

$$\text{自己資本利益率} = \text{当期純利益} \div (\text{期首純資産額} + \text{期末純資産額}) \div 2 \times 100$$

## 第二部【投資法人の詳細情報】

### 第1【投資法人の追加情報】

#### 1【投資法人の沿革】

2010年 9月 2日	設立企画人（ボラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現 双日リートアドバイザーズ株式会社））による投信法第69条第1項に基づく投資法人の設立に係る届出
2010年 9月 8日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の成立
2010年10月13日	投信法第188条に基づく登録の申請
2010年10月26日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長第72号）
2011年 1月23日	規約の変更
2011年 3月29日	住宅1棟及びオフィス3棟を取得し、資産運用開始
2012年 9月 4日	規約の変更
2014年 1月20日	規約の変更
2014年 4月24日	東京証券取引所に上場
2015年 9月18日	規約の変更
2017年 9月20日	規約の変更
2019年 9月20日	規約の変更

## 2【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有 投資口数 (口)
執行役員	杉田 俊夫	1982年 4月 1990年12月 1992年12月 1998年 3月 2001年11月 2004年 4月 2005年10月 2007年 4月 2010年 6月 2011年 4月  2014年 3月 2015年 3月 2016年 6月 2016年 7月 2017年 6月 2017年10月 2017年11月	日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 財務部 同社 機械経理部 日商岩井ベネルクス会社 (ブラッセル店) 同社 財務部 日商岩井シンガポール会社 (会社合併) 双日アジア会社 双日株式会社 経営企画部 同社 IR室 室長 同社 IR部 部長 双日 (香港) 会社 董事兼総経理 兼 同社 深圳出張所長 兼 同社 昆明出張所長 双日リートアドバイザーズ株式会社 財務経理部長 (出向) 同社 財務企画本部副本部長 (出向) 同社 代表取締役社長 (出向) 同社 代表取締役社長 (転籍) 同社 代表取締役社長兼財務企画本部長 日本リート投資法人 執行役員 (現任) 双日リートアドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 (現任)	—
監督役員	島田 康弘	1995年 4月  1996年11月 1998年 7月 2001年 6月 2007年11月 2009年 1月 2010年 9月 2010年11月	安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 資金為 替事務部兼不動産鑑定部 同社 マーケット営業部 同社 人事部 みずほ信託銀行株式会社 不動産投資顧問部 最高裁判所司法修習生 TMI総合法律事務所 弁護士 日本リート投資法人 監督役員 (現任) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士(現任)	—
監督役員	矢作 大	2003年 7月 2004年11月 2010年 6月 2010年 9月	宇佐美一雄税理士事務所 霞ヶ関国際会計事務所 虎ノ門パートナーズ 設立 代表 (現任) 日本リート投資法人 監督役員 (現任)	—

(注1) 杉田俊夫は、本資産運用会社の代表取締役社長と本投資法人の執行役員を兼務しており、金融商品取引法第31条の4第1項の規定に基づき、2017年10月13日付で金融庁長官に対して届け出ています。

(注2) 執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2019年9月20日開催の投資主総会において、本資産運用会社の取締役副社長兼財務企画本部長である林幸広が補欠執行役員として、また、土橋靖子が補欠監督役員として、それぞれ選任されました。効力を有する期間はいずれも2019年10月1日から2年間です。



### 3【その他】

#### (1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第20条）。ただし、役員が欠けた場合等において、関東財務局長は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができます（投信法第108条第2項、第225条第1項及び第6項）。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年です（規約第20条第2項本文）。ただし、法令に定める限度において、投資主総会の決議によってその期間を短縮又は延長することを妨げません。さらに、補欠として又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第20条第2項ただし書）。また、補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会）において選任された被補欠者である執行役員又は監督役員の任期が満了する時までとします。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとします（規約第20条第3項）。

執行役員及び監督役員の解任は投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

#### (2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

##### ① 規約等の重要事項の変更

規約の変更に係る手続等については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照ください。なお、本投資法人は、2019年9月20日開催の投資主総会において、規約を改正しました。

##### ② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

##### ③ 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

#### (3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

なお、本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて購入することが可能です。

### 2【買戻し手続等】

本投資口は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第8条第1項）。

なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができます（規約第8条第2項）。

本投資口は東京証券取引所に上場されており、同金融商品取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資口を譲渡することも可能です。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

- ① 本投資法人が発行する投資口の1口当たり純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期ごとに、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

- ② 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）（以下「投資法人計算規則」といいます。）、投信協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、原則として運用資産の種類ごとに以下のとおり定めています（規約第32条、別紙2）。

a. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却の算定方法は、建物部分、設備部分ともに、原則として定額法によりますが、正当な理由により、定額法による算定が適当でなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができます。

b. 信託の受益権及び匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が上記a.に掲げる資産の場合は、上記a.に従った評価を、金融資産及び負債の場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をしたうえで、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とします。

c. 有価証券

(a) 金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいいます。）に基づき算出した価格により評価します。

(b) 上記以外の有価証券

金融商品取引業者等から気配相場が提示されている場合には、当該気配相場で評価することを原則とします。気配相場が提示されていない場合には、投信協会の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって評価することを原則とします。

d. 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した価額とします。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認識される場合には、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価額とします。

e. 金銭の信託の受益権

投資運用する資産に応じて上記a. からd. まで並びに下記f. 及びg. に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従ったうえで、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

f. デリバティブ取引に係る権利

金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、取引所金融商品市場の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいいます。）に基づき算出した価額とします。基準日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額とします。金融商品取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を査定することが極めて困難と認められる取引については、取得価額をもって評価します。一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

g. その他

上記に定めがない場合は、投信法、投信協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価します。

a. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額とします。

b. 信託の受益権及び匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が前記②のa.に掲げる資産の場合は前記②のa.に従った評価額を、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をしたうえで、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とします。

④ 資産の評価の基準日は、原則として決算期とします。ただし、前記②のd.及びf.に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価することができる資産については、毎月末日とします。

⑤ 前記②及び③に定める評価方法については、継続性の原則により変更は行いません。ただし、正当な事由により採用した方法による評価が適当でなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更することができます。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告において次の事項を記載します。

a. 当該評価方法の変更の事実及び変更日

b. 変更前に採用していた評価方法と変更後の評価方法の具体的内容

c. 期末における変更前に使用していた評価方法による評価額と変更後の評価方法による評価額

d. 具体的な変更方法

e. その他、投資主保護に必要な事項

⑥ 1口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人計算規則第58条、第68条）が、貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が通知され、承認済みの計算書類等が投資主に提供されます（投信法第131条第2項から第5項まで、投資法人計算規則第81条）。また、金融商品取引法に基づいて、決算期後3か月以内に関東財務局長に提出される有価証券報告書に記載され、投資主及びその他希望する者は、財務省関東財務局又は金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）において、これを閲覧することができます。

⑦ 投資口1口当たりの純資産額についての投資者による照会方法

投資口1口当たりの純資産額については、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

双日リートアドバイザーズ株式会社

東京都港区新橋一丁目18番1号

電話番号 03-5501-0080

（2）【保管】

本投資口は、振替投資口ですので、本（2）について該当事項はありません。ただし、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しないとき、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。この場合、投資主は証券会社等と保護預り契約を締結して投資証券の保管を依頼し、又は、投資主自身が直接保管することができます。

（3）【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

（4）【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までとします（規約第34条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とします（規約第7条）。

(ロ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、400万口とします。本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができるものとします。当該募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）の発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認した金額とします（規約第5条第1項及び第3項）。

(ハ) 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第5条第2項）。

② 解散条件

本投資法人における解散事由は、以下のとおりです（投信法第143条）。

(イ) 投資主総会の決議

(ロ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

(ハ) 破産手続開始の決定

(ニ) 解散を命ずる裁判

(ホ) 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります（投信法第93条の2第2項、第140条）。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主総会における議決権」をご参照ください。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下のとおりです。

(イ) 本資産運用会社：双日リートアドバイザーズ株式会社

資産運用委託契約

期間	本投資法人が投信法に基づく登録を完了した日（2010年10月26日）からその効力が生じ、契約期間の定めはありません。
更新	該当事項はありません。
解約	<p>i. 本投資法人は、本資産運用会社が投信協会の会員でなくなった場合には、事前に投資主総会の決議を経た上で、本資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより直ちに資産運用委託契約を解約することができます。</p> <p>ii. 本投資法人は、本資産運用会社に対して、6か月前に書面による通知をし、かつ、事前に投資主総会の決議を経た上で、資産運用委託契約を解約することができます。</p> <p>iii. 本資産運用会社は、本投資法人に対して、6か月前の書面による通知をもって、資産運用委託契約の解約を申し入れることができるものとし、本投資法人は、当該解約の申入れを受けた場合、直ちに投資主総会を開催して資産運用委託契約の解約に関する承認を求め、又は、やむを得ない事由がある場合は内閣総理大臣の許可を求めるものとし、資産運用委託契約の解約に関し投資主総会の承認が得られた場合又は内閣総理大臣の許可が得られた場合、本投資法人は、当該解約申入れに同意するものとし、資産運用委託契約は、通知に定められた解約日において終了するものとし、</p> <p>iv. 前記i. からiii. までの規定にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合、役員会の決議により、直ちに資産運用委託契約を解約することができます。</p> <p>(i) 本資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。）</p> <p>(ii) 本資産運用会社につき、支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生法上の再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合</p> <p>(iii) 前記(i)又は(ii)に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合</p> <p>v. 本投資法人は、本資産運用会社が次の各(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合、資産運用委託契約を解約します。</p> <p>(i) 金融商品取引法に定める金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第4項に定める投資運用業（金融商品取引法第2条第8項第12号イに定める業務を行うものに限り、）を行うものであり、かつ宅地建物取引業法第3条第1項の免許及び宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている者に限り、）でなくなった場合</p> <p>(ii) 投信法第200条各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(iii) 解散した場合</p>
変更等	本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って変更することができます。
再委託	本資産運用会社は、委託業務の全部を第三者に委託することはできず、また委託業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に本投資法人の書面による同意を得なければなりません。

(ロ) 一般事務受託者兼資産保管会社兼投資主名簿等管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

一般事務委託契約

期間	本書の日付現在の有効期間は、2022年6月30日までです。
更新	有効期間の満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申出がなされなかったときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	<p>i. 本投資法人又は一般事務受託者が、その相手方に対し一般事務委託契約の終了を申し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、一般事務委託契約は終了します。かかる契約の終了にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該承諾の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。</p> <p>ii. 本投資法人及び一般事務受託者は、その相手方が一般事務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期間を定めてその履行を催告した上、当該期間内に履行がないときは一般事務委託契約を解除することができます。</p> <p>iii. 本投資法人又は一般事務受託者は、本投資法人においては一般事務受託者が、一般事務受託者においては本投資法人又は本資産運用会社が(i)又は(ii)に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時一般事務委託契約を解除することができます。</p> <p>(i) 解散原因の発生、又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申立てがあったとき</p> <p>(ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき</p> <p>iv. 本投資法人又は一般事務受託者のいずれかの一方の当事者が、下記(i)から(vi)までのいずれかに該当（その役員が該当する場合を含みます。）し、若しくは下記(vii)から(xi)までのいずれかに違反し、又は本投資法人及び一般事務受託者が、それぞれ、一般事務委託契約締結時現在、自社並びに自社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員が下記(i)から(vi)までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、下記(i)から(vi)までのいずれにも該当しないことを確約し、本投資法人及び一般事務受託者がそれぞれ、自ら又は第三者を利用して、下記(vii)から(xi)までに該当する行為を行わないことを確約したことに関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方から文書による解除の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に一般事務委託契約は終了するものとし、</p> <p>(i) 暴力団</p> <p>(ii) 暴力団員</p> <p>(iii) 暴力団準構成員</p> <p>(iv) 暴力団関係企業</p> <p>(v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</p> <p>(vi) その他(i)から(v)までに準ずる者</p> <p>(vii) 暴力的な要求行為</p> <p>(viii) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ix) 本件機関運営事務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(x) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(xi) その他(vii)から(x)までに準ずる行為</p>
変更等	本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議の上、法令等を遵守して、一般事務委託契約の各条項の定めを変更することができ、かかる協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。



資産保管業務委託契約

期間	本書の日付現在の有効期間は、2022年6月30日までです。
更新	有効期間の満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方からその相手方に対し書面による申出がなされなかったときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	<p>i. 本投資法人又は資産保管会社が、その相手方に対し資産保管業務委託契約の終了を申し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、資産保管業務委託契約は終了します。</p> <p>ii. 本投資法人及び資産保管会社は、その相手方が資産保管業務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、相手方に相当の期間を定めて催告した上、当該期間内に履行がないときは資産保管業務委託契約を解除することができます。</p> <p>iii. 本投資法人又は資産保管会社は、本投資法人においては資産保管会社が、資産保管会社においては本投資法人又は本資産運用会社が(i)又は(ii)に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時資産保管業務委託契約を解除することができます。</p> <p>(i) 解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申立てがあったとき</p> <p>(ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき</p> <p>iv. 本投資法人又は資産保管会社のいずれかの一方の当事者が、下記(i)から(vi)までのいずれかに該当（その役員が該当する場合を含みます。）し、若しくは下記(vii)から(xi)までのいずれかに違反し、又は本投資法人及び資産保管会社が、それぞれ、資産保管業務委託契約締結時現在、自社並びに自社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員が下記(i)から(vi)までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、下記(i)から(vi)までのいずれにも該当しないことを確約し、本投資法人及び資産保管会社が、それぞれ、自ら又は第三者を利用して、下記(vii)から(xi)までに該当する行為を行わないことを確約したことに関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方から文書による解除の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に資産保管業務委託契約は終了するものとし、</p> <p>(i) 暴力団</p> <p>(ii) 暴力団員</p> <p>(iii) 暴力団準構成員</p> <p>(iv) 暴力団関係企業</p> <p>(v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</p> <p>(vi) その他(i)から(v)までに準ずる者</p> <p>(vii) 暴力的な要求行為</p> <p>(viii) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ix) 本件事務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(x) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(xi) その他(vii)から(x)までに準ずる行為</p>
変更等	本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議の上、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、資産保管業務委託契約の各条項の定めを変更することができ、かかる協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を資産保管会社に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行うものとし、

投資口事務代行委託契約

期間	本書の日付現在の有効期間は、2021年9月8日までです。
更新	有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	<p>i. 投資口事務代行委託契約は、以下の(i)から(iii)までに定めるところにより、その効力を失います。</p> <p>(i) 本投資法人及び投資主名簿等管理人間の文書による解約の合意。この場合、投資口事務代行委託契約は、本投資法人及び投資主名簿等管理人の合意によって指定したときから失効します。</p> <p>(ii) 以下の①から③までに掲げる事由が生じた場合、相手方が行う文書による解約の通知。この場合、投資口事務代行委託契約は①及び②の場合においては解約の通知において指定する日、③の場合においては解約の通知において指定する日（ただし、通知到達の日から1か月以上経過した日とします。）又は上場廃止日のいずれか遅い日に、それぞれ失効するものとし、</p> <p>① 本投資法人又は投資主名簿等管理人の会社更生手続き、民事再生手続き、破産手続き、特別清算手続きの各々の開始の申立て（その後の法律改正により新たな倒産手続きが創設された場合、当該手続き開始申立てを含みます。）並びに手形交換所の取引停止処分がなされた場合</p> <p>② 本投資法人が投資主名簿等管理人への住所変更の届出を怠る等本投資法人の責めに帰すべき事由により、本投資法人が所在不明となった場合</p> <p>③ 本投資法人の投資口の金融商品取引所における上場の廃止（本投資法人の投資口が金融商品取引所に上場された場合に限り、）</p> <p>(iii) 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方が投資口事務代行委託契約に重大な違反をした場合、相手方が行う文書による解除の通知。この場合、投資口事務代行委託契約は相手方が当該通知において指定する日をもって失効します。</p> <p>ii. 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれかの一方の当事者が、下記(i)から(xi)までのいずれかに該当（その役員が該当する場合を含みます。）し、又は本投資法人及び投資主名簿等管理人が、それぞれ、投資口事務代行委託契約締結時現在、自社並びに自社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員が下記(i)から(vi)までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、下記(i)から(vi)までのいずれにも該当しないことを確約し、本投資法人及び投資主名簿等管理人がそれぞれ、自ら又は第三者を利用して、下記(vii)から(xi)までに該当する行為を行わないことを確約したことに関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方から文書による解除の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に投資口事務代行委託契約は終了するものとし、</p> <p>(i) 暴力団</p> <p>(ii) 暴力団員</p> <p>(iii) 暴力団準構成員</p> <p>(iv) 暴力団関係企業</p> <p>(v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</p> <p>(vi) その他(i)から(v)までに準ずる者</p> <p>(vii) 暴力的な要求行為</p> <p>(viii) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ix) 委託事務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(x) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(xi) その他(vii)から(x)までに準ずる行為</p>
変更等	投資口事務代行委託契約の内容が法令の変更又は本投資法人若しくは投資主名簿等管理人の一方又は双方の事情の変更によりその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは、本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議の上これを改定することができます。

(ハ) 特定関係法人（本資産運用会社の親会社）：双日株式会社

スポンサーサポート契約（双日）

期間	本書の日付現在の有効期間は、2023年2月28日までです。
更新	有効期間の満了予定日の1か月前までに、本投資法人並びに本資産運用会社又は双日のいずれかからその他の当事者全員に対し文書による申出がなされなかったときは、期間満了の日より2年間更新するものとし、その後も同様とします。
解約	i. 双日が本資産運用会社の株主でなくなった場合には、当該株主でなくなった日をもって、スポンサーサポート契約（双日）は自動的に終了します。 ii. 双日並びに本投資法人及び本資産運用会社は、他の当事者に対し、スポンサーサポート契約（双日）締結日において次の事項が真実かつ正確であることを表明し保証するとともに、スポンサーサポート契約（双日）の有効期間中、次の事項に違反しないことを誓約し、当事者のいずれかについて、同表明及び保証又は誓約に反する事実が判明した場合には、他の当事者は、違反した当事者に対して通知することにより、催告を要することなく、直ちにスポンサーサポート契約（双日）を解除することができます。 (i) 自ら又はその役員が、反社会的勢力ではないこと (ii) スポンサーサポート契約（双日）の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものではないこと
変更等	スポンサーサポート契約（双日）の規定は、同契約当事者全員の合意によってのみ、変更又は修正することができます。

(ニ) 投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社三菱UFJ銀行

日本リート投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約、日本リート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約、日本リート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約及び日本リート投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務代理契約

期間	契約期間の定めはありません。
更新	該当事項はありません。
解約	契約期間中の解約に関する定めはありません。
変更等	契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度当事者間で相互にこれに関する協定をするものとし、ます。

(ホ) 関係法人との契約の変更に関する開示の方法

関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示される場合があるほか、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、運用体制、投資制限若しくは分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

⑤ 会計監査人：有限責任 あずさ監査法人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任します（規約第27条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなします（規約第28条）。

⑥ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

## 2 【利害関係人との取引制限】

### (1) 法令に基づく制限

#### ① 利益相反取引の制限

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間で(i)有価証券の取得若しくは譲渡、(ii)有価証券の貸借、(iii)不動産の取得若しくは譲渡又は(iv)不動産の貸借が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、予め、当該登録投資法人の同意を得なければならないものとされており、執行役員は、かかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならないものとされています(投信法第201条の2)。また、資産運用会社は、法令の定めるところにより、自己やその親法人等又は子法人等が関与する以下の行為を禁止されています(金融商品取引法第42条の2第1号、第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい(金融商品取引法第31条の4第3項)、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます(金融商品取引法第31条の4第4項)。

- (イ) 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)又は資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。)(以下「業府令」といいます。))第130条第1項第1号)。ただし、業府令に定めるものを除きます。
- (ロ) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。
- (ハ) 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること(金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項)。
- (ニ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項)。
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定める行為(金融商品取引法第44条の3第1項第4号、業府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条)。

## ② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。本②において、以下同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限り、）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限り、）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

## ③ 資産の運用の制限

登録投資法人は、(i)その執行役員又は監督役員、(ii)その資産運用会社、(iii)その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限り、）、(iv)当該資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間において次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条から第118条まで）。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引等以外の特定資産に係る取引

（ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。）

## ④ 特定資産の価格等の調査

資産運用会社は、特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であって投信法施行令で定めるものに限り、以下、本④において「不動産等資産」といいます。）の取得又は譲渡が行われたときは、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害関係人等でないものに行わせなければならないものとされています（ただし、当該取得又は譲渡に先立って当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りではありません。）。

また、資産運用会社は、不動産等資産以外の特定資産（指定資産を除きます。）の取得又は譲渡等の行為が行われたときは、投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含みます。）及びその資産保管会社以外の者であって政令で定めるものに当該特定資産の価格等の調査を行わせなければならないものとされています（ただし、当該行為に先立って当該調査を行わせている場合は、この限りではありません。）。

## (2) 利害関係者取引規程

本資産運用会社は、資産運用業務を適正に遂行するために、本資産運用会社と一定の利害関係を有する利害関係者（後記①において定義します。）との取引に関する自主ルールを大要以下のとおり定めています。

### ① 利害関係者の範囲

「利害関係者」とは、以下の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する者をいいます。

- (イ) 投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条に定義される、本資産運用会社の「利害関係人等」に該当するもの
- (ロ) 本資産運用会社の総株主の議決権の100分の10以上を保有している株主及び当該株主の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第8条第8項に定義される意味を有します。なお、当該株主が同規則に定める財務諸表提出会社であるか否かにかかわらず、財務諸表提出会社とみなして関係会社を判断するものとします。）
- (ハ) 上記(イ)若しくは(ロ)の該当社が資産運用を受託する、又は上記(イ)若しくは(ロ)の該当会社の役員が役員の過半数を占める等、その意思決定に関して上記(イ)又は(ロ)の該当社が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社（資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社を含みますがこれに限定されないものとします。以下同じです。ただし、(i) スポンサーのそれぞれと本投資法人及び本資産運用会社との間で2014年2月28日及び2014年3月3日付で締結したスポンサーサポート契約に定めるブリッジファンドとして組成された特別目的会社（ただし、スポンサーのエクイティ出資の割合が100分の20以上である特別目的会社を除く。）であり、かつ、(ii) 本投資法人又は本資産運用会社との間で、スポンサーサポート契約に定める適格不動産等の本投資法人による取得価格若しくはその下限額、又は取得価格若しくはその下限額の決定方法について合意の上、ブリッジファンドによる適格不動産等の取得に際して本投資法人に対し、優先交渉権を付与した特別目的会社を除きます。）
- (ニ) 上記(イ)又は(ロ)に該当するものが過去保有していた資産を所有する特別目的会社

### ② 利害関係者取引の範囲

利害関係者との間で行う「取引」とは、以下の(イ)から(ト)までのいずれかの取引をいいます。

- (イ) 物件の取得
- (ロ) 物件の譲渡
- (ハ) 物件の貸借
- (ニ) 物件に係る不動産管理委託業務等の委託
- (ホ) 物件の売買及び貸借の媒介委託
- (ヘ) 工事等発注（ただし、利害関係者取引規程に定める基準に満たないものを除きます。）
- (ト) 不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資

### ③ 利害関係者との取引基準

本投資法人が利害関係者との取引を行う場合、以下に定める取引基準に従うものとします。

- (イ) 物件の取得
  - a. 利害関係者から不動産、不動産の賃借権、地上権、並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託の対象とした信託受益権を取得する場合は、利害関係者でない不動産鑑定士（法人である不動産鑑定業者を含みます。以下同じです。）が鑑定した鑑定評価額（以下「第三者鑑定評価額」といいます。）を超えて取得してはならないものとします。ただし、第三者鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、消費税等の税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

- b. 利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社の組成を行うなどして負担した費用が存する場合、上記a.にかかわらず、当該費用を第三者鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。
  - c. 利害関係者からその他の特定資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記a.及びb.に準ずるものとします。
  - d. 利害関係者から上記a.からc.までに基づく特定資産の取得を決定した場合は、速やかに開示するものとします。
- (ロ) 物件の譲渡
- a. 利害関係者へ不動産、不動産の賃借権、地上権、並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託の対象とした信託受益権を譲渡する場合は、第三者鑑定評価額未滿で譲渡してはならないものとします。ただし、第三者鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、消費税等の税金、売却費用、信託設定又は信託受益権譲渡若しくは信託終了に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。
  - b. 利害関係者へその他の特定資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記a.に準ずるものとします。
  - c. 利害関係者に対する上記a.又はb.に基づく特定資産の譲渡を決定した場合は、速やかに開示するものとします。
- (ハ) 物件の貸借
- a. 利害関係者へ不動産（文脈に応じて信託受益権の裏付けたる不動産を含みます。以下、本（2）において同じです。）を貸借する場合は、市場価格、周辺相場等を調査し、利害関係者でない第三者の意見等を参考の上、適正と判断される条件で貸借はしなければならないものとします。
  - b. 利害関係者へその他の特定資産を貸借する場合は、上記a.に準ずるものとします。
  - c. 利害関係者に対する上記a.又はb.に基づく貸借を決定した場合は、速やかに開示するものとします。
- (ニ) 物件に係る不動産管理委託業務等の委託
- a. 利害関係者へ不動産管理業務等を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定します。
  - b. 上記a.にかかわらず、取得する物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当面当該利害関係者に委託することができるものとしますが、委託料の決定については上記a.に準じます。
  - c. 利害関係者に対する上記a.又はb.に基づく不動産管理業務等の委託を決定した場合は、速やかに開示するものとします。
- (ホ) 物件の売買及び貸借の媒介委託
- a. 利害関係者へ不動産、不動産の賃借権、地上権、並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託の対象とした信託受益権の取得又は売却の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
  - b. 利害関係者へ不動産の貸借の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法に規定する報酬以下とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
  - c. 利害関係者に対する上記a.に基づく媒介の委託を決定した場合は速やかに、上記b.に基づく媒介の委託を行った場合は期毎に、それぞれ開示するものとします。
  - d. 利害関係者へその他の特定資産の取得、売却又は貸借の媒介を委託する場合は、上記a.から上記c.までに準ずるものとします。

(へ) 工事等発注

- a. 利害関係者へ工事等を発注する場合は、第三者の見積り価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。
- b. 利害関係者に対して上記a.に基づく工事の発注を行う場合、期毎に開示するものとします。

(ト) 不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資

- a. 本投資法人が不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資を行う場合で、匿名組合の営業者又は不動産対応証券の発行主体（以下、総称して「出資先」といいます。）が利害関係者に該当する場合には、匿名組合出資持分又は不動産対応証券の価格又は出資額その他の条件については、出資先が取得し、又は保有する資産の価値等を調査し、当該資産が不動産、不動産の賃借権、地上権、並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託の対象とした信託受益権であるときは、当該資産の第三者鑑定評価額を確認の上、適正と判断される条件としなければならないものとします。
- b. 利害関係者に対する上記a.に基づく匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資を決定した場合は、速やかに開示するものとします。

(3) 利害関係人等との取引状況等

①取引状況

該当事項はありません。

②支払手数料等の金額

区分	支払手数料等総額 (A) (千円) (注3)	利害関係人等(注1)との取引内訳		総額に対する割合 (B/A) (注4)
		支払先	支払金額(B) (千円) (注3)	
不動産売買媒介手数料	332,805	双日新都市開発株式会社	16,950	5.1%
		クッシュマン・アンド・ウェイ クフィールド・アセットマネジ メント株式会社	27,390	8.2%
管理業務費	556,200	双日総合管理株式会社	289,494	52.0%
その他賃貸事業費用	356,902	双日総合管理株式会社	18,234	5.1%

(注1) 「利害関係人等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第123条及び投信協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第27号に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している資産運用会社の利害関係人等をいいます。

(注2) 上表は当期に取引のあった利害関係人等との取引状況に加えて、本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者との取引状況についても記載しています。

(注3) 「支払手数料等総額」及び「支払金額」は、千円未満を切捨てて記載しています。

(注4) 「総額に対する割合」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注5) 上記記載の取引及び支払手数料等以外に当期中に利害関係人等へ支払った金額は以下のとおりです。なお、千円未満を切捨てて記載しています。

双日総合管理株式会社 修繕工事（修繕費の他に資本的支出の額も含んでいます。） 136,949千円



### 3 【投資主・投資法人債権者の権利】

#### A 投資主の権利

##### (1) 投資主総会における議決権

① 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下のとおりです。

- (イ) 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）及び解任（投信法第96条、第104条、第106条）
- (ロ) 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第205条、第206条第1項）
- (ハ) 投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項（第3号及び第4号を除きます。））
- (ニ) 投資法人の解散（投信法第143条第3号）
- (ホ) 規約の変更（投信法第140条）
- (ヘ) その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条）

② 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下のとおりです。

- (イ) 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第11条）。
- (ロ) 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができます（規約第12条）。この場合において当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証明する書面をあらかじめ本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項及び第2項、規約第12条）。
- (ハ) 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」といいます。）に必要な事項を記載し、法令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行います（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第13条第1項）。
- (ニ) 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項、規約第13条第2項）。
- (ホ) 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に提供して行います（投信法第92条の2第1項、規約第14条第1項）。
- (ヘ) 上記(ホ)の定めにより電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条の2第3項、規約第14条第2項）。
- (ト) 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第15条第1項）。
- (チ) 上記(ト)の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第15条第2項）。
- (リ) 決算期から3か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる者とします。

また、上記の定めにかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をその権利を行使することができる者とすることができます（投信法第77条の3第2項、規約第16条第1項、第2項）。

(2) その他の共益権

① 代表訴訟提起権（投信法第204条、第116条、第119条、会社法第847条（第2項を除きます。））

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面その他投信法施行規則で定める方法により、資産運用会社、執行役員、監督役員若しくは会計監査人、又は一般事務受託者の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴えを提起することができます。

② 投資主総会決議取消訴権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し、若しくは著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反するとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が存在しないこと又は無効であることの確認を訴えをもって請求することができます。

③ 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

④ 新投資口発行差止請求権（投信法第84条第1項、会社法第210条）

投資主は、新投資口の発行が法令若しくは規約に違反する場合又は著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、投資法人に対し、新投資口の発行をやめることを請求することができます。

⑤ 新投資口及び新投資口予約権発行無効訴権（投信法第84条第2項、第88条の23第1項、会社法第828条第1項第2号、第4号、第2項第2号、第4号）

投資主は、新投資口及び新投資口予約権の発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口及び新投資口予約権の発行の効力が生じた日から6か月以内に、本投資法人に対して新投資口及び新投資口予約権発行無効の訴えを提起することができます。

⑥ 投資口併合差止請求権（投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3）

投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、投資口の併合をやめることを請求することができます。

⑦ 合併差止請求権（投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2）

投資主は、本投資法人の合併が法令又は規約に違反する場合等において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、一定の場合を除き、当該投資法人に対して、当該合併をやめることを請求することができます。

⑧ 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、合併の効力が生じた日から6か月以内に、合併無効の訴えを提起することができます。

⑨ 設立無効訴権（投信法第75条第6項、会社法第828条第1項第1号、第2項第1号）

投資主は、設立手続に重大な瑕疵があった場合には、本投資法人の成立の日から2年以内に設立無効の訴えを提起することができます。

⑩ 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し投資主総会の日8週間前までに、一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案の要領を招集通知に記載又は記録することを請求することができます。ただし、当該投資主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える数に相当することとなる議案については、この限りではありません。

⑪ 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して投資主総会の招集を請求することができ、請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が送せられない場合には、内閣総理大臣の許可を得て招集することができます。

⑫ 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

⑬ 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときには、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

⑭ 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

(3) 分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、各投資主の有する投資口の口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求められません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

(4) 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

(5) 払戻請求権（規約第8条第1項）

投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。

なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができます（規約第8条第2項）。

(6) 投資口の処分権（投信法第78条第1項から第3項まで）

投資主は投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替（譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じです。）が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます（振替法第228条、第140条）。ただし、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。以下同じです。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。

(7) 投資証券交付請求権（振替法第227条第1項、第2項、投信法第85条第1項）

本投資法人の投資口は、振替法の適用を受ける振替投資口であり、本投資法人は、投資証券を発行することができません（振替法第227条第1項）。ただし、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合には、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。

(8) 帳簿等閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この場合においては、当該請求の理由を明らかにして行わなければなりません。

(9) 少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることとなります。したがって、少数投資主権を行使しようとする投資主は、保管振替機構が個別投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

## B 投資法人債権者の権利

(1) 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払を受けることができます。

(2) 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。

投資法人債につき、本投資法人が振替法に基づく一般債振替制度において、保管振替機構が取り扱うことに同意し、振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債については、新規発行及び権利の移転はすべて振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなります。

### (3) 投資法人債権者集会における議決権

- ① 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

- ② 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

(イ) 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上を有する議決権者が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

- ③ 投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項、第717条第3項第1号）。

- ④ 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

### (4) 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。ただし、各投資法人債の金額が1億円以上である場合については、この限りではありません（投信法第139条の8）。

### (5) 投資法人債管理補助者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合において、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができます。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りではありません（投信法第139条の9の2）。

## 第4【関係法人の状況】

### 1【資産運用会社の概況】

#### (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

- a. 名称  
双日リートアドバイザーズ株式会社
- b. 資本金の額  
本書の日付現在 150百万円
- c. 事業の内容  
投資運用業及びこれに付帯関連する業務

#### ① 会社の沿革

2006年11月2日	会社設立（エイブル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（当時））
2006年12月28日	宅地建物取引業の免許取得 （免許証番号 東京都知事(3)第86984号）
2007年5月11日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 （認可番号 国土交通大臣認可第56号）
2007年9月3日	投信法上の投資信託委託業者に係る業務認可取得 （認可番号 内閣総理大臣第79号）
2007年9月30日	金融商品取引業者に係る登録 （登録番号 関東財務局長（金商）第1632号）
2009年5月13日	ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社に商号変更
2013年12月24日	双日リートアドバイザーズ株式会社に商号変更

#### ② 株式の総数及び資本金の額の増減

- (イ) 発行可能株式総数（本書の日付現在）  
10,000株
- (ロ) 発行済株式の総数（本書の日付現在）  
3,000株
- (ハ) 最近5年間における資本金の額の増減  
なし

### ③ その他

#### (イ) 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとします。また、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。本資産運用会社において取締役及び監査役に変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金融商品取引法第31条の4第1項）。

#### (ロ) 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### ④ 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する主な業務は資産の運用に係る業務です。

#### (2) 【運用体制】

本資産運用会社の組織体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照ください。

#### (3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	2,010	67.0
クッシュマン・アンド・ウェイ クフィールド・アセットマネジ メント株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	540	18.0
アジリティー・アセット・アド バイザーズ株式会社	東京都中央区新川一丁目17番18号	450	15.0

(注) 「比率」とは、発行済株式総数に対する所有株式数の比率をいいます。

## (4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数(株)
代表取締役社長 (常勤)	杉田 俊夫	1982年 4月 1990年12月 1992年12月 1998年 3月 2001年11月 2004年 4月 2005年10月 2007年 4月 2010年 6月 2011年 4月  2014年 3月 2015年 3月 2016年 6月 2016年 7月 2017年 6月 2017年10月 2017年11月	日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 財務部 同社 機械経理部 日商岩井ベネルクス会社 (ブラッセル店) 同社 財務部 日商岩井シンガポール会社 (会社合併) 双日アジア会社 双日株式会社 経営企画部 同社 IR室 室長 同社 IR部 部長 双日 (香港) 会社 董事兼総経理 兼 同社 深圳出張所長 兼 同社 昆明出張所長 双日リートアドバイザーズ株式会社 財務経理部長 (出向) 同社 財務企画本部副本部長 (出向) 同社 代表取締役社長 (出向) 同社 代表取締役社長 (転籍) 同社 代表取締役社長兼財務企画本部長 日本リート投資法人 執行役員 (現任) 双日リートアドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 (現任)	—
取締役副社長 (常勤)	林 幸広	1988年 4月 2009年10月  2011年 4月 2014年 4月 2017年11月 2018年 4月	株式会社東京銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) ストラクチャード・ファイナンス部 不動産ファイナンスグループ次長 三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司 (現 MUFGバンク (中国) 有限公司) 上海支店 副支店長 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 名古屋営業本部 名古屋営業第三部長 双日リートアドバイザーズ株式会社 財務企画本部長 (出向) 同社 取締役副社長兼財務企画本部長 (転籍) (現任)	—
専務取締役 (常勤)	水野 文彦	1991年 4月 2003年 4月 2004年 4月 2007年 4月 2009年 4月 2013年12月 2015年 3月	日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 国内開発建設部 同社 建設都市開発カンパニー 都市開発建設部 (会社合併) 双日株式会社 建設・木材部門 都市開発部 同社 建設・木材部門 建設本部 建設開発部 同社 アセットマネジメント部 双日リートアドバイザーズ株式会社 専務取締役 (出向) 同社 専務取締役兼投資運用本部長 (出向) (現任)	—



(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数(株)
取締役 (非常勤)	平井 龍太郎	1982年 4月 2003年10月 2007年 2月  2009年 4月 2013年 4月 2015年 4月 2017年 4月  2019年 4月 2019年 4月 2019年 6月 2020年 4月 2020年 6月	日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 日商岩井米国会社 経営企画ゼネラルマネージャー 同社 経営企画ゼネラルマネージャー 兼 双日米国会社ロサンゼルス支店長 双日株式会社 人事総務部長 同社 執行役員 同社 常務執行役員 同社 アジア・大洋州総支配人 兼 双日アジア会社社長 兼 シンガポール支店長 同社 専務執行役員 双日新都市開発株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 双日リートアドバイザーズ株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 双日株式会社 副社長執行役員 同社 代表取締役副社長執行役員 (現任)	—
取締役 (非常勤)	田中 義幸	1997年 4月  1997年 8月 2000年10月 2001年 5月 2005年11月  2007年 3月 2009年 7月  2015年 3月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 本店人事部 同社 名古屋支店不動産部 同社 本店営業第7部 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社 同社 代表取締役 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド投資顧問株式会社 代表取締役 (現任) クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社 取締役 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジ メント株式会社 代表取締役 (現任) 双日リートアドバイザーズ株式会社 取締役 (非常勤) (現任)	—
取締役 (非常勤)	飯田 尚通	1993年 4月  1996年12月 2000年10月  2002年10月 2003年10月 2007年 2月  2009年 5月  2010年 9月 2014年12月 2017年 8月 2017年12月 2018年 1月 2019年 1月  2019年 4月 2019年 4月 2019年 6月	安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 浦和支店 不動産鑑定部 株式会社都市未来総合研究所第一部 (出向) 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 不動産投資顧問部 みずほ証券株式会社 不動産投資銀行部 (出向) みずほ信託銀行株式会社 不動産営業部 不動産投資顧問部 エイブル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 (現 双 日リートアドバイザーズ株式会社) 取締役兼投資運用部長 ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 (現 双 日リートアドバイザーズ株式会社) 代表取締役社長 日本リート投資法人 執行役員 アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社 運用本部 株式会社飯田不動産鑑定士事務所 代表取締役 (現任) RORホールディング株式会社 代表取締役 AAAインベストメント株式会社 代表取締役社長 (現任) アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社 副社長 (現 任) 株式会社ロイヤルオークリゾート 代表取締役社長 株式会社ロイヤルオーククルーズ 代表取締役社長 双日リートアドバイザーズ株式会社 取締役 (非常勤) (現任)	—

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数 (株)
監査役 (非常勤)	湯浅 光章	1970年 3月 1987年 9月 2000年 4月  2000年 5月 2003年 9月 2006年 7月 2007年 4月 2008年 6月 2008年11月 2009年 6月 2013年12月 2018年 6月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 港監査法人 代表社員 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）理事 同社 常任理事 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員 公認会計士湯浅光章事務所 開所（現任） 同志社大学大学院 嘱託講師 株式会社淀川製鋼所 監査役（非常勤） 株式会社ワールド 取締役（非常勤） 双日株式会社 監査役（非常勤） 双日リートアドバイザーズ株式会社 監査役（非常勤）（現任） 株式会社淀川製鋼所 取締役（非常勤）（現任）	—
監査役 (非常勤)	中西 茂	1981年 4月 1991年12月 1996年12月 2000年 4月 2004年 6月 2008年 1月  2010年 7月 2010年10月 2016年 6月 2020年 6月 2020年 7月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社） 財務部 日商岩井香港会社（現 双日（香港）有限公司） 日商岩井株式会社（現 双日株式会社） プロジェクト金融部 日商岩井米国会社（現 双日米国会社） 双日株式会社 経営企画部 THAI CENTRAL CHEMICAL PUBLIC COMPANY Director Vice President 双日株式会社 経営企画部 同社 内部統制統括部 双日新都市開発株式会社 監査役 双日リートアドバイザーズ株式会社 監査役（非常勤）（現任） 双日株式会社 産業基盤・都市開発本部 顧問（現任）	—

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

本資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として登録投資法人の資産運用を行っています。

② 営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人のみです。

③ 関係業務の概況

本資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務を行っています。

④ 資本関係

本書の日付現在、本資産運用会社は本投資法人の投資口を保有していません。

## 2 【その他の関係法人の概況】

A 機関運営事務に関する一般事務受託者兼資産保管会社兼投資主名簿等管理人兼会計事務に関する一般事務受託者  
(投信法第117条第2号、第4号、第5号及び第6号並びに第208条関係)

### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- b. 資本金の額  
2020年9月30日現在 324,279百万円
- c. 事業の内容  
銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。)に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 関係業務の概要

- a. 一般事務受託者としての業務
  - i. 機関の運営に関する事務
  - ii. 計算に関する事務
  - iii. 会計帳簿の作成に関する事務
  - iv. 納税に関する事務
- b. 資産保管会社としての業務
  - i. 資産保管業務
  - ii. 資産保管業務に付随する業務
- c. 投資主名簿等管理人としての業務
  - i. 投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務(ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が投資主名簿等管理人に別途委託するものに限ります。)
  - ii. 前記i.に定めるほか、以下の帳簿その他の投信法及び内閣府令の規定により作成及び保管しなければならない帳簿書類の作成、管理及び備置に関する事務(ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。)
    - (i) 分配利益明細簿
    - (ii) 投資証券台帳
    - (iii) 投資証券不発行管理簿
    - (iv) 投資証券払戻金額帳
    - (v) 未払分配利益明細簿
    - (vi) 未払払戻金明細簿
  - iii. 投資口の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消
  - iv. 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
  - v. 投資主の投資証券不所持申出並びに投資証券の発行又は返還請求の受理等に関する事務
  - vi. 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人及び以上の者の常任代理人(以下「投資主等」といいます。)の氏名及び住所の登録並びに変更の登録に関する事務
  - vii. 前記i.からvi.までに掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
  - viii. 投資主総会招集通知の発送及び議決権行使書又は委任状の作成及び集計に関する事務
  - ix. 投資主等に対して分配する金銭の支払に関する事務
  - x. 投資主等からの照会に対する応答に関する事務
  - xi. 投資口の統計資料並びに法令又は契約に基づく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出又は報告のための資料の作成に関する事務

- xii. 投資口の募集、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
- xiii. 投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務
- xiv. 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付に関する事務（前記i. からxiii. までの事務に関連するものに限り。）
- xv. 前記i. からxiv. までに掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務
- xvi. 投資主等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。その後の改正を含みます。）（以下「番号法」といいます。）に定義する個人番号をいい、以下「個人番号」といいます。）及び法人番号（番号法に定義する法人番号をいい、以下「法人番号」といいます。）の収集及び登録に関する事務
- xvii. 投資主等の個人番号及び法人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
- xviii. 前記i. からxvii. までに掲げる事項に付随する事務

### （3）資本関係

該当事項はありません。

B 投資法人債に関する一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係。ただし、投資法人債に関する事務に限ります。）

#### （1）名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
株式会社三菱UFJ銀行  
東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
- b. 資本金の額  
2020年9月30日現在 1,711,958百万円
- c. 事業の内容  
銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

#### （2）関係業務の概要

日本リート投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、日本リート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、日本リート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、及び日本リート投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下、本（2）において「本投資法人債」といいます。）に関する、以下の業務

- i. 発行代理人事務
  - (i) 振替機関に対する銘柄情報の通知
  - (ii) 振替機関に対する本投資法人債の投資法人債要項の送付
  - (iii) 本投資法人が定める元利金支払に関する手数料の料率の振替機関への通知
  - (iv) 振替機関から受信する新規記録情報の確認及び承認
  - (v) 本投資法人債の払込金の受領及び振替機関に対する資金振替済通知の送信
  - (vi) その他、振替機関の業務規程等において定められる発行代理人事務
- ii. 支払代理人事務
  - (i) 振替機関に対する投資法人債の一通貨当たりの利子額の通知
  - (ii) 本投資法人債の銘柄情報に変更がある場合の振替機関への通知
  - (iii) 振替機関との間の元利金請求データの確認及び振替機関に対する元利金請求内容承認可否通知の送信
  - (iv) 元金の償還及び利息支払における元利金の分配事務
  - (v) 元利金支払手数料の直接口座管理機関（振替機関の業務規程に定義される直接口座管理機関をいいます。）への分配事務
  - (vi) その他、振替機関の業務規程等において定められる支払代理人事務
- iii. 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務

iv. その他の事務

- (i) 投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び本投資法人への通知
- (ii) 投資法人債券台帳の作成及び管理
- (iii) 租税特別措置法にもとづく利子所得税の納付
- (iv) 買入消却にかかる事務
- (v) その他本投資法人及び投資法人債に関する一般受託者の協議のうえ必要と認められる事務（投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を含みます。）

(3) 資本関係

該当事項はありません。

C 本投資法人の特定関係法人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称  
双日株式会社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
- b. 資本金の額  
2020年12月31日現在 160,339百万円
- c. 事業の内容  
総合商社

(2) 関係業務の概要

関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み ② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の運営上の役割、名称及び関係業務の概要」をご参照ください。

(3) 資本関係

2020年12月31日現在、双日は、本投資法人の投資口のうち15,500口(発行済投資口の総口数の3.4%)を所有しています。

## 第5【投資法人の経理状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び同規則第2条の規定により投資法人計算規則に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けています。

### 3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

# 1 【財務諸表】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,140,880	10,247,663
信託現金及び信託預金	6,258,051	6,166,218
営業未収入金	135,639	84,245
前払費用	446,441	462,361
未収還付法人税等	552	203
その他	5,824	10,778
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	15,987,389	16,971,472
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 264,709	※1 266,294
減価償却累計額	△13,418	△17,517
建物（純額）	251,291	248,776
信託建物	※1 61,573,977	※1 61,828,367
減価償却累計額	△9,551,456	△10,046,633
信託建物（純額）	52,022,521	51,781,733
信託構築物	202,535	213,877
減価償却累計額	△56,906	△61,281
信託構築物（純額）	145,628	152,595
信託機械及び装置	461,294	493,359
減価償却累計額	△106,016	△126,089
信託機械及び装置（純額）	355,278	367,270
信託工具、器具及び備品	215,961	229,842
減価償却累計額	△64,607	△78,076
信託工具、器具及び備品（純額）	151,353	151,765
信託土地	※2 181,678,910	※2 187,903,184
有形固定資産合計	234,604,984	240,605,325
無形固定資産		
借地権	1,251,662	1,251,662
信託借地権	16,658,938	16,661,609
その他	4,754	4,561
無形固定資産合計	17,915,355	17,917,832
投資その他の資産		
投資有価証券	176,011	123,565
敷金及び保証金	10,160	10,160
長期前払費用	1,284,308	1,483,616
繰延税金資産	5	2
その他	40,814	42,058
投資その他の資産合計	1,511,299	1,659,403
固定資産合計	254,031,638	260,182,561
繰延資産		
投資法人債発行費	41,163	38,424
繰延資産合計	41,163	38,424
資産合計	270,060,191	277,192,458



(単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	853,874	952,062
1年内返済予定の長期借入金	19,500,000	18,500,000
未払費用	261,937	276,507
未払消費税等	243,871	260,764
前受金	1,448,495	1,464,987
その他	590,414	846,844
流動負債合計	22,898,594	22,301,168
固定負債		
投資法人債	4,500,000	4,500,000
長期借入金	102,870,000	109,620,000
預り敷金及び保証金	57,013	75,861
信託預り敷金及び保証金	9,043,598	8,713,471
その他	3,730	3,221
固定負債合計	116,474,342	122,912,555
負債合計	139,372,936	145,213,723
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	126,515,601	126,515,601
剰余金		
当期未処分利益又は当期未処理損失(△)	4,171,653	5,463,133
剰余金合計	4,171,653	5,463,133
投資主資本合計	130,687,255	131,978,735
純資産合計	*3 130,687,255	*3 131,978,735
負債純資産合計	270,060,191	277,192,458

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	当期 自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
<b>営業収益</b>		
貸貸事業収入	※1 7,967,820	※1 8,051,460
その他貸貸事業収入	※1 683,411	※1 753,488
不動産等売却益	-	※2 1,318,589
受取配当金	7,481	3,598
営業収益合計	8,658,713	10,127,137
<b>営業費用</b>		
貸貸事業費用	※1 3,050,545	※1 3,159,450
資産運用報酬	642,823	643,830
資産保管手数料	10,252	10,358
一般事務委託手数料	41,524	41,943
役員報酬	2,400	2,400
会計監査人報酬	13,600	13,950
その他営業費用	123,389	166,651
営業費用合計	3,884,535	4,038,583
営業利益	4,774,177	6,088,553
<b>営業外収益</b>		
受取利息	71	72
未払分配金戻入	5,005	3,260
還付加算金	-	1
営業外収益合計	5,076	3,334
<b>営業外費用</b>		
支払利息	332,722	334,839
投資法人債利息	17,256	17,467
投資法人債発行費償却	2,739	2,739
融資関連費用	274,789	292,712
その他	33	34
営業外費用合計	627,541	647,792
経常利益	4,151,713	5,444,094
<b>特別利益</b>		
補助金収入	※3 43,944	-
特別利益合計	43,944	-
<b>特別損失</b>		
固定資産圧縮損	※4 43,705	-
特別損失合計	43,705	-
税引前当期純利益	4,151,951	5,444,094
法人税、住民税及び事業税	710	657
法人税等調整額	△4	2
法人税等合計	706	660
当期純利益	4,151,244	5,443,434
前期繰越利益	20,408	19,699
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	4,171,653	5,463,133

## (3) 【投資主資本等変動計算書】

前期 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本合計	
		当期末処分利益 又は当期末処理 損失 (△)	剰余金合計		
当期首残高	126,515,601	4,021,186	4,021,186	130,536,787	130,536,787
当期変動額					
剰余金の配当		△4,000,777	△4,000,777	△4,000,777	△4,000,777
当期純利益		4,151,244	4,151,244	4,151,244	4,151,244
当期変動額合計	—	150,467	150,467	150,467	150,467
当期末残高	※1 126,515,601	4,171,653	4,171,653	130,687,255	130,687,255

当期 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本合計	
		当期末処分利益 又は当期末処理 損失 (△)	剰余金合計		
当期首残高	126,515,601	4,171,653	4,171,653	130,687,255	130,687,255
当期変動額					
剰余金の配当		△4,151,954	△4,151,954	△4,151,954	△4,151,954
当期純利益		5,443,434	5,443,434	5,443,434	5,443,434
当期変動額合計	—	1,291,480	1,291,480	1,291,480	1,291,480
当期末残高	※1 126,515,601	5,463,133	5,463,133	131,978,735	131,978,735

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

	前期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	当期 自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
	(単位：円)	(単位：円)
I 当期末処分利益	4,171,653,561	5,463,133,837
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	4,151,954,040 (9,228)	5,444,153,000 (12,100)
III 次期繰越利益	19,699,521	18,980,837

分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第35条第1項第2号に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金額は租税特別措置法第67条の15に規定される配当可能利益の金額の100分の90に相当する額を超える金額としています。</p> <p>かかる方針をふまえ、当期末処分利益を超えず、かつ法人税等の発生による投資主負担が最小限に抑えられる範囲で、発行済投資口の総口数449,930口の整数倍となる4,151,954,040円を利益分配金として分配することとしました。</p> <p>なお、本投資法人の規約第35条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第35条第1項第2号に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金額は租税特別措置法第67条の15に規定される配当可能利益の金額の100分の90に相当する額を超える金額としています。</p> <p>かかる方針をふまえ、当期末処分利益を超えず、かつ法人税等の発生による投資主負担が最小限に抑えられる範囲で、発行済投資口の総口数449,930口の整数倍となる5,444,153,000円を利益分配金として分配することとしました。</p> <p>なお、本投資法人の規約第35条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>
------------	--	--

## (5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日)	当期 (自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	4,151,951	5,444,094
減価償却費	992,330	1,016,725
投資法人債発行費償却	2,739	2,739
固定資産除却損	148	2,450
固定資産圧縮損	43,705	-
受取利息	△71	△72
支払利息	349,979	352,306
営業未収入金の増減額 (△は増加)	△43,216	51,393
前払費用の増減額 (△は増加)	△10,282	△15,920
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△6,410	△199,307
未払消費税等の増減額 (△は減少)	130,322	16,893
営業未払金の増減額 (△は減少)	△98,430	202,601
未払費用の増減額 (△は減少)	4,741	△3,526
前受金の増減額 (△は減少)	9,315	16,492
信託有形固定資産の売却による減少額	-	7,744,304
その他	△1,428	51,137
小計	5,525,395	14,682,313
利息の受取額	71	72
利息の支払額	△359,827	△334,210
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△900	△309
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,164,738	14,347,866
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△33,238	△1,584
信託有形固定資産の取得による支出	△837,498	△14,866,458
信託無形固定資産の取得による支出	-	△2,670
預り敷金及び保証金の受入による収入	-	18,848
預り敷金及び保証金の返還による支出	-	△3,397
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	394,660	608,333
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	△358,302	△735,062
投資有価証券の払戻による収入	-	45,000
投資有価証券の取得による支出	△1,076	-
その他の支出	△1,244	△1,244
投資活動によるキャッシュ・フロー	△836,699	△14,938,236
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	-	2,700,000
短期借入金の返済による支出	-	△2,700,000
長期借入れによる収入	9,500,000	16,750,000
長期借入金の返済による支出	△9,500,000	△11,000,000
分配金の支払額	△3,995,303	△4,144,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,995,303	1,605,320
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	332,735	1,014,950
現金及び現金同等物の期首残高	15,066,195	15,398,931
現金及び現金同等物の期末残高	※1 15,398,931	※1 16,413,882

(6) 【注記表】

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しています。 なお、匿名組合出資持分については、匿名組合に対する持分相当額を純額で取り込む方法を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しています。 なお、主な有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。 信託建物・建物 2～64年 信託構築物 2～45年 信託機械及び装置 10年 信託工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しています。
3. 繰延資産の処理方法	投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しています。
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金の計上基準 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。 不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、前期においては該当ありません。当期においては7,246千円です。
6. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しています。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利 (3) ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価は省略しています。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 信託現金及び信託預金</li> <li>② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託借地権</li> <li>③ 信託預り敷金及び保証金</li> </ul> <p>(2) 消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税は個々の固定資産等の取得原価に算入しています。</p>

[未適用の会計基準等に関する注記]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## 1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## 2. 適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額は、現在評価中です。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)



## 1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## 2. 適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額は、現在評価中です。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

## 1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積り不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

## 2. 適用予定日

2021年6月期の期末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

## 1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実にについて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

## 2. 適用予定日

2021年6月期の期末から適用します。

[貸借対照表に関する注記]

※1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳額 (単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
建物	3,469	3,469
信託建物	302,699	273,264
合計	306,168	276,734

※2. 交換により取得した固定資産の圧縮記帳額 (単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
信託土地	416,596	416,596

※3. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 (単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
	50,000	50,000

4. コミットメントライン契約

本投資法人は、取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しています。 (単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
コミットメントライン契約の総額	3,000,000	3,000,000
借入実行残高	-	-
差引額	3,000,000	3,000,000

[損益計算書に関する注記]

※1. 不動産賃貸事業損益の内訳

(単位：千円)

	前期		当期	
	自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日		自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日	
A. 不動産賃貸事業収益				
賃貸事業収入				
賃料収入	6,676,459		6,774,295	
共益費	1,042,922		1,027,871	
駐車場収入	248,438	7,967,820	249,293	8,051,460
その他賃貸事業収入				
水道光熱費収入	481,845		518,653	
その他賃貸収入	201,566	683,411	234,834	753,488
不動産賃貸事業収益合計		8,651,232		8,804,948
B. 不動産賃貸事業費用				
賃貸事業費用				
管理業務費	556,321		556,200	
水道光熱費	426,716		424,113	
損害保険料	8,504		8,718	
修繕費	170,894		161,418	
租税公課	606,496		600,503	
減価償却費	992,330		1,016,725	
固定資産除却損	148		2,450	
信託報酬	31,150		32,417	
その他賃貸事業費用	257,983		356,902	
不動産賃貸事業費用合計		3,050,545		3,159,450
C. 不動産賃貸事業損益 (A - B)		5,600,686		5,645,497

※2. 不動産等売却益の内訳

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

目白NTビル		
不動産等売却対価	3,920,000	
不動産等売却原価	3,069,979	
その他売却費用	40,708	
不動産等売却益		809,311
三井ウッディビル		
不動産等売却対価	3,246,100	
不動産等売却原価	2,655,084	
その他売却費用	131,358	
不動産等売却益		459,656
光明池アクト		
不動産等売却対価	2,158,400	
不動産等売却原価	2,019,240	
その他売却費用	89,538	
不動産等売却益		49,621

※3. 補助金収入の内容

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

補助金収入は、2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び2019年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金による収入です。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

※4. 固定資産圧縮損は、補助金の受け入れにより取得価額から直接減額した価額であり、内訳は以下のとおりです。

（単位：千円）

	前期		当期	
	自 2020年 1月 1日	至 2020年 6月 30日	自 2020年 7月 1日	至 2020年 12月 31日
建物		3,469		-
信託建物		40,236		-
合計		43,705		-

[投資主資本等変動計算書に関する注記]

※1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	前期		当期	
	自	2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	自	2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
発行可能投資口総口数		4,000,000口		4,000,000口
発行済投資口の総口数		449,930口		449,930口

[キャッシュ・フロー計算書に関する注記]

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：千円)

	前期		当期	
	自	2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	自	2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
現金及び預金		9,140,880		10,247,663
信託現金及び信託預金		6,258,051		6,166,218
現金及び現金同等物		15,398,931		16,413,882

[リース取引に関する注記]

オペレーティング・リース取引 (貸主側)

未経過リース料

(単位：千円)

	前期	当期
	(2020年 6月30日)	(2020年12月31日)
1年内	667,719	582,586
1年超	1,644,035	1,442,039
合計	2,311,755	2,024,626

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、資産の取得、設備投資、修繕又は有利子負債の返済等に充当する資金を、主として金融機関からの借入れ、投資法人債の発行及び投資口の発行により調達を行います。

有利子負債による調達においては、原則として借入期間の長期化・金利の固定化及び返済期限の分散化等を通じた財務の安定性・流動性確保を目指すなど、堅固な財務体質を構築するための保守的な財務戦略を基本方針としています。また、一時的な余剰資金の効率的な運用に資するため、各種の預金等で運用することがあります。

デリバティブ取引については、借入金等の金利変動リスクをヘッジすることを目的としたものに限り、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金及び投資法人債の資金使途は、資産の取得、設備投資、修繕、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済等です。借入金及び投資法人債については、満期時に代替資金が調達できない流動性リスクに晒されています。また、変動金利による借入金は、支払金利の上昇リスクに晒されています。

預金は、本投資法人の余剰資金を運用するものでありますが、預入先金融機関の破綻等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

本投資法人では、資金調達に係る流動性リスクについては、借入先金融機関の分散化を図るとともに、投資法人債の発行や投資口の発行等による資本市場からの資金調達を含めた多角的な資金調達を検討・実行することにより、リスクを管理・限定することとしています。

支払金利の上昇リスクについては、長期固定金利による借入割合を増やすことで、リスクを限定することができます。また、デリバティブ取引は、金利上昇リスクのヘッジ手段として活用することができることとしています。当期末現在、変動金利による借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価は省略しています。

預金に関する預入先の信用リスクについては、預入先金融機関の分散化を図ることにより、当該リスクを限定することとしています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を用いた場合、当該価額が異なる場合もあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,140,880	9,140,880	—
(2) 信託現金及び信託預金	6,258,051	6,258,051	—
資産合計	15,398,931	15,398,931	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	19,500,000	19,490,751	△9,248
(4) 投資法人債	4,500,000	4,444,100	△55,900
(5) 長期借入金	102,870,000	102,749,105	△120,894
負債合計	126,870,000	126,683,956	△186,043
(6) デリバティブ取引	—	—	—

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,247,663	10,247,663	—
(2) 信託現金及び信託預金	6,166,218	6,166,218	—
資産合計	16,413,882	16,413,882	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	18,500,000	18,490,436	△9,563
(4) 投資法人債	4,500,000	4,452,300	△47,700
(5) 長期借入金	109,620,000	109,912,161	292,161
負債合計	132,620,000	132,854,898	234,898
(6) デリバティブ取引	—	—	—

### （注1）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

#### （1）現金及び預金 及び （2）信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### （3）1年内返済予定の長期借入金 及び （5）長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、本投資法人の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっています。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

#### （4）投資法人債

日本証券業協会による売買参考統計値に基づき算定しています。

#### （6）デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

賃借人から預託されている預り敷金及び保証金（貸借対照表計上額 前期：57,013千円 当期：75,861千円）及び信託預り敷金及び保証金（貸借対照表計上額 前期：9,043,598千円 当期：8,713,471千円）については、市場価格がなく、かつ、賃貸借契約の期間の定めがあっても中途解約や更新・再契約の可能性があること、さらには本投資法人の保有資産における過去のテナントの退去実績を分析しても個別性が強く何ら傾向を見出せないこと等から、返還時期の想定を行うことが難しく、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができません。よって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

投資有価証券（貸借対照表計上額 前期：176,011千円 当期：123,565千円）に関しては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日（2020年6月30日）後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	9,140,880	—	—	—	—	—
信託現金及び 信託預金	6,258,051	—	—	—	—	—
合計	15,398,931	—	—	—	—	—

金銭債権の決算日（2020年12月31日）後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	10,247,663	—	—	—	—	—
信託現金及び 信託預金	6,166,218	—	—	—	—	—
合計	16,413,882	—	—	—	—	—

(注4) 借入金及び投資法人債の決算日（2020年6月30日）後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
投資法人債	—	—	—	—	1,000,000	3,500,000
長期借入金	19,500,000	13,320,000	13,600,000	16,500,000	15,450,000	44,000,000
合計	19,500,000	13,320,000	13,600,000	16,500,000	16,450,000	47,500,000

借入金及び投資法人債の決算日（2020年12月31日）後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
投資法人債	—	—	—	—	1,000,000	3,500,000
長期借入金	18,500,000	10,320,000	19,000,000	16,450,000	15,100,000	48,750,000
合計	18,500,000	10,320,000	19,000,000	16,450,000	16,100,000	52,250,000

[有価証券に関する注記]

前期（2020年6月30日）

匿名組合出資持分（貸借対照表計上額176,011千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

当期（2020年12月31日）

匿名組合出資持分（貸借対照表計上額123,565千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。



[デリバティブ取引に関する注記]

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

前期 (2020年6月30日)

該当事項はありません。

当期 (2020年12月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

前期 (2020年6月30日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	121,370,000	101,870,000	(注)	—
	合計		121,370,000	101,870,000	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項」における「(3) 1年内返済予定の長期借入金」及び「(5) 長期借入金」の時価に含めて記載しています。

当期 (2020年12月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	124,620,000	106,120,000	(注)	—
	合計		124,620,000	106,120,000	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項」における「(3) 1年内返済予定の長期借入金」及び「(5) 長期借入金」の時価に含めて記載しています。

[退職給付に関する注記]

前期 (2020年6月30日)

本投資法人には、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

当期 (2020年12月31日)

本投資法人には、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税損金不算入額	5	2
貸倒引当金	0	0
繰延税金資産合計	5	2
繰延税金資産の純額	5	2

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前期 (2020年 6月30日)	当期 (2020年12月31日)
法定実効税率	31.46%	31.46%
(調整)		
支払分配金の損金算入額	△31.46%	△31.46%
住民税均等割	0.01%	0.01%
その他	0.00%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.02%	0.01%

[持分法損益等に関する注記]

前期 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

本投資法人には、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当期 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

本投資法人には、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要投資主等

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

2. 関連会社等

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要投資主等

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	杉田俊夫	—	—	本投資法人執行役員兼双日リートアドバイザーズ株式会社代表取締役社長	—	双日リートアドバイザーズ株式会社への資産運用報酬の支払(注1)	642,823	未払費用	188,244

(注1) 杉田俊夫が第三者（双日リートアドバイザーズ株式会社）の代表取締役社長として行った取引であり、資産運用委託報酬は、本投資法人の規約に定められた取引条件によっています。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	杉田俊夫	—	—	本投資法人執行役員兼双日リートアドバイザーズ株式会社代表取締役社長	—	双日リートアドバイザーズ株式会社への資産運用報酬の支払(注1)	875,035	営業未払金	155,996
								未払費用	184,074

(注1) 杉田俊夫が第三者（双日リートアドバイザーズ株式会社）の代表取締役社長として行った取引であり、資産運用委託報酬は、本投資法人の規約に定められた取引条件によっています。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

〔資産除去債務に関する注記〕

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

本投資法人は、賃貸用のオフィスビル、住宅及び商業施設（土地等を含みます。）を所有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：千円）

	前期	当期
	自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
貸借対照表計上額		
期首残高	253,127,498	252,520,339
期中増減額	△607,159	6,002,819
期末残高	252,520,339	258,523,158
期末時価	297,107,000	303,609,000

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で記載しています。

（注2）賃貸等不動産の前期期中増減額のうち、主な増加額は資本的支出によるものであり、主な減少額は減価償却費の計上によるものです。

（注3）賃貸等不動産の当期期中増減額のうち、主な増加額は「シティヒルズ安堂寺」等13物件（合計13,796,000千円）の取得によるものであり、主な減少額は「目白NTビル」等3物件（合計7,744,304千円）の譲渡によるものです。

（注4）期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する損益は、「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

〔セグメント情報等に関する注記〕

（セグメント情報）

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

（関連情報）

前期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

当期（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

[1口当たり情報に関する注記]

	前期	当期
	自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
1口当たり純資産額	290,461円	293,331円
1口当たり当期純利益	9,226円	12,098円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(注2) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期	当期
	自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日
当期純利益（千円）	4,151,244	5,443,434
普通投資主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通投資口に係る当期純利益（千円）	4,151,244	5,443,434
期中平均投資口数（口）	449,930	449,930

〔重要な後発事象に関する注記〕

1. 資産の取得

本投資法人は、以下のとおり、6物件の不動産信託受益権を取得しました。

物件名称	所在地	取得日	取得価格 (百万円) (注1)	取得先
天翔新橋5丁目ビル	東京都港区	2021年2月25日	1,200	合同会社NRTグロス14
メゾン・ディーノ	東京都墨田区	2021年2月26日	700	非開示(注2)
マイスターハウス川崎	神奈川県川崎市	2021年2月26日	709	双日株式会社
リエス鶴舞	愛知県名古屋	2021年2月26日	1,082	双日株式会社
小松原山元マンション	鹿児島県鹿児島市	2021年2月26日	670	非開示(注2)
ベレーサ金山	愛知県名古屋	2021年3月1日	702	非開示(注2)
合計			5,063	—

(注1) 「取得価格」は、売買契約書に記載された各不動産信託受益権の売買代金額を記載しています。なお、売買代金額には、消費税及び地方消費税並びに取得に要した又は要する諸費用は含まず、いずれも百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 取得先より承諾が得られていないことから非開示としています。

2. 資産の譲渡

本投資法人は、以下のとおり、2021年2月18日付で、4物件の不動産信託受益権を譲渡することを決定し、売買契約書を締結しました。そのうち、東池袋センタービル、FORECAST内神田及び丸の内三丁目ビルの3物件について、2021年2月25日付で譲渡が完了しました。

物件名称	所在地	譲渡(予定)日	譲渡(予定)価格 (百万円) (注1)	帳簿価額 (百万円) (注2)	譲渡先
東池袋センタービル	東京都豊島区	2021年2月25日	非開示(注3)	2,649	非開示(注3)
FORECAST内神田	東京都千代田区	2021年2月25日	非開示(注3)	1,277	非開示(注3)
丸の内三丁目ビル	愛知県名古屋	2021年2月25日	非開示(注3)	1,643	非開示(注3)
東信東池袋ビル	東京都豊島区	2021年7月1日から 2021年12月31日 までの間で別途合意 する日(注4)	非開示(注3)	990	非開示(注3)
合計			8,056	6,560	—

(注1) 「譲渡(予定)価格」は、売買契約書に記載された各不動産信託受益権の売買代金額を記載しています。なお、売買代金額には、消費税及び地方消費税並びに譲渡に要した又は要する諸費用は含まず、いずれも百万円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 2020年12月31日時点の帳簿価額を記載しています。なお、百万円未満を切捨てて記載しています。

(注3) 譲渡先より承諾が得られていないことから非開示としています。

(注4) 本書の日付現在未確定です。なお、本物件に関する売買契約書は、金融庁の定める「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定されるフォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後には決済・物件引渡しを行うこととしているもの、その他これに類する契約をいいます。以下同じです。)に該当します。当該売買契約書においては、相手方による故意又は過失による重大な当該売買契約書上の義務の違反があったときは、当該義務の違反により契約の目的を達成できない場合に限り、催告の上、解除することができることとされており、その場合、解除した者は、相手方に対し、違約金として譲渡予定価格の20%相当額の違約金を請求できる旨が定められています。また、当該売買契約書においては、買主及び売主の双方が、当該売買契約書締結日以降譲渡実行日までの間、理由の如何にかかわらず、相手方に対する書面による通知(当該通知は解約日の1か月前の日までに相手方に到達することを要することとされています。)により、違約金等を発生させることなく、当該売買契約書を解約できるものとされています。

## (7) 【附属明細表】

## ① 有価証券明細表

(単位：千円)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額 (注1)	未収利息	前払経過 利子	評価額 (注1) (注2)	評価損益	備考
匿名組合出資持分	合同会社NRTグロス14 匿名組合出資持分	—	50,486	—	—	50,486	—	(注3)
匿名組合出資持分	合同会社NRTグロス16 劣後匿名組合出資持分	—	73,078	—	—	73,078	—	(注4)
合計		—	123,565	—	—	123,565	—	

(注1) 千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 評価額については、帳簿価額を記載しています。

(注3) 運用資産は、「天翔新橋5丁目ビル」及び「tanosio shin-yokohama」の各不動産信託受益権です。

(注4) 運用資産は、「リードシー御殿山」、「リードシー飯田橋」、「シルフィード東品川」、「ロイヤルブルーム」、「エバースクエア同心」、「是空弁天」、「キャニスコート上新庄」及び「インペリアル鳳」の各不動産信託受益権です。

## ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

2020年12月31日現在の本投資法人における特定取引の契約額及び時価の状況は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	種類	契約額等 (注1)		時価 (注1) (注2)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	124,620,000	106,120,000	△698,253 (注3)
	合計	124,620,000	106,120,000	△698,253

(注1) 千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 時価の算定は取引先金融機関から提示された価格によっています。

(注3) 金利スワップ取引 受取変動・支払固定の時価の金額のうち、「金融商品に関する会計基準」に基づき金利スワップの特例処理を適用している取引については、貸借対照表において時価評価していません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	減価償却累計額		差引 当期末残高	摘要
					又は 償却累計額	当期償却額		
(有形固定資産)								
建物	264,709	1,584	-	266,294	17,517	4,099	248,776	
信託建物	61,573,977	3,183,872	2,929,482	61,828,367	10,046,633	965,970	51,781,733	(注)
信託構築物	202,535	14,519	3,178	213,877	61,281	5,251	152,595	
信託機械及び装置	461,294	44,264	12,199	493,359	126,089	23,733	367,270	
信託工具、器具及 び備品	215,961	21,347	7,466	229,842	78,076	17,477	151,765	
信託土地	181,678,910	11,498,039	5,273,766	187,903,184	-	-	187,903,184	(注)
小計	244,397,390	14,763,629	8,226,093	250,934,925	10,329,599	1,016,532	240,605,325	
(無形固定資産)								
借地権	1,251,662	-	-	1,251,662	-	-	1,251,662	
信託借地権	16,658,938	2,670	-	16,661,609	-	-	16,661,609	
その他	5,686	-	-	5,686	1,124	193	4,561	
小計	17,916,286	2,670	-	17,918,957	1,124	193	17,917,832	
合計	262,313,676	14,766,300	8,226,093	268,853,882	10,330,724	1,016,725	258,523,158	

(注) 信託建物及び信託土地の当期増加額の主な内訳は「ユニゾ神田須田町二丁目ビル」、「リードシー目黒不動前」、「ザ・スクエア」、「ラルテ中津」、「シティヒルズ安堂寺」、「エルミタージュ新栄」、「サン・名駅南ビル」、「天神東レジデンス」、「築地フロント」、「八丁堀リバーゲート」、「DeLCCS KASAI」、「セレニテ新大阪」及び「マリオン城西」を取得したことによるものであり、当期減少額の主な内訳は「目白NTビル」、「三井ウッディビル」及び「光明池アクト」を譲渡したことによるものです。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。



⑤ 投資法人債明細表

2020年12月31日現在の投資法人債の状況は、以下のとおりです。

(単位：千円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期 減少額	当期末 残高 (注1)	利率 (%)	償還期限	使途	担保
第1回無担保投資 法人債	2018年4月24日	1,000,000	—	1,000,000	0.54	2025年4月24日	借入金 の返済	無担保
第2回無担保投資 法人債	2018年4月24日	1,000,000	—	1,000,000	0.70	2028年4月24日	借入金 の返済	無担保
第3回無担保投資 法人債	2018年11月30日	1,500,000	—	1,500,000	0.88	2028年11月30日	借入金 の返済	無担保
第4回無担保投資 法人債	2019年4月24日	1,000,000	—	1,000,000	0.90	2029年4月24日	借入金 の返済	無担保
合 計		4,500,000	—	4,500,000				

(注1) 「当期末残高」は、千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 特定投資法人債間限定同順位特約が付されています。

(注3) 投資法人債の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
投資法人債	—	—	—	—	1,000,000

⑥ 借入金明細表

2020年12月31日現在の借入金の状況は、以下のとおりです。

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済期限	用途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)			
		(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注2)			
短期借入金	株式会社三菱UFJ銀行	—	1,350,000	1,350,000	—	0.50	2021年 10月30日 (注3)	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	—	1,350,000	1,350,000	—				
	計	—	2,700,000	2,700,000	—				
1年内返済予定の長期借入金	株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000	—	2,000,000	—	0.65 (注5)	2020年 7月21日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	2,000,000	—	2,000,000	—				
	株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000	—	2,000,000	—				
	株式会社三井住友銀行	500,000	—	500,000	—				
	株式会社りそな銀行	500,000	—	500,000	—				
	三井住友信託銀行株式会社	500,000	—	500,000	—				
	株式会社新生銀行	1,750,000	—	1,750,000	—	0.36 (注5)	2021年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
	みずほ信託銀行株式会社	1,750,000	—	1,750,000	—				
	株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000	—	—	2,000,000				
	株式会社みずほ銀行	2,000,000	—	—	2,000,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	500,000	—	—	500,000				
	株式会社三井住友銀行	2,500,000	—	—	2,500,000				
	三井住友信託銀行株式会社	500,000	—	—	500,000				
	株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	—	—	1,000,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	—	4,000,000	—	4,000,000	0.38 (注5)	2021年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	—	2,000,000	—	2,000,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	—	2,000,000	—	2,000,000				
	株式会社りそな銀行	—	1,000,000	—	1,000,000				
	株式会社新生銀行	—	500,000	—	500,000				
	みずほ信託銀行株式会社	—	500,000	—	500,000				
計	19,500,000	10,000,000	11,000,000	18,500,000					

区分	借入先	当期首 残高 (千円) (注1)	当期 増加額 (千円) (注1)	当期 減少額 (千円) (注1)	当期末 残高 (千円) (注1)	平均 利率 (%) (注2)	返済期限	用途	摘要
	長期 借入 金	株式会社三菱UFJ銀行	4,000,000	—	4,000,000	—	0.38 (注5)	2021年 8月20日	(注4)
株式会社みずほ銀行		2,000,000	—	2,000,000	—				
株式会社三菱UFJ銀行		2,000,000	—	2,000,000	—				
株式会社りそな銀行		1,000,000	—	1,000,000	—				
株式会社新生銀行		500,000	—	500,000	—				
みずほ信託銀行株式会社		500,000	—	500,000	—				
株式会社三菱UFJ銀行		370,000	—	—	370,000	0.26 (注5)	2022年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		300,000	—	—	300,000				
株式会社三井住友銀行		1,000,000	—	—	1,000,000				
株式会社りそな銀行		200,000	—	—	200,000				
三井住友信託銀行株式会社		450,000	—	—	450,000				
株式会社新生銀行		300,000	—	—	300,000				
みずほ信託銀行株式会社		200,000	—	—	200,000				
野村信託銀行株式会社		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		2,850,000	—	—	2,850,000	0.41 (注5)	2022年 8月22日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		1,400,000	—	—	1,400,000				
株式会社三井住友銀行		700,000	—	—	700,000				
株式会社りそな銀行		550,000	—	—	550,000				
三井住友信託銀行株式会社		300,000	—	—	300,000				
株式会社新生銀行		350,000	—	—	350,000				
みずほ信託銀行株式会社		350,000	—	—	350,000				
株式会社あおぞら銀行		250,000	—	—	250,000				
野村信託銀行株式会社		250,000	—	—	250,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		1,700,000	—	—	1,700,000	0.48 (注5)	2023年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		800,000	—	—	800,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社三井住友銀行		2,300,000	—	—	2,300,000				
株式会社りそな銀行		300,000	—	—	300,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000	0.25 (注5)	2023年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社三菱UFJ銀行		—	1,000,000	—	1,000,000	0.30	2023年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		—	500,000	—	500,000				
株式会社新生銀行	—	500,000	—	500,000					
みずほ信託銀行株式会社	—	500,000	—	500,000					

区分	借入先	当期首 残高 (千円) (注1)	当期 増加額 (千円) (注1)	当期 減少額 (千円) (注1)	当期末 残高 (千円) (注1)	平均 利率 (%) (注2)	返済期限	使途	摘要
	長期 借入 金	株式会社三菱UFJ銀行	1,600,000	—	—	1,600,000	0.50 (注5)	2023年 8月21日	(注4)
株式会社みずほ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		600,000	—	—	600,000				
株式会社りそな銀行		400,000	—	—	400,000				
三井住友信託銀行株式会社		400,000	—	—	400,000				
株式会社日本政策投資銀行		400,000	—	—	400,000				
株式会社三菱UFJ銀行		2,900,000	—	—	2,900,000	0.48 (注5)	2023年 8月21日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		800,000	—	—	800,000				
株式会社三井住友銀行		650,000	—	—	650,000				
株式会社りそな銀行		450,000	—	—	450,000				
三井住友信託銀行株式会社		450,000	—	—	450,000				
株式会社新生銀行		350,000	—	—	350,000				
みずほ信託銀行株式会社		400,000	—	—	400,000	0.56 (注5)	2024年 4月22日	(注4)	無担保 無保証
株式会社三菱UFJ銀行		1,900,000	—	—	1,900,000				
株式会社みずほ銀行		700,000	—	—	700,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社りそな銀行		300,000	—	—	300,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		1,550,000	—	—	1,550,000	0.52 (注5)	2024年 4月22日	(注4)	無担保 無保証
株式会社りそな銀行		850,000	—	—	850,000				
三井住友信託銀行株式会社		300,000	—	—	300,000				
株式会社三菱UFJ銀行		1,400,000	—	—	1,400,000				
株式会社みずほ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社りそな銀行		300,000	—	—	300,000	0.58 (注5)	2024年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		400,000	—	—	400,000				
株式会社日本政策投資銀行		400,000	—	—	400,000				
株式会社三菱UFJ銀行		1,050,000	—	—	1,050,000				
株式会社三井住友銀行		250,000	—	—	250,000				
株式会社りそな銀行		200,000	—	—	200,000				
三井住友信託銀行株式会社		150,000	—	—	150,000	0.54 (注5)	2024年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社新生銀行		150,000	—	—	150,000				
みずほ信託銀行株式会社		200,000	—	—	200,000				
株式会社三菱UFJ銀行		1,950,000	—	—	1,950,000				
株式会社みずほ銀行		200,000	—	—	200,000				
株式会社りそな銀行		400,000	—	—	400,000				
三井住友信託銀行株式会社		600,000	—	—	600,000	0.57 (注5)	2024年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社新生銀行		600,000	—	—	600,000				
みずほ信託銀行株式会社		600,000	—	—	600,000				
株式会社みずほ銀行		1,000,000	—	—	1,000,000				
株式会社三菱UFJ銀行	1,400,000	—	—	1,400,000					
株式会社みずほ銀行	600,000	—	—	600,000					
株式会社三菱UFJ銀行	400,000	—	—	400,000	0.70 (注5)	2025年 4月21日	(注4)	無担保 無保証	
株式会社りそな銀行	200,000	—	—	200,000					

区分	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済期限	用途	摘要	
	残高 (千円) (注1)	増加額 (千円) (注1)	減少額 (千円) (注1)	残高 (千円) (注1)	利率 (%) (注2)				
借入先									
長期借入金	株式会社三菱UFJ銀行	700,000	—	—	700,000	0.61 (注5)	2025年 4月21日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	200,000	—	—	200,000				
	株式会社三井住友銀行	500,000	—	—	500,000				
	株式会社りそな銀行	400,000	—	—	400,000				
	三井住友信託銀行株式会社	200,000	—	—	200,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	1,200,000	—	—	1,200,000	0.71 (注5)	2025年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	500,000	—	—	500,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	400,000	—	—	400,000				
	株式会社りそな銀行	300,000	—	—	300,000				
	三井住友信託銀行株式会社	200,000	—	—	200,000				
	株式会社日本政策投資銀行	200,000	—	—	200,000	0.63 (注5)	2025年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	1,500,000	—	—	1,500,000				
	株式会社三井住友銀行	300,000	—	—	300,000				
	株式会社りそな銀行	200,000	—	—	200,000				
	三井住友信託銀行株式会社	100,000	—	—	100,000				
	株式会社日本政策投資銀行	400,000	—	—	400,000	0.68 (注5)	2025年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	3,000,000	—	—	3,000,000				
	株式会社みずほ銀行	400,000	—	—	400,000				
	株式会社りそな銀行	200,000	—	—	200,000				
	三井住友信託銀行株式会社	200,000	—	—	200,000				
	株式会社新生銀行	200,000	—	—	200,000	0.75 (注5)	2026年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
	みずほ信託銀行株式会社	200,000	—	—	200,000				
	株式会社三菱UFJ銀行	200,000	—	—	200,000				
	株式会社りそな銀行	200,000	—	—	200,000				
	三井住友信託銀行株式会社	200,000	—	—	200,000				
	明治安田生命保険相互会社	500,000	—	—	500,000	0.70	2026年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	500,000	—	—	500,000	0.59 (注5)	2026年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	300,000	—	—	300,000				
	株式会社三井住友銀行	1,000,000	—	—	1,000,000				
	株式会社りそな銀行	200,000	—	—	200,000				
三井住友信託銀行株式会社	400,000	—	—	400,000					
株式会社新生銀行	200,000	—	—	200,000					
みずほ信託銀行株式会社	200,000	—	—	200,000					
株式会社あおぞら銀行	300,000	—	—	300,000					
株式会社三菱UFJ銀行	2,600,000	—	—	2,600,000	0.43 (注5)	2026年 4月20日	(注4)	無担保 無保証	
株式会社みずほ銀行	1,200,000	—	—	1,200,000					
株式会社りそな銀行	550,000	—	—	550,000					
三井住友信託銀行株式会社	250,000	—	—	250,000					
株式会社新生銀行	350,000	—	—	350,000					
みずほ信託銀行株式会社	450,000	—	—	450,000					

区分	借入先	当期首 残高 (千円) (注1)	当期 増加額 (千円) (注1)	当期 減少額 (千円) (注1)	当期末 残高 (千円) (注1)	平均 利率 (%) (注2)	返済期限	使途	摘要
	長期借入金	株式会社三菱UFJ銀行	3,650,000	—	—	3,650,000	0.83 (注5)	2026年 8月20日	(注4)
株式会社みずほ銀行		200,000	—	—	200,000				
株式会社りそな銀行		400,000	—	—	400,000				
三井住友信託銀行株式会社		200,000	—	—	200,000				
株式会社新生銀行		200,000	—	—	200,000				
みずほ信託銀行株式会社		200,000	—	—	200,000				
株式会社三菱UFJ銀行		1,500,000	—	—	1,500,000	0.39 (注5)	2026年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社りそな銀行		500,000	—	—	500,000				
三井住友信託銀行株式会社		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		500,000	—	—	500,000	0.74 (注5)	2027年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		300,000	—	—	300,000				
株式会社三井住友銀行		750,000	—	—	750,000				
株式会社りそな銀行		100,000	—	—	100,000				
三井住友信託銀行株式会社		400,000	—	—	400,000				
株式会社新生銀行		200,000	—	—	200,000				
みずほ信託銀行株式会社		100,000	—	—	100,000				
株式会社あおぞら銀行		200,000	—	—	200,000				
株式会社三菱UFJ銀行		3,500,000	—	—	3,500,000	0.54 (注5)	2027年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		1,200,000	—	—	1,200,000				
株式会社りそな銀行		500,000	—	—	500,000				
三井住友信託銀行株式会社		300,000	—	—	300,000				
株式会社新生銀行		400,000	—	—	400,000				
みずほ信託銀行株式会社		400,000	—	—	400,000				
株式会社三井住友銀行		500,000	—	—	500,000	0.45 (注5)	2027年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社三菱UFJ銀行		4,500,000	—	—	4,500,000	0.48 (注5)	2027年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		500,000	—	—	500,000				
株式会社新生銀行		500,000	—	—	500,000				
みずほ信託銀行株式会社		500,000	—	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行		—	950,000	—	950,000	0.49 (注5)	2027年 8月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社りそな銀行		—	400,000	—	400,000				
三井住友信託銀行株式会社		—	400,000	—	400,000				
株式会社新生銀行		—	400,000	—	400,000				
株式会社三井住友銀行	—	500,000	—	500,000	0.56 (注5)	2027年 12月20日	(注4)	無担保 無保証	

区分	借入先	当期首 残高 (千円) (注1)	当期 増加額 (千円) (注1)	当期 減少額 (千円) (注1)	当期末 残高 (千円) (注1)	平均 利率 (%) (注2)	返済期限	使途	摘要
		長期 借入 金	株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	—	—	1,000,000	0.96 (注5)	2028年 4月20日
株式会社みずほ銀行	200,000		—	—	200,000				
株式会社三菱UFJ銀行	—		500,000	—	500,000	0.59 (注5)	2028年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社あおぞら銀行	—		500,000	—	500,000				
株式会社三菱UFJ銀行	—		2,000,000	—	2,000,000	0.64 (注5)	2028年 8月21日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行	—		1,000,000	—	1,000,000				
株式会社りそな銀行	—		500,000	—	500,000				
三井住友信託銀行株式会社	—		500,000	—	500,000				
株式会社新生銀行	—		1,250,000	—	1,250,000				
みずほ信託銀行株式会社	—		1,250,000	—	1,250,000				
株式会社三菱UFJ銀行	800,000		—	—	800,000	0.95 (注5)	2029年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行	200,000		—	—	200,000				
株式会社三菱UFJ銀行	—		1,200,000	—	1,200,000	0.68 (注5)	2029年 4月20日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行	—		900,000	—	900,000				
株式会社三菱UFJ銀行	—		1,500,000	—	1,500,000	0.78 (注5)	2030年 7月22日	(注4)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行	—		500,000	—	500,000				
計			102,870,000	16,750,000	10,000,000	109,620,000			
合計		122,370,000	29,450,000	23,700,000	128,120,000				

(注1) 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」は、千円未満を切捨てて記載しています。

(注2) 「平均利率」は、期中加重平均利率を小数第3位で四捨五入して記載しています。

(注3) 2020年12月2日付で期限前返済しています。

(注4) 使途は、資産の取得、借入金の返済及びそれらに関連して合理的に認められる費用です。

(注5) 金利スワップ契約を締結しており、実質的に金利を固定化しているため、その効果を勘案した利率を記載しています。

(注6) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	18,500,000	10,320,000	19,000,000	16,450,000	15,100,000

## 2 【投資法人の現況】

### 【純資産額計算書】

(2020年12月31日現在)

	金 額
I. 資産総額 (注)	277,192,458千円
II. 負債総額 (注)	145,213,723千円
III. 純資産総額 (注) (I - II)	131,978,735千円
IV. 発行済数量	449,930口
V. 1口当たり純資産額 (III / IV)	293,331円

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。



## 第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	販売日	販売口数 (口)	買戻し口数 (口)	発行済投資口の 総口数 (口)
第12期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月30日	該当事項はありません	0 (0)	0 (0)	391,760 (48,400)
第13期 自 2018年 7月 1日 至 2018年12月31日	2018年7月2日	55,400 (31,993)	0 (0)	447,160 (80,393)
	2018年7月24日	2,770 (0)	0 (0)	449,930 (80,393)
第14期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	該当事項はありません	0 (0)	0 (0)	449,930 (80,393)
第15期 自 2019年 7月 1日 至 2019年12月31日	該当事項はありません	0 (0)	0 (0)	449,930 (80,393)
第16期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日	該当事項はありません	0 (0)	0 (0)	449,930 (80,393)
第17期 自 2020年 7月 1日 至 2020年12月31日	該当事項はありません	0 (0)	0 (0)	449,930 (80,393)

(注1) 括弧内の数は、本邦外における販売口数及び発行済投資口の総口数です。

(注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

## 第7【参考情報】

当計算期間の開始日から本有価証券報告書提出日までに、以下の書類を関東財務局長に提出しました。

2020年 9月28日 有価証券報告書（第16期（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日））

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月25日

日本リート投資法人  
役員会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 博樹

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている日本リート投資法人の2020年7月1日から2020年12月31日までの第17期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リート投資法人の2020年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、投資法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、投資法人は資産を取得しており、また資産の譲渡をすることを決定し、売買契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 財務諸表に対する経営者及び監督役員の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監督役員の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決

定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、執行役員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、執行役員に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

※ 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。